

平成25年第3回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（9月6日）	頁
1. 議事日程	16
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 議案第44号 税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について	19
11. 日程第5 議案第45号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改 正する条例の制定について	19
12. 日程第6 議案第46号 志布志市工場立地法地域準則条例の制定について	21
13. 日程第7 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	24
14. 日程第8 議案第48号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	25
15. 日程第9 議案第49号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	26
16. 日程第10 議案第50号 志布志市子ども・子育て会議条例の制定について	27
17. 日程第11 議案第51号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	27
18. 日程第12 議案第52号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）	43
19. 日程第13 議案第53号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）	44
20. 日程第14 議案第54号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	45
21. 日程第15 議案第55号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	45
22. 日程第16 議案第56号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	46
23. 日程第17 同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	47
24. 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	48
25. 散 会	49

第2号（9月9日）

1. 議事日程	50
2. 出席議員氏名	51
3. 欠席議員氏名	51
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	51
5. 議会事務局職員出席者	51
6. 開 議	52
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	52
8. 日程第2 一般質問	52
坂元 修一郎	52
長岡 耕二	75
金子 光博	85
岩根 賢二	96
9. 散 会	109

第3号（9月10日）

1. 議事日程	110
2. 出席議員氏名	111
3. 欠席議員氏名	111
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	111
5. 議会事務局職員出席者	111
6. 開 議	112
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	112
8. 日程第2 一般質問	112
小野 広嗣	112
丸山 一	132
平野 栄作	152
9. 延 会	171

第4号（9月11日）

1. 議事日程	172
2. 出席議員氏名	173
3. 欠席議員氏名	173
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	173

5. 議会事務局職員出席者	173
6. 開 議	174
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	174
8. 日程第2 一般質問	174
小園 義行	174
鶴迫 京子	119
福重 彰史	225
下平 晴行	242
9. 散 会	255

第5号（9月26日）

1. 議事日程	256
2. 出席議員氏名	258
3. 欠席議員氏名	258
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	258
5. 議会事務局職員出席者	258
6. 開 議	259
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	259
8. 日程第2 報告	259
9. 日程第3 議案第46号 志布志市工場立地法地域準則条例の制定について	259
10. 日程第4 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	260
11. 日程第5 議案第48号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	261
12. 日程第6 議案第50号 志布志市子ども・子育て会議条例の制定について	262
13. 日程第7 議案第51号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	264
14. 日程第8 議案第52号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	271
15. 日程第9 議案第53号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	272
16. 日程第10 議案第54号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	273
17. 日程第11 議案第55号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	273
18. 日程第12 議案第56号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	275
19. 日程第13 陳情第1号 志布志市議会議員定数削減を求める陳情書について	276
20. 日程第14 発議第5号 志布志市議会議員定数条例の制定について	279
21. 日程第15 陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について	281

22.	日程第16	陳情第4号	川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書 について……………	282
23.	日程第17	陳情第5号	川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書について……………	283
24.	日程第18	陳情第6号	原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー 政策に転換を求める陳情書について……………	284
25.	日程第19	陳情第7号	「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族 支援」に関する陳情書について……………	285
26.	日程第20	陳情第8号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める 陳情書について……………	286
27.	日程第21	発議第6号	「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出について……………	287
28.	日程第22	発議第7号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確 保」のための意見書の提出について……………	288
29.	日程第23	発議第8号	消費税増税中止を求める意見書の提出について……………	289
30.	日程第24	発議第9号	交通事故防止に関する決議について……………	290
31.	日程第25	報告第2号	平成24年度志布志市健全化判断比率について……………	291
32.	日程第26	報告第3号	平成24年度志布志市資金不足比率について……………	292
33.	日程第27	認定第1号	平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について……………	294
34.	日程第28	認定第2号	平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について……………	294
35.	日程第29	認定第3号	平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について……………	294
36.	日程第30	認定第4号	平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	294
37.	日程第31	認定第5号	平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	294
38.	日程第32	認定第6号	平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について……………	294
39.	日程第33	認定第7号	平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	295
40.	日程第34	認定第8号	平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について……………	295
41.	日程第35	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長) ……………	299	
42.	日程第36	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長) ……………	299	

43. 閉 会..... 299

平成25年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月6日	金	本会議	開会 会期の決定 議案上程
7日	土	休 会	
8日	日	休 会	
9日	月	本会議	一般質問
10日	火	本会議	一般質問
11日	水	本会議	一般質問
12日	木	休 会	
13日	金	休 会	
14日	土	休 会	
15日	日	休 会	
16日	月	休 会	敬老の日
17日	火	委員会	各常任委員会
18日	水	休 会	
19日	木	休 会	
20日	金	休 会	
21日	土	休 会	
22日	日	休 会	
23日	月	休 会	秋分の日
24日	火	休 会	
25日	水	休 会	
26日	木	本会議	委員長報告・採決 平成24年度決算関係議案上程 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第44号	税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第45号	志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号	志布志市工場立地法地域準則条例の制定について
議案第47号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第48号	志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号	志布志市子ども・子育て会議条例の制定について
議案第51号	平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
議案第52号	平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第53号	平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第54号	平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第55号	平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
議案第56号	平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
同意第4号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
請願第1号	T P P 交渉からの撤退を要求する請願
陳情第3号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
陳情第4号	川内原発1号機2号機の再稼動に反対し廃炉を求める陳情書
陳情第5号	川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書
陳情第6号	原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書
陳情第7号	「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族支援」に関する陳情書
陳情第8号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
発議第6号	「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出について
発議第7号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
発議第8号	消費税増税中止を求める意見書の提出について
発議第9号	交通事故防止に関する決議について
報告第2号	平成24年度志布志市健全化判断比率について

- 報告第3号 平成24年度志布志市資金不足比率について
- 認定第1号 平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 閉会中の継続審査申し出について
(総務常任委員長)
- 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
1 坂元修一郎	1 農業振興について	(1) 地球温暖化の影響とみられる環境変化による異常気象に加え、桜島降灰等、農家の苦悩は絶えないが、整備された畑かんは、干ばつや降灰洗浄等に大きな効力を発揮している。本市農業の現状と畑かん有効活用について問う。	市 長
		(2) 国からの交付金が減る中、地域には自立する経済力が求められている。地産のお茶を飲み健康増進につなげれば、医療費の削減ができ、大きな経済循環につながる。10月に開催される全国茶サミット等によるお茶の消費拡大と健康増進に向けた取り組みについて問う。	市 長
		(3) 日本各地で微生物を利用した環境保持や農業への微生物農薬等の取り組みが始まっている。環境を守りながら安全、高品質が求められる中で、微生物の利活用について問う。	市 長
2 長岡耕二	1 企業誘致の取り組みについて	(1) 企業誘致の取り組みについて、基本的な考え方を問う。 ① 本市から企業への働きかけはなされているか。 ② 企業から本市への問い合わせはどのくらいあるか。 ③ 今後、企業誘致の進め方を問う。	市 長
	2 水道事業について	(1) 市水道が通水していない地域について質問したが、「研究させてほしい」との答弁だった。その後の経過を問う。 (2) 地域の現状をどう捉えているか。 (3) 負担金軽減などの問題をどのように考えているか。	市 長 市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 金子光博	1 定住促進について	(1) 定住促進住宅用地の分譲の現状について問う。	市長
		(2) 今後の事業に対する取り組みと考え方について問う。	市長
4 岩根賢二	1 一般質問に対する答弁に基づくその後の取り組みについて	(1) 平成23年9月定例会の民間の共同墓地や公民館の水道料金の在り方についての質問に対して、「時間をいただき、内部で協議をさせていただきたい」との答弁であったが、その後どのような協議がなされたのか。	市長
		(2) 平成24年6月定例会の空き家対策条例の制定の質問に対して、「24年度内にはまとめた」との答弁であったが、その後どうなっているか。	市長
	2 疫病予防対策について	(1) P S A検査（前立腺がん検査）を無料化して、早期発見、早期治療につなげる考えはないか。	市長
		(2) 特定健診による検査結果を疾病予防対策にも活かしていくべきではないか。	市長
5 小野広嗣	1 企業誘致について	(1) 企業誘致は、雇用拡大や税収増加、地域産業の活性化等の経済効果をもたらす。本市では、企業誘致の適地の確保は進みだしたが、今後、誘致を進めるに当たって、具体的にはどのように取り組んでいくのか。	市長
		2 ICT自治体の取り組みについて	(1) ウィンドウズX Pのサポート期限が来年4月9日に切れる。これ以降は、セキュリティ更新プログラムの提供が終了し、情報漏れなどの危険性が高まることになる。本市のウィンドウズX P対策はどうなっているのか。

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
5小野広嗣	2 ICT自治体の 取り組みについて	(2) 災害時の行政事務の根幹をなす行政システムの事業継続のために、どのような対策がなされているのか。 (3) マイナンバー法が本年5月に公布され、年金、労働、福祉、医療等の社会保障分野と税分野、また災害対策分野等、広範囲の利用が想定されている。このマイナンバー制度により本市の行政システムにどのような影響があるのか。	市 長 市 長
	3 教育行政について	(1) 文部科学省は来年度から、小中高校生らの学力向上に向け、土曜授業を行う公立校への補助制度を設ける方針を決めた。この方針に対する、教育委員会の今後の取り組みと考え方を問う。	教育委員長
6丸山 一	1 市有財産の跡地 利用について	(1) 南部消防署跡地利用について問う。	市 長
	2 道路行政について	(1) 現在、通山小学校の通学路をゾーン30により対応しているが、市内の他の学校周辺において、取り組む考えはないか。	市 長 教育委員長
	3 防災行政について	(1) 平成23年6月議会一般質問のその後の対応について ① 急傾斜避難階段の整備について問う。 ② 津波対策用標高表示板の増設は考えられないか。 ③ 通山小学校などの高台移転について問う。	市 長
7平野栄作	1 人・農地プラン について	(1) 少子高齢化に伴う定住促進策及び地域農地の集積・効率的な活用の側面から、事業の推進を早急に実施していくべきと考える。 今後の普及啓発策をどのように考え、実施してくのか。	市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
7 平野 栄作	2 SNSの活用と課題について	<p>(1) 近年ツイッター等による非常識な写真等の投稿や、LINEによるいじめ等SNSを利用した様々な問題が報じられ、社会経済に大きな影響を及ぼしている。</p> <p>本来ならば画期的なツールであるが、モラルが欠如した一部の個人利用者によるものがその原因である。</p> <p>このような事象の拡散防止に対する取り組みが急務となるが、具体策を検討しているか。</p>	教育委員長
	3 グリーンツーリズムについて	<p>(1) 志布志市“志”ツーリズム協議会は23年度11月設立し、各種研修等を通じて、受け入れ体制を構築し実績も積み上げてきている。</p> <p>会員の中には農家民泊を開業する方々も増えており、今後交流人口を支える大きな受け皿となりえると考えます。</p> <p>① モニターとして市内の児童受け入れを行っているが、この評価をどのように捉えているか。</p> <p>② 市として横断的な支援はできないか。 (市・総合観光案内所のホームページでの掲載等)</p>	市長 教育委員長
8 小園 義行	1 政治姿勢について	<p>(1) 6月議会で本庁舎問題について合併から8年、そしてもうすぐ10年を迎えるので、協議検討したいと答弁されたが、今後の具体的な対応を問う。</p>	市長
	2 嘱託職員の待遇改善について	<p>(1) 一時金支給制度や正職員と同じように夏季休暇の実施、最低賃金の見直し等対応を問う。</p>	市長
	3 高齢者福祉について	<p>(1) 敬老祝金制度を見直し、75才以上のすべての人に支給する考えはないか。</p>	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8 小園 義行	4 児童福祉について	(1) 子ども医療費助成事業を高校卒業まで拡げる考えはないか。	市長 教育委員長
	5 福祉行政について	(1) 9月は障害者雇用支援月間である。障害者への理解、啓発に対する取り組みの現状はどうか。 (2) 障害児保育の実情はどうか。 (3) 障害者雇用の実情はどうか。	市長 教育委員長 市長 教育委員長 市長 教育委員長
	6 学校教育について	(1) 就学援助の対象範囲が拡大された事に伴い、準要保護児童・生徒にも拡げる考えはないか。	市長 教育委員長
9 鶴迫 京子	1 国民文化祭について	(1) 全国規模の文化祭が、平成27年度は鹿児島県で行われるが、内容・本市の取り組み状況・今後の流れはどうか。 (2) 文化祭のもたらす志布志市への相乗効果をも期待するところであるが、志布志の芸術・文化のアピールを最大限にするために、行政のやるべき多くの課題が見えてくると考える。県外や市民への周知の在り方も含めて、どのように取り組む考えか。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	2 防災・減災について	(1) 本市の地域防災計画の見直し作業の進捗状況はどうか。その中で最重要課題をどのように捉えているか。そして、その対応策について問う。	市長
	3 政治姿勢について	(1) ひとり金婚式・敬老祝金・本庁舎の位置・給食費未納問題・祭り・夏井海水浴場付近の景観や環境問題など、寄せられる市民の多くの声に、市長は、真摯に向き合ってきたと考えるか。また、次期の市長選の政策（マニフェスト）に盛り込む考えはないか。	市長 教育委員長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
10福重彰史	1 道路行政について	(1) 県道柿ノ木～志布志線、弓場ヶ尾地区の改良計画は、どのようになっているか。 (2) 県道塗木～大隅線、松山支所前の改良について、見通しを問う。	市長 市長
	2 鳥獣害対策について	(1) 被害状況はどのようになっているか。また、対策について問う。 (2) 鳥獣被害対策実施隊の設置の考えを問う。	市長 市長
	3 教育行政について	(1) 中学校自転車通学における自転車購入の負担軽減へ向けた助成策の考えはないか。 (2) 尾野見小学校グラウンド整備に対する対応策を問う。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	4 老人福祉施設の維持管理について	(1) 老人憩いの家の充実を図るため、施設改善の対策はどのようになっているか。	市長
	5 地区公民館の管理について	(1) 泰野地区公民館の学童保育の部屋が老朽化し、危険な状態である。早急な対策をする考えはないか。	市長 教育委員長
11下平晴行	1 行政システムについて	(1) 「行政は最大のサービス産業」と言われているが、実際市民に対するサービスが行われていると思っているか。	市長
	2 環境対策について	(1) 養豚場のし尿等の垂れ流しで、地域住民への悪臭や環境負荷を与えている。また、青少年育成活動やキャンプ等、子供たちが水と親しむことができない環境になっている。対策について問う。 (2) 簡易の尿溜槽を設置して満杯になっているため、悪臭や垂れ流しの要因になっている。管理の在り方について問う。	市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11下平晴行	3 福祉対策について	(1) 23年6月定例会のワンコインサポート事業の取り組みについての質問に対して、現状の福祉課事業で対応できると答弁しているが、実態をどう捉えるか。	市 長
	4 観光資源の活用について	(1) 宝満寺跡及び宝満寺観音堂を市は現在、どのように認識しているか。 (2) 観光振興として宝満寺史跡公園をどのように活用していくかビジョンを示せ。また、観光客を呼び込むイベント等の考えはあるか。	市 長 市 長

平成25年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成25年9月6日（金曜日）午前10時05分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第44号 税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第45号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第46号 志布志市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第7 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第48号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第49号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第50号 志布志市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第11 議案第51号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第52号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第53号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第54号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第55号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第56号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (23名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭
松山支所産業建設課長補佐 大 垣 卓 昌	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次 長 兼 議 事 係 長 吉 田 秀 浩
調 査 管 理 係 長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時05分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成25年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、下平晴行君と西江園明君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの21日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの21日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
議員定数等調査特別委員長から調査が終了した旨、報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

昨日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりであります。請願第1号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。陳情第3号につきましては、産業建設常任委員会に、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号及び陳情第8号につきましては、総務常任委員会に、陳情第7号につきましては、文教厚生常任委員会にそれぞれ付託いたします。

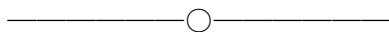
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から平成24年度事業報告及び決算書、平成25年度事業計画及び予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。

○
○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第4、議案第44号及び日程第5、議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号及び議案第45号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第4 議案第44号 税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第44号、税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

どうぞよろしく申し上げます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、税外収入に係る延滞金割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、延滞金割合の特例見直しの措置が講じられ、保険料等の延滞金割合を同法の規定に準じて定めるため、関係条例の規定の整理を行うものであります。

内容につきましては、志布志市介護保険条例、志布志市治山事業等分担金徴収条例、志布志市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例及び志布志市後期高齢者医療に関する条例に規定する延滞金の割合をその特例を含め地方税における延滞金と同様に定めていることから、地方税と同水準に引き下げるものであります。

なお、この条例は関係法律の施行の日と同じく、平成26年1月1日から施行し、一部の規定は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

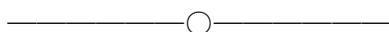
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第45号 志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条

例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第45号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、特定地域における工業用機械等の特別償却制度の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、第1条、第2条及び第5条の字句を整理し、第4条の改正が不均一の課税の対象となるものを半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号に定める期間内に、同法に規定する特別償却設備を新設し、または増設したものとします。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の志布志市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の規定は、平成25年4月1日から適用するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） これですよ、本市の第2種、第3種、第4種、それぞれあるんですが、何種類ぐらいがここに該当するもんなんですかね、若浜地区を含めてですけど。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 付議案件説明資料のですね、8ページを御覧いただきたいと思えます。

ただいま市長が説明いたしました条文の中で説明いたしましたのが8ページでございます、大きな項目で1、2、3、4項目定めております。1、2、3項目につきましては、ただいま市長が説明申し上げました。

具体的な内容につきましては、4項目目の固定資産税の不均一課税の対象となる要件ということでございます。これまで2,700万円の以上の取得だけが対象でございましたけれども、その表にございますように、今回は租税特別措置法及び今回のこの条例の改正によりまして、資本金額がそれぞれ3段階に分けられまして、取得額もそれぞれ下限が定められたということでございまして、これまで均一に2,700万円でございますものが500万円以上のものが資本金額の段階的な形で対象になるというものでございます。

ただいまの御質問でございますけれども、当市で対象となるこういった業種でございますけれども、平成21年度の経済センサスという統計調査がございまして、それに基づく数値で申し上げますと、ここに資本金額が1,000万円以下で269、それから1,000万円から5,000万円116、それから5,000万円を超える業種で13ということで、平成21年度の経済センサスの結果では398事業者と

なっているところでございます。ただし、これには個人の事業者は含みませんので御承知おきい
ただきたいと思えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第45号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決さ
れました。



日程第6 議案第46号 志布志市工場立地法地域準則条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第46号、志布志市工場立地法地域準則条例の制定につい
てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市工場立地法地域準則条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、工場立地法の一部改正に伴い、市が特定する区域については、国の基準に代えて緑地
及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項を条例で定めることができ
ることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い
申し上げます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第46号、志布志市工場立地法地域準則条例の
制定につきまして補足して説明を申し上げます。

はじめに条例の制定に至る経緯、それから国の基準、条例の内容等について御説明をいたしま
す。付議案件説明資料の9ページを御覧ください。

まず、工場立地法地域準則条例の制定の経緯についてでございます。そこに書いておりますよう
に、工場立地法では、敷地面積9,000㎡以上、または構築物の建築面積の合計が3,000㎡以上で製
造業等を営む工場は、周辺環境との調和を図るため全国一律で全敷地のうち緑地面積20%以上を
含む環境施設面積25%以上を設けることが義務付けられているところでございます。

従来は、都道府県及び政令指定都市のみが地域実情に応じまして緑地を含む環境施設の面積割
合について、国の基準の範囲内で地域準則を独自に制定することが可能でございましたけれども、

平成23年に工業立地法が一部改正されまして、平成24年度から緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び届け出受理、変更命令等が全ての市へ権限移譲されたものでございます。

今回、本市におきましても、地域の実情を勘案した地域準則条例を制定しまして、緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合等を緩和することで、企業誘致をより一層推進するものでございます。

2番目の項目でございますが、地域準則で設定が可能な緑地面積率等に関する区域の区分ごとの国が定める基準を示しておりますけれども、例えば第4種区域の緑地面積率の場合、下限値を従来の20%から5%へ引き上げることにも可能となったところでございます。工場立地法における区域区分には、第1種区域から第4種区域までございまして、第1種区域は都市計画の用途指定を受ける住宅商業地域を対象とするものでございます。第2種区域は同じく準工業地域、第3種区域は工業地域を対象とするものでございます。第4種区域は第1種から第3種区域に該当しない区域でございまして、土地計画区域外を含む用途地域の定めがない地域を指すものでございます。

3番目に、今回提案しております地域準則条例で定める内容を示しているところでございますが、御覧のとおり環境施設面積率及び緑地面積率につきましては、他の自治体と同様に国が定める下限値で設定をしているところでございます。

なお、そこで書いておりますように第3種区域の範囲設定に当たりましては、志布志港若浜地区も工業地域として検討対象でございましたけれども、この地域につきましては昭和54年3月の志布志港港湾計画におきまして、「緑地面積率は20%を確保をすること」とされているために、今回条例の第3種区域からは除外するものでございます。

4番目に、施行期日につきましては、公布の日からの施行といたします。

また、9ページ一番下の方に参考までに今年8月までに制定されました本県内における事例を示しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

次の10ページでございますが、10ページには地域準則条例の区域指定図を示しておりますので、こちらの方もまた御確認をいただきたいと思っております。

以上のような概要説明で今回提案しております地域準則条例案を具体的に御説明いたしたいと思っております。議案書の方を御覧いただきたいと思っております。

地域準則条例につきましては、第1条で趣旨、第2条で用語の定義を定めているところでございます。第3条では、区域の範囲並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を定めまして、先ほど説明しましたように、これまでは工場立地法の準則に基づきまして、市内全域におきまして100分の25以上と一律に定められておりましたものを都市計画法で定める区域の区分を基準とした第2種から第4種まで三つの区域を設定しまして、それぞれの区域で国の定める下限値で設定を行ったものでございます。第4条では、緑地が他の施設と重複する場合の緑地の敷地面積に対する割合の算定方法、すなわち配管等や太陽光パネルの下の芝生や屋上緑化などの算定方法について定めております。第5条では、特定工場の敷地が二つ以上の区域にわたる場合の

適用についてを定めております。また、第6条では、条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任することを定めております。

附則第1条では、条例の施行期日について、第2条では昭和49年6月28日を基準とする既存工場が生産施設の増設等を実施する場合の緑地及び環境施設の面積の算定について規則で定めることとしているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 今説明があったとおりであります。いわゆる市へ権限移譲がされるということで企業誘致にも一層の推進が図られると、これはもう本当にそのとおりだと思うんですが、国がそういう形で進める中で、逆に今度は環境面積は少なくなるわけですよ、半面。そういう中での議論はされたのかですね、これはこのとおり基準があったから、なら1割あるいは15%、10%削減というようなことに1種区域からありますと、そういうふうに環境基準そのものも下がってくるわけですよ、そこら辺の考え方は、ただ企業誘致とか、そういうのは大変有り難いんですけども、半面そういうものも内部では議論をされたのかですね、国が定めているからそのとおりだということで進めていくのかどうかですね、そこをちょっとお願いいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ただいま条例でお示しましたように、都市計画法では第1種から第4種区域までであるわけなんです、今回条例の対象としておりますのは、第2種から第4種でございます。と申しますのは、第1種区域につきましては、住宅、商業地区というふうになっておりますので、これにつきましては、従来どおり工業立地法の25%を対象とするということで環境の整備の方に努めると、従来どおりという形でございます。

それから、その他の地区につきましては、おっしゃるとおり国が幅を設けて設定することは可能ということで、国の方は基準を示しているわけなんですけれども、今回私どもはほかの先行の自治体と同様に国が示す一番下限の数値です、今回示したところでございます。おっしゃるように環境への影響はないかということでございますけれども、国が示す基準の範囲内での設定でございます、この企業立地のほかに、それから当然地域住民の理解でございますとか、周囲の理解とかいうふうなそういったことも当然同意を得る必要等がございますので、この基準の範囲内で企業の方も、それから環境の方もいろいろな形でのですね、対応がとれるのではないかと、いうふうに理解をしているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この附則です、既存の関係のそれもあるんですが、それぞれ規則で定めるといふふうになってるんですね、これまでもあった施設ですよ、そこについては今回の条例のこういうものと大体同じようになっていくというふうに理解していいんですかね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 附則のただいま御質問の附則の2項です、定めております既存工場等の場合のことでございますけれども、当然既存工場につきましては、現在、うちでいますところに該当する特定工場は1社ございますけれども、当然工場立地法の施行前の企業

でございますので、届け出等はされておりません。ただし、今回こういった企業等がですね、今後増設とか増築とか、そういった場合になりますと、当然今回の条例の適用の対象となる場合には同じような形での調整が必要になるわけなんですけれども、従来が既存の工場ということで届け出等はなされておりませんので、今回の新しい基準に基づく対応がすぐできるかということ、なかなか難しいことも想定されますので、そういった場合にでも可能な限り、今回の条例の制定に沿うような形での調整ができるように、それは国とか先行市等が示している事例がございますので、そういったのを参考にしながら、できるだけ今回の制定の内容に近づくような形での対応をお願いするような予定で、規則で定める予定にしているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会へ付託いたします。



日程第7 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の公的年金等からの特別徴収制度の見直し、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例を拡充する等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、年間の徴収税額の平準化を図るため、市が公的年金の支払いの際に、特別徴収の方法によって徴収する年金所得に係る仮特別徴収税額を前年度分の個人の市民税額の2分の1に相当する額とし、また公社債等の利子譲渡損益に対する課税及び上場株式等の配当、譲渡損益に対する課税が一体化されたことに伴い、これらの金融所得に対する個人市民税の課税方法を改めるものであります。

なお、この条例は関係法律の施行の日と同じく、平成28年1月1日から施行し、一部の規定は同年10月1日、または平成29年1月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 非常にですね、こういう、今25年で3年先ですかね、こういう形でもう変わったんですよというのが、3年後に実際施行になるんですが、この説明資料と議案とですね、全く同じようなものがここあって、私たち素人から見たときに、少し不勉強と言われればしょうがないんですけど、もっと平たくですね、分かるようにこの資料等は出していただけると有り

難しいなと思って、簡単にこれを先ほど市長の方からですね、特別徴収の関係で前年度の2分の1に相当する額とかいろいろ説明があったんですが、もう少し分かりやすくこれを説明してみてください。

○税務課長（上原 登君） もう少し分かりやすく説明をせよということでございます。

まず、公的年金に係る市民税の特別徴収でございますけれども、これにつきましては、前年分の年金取得に係る本徴収税の年金所得に係る2分の1額を算定をして、それを基に算定をする方式に変えられました。といいますのは、仮徴収額で算定しておりますと、翌年度に大きな控除があった場合に、仮算定ですと、大きな額をそのまま翌年度も仮算定をして付加することになって、残りの月に大きく算定額が減額をされてしまうと、そうなりますと前期の3月と3回分と後期の3回分に大きな差が出て、大きな納税額の差がそのまま残ってしまうということにならないために年税額を除して、そのことを年間に案分をしていって、年間の徴収額を平均化するという措置を今回講じることになったということが年金における改正ということでございます。

ただし、このことは年金事業者の方が大きなシステム改修を要するということで、施行までに3年の期日を要しているということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第48号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第48号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例を拡充する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、公社債等の利子譲渡損益に対する課税及び上場株式等の配当譲渡損益に対する課税が一体化されることに伴い、これらの金融所得に対する課税方法を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成29年1月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 1点だけお願いします。

この施行がですね、平成29年1月1日から施行するというので、今ここで志布志市の国民健康保険税条例の一部を改正しなきゃいけないということなんですけど、今国が目指しているのが、国保の広域化という作業をしていますね、そういったものとの関連でこれがこういう29年1月1日というふうに提案がされてるものなんですかね。

○税務課長（上原 登君） ただいまの御質疑でございますけれども、広域化とは今回の条例改正は関係ございません。金融所得一体課税が所得税の場合28年から施行になります。住民税は翌年の課税になりますので、29年からということになって、法の施行とあわせて、今回市の条例も改正をしなければならないと。また、国保の場合は所得判定にこの住民税の所得を反映させていただいておりますので、そのため今回あわせて国保税も改正をさせていただくということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第9、議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第49号 志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第49号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正による同法の題名の改正が行われたことに伴い、条例中の当該法律名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第2項第6号の引用法律名を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律から、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改めるも

のであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成26年1月3日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） この条例の一部改正は今、市長からありましたとおり、文言の訂正というか、変更ですよ。よく見ていきますと、変わってるのは、被害者の「保護に関する法律」から「保護等に関する法律」ということで一文字だけ変更になっているというふうに理解しますが、これが「等」が入ったことでどういうふうに変化していくのか。例えば、配偶者へのDVであったものが同居家族へ拡大されるのかとか、そういったことを想定するわけですが、そこらを少しお示しをいただきたいと思います。

○福祉課長（福岡勇市君） 「等」が入ったことによって適用対象の拡大に伴います。具体的には、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力、交際相手からの暴力について、その被害者についても拡大されたところであります。

以上です。

○13番（小野広嗣君） いわゆる配偶者からの暴力ということがうたってあるわけですが、この訂正がないままに「等」の中に交際相手なども含まれるという答弁でありました。

私が質疑した中に、それはそれとしまして、そういった拡大になったのかなと思いますけれども、その配偶者からのDVというのを考えたときに、そこに同居家族がいて、同居家族に対するDVということは当然あるわけで、そういったところも含んでるのか、これまでもそれを含んだのか、そこらを少し詳しく教えていただきませんか。

○福祉課長（福岡勇市君） 配偶者暴力防止法については、配偶者からの暴力の防止、それと被害者の保護を図ることを目的とする法律でございます。

今回、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力につきましても、配偶者からの暴力と同様にその被害者を救済するために法律上の支援の根拠を明確にする必要があることから、準用するための改正でございます。

議員のおっしゃる事実婚とか、離婚後、事実上離婚したものと同様にそのことも引き続き暴力を受ける場合も含んでおるところでございます。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

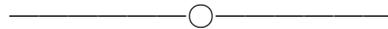
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。



日程第10 議案第50号 志布志市子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第50号、志布志市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、志布志市子ども・子育て会議条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、市町村は子ども・子育て支援に係る審議会その他の合議制の機関を置くように努めるものとする措置が講じられたため、志布志市子ども・子育て会議を設置することとし、その所掌事務、組織等に関する事項を定めるものであります。

内容につきましては、第1条で志布志市子ども・子育て会議の設置、第2条で所掌事務、第3条で組織、第4条で委員の任期、第5条で会長及び副会長、第6条で会議、第7条で庶務、第8条で委任を定めるとともに、附則において志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、当該委員の報酬及び費用弁償の額を定めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

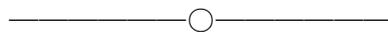
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第51号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第51号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、本県産牛肉・豚肉ギフト券付きプレミアム商品券発行事業、市単独道路維持事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第

218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第51号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億8,820万5,000円を追加し、予算の総額を192億6,667万4,000円とするものでございます。それでは予算書の7ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、追加は梅雨前線豪雨により被災しました農林水産施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業について補助災害復旧事業を600万円、単独災害復旧事業を310万円追加しております。

変更は、やっちくふるさと村施設改修等事業実施及び急傾斜地崩壊対策事業県営事業負担金の増額に伴い、一般単独事業の合併特例事業を1,320万円増額、借入額の決定に伴い臨時財政対策債を5,570万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。11ページをお開きください。

まず、歳入の10款、地方交付税は、普通交付税の交付額が対前年度比3,539万6,000円、0.5%増の70億5,379万4,000円に決定したことに伴い、2億379万4,000円増額しております。

15ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、国の直接採択事業に切り換えたことに伴い、農業農村活性化推進施設等整備事業を2,494万8,000円減額しております。8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を1,240万円計上しております。

16ページの16款、財産収入、2項、財産売払収入は、志布志地区の国有林分収林売払収入を2,708万1,000円計上しております。

18ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、14目、オラレまちづくり基金繰入金は、本県産牛肉・豚肉ギフト券付きプレミアム商品券発行事業の財源として300万円増額、19ページの2項、特別会計繰入金は、各特別会計の前年度決算の確定に伴いまして、国民健康保険特別会計繰入金等を総額で2,656万4,000円増額しております。20ページの19款、繰越金は前年度からの繰越金が確定いたしましたので、2億4,672万6,000円増額しております。

21ページをお開きください。

20款、諸収入は、本県産牛肉・豚肉ギフト券付きプレミアム商品券発行事業に伴う、口蹄疫対策地域活性化事業助成金を530万円、国庫補助金の精算返還を行うための事業主体から返還金を1,809万7,000円計上しております。

22ページをお開きください。

21款、市債は7,800万円増額し、総額で22億5,990万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

24ページをお開きください。

2 款、総務費、2 項、徴税費、2 目、賦課徴収費は、法人税及び固定資産税の修正申告等に伴い、税還付金を2,820万円増額しております。

26ページをお開きください。

3 款、民生費、2 項、児童福祉費、1 目、児童福祉総務費は、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等を実施するための経費を220万6,000円計上しております。

29ページをお開きください。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、2 目、農業総務費は、やっちくふるさと村施設改修等事業を1,070万円計上しております。4 目、園芸振興費は、国の燃油価格高騰緊急対策事業により、ヒートポンプ導入台数が増加したことに伴い、施設園芸先進的加温技術導入促進事業を1,479万2,000円増額しております。5 目、茶業振興費は、昨年度から実施しております茶レンジ風邪なし運動の効果を高めるため、市内の全小中学校で取り組むための経費819万5,000円を計上しております。

31ページをお開きください。

2 項、林業費、2 目、林業振興費は降灰洗浄散水施設等を整備し、特用林産物の経営安定を図る活動火山周辺地域防災林業対策事業を295万8,000円、国有林分収林の立木売り払いに伴う分収林分収交付金を1,746万4,000円計上しております。

32ページをお開きください。

7 款、商工費、1 項、商工費、2 目、商工業振興費は、本県産牛肉・豚肉ギフト券付きプレミアム商品券発行事業を2,196万5,000円計上しております。

34ページをお開きください。

8 款、土木費、2 項、道路橋りょう費、2 目、道路維持費は、市単独道路維持事業を4,160万円増額しております。

40ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1 項、農林水産施設災害復旧費は、補正額2,220万4,000円のうち、補助災害復旧事業を1,910万円計上、単独災害復旧事業を310万4,000円増額しております。

41ページの2 項、公共土木施設災害復旧費は、補正額565万5,000円のうち、補助災害復旧事業を100万円計上、単独災害復旧事業を465万円増額しております。

以上が補正第2号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○23番（福重彰史君） まずこの歳入の寄附金の関係ですけれども、特定寄付金ということで20万円が計上されているようでございますけれども、このことについて若干中身をお示しをいただきたいと思ひます。

次に、歳入歳出関係ですけれども、まずこの税務課関係の税還付金でございますけれども、こ

の説明書の資料によりますと、景気低迷に伴うところの法人税及び固定資産税の修正申告ということであるようにございますけれども、この景気低迷に伴いますところの法人税につきましては、ある程度理解はできるところでございますけれども、この景気低迷に伴って固定資産税の修正ということですよ、ここが出てきておりますけれども、これにつきましては、固定資産税の修正については何件であるのか。

そしてまた、どういう内容でこの固定資産税の修正が出てきているのか伺いたと思います。

それから、保健課関係でございますけれども、今回介護基盤緊急整備等特別対策事業、スプリンクラーの設備の関係が出ておりますけれども、新設される介護施設の設置の中におきましては、その建設設置に向けまして、そのスプリンクラーの設備というのは義務化、いわゆる条件とはなっていないものかですね、新設か最近つくられたそういう施設場合ですね、そういうふうになってないのかということでございます。

次に、農政課関係のやっちくふるさと村の改修でございますけれども、今回その内容が示されておりますが、新しい指定管理者を迎えまして、ただいま運営がなされておりますが、新しいこの感覚、あるいはまた視点、企画によってですね、経営がなされるための予算であるというふうに思うところでございますけれども、オープンして間もない状況ではございますけれども、費用対効果というのがありますので、現在のこの集客の状況はどのようになっているのか伺いたと思います。

それから、同じく農政課でございますけれども、「茶レンジ風邪なし運動」の事業についてでございますが、昨年から実施しておりますけれども、この昨年実施したこれにおけるその効果というものが分かっているんであればですね、その範囲内でお示しをいただきたいと思えます。

○税務課長（上原 登君） 税の還付金についてのお問い合わせでございます。景気低迷に伴う法人税の還付につきまして、現在予定納付されたものにつきまして、25年度決算を迎えた法人から現在41社約1,000万円を超える還付申請が法人税について上がってきております。

なお、今後もこれらについては還付申請が見込めることから、今回補正をお願いするところでございます。なお、固定資産税につきましては、修正申告でございますけれども、家屋に含まれる償却資産につきまして、二重に申告をしております。そしてまた、市の方もそれに二重に課税をしておりましたので、その分の二重に課税しておりました税について還付申請があったためにそれについて還付をいたすということで、合わせて2,800万円ほどの補正をお願いするところでございます。

○保健課長（若松光正君） 歳出の25ページ介護基盤緊急整備等特別対策事業のお尋ねでございます。このスプリンクラーを整備するものがございますが、介護保険施設で消防法に定める床面積275㎡以上の施設については、全て設置済みでございます。

また、本市におきまして、それ以下の施設につきましても設置済みとなっているところがございます。

○財務課長（野村不二生君） 特定寄附について御説明申し上げます。

この特定寄附20万円につきましては、市の埋蔵文化財の施設がございましたけれども、センターを御覧になられてですね、文化財関係で活用していただきたいということで寄附をいただきまして、今回補正予算に計上しておりますが、予算書の38ページの教育費、社会教育費の中の文化財保護費の中で、その他の欄に20万円と上げておりますけれども、ここに特定寄附として財源充当をしているところでございます。

○松山支所産業建設課長補佐（大垣卓昌君） やっちくふるさと村の今のオープンしまして、その後の集客数につきまして御報告申し上げます。

7月6日にプレオープンということで集客が始まりまして、7月の段階ではソフトクリームの売上げということの、これは売上げの件数でございます。1,444件の売上げが、売りの数が上がっております。それから8月3日にグランドオープンということで、ソフトクリームとあとビュッフェの方のお店の方も開店しまして、8月ですね、ソフトクリームの売りが1,958件、それから売店の物産の方の販売の方が2,147件でございます。それからビュッフェの方でございますが、トータルで8月が4,399人の来客があったようです。

以上です。

○農政課長（今井善文君） お尋ねの茶レンジ風邪なし事業のことでございますが、24年度におきましてモデル校ということで7校で実施させていただいたところでございます。

その結果についてでございますが、まだ詳細な部分までは入り込んでおりませんが、残念ながらこの顕著に効果をあらわすというところまではいっておりません。ただ、これを全市に広げて他市との比較とか、そういう部分で取り組みをさせていただきたいということで、今回お願い申し上げます。

○23番（福重彰史君） 今のまずお茶の関係でございますけれども、昨年実施して半年間ということですので、顕著な結果はまだ出てないようですけれども、お茶が効能というか、そういうものはもう今十分に示されております。ただですね、こういうものというのは、昨年も半年間ですよ、今年もどういふふうにされるのか分かりませんが、これでいくと一応半年の期間という形で出されているようですけれども、この目的の中には、今インフルエンザというのは1年を通してどこで発生するか分からないような状況もありますし、また、この虫歯予防、これなんか等に対しての目的も入っているようでございますが、やはりこういうものは1年を通しての中でですね、初めてそういう効果というのは出てくるものじゃないかなというふうに思うわけなんです。特に、この虫歯なんかというのは、半年いわゆるお茶を飲んだからといってですね、それでどうこうというものじゃないと思うんですよ。だから、こうしてずっと継続して、年間を継続して続けることによって当然その効果はあらわれてくるものであるというふうに思うわけですが、そのあたり、今後の実施についての考え方をもうちょっとお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、やっちくふるさと村でございますけれども、今ございましたように、それぞれ集客も相当あるようでございます。私ももう3回ほど行っておりますけれども、多い時には1時間半

待ちというビュッフェの場合はですね、そういうときもございました。そういう中で本当に有り難いことだと、ただこれがずっとこのまま更に集客が上向いて、そしてまた、継続してくれればなというふうに思うところでございますが、やはり志布志市の情報発信のですね、基地施設としても大いにその期待がされるわけでございますので、さらにですね、市としてできる限りの支援はすべきではないかなというふうに考えるわけでございますけれども、その点についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

「茶レンジ風邪なし運動」につきましては、昨年モデル校を定めまして、試行的にしたところでございます。担当課長の方では少し遠慮してですね、発言したんじゃないかなと私自身は思ったところでございます。教育長の見解によりますと、本市の子供たちの健康状態については、特に風邪が発生してなかったという状況については、他地区と比べると極めてすぐれていたということの教育長からの評価をいただいているところでございます。

結果的には、1学級そのモデル校でですね、学級閉鎖があったということで、それはちょっと残念だったんですが、今回においては、また改めて冬場の風邪が多発する時期、そしてインフルエンザが多発する時期に向けて、このお茶を飲むことによって健康状態が保たれていることをしっかり証明しようということをお願いするところでございます。

議員御提案のとおり、御発言のとおり、これは集中的に時期的にするものではなくて、ずっと通してするものではないかということでございますが、当然私どももそのことについては考えております。

そしてまた、本市においては全小中学校におきまして給茶器がセットされておりますので、通年を通して、そのことについては親しむ、そしてまた、健康に寄与するための環境というのはつくられているということでございます。

今後は、今回開催されます10月30日、31日の全国茶サミット大会において、本市において緑茶と健康が、まさしくそのことが緑茶を飲むことが健康に寄与するんだということの宣言を明確にいたしまして、緑茶を多く摂取することによりまして、本市の健康増進にしっかりつなげていくというきっかけにしていきたい。そして、具体的に新たな事業を構築して、また議会にお願いしたいというふうに考えているところでございます。

それから、やっちくふるさと村につきましては、本当にうれしい状況でございます。このような形であの交通量が減少している施設について、たくさんのお客さんが来ていただける施設になったということにつきましては、議会の皆様方の全面的な御協力のたまものというふうにも有り難く感じているところでございます。そしてまた、これは当然地域の方々が一番喜んでいうことでございまして、今後お客さんが多いということで、さらに地域からもこういった形で提案したいと、参加したいという声が上がってきておりますので、そのことにつきましても経営者と共に、指定管理者と共に前向きに取り組んで、まさしく地域の施設として活用が図られることも目指してまいりたいというふうには思うところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（立山静幸君） 予算書の33ページでございますが、土木総務費の用地取得の120万円、説明資料は13ページの上の段ですが、この説明資料によりますと、緊急的な用地買収を必要とする案件に伴う用地取得で増額するとなっておりますが、この場所、そしてなぜ緊急的に買収しなければならないのかをお伺いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 緊急的にと申しますか、新年度になりまして、天神地区のですね、未登記の水路がございまして、それがずっともう旧町時代から10年以上ですね、懸案事項となつて、よその方が持っていらっしゃった土地でございましたが、そのことが緊急に解決できるということの申し出がありまして、そのところをですね、解決に向けて既定の予算から支出して解決を図ったところでございます。その分の不足が生じた分を当初から予定してあるところの用地費を補正いたしまして、当初の事業を推進しようということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 2点ほどお伺いします。

4ページの、この志布志市子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査事業、ここに委託料で199万5,000円計上されているわけですが、どこにどういう形で委託されるのか。

それから、7ページのやちくふるさと村施設改修等事業、先ほどもありましたけれども、いわゆる新たな指定管理者によって順調に経営がなされている。大変有り難いことだというふうに思います。その中で、改修事業概要でございますけれども、トイレ改修工事、それからやちくふるさと村備品、こういうものについてはですね、十分やっていかなきゃいけないだろうというふうに思うんですが、宿泊施設の浴室改修工事、このことにちょっとお聞きしたいんですけど、この実績、24年、23年、22年、分かる範囲内でもいいんですが、どれぐらいの利用がされたのかですね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○松山支所産業建設課長補佐（大垣卓昌君） 宿泊の実績ということでございます。

ちょっと手元には持ってないんですが、22年が前管理者の宿泊の実績は、大体年間200名程でした。平均的に200名程でした。

今回この予算を上げました理由につきましては、引き継ぎの段階で我々も施設の備品、そういった施設を全部見て回りました。その中で、前管理者さんからもちょっと汚いよねという話は伺ってたんですが、今回見まして、浴槽がもう、もう劣化が激しくて、ちょっと入るに耐えない状況ではないかという判断をしまして、管理者の方からもできればもう換えていただきたいということの要望がありましたので今回すると。

現在の段階でですね、今のところまだオープンして1か月ちょっとなんですけど、既にもう80名ほど利用が入っておりますので、そこら辺に向けてもちょっと充実していきたいということで今回計上しております。

以上です。

○福祉課長（福岡勇市君） 志布志市子ども・子育て支援事業計画書策定の業務委託なんですけど

れども、これについては25年度については、準備段階ということで対象者といたしまして就学前の児童、それと小学校時代の保護者に対して全員ニーズ調査をする予定でございます。あとこれについての詳細なんですけれども、今のところ設計調査の設計料、それと印刷、調査票の発送準備、それとアンケートデータの入力、集計分析、最終的に報告書を作成してもらうようになっております。委託先については、これから先、今後業者を選定していく予定になっております。

以上です。

○2番（下平晴行君） これから決めていくということですね。これは就学前と小学生に分かれていますよね、この対象がですよ、分かりました。

やっちくの方なんですけど、200名程度ということで、既に今年は80名と、なぜこういうことを質問するかと申しますと、この管理の在り方がですね、こういう委託している一体となった管理をさせているというのが、それでいいのかどうかという、私はどうもそこ辺が疑問というか、それより、その今の施設の利用の仕方をもうちょっと分けて、あるいは施設そのものを利用する仕方、管理の在り方じゃなくて、利用するやり方をどうか、もうちょっと具体的にもうちょっと掘り下げて取り組むべきじゃないのかなというふうに今感じるわけですよ。今、指定管理者の方が全体的にレストランも含めて管理しているわけです。そこら辺は市長、このままでいいのかどうかですね、200人というのは、私もそんなに利用されているのかなというふうに思ったんですけども、これは宿泊施設ということになっておりますが、そこら辺は指定管理を市になってから、旧町の松山町時代からすると相当な、いわゆる委託管理費を指定管理料がすごく上がってきてるわけですよ、そこ辺も含めてどうですか。

○市長（本田修一君） 今年度やっちくふるさと村の指定管理を新たにお願いして、指定管理者が入ったと、当然その時には指定管理の範囲、施設については十分協議をし、その管理者について募集をしてきたところでございます。

レストラン、そしてまた宿泊施設、そしてまた運動公園というものがあります。それらのものを一体的にやっちくふるさと村というものはあるということが前提にやってきておりますので、今回もそのような形で指定管理のお願いをしてきたところでございます。

今の段階では、まだまだ例えば運動広場の方については活用がされていないところでございますが、経営が充実するにつれて、あの施設についても活用していきたいということを指定管理者のほうでは意欲を持って話をされておられますので、今後そのような展開になっていくというふうに期待をするところでございます。

一部のみ分割してするとなれば、また、それぞれの団体との調整というのがなかなか難しいということになってくるのではないかなと、できれば今の施設全体で最大限の活用を機能的に図っていただくということがやっちくふるさと村全体の発展につながってくるものというふうに考えるところでございます。そういう意味合いから、今非常に好調な感じでスタートしたということでございますので、ただいまあった御議論についても十分管理者の方にお伝えしながら、この施設の活用につきまして、充実が図れるように、そしてまた、更に大きく展開できるように私ども

も一緒になって取り組んでまいりたいと思います。

○2番(下平晴行君) 指定管理者も意欲を持って対処するというようなことであるわけですが、市長、この宿泊施設、市長がおっしゃるとおりやっちくふるさと村の全体の施設の一つなんですよ、それはよく理解してるんですが、その宿泊施設と運動場とレストラン、そういう部分でのプレゼンのときの中身については、そういう宿泊施設の議論もどうだったのかですね、そこら辺は今市長がおっしゃったような、全体でここはやっちく村の施設ですよということで、その後も何ら指定管理者の方からは、私が言ったようなことも何もないのかですね、市長は今そういうふうに指定管理者とも協議しながら、協議しているというようなことであつたわけですけども、その件については何も向こうからはないですか。宿泊施設の管理ということでは、現状でいいということで理解しておられるわけですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

今回、指定管理を受けられた方は、極めて広範囲に事業展開されているということで、今までの受けられた方と随分違うんだというふうに感じているところでございます。そういったことで、今後は、今まで持ってらっしゃる営業力を生かして、このやっちくふるさと村にお客さんを集めるということでありますので、現在においては、まだまだ利用度数はほかの施設については高まってないところでございますが、そのような観点から宿泊施設についても機能性をきちっと発揮できるような形にした上で集客が図られるような取り組みをしたいということの意欲で申し出があるところでございます。

そういうところでございますので、今後はまた、やっちくふるさとのみならず、松山の総合運動公園の方でもテニスコートの拡充というものを想定しておりますので、そちらの関係からも宿泊者が見込まれることになるのではないかなというふうには思っているところでございます。

今後は、今お話ししましたように、更にやっちくふるさと村が本当に今の指定管理者に来てもらってよかったよねというぐらいのにぎわいに近いうちになるというふうに思うところでございますので、その事業の推移については、十分御注目いただきまして、また様々な形の御指導をいただければというふうに思うところでございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

○4番(丸山 一君) 1点、危険廃屋の事業についてお伺いをいたしますけれども、この事業が展開されることによりまして、市民の人たちが危険廃屋を撤去するのにすごく役立っていると非常に喜ばれておるわけですが、いまいちですね、いろいろ相談があつた中で、周知徹底がされてないような気がしますので、なお一層の努力をしていただきたいというのが1点。

それともう1点はですね、市内の自治会長あてに空き家登録制度のことで調査依頼がありまして、その中で各自治会長が調査した結果、自分たちの自治会の中には空き家がこれだけありますよというのは建設課に届け出がしてあるかと思うんですけども、でもその事業がまずどういう展開になっていくのか今分かりませんが、まだ市内にですね、今にも崩れそうな家がいっぱい散在をしております。その所有者が、例えば市内にいないのか、相続人はこっちにいないの

か、それは分かりませんが、これは申請をした人のみ事業展開になるかと思うんですよね。だから1,200万円で足りなかったから300万円増額をするんですけれども、ほかにもまたこういう今にも崩れそうな家というのはまだいっぱいありますので、そちらの方も空き家対策で調査依頼をされたのであれば、なお一層の努力をすべきだと思うんですけど、そういうところを含めて御答弁をいただきたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 危険廃屋の解体の件でございますが、周知徹底されてないのではなからうかという、まず1点の質問につきましては、今回300万円ほど補正をいたしますので、またそのことにつきましてもですね、広報等、インターネット等で周知徹底して推進を図っていきたいと考えているところであります。

それから、自治会長さんへの調査であります。申し訳ないんですけど、ここにちょっと細かい数字は持ってきてないんですけど、空き家につきましては、危険度1、2、3の判定をしております。その中で危険度3というのが、公道に倒れる恐れがあるというのがですね、確か21件ということで我々も調査したところでございます。その調査した危険度の件数が、まだ申請によりますところまでは至ってないということで、全然この今の事業でですね、なかなか解決できないというようなことでございますので、今後はですね、そういうところは、こちらの方で調査いたしまして、所有者を調査いたしまして指導、助言を行っていききたいということで考えているところでございます。

以上です。

○4番（丸山 一君） 周知徹底なんですけれども、市報の中にこういうのは載ってるんだから見れというんですけれども、市報がですね、ちょっと分厚いと、表紙を見て中をパラパラとめくったら、もう後は見らんというのがどうも多いような気がするんですよね。その中で、市報のほうも最後まで見れば、こういうのが出てるから見ればいいじゃないかと僕はいつも言うんですけど、もうちょっと危険廃屋等もですね、人目につきやすいような色合いにするとかですね、ぱっと分かるような形でPRのページをつくったらどうかと考えます。

それと今課長答弁にありましたけれども、ランク3の部分です。市道関係にやっぱり隣接している所の危険廃屋についてはですね、なるべく早く僕は撤去すべきだと思います。これだけ少子高齢化が進みますと、所有者もしくは相続人が地元にはいないというのもありましょうけれども、今度の調査でどこどこにあるというのが建設課で、もう今度は把握されたわけですから、そちらの方ですね、もうちょっとスピーディーに事業展開をしていって、所有者が分かったり、相続人等がはっきり判明すればですね、こういう危険廃屋の事業の方にまた展開をしていって、やっぱり隣接する人たちの不安分子を取り除くのが僕は早急にすべきであろうと考えるんですけれども、以上です。

○建設課長（中迫哲郎君） 基本的に危険廃屋の撤去とか、そういう対策は所有者が行うということですね、の判断のもとで我々もそのことを促すようなことを行いまして、なるべく市民の安心・安全を確保していきたいと考えているところであります。

○11番（本田孝志君） 今の丸山議員に関連して質疑をいたしますが、課長がただいま言いましたようにですね、私にもですね、相談が二、三件この廃屋のことについて、今回予算にも上がっていますが、関連しますので、ちょっとお伺いしますが、別な課も関連するかもしれませんがですね。この廃屋があるから、もう私は二、三件あるから古い家があるから、もう私は財産放棄するから要らないから市はもらってくれんどかいという意見も相談がきていますが、今大事なところですので、指導していきますと建設課長は言いましたが、どのような方法、このような場合にはどのような方法をするんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 危険廃屋を撤去するのは、今は個人の申請によりまして個人の資産、資力で撤去いただいているところでございます。それに最高30万円までですね、3分の1、30万円までの補助を出して、それを促していきたくと。それができない方が、一番問題でございまして、月曜からの一般質問でもですね、質問がなされているところでございますが、じゃあ敷地をですね、敷地等を寄附するからということで他自治体もですね、そういうことで危険廃屋の撤去を自治体自ら行っているところも事例はございます。あとはですね、それが敷地の後の利用とかですね、そういうのを考えながらですね、やらなきゃならないかという問題がございまして、その点につきましてはですね、もう少しですね、私たちが関係課と協議いたしまして、いろいろ詰めていきたいと考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 廃屋については、所管課ですので、またその時はお聞きしたいと思いますけど、この予算書のですよ、歳入、10ページですかね。特例交付金が700万円というのは、多分私は座置きじゃなかったかなと思うんですけども、今回1万5,000円削る、この時期に今削るという理由、何か理由があるんですか。こういうふうに数字があるとこれが確定じゃないかというふうに思うんですけど、この辺の説明をもう一度お願いします。

○財務課長（野村不二生君） お答えいたします。

700万円につきましては、今お話があったとおり座置きでございましてけれども、これは前年度の額に基づいた額を算定をいたしまして700万円計上したわけですが、今回の交付税の方も確定をいたしました、それと同様にこちらの特例交付金につきましても確定をいたしましたので、今回1万5,000円の減額をさせていただいたところでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあもうこれで特交は確定ということで、じゃあ年末とか何かには、もうこういうあれは補正というか、国からの追加ということはもうあり得ないというふうに理解していいんですね。

○財務課長（野村不二生君） この地方特例交付金といいますのは、減税等があった時に国の方がですね、それに対応するために交付している交付金でございまして、特別交付税とはまた別でございまして。そういうことで御理解をしていただきたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（鶴迫京子君） 予算説明資料の14ページ、上の段、砂防事業ですが、この担当課が所管

する課が違いますので1点ほど質疑させていただきます。

この砂防事業で、急傾斜地崩壊対策事業ということで県営事業になってます急傾斜上昭和地区というふうになっていますが、上昭和地区といいますが、場所的には地域的に水ヶ迫団地地区の下の急傾斜、ちょうど花遊膳との法面といいますが、その崩壊対策事業になっています。この事業は県営の急傾斜に指定されてから大変に時間が経ってまして、北側の方から工事が進んできて、一部もう終わっているのですが、途中で中断いたしまして、用地のいろいろな交渉で少し中断した経緯がありましたが、その間、市の方も大変努力していただきまして、難解な所があったのですが、県にも働き掛けまして、県議の方とか現地調査をしていただきまして、やっと今年度また再開されています。その意味で、今後の大変今ゲリラ豪雨とかありまして、雨が降るたびに上の団地の方は毎晩大変な思いをして、もう眠れずにということでありますので、今の進捗状況と、今後の残りの部分の見通し、流れはどのようになっていくのかお示してください。

○建設課長(中迫哲郎君) 上昭和地区の急傾斜事業でございますが、花遊膳の裏の所がですね、解決というか、協力いただけるということで現在進めております。とりあえずそこでですね、一旦休止状態というか、そこまでは完成というようなことで、それから南というのか、下の方へですね、につきましてはですね、なかなか用地の関係でまだ事業が進めないような状況でございますが、一部地権者の方も地元の不動産の方にも相談されてですね、いろいろ話を進めてくれというようなこともありますので、もう少し時間をかけて交渉を行って、できれば事業を全部終わらせていけるように努力してまいります。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

○19番(小園義行君) 3点ほどお願いします。

説明資料では13ページですが、今回市単独道路維持事業で約27か所の今回提案ですね、こういったものについては、緊急度、いわゆる優先順位をどういうふうに決めて、今回のこの27カ所というふうになったのかですね、その決め方について少しお願いをします。

そして、先ほどから出てます14ページの危険廃屋の解体撤去事業ですけど、これは要綱規則を見ますと、住宅いわゆる母屋ということですかね、そこが主になってるわけですが、いわゆる今回のやつに、その要綱に照らして、例えば馬小屋、牛小屋とかですね、倉庫、そういったものも要綱規則を拡大解釈といいますか、そういう形でできないものなのかということも含めてですね、恐らくそれは入ってないのではないかというふうに思うものですから、その考え方をちょっとお願いします。

それと、歳入で臨時財政対策債が今回5,570万円ほどあるんですが、この臨時財政対策債については、これまでどおり100%財政措置されるものというふうに理解していいのかですね、ちょっとお願いします。

○財務課長(野村不二生君) 臨時財政対策債についてお答えいたします。

この臨時財政対策債につきましては、交付税に代わるものということで、財源、国の方が財源不足を補うために設けた制度でございますけれども、この分については、今までどおり後年度に

交付税措置が100%されるということで現状も変わってないところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 維持費で計上しております工事請負費ですが、まず今回補正につきましては、なるべく今回は上半期の方ですね、事業を推進していくということで進めてきたところでございます。

そして、各支所に要望が上がった箇所をあげてからですね、今回補正をします。

優先順位につきましては、緊急かつ必要なという箇所を優先してまいります。今回はできれば、業者のC・Dクラスですね、事業を何とかというような考えもありまして、そういう大きな工事ではなくて、いわゆるきめ細かなところの事業を数多く出していきたいというようなことで提案しているところでございます。

それと、危険廃屋の要綱でございますが、危険廃屋は、平成22年度からの補正で上げて進めた事業でございますが、当初住居を中心に、それに付随する付属物は対象になるというようなことで、その付属物だけのというのは、今回はこの事業では取り上げなかったところでございます。

そういうことで、たしかに、馬小屋とか倉庫とか、そういう要望も多くございますが、とりあえず、今の事業の中で住居の廃屋を中心に進めてまいりまして、また、その後につきましては、いろいろ市長の方とも相談しながら、いろいろ検討してまいりたいと考えているところです。

○19番（小園義行君） この臨時財政対策債については、後年度100%措置するという性格であったわけで、それは変わってないということで安心したところですが、ぜひですね、いわゆるそういう交付税が大変だということで、地方にさせて、あとでやるよということですのでね、ぜひこういうのを有効に使っていただきたいものだというふうに思います。

それと、この道路維持の関係ですけど、今、課長の方から答弁がありました。選挙も近くなるとですね、私たち議員は要望をたくさん上げるわけですよ。そういった中で、住民の方々から上がってきたものが、そういうきた人によって遅れていくとかね、そういったことというのは非常にまずいなというふうに私も思うものですから、静かにお願いを私たちもするわけですけど、ぜひ本当の意味での緊急度、優先度というものについては、お願いをされた方によって変わることがないようにですね、そこらはやっていただきたいと、もちろん私もいったら先にしてもらいたいですよ、けども、それはですね、やっぱりそこら辺はですよ、本当に必要なものからということでやっていただきたいものだと思います。そういう立場をしっかりといただいているということでしたので分かりました。

それと、この危険家屋についてはですよ、ぜひ今、住居部分が主だということでありましたけれども、いわゆる市道、そういったものに隣接していると言ったら、馬小屋とか牛小屋とかですよ、そういったものについても当然要綱規則で住居に付属するものというふうになってますよね。そこを少し広げていただいて、同じ道路に面して建ってるものが、住居に供しているものはやるけれども、こちらは倉庫とか、そういったごめんなさいということではね、やっぱり少し問題かなということがあるものですから、そこは先ほど課長の方から「市長と検討したい」というようなことでもありましたので、今回のこの中にはそれは入ってないと思いますけど、そういうもの

も含めてですね、提案がされるようになったらいいなというふうに思いますので、よく分かりました。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

維持費の事業につきましては、ただいまお話がありましたように、担当の方できっちり優先度、危険度の高いものから順にするということを前提としておりますので、決して人によりですね、差別してることはないということを御承知おきいただきたい。

ただ、若干ですね、地域のバランスも少し考えなきゃいけないのかなということがございますので、そのことについても御理解をいただければというふうに思います。

それから、危険家屋につきましては、とりあえずはですね、住居を片付けたいということでございます。車庫とか馬小屋等については、また軽微でございますので、できれば個人の方ですね、そのことについては取り組みをしていただければと、その住居の方があらかじめどが付いた折にはですね、また次の事業として考えるということになるかと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 若干、説明の中で、補足説明申し上げますけど、今住居に限定しているのは、交付金事業で行っておりますので、交付金事業の対象が住居ということでありまして、それも御理解願いたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 1点のみお願いをいたします。

先ほども出ておりましたが、子育て支援関係で、今後支援の事業計画書、それを策定するに当たってニーズ調査を行っていくわけではありますが、国の流れに沿って当然今回本市でも取り組んでいくと、先ほど条例の関係でも出ておりました子ども・子育て支援会議、ここでもこういったニーズ調査があって、その中身が精査されていくであろうというふうに思うわけですが、今後の本市の子育て支援の未来を担う大事なニーズ調査になっていくと。ですから、お手盛りの調査ではなくて、いわゆる本市独自のですね、状況を勘案しながらやはりニーズ調査をしていただかないといけない。だから、先ほど、これは業務委託として約200万円ほどを計上してるわけですね、それを以前にもこういう調査やってるんですよ。そういった中で、本市独自の状況が勘案されてないなという部分もありました。私から見てですね、そういったことを考えた時に、やはりこういった業務委託を行う段階においてもですよ、例えばですよ、市長、本市においては、いわゆる飲食店の関係なんかもすごい数であるんですよ。人口に比率してどうなのかという夜の飲食店の関係もありますね、そうすると24時間保育だとか、延長保育であるとか、夜間保育だとか、やはり町の形態によって利用度が全然違うわけですね。そういったことを踏まえながらやっていかないと、例えば3,000人ぐらいにアンケートを出して抽出して、それで表に出してくると、これだけでは絶対足りませんね。そして、やはりしっかりと聞き取り調査等もやっていかなきゃいけない。そして、本市の所管課が取り組んできている状況等も事前にこういった業務委託をするところにお話をして、つないで、そっからスタートさせないと実りある結果は出ないと思うんで

すが、その辺のところどうなんですか。

○福祉課長（福岡勇市君） 議員おっしゃるとおり、国から平成25年2月にニーズ調査票のたたき台が示されております。そして、平成25年5月に開催された国の子ども・子育て会議において検討修正されております。たたき台が5月に示されておりますが、その中で市町村によって実態がいろいろ違ってきますので、市独自の調査票を盛り込んでいく予定でございます。

そして、調査対象者につきましても、現在保育園に通園にしている保護者を中心に行う予定で、これから先協議していこうと思っている次第でございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） こういった観点では、これまで何回も質疑をしているわけでありまして。6月の一般質問でも、このことに関して質問を行っているわけでありまして、やはり我が町の子供たちの未来の行方を占うために、しっかりとたたき台をつくり、それがこのニーズ調査ですね、そして、今回条例で提案されてますけれども、子ども・子育て支援会議、この子育て会議のメンバー15名ということで、そして、所管というか庶務が福祉と、福祉課が担うというふうになっておりますが、これはもう庁内横断的に教育委員会は当然であります、やっていかなければいけない。そういったところの声というものをしっかりとこのニーズ調査が上がってきて、そこに植え込んでいくと、そして、その上で子育て会議をしっかりとやっていくとか、様々今後の道筋はあると思うんです。そういう意味で、本当に当局はですね、丸投げみたいにして、国がいろんな案を示してますけれども、それをもってやってくださいということではなくて、今課長の方からもありました。本市独自の調査票、それをやはり入れ込んで取り組んでもらうと、これはよく理解をします。

しかし、先ほど私が申し述べた一端ですよ、一つの一端ですよ、先ほどのは例ですね、そういったところがいっぱい本市独特の在り方がありますので、以前にアンケート調査をやって子育てプラン等をつくり上げておりますけれども、ああいったプランが全て駄目だとは思いませんけれど、机上の論理で終わってるなということが結構ありますのでね。やはり、志布志市は本当に実態調査をくまなくやって、子育て支援、しっかりできる体制を真摯に向き合いながら事業を進めたなといわれることが大事だろうと思います。そこを市長の思いを聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま担当課長の方から申しましたように、このことにつきましては、十分状況等を把握しながら進めていくということを前提としているということであるようでございます。

今、議員の方からお話がありましたように、本市では「子育て日本一のまち」を目指してということも標ぼうしているということでございます。それは何かというと、当然そこには親子さんたちの望むような子育て環境がいかにあるべきかということが前提になってる。

そしてまたは、将来的にその子供たちがどういった形で育っていくべきかということも大きな基本的な観点になっているということでございます。そのような観点から、今回のこの調査、そしてまた、事業につきまして取り組みをするよう指導を高めて、深めてまいりたいというふうに

は思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。
ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時55分 休憩

午後1時01分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



○建設課長（中迫哲郎君） 午前中の答弁でちょっと間違いがございましたので、訂正させていただきます。

立山議員からの質問でございますが、付議案件説明資料の13ページ、用地取得費の緊急的用地買収ということでの御質問でございますが、この箇所につきましては、松山地区の市道西馬場野久尾線の未登記処理と、それから町原線、中学校通りの未登記処理を緊急に行ったということで訂正いたします。

また、鶴迫議員から質問がありました。上昭和地区の急傾斜事業でございますが、ここにつきましては、今年度で完了と答弁したところでございますが、あと40mぐらい残るとということで、26年度の完了になる見込みでございますので、訂正いたします。申し訳ございませんでした。



日程第12 議案第52号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第52号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,424万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,803万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の療養給付費等交付金は、現年度分の退職者医療療養給付費等交付金を1,922万8,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を9,995万2,000円増額するものであります。

17ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を4,206万3,000円増額するものであります。

18ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を322万2,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第53号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第53号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,892万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を36万6,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を142万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第54号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第54号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,121万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,452万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を9,121万3,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を3,350万5,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を2,191万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第55号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第55号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予

算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款・項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を473万1,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を473万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第16 議案第56号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第56号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款・項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を158万7,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を158万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第17、同意第4号及び日程第18、諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号及び諮問第1号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第17 同意第4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第17、同意第4号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成25年3月31日をもって固定資産評価員を退職した清藤修氏の後任として、外山文弘氏を固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

外山文弘氏の略歴につきましては、説明資料の30ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、同意とすることに決定されました。

—————○—————

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第18、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成25年12月31日をもって任期が満了する高田俊洋氏の後任として、酒匂正和氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。酒匂正和氏の略歴につきましては、説明資料の31ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

9日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。
本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

午後1時20分 散会

平成25年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成25年9月9日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

坂 元 修一郎

長 岡 耕 二

金 子 光 博

岩 根 賢 二

出席議員氏名 (23名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、下平晴行君と西江園明君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、坂元修一郎君の一般質問を許可します。

○6番（坂元修一郎君） 皆さんおはようございます。昨日の早朝、2020年のオリンピック開催地が東京ということに決定いたしまして、大変うれしく思ったところでございます。日本の活躍、そして、経済効果を御期待申し上げたいと思います。

今回の質問でございます。農業行政の中から1番目に近年の環境変化と畑かんについて、2番目にお茶の振興と健康増進について、3番目に微生物の利活用について質問をしてみたいと思います。一問一答式でお願いしたいと思います。

早速質問に入りたいと思いますけれども、オリンピックの誘致活動と同じぐらいに今年の夏は、非常に熱かったですけれども、全国各地で最高気温の更新がございました。四国の四万十では41度という最高温度を記録いたしましたようでございます。県内でも記録的な猛暑が続きまして、市民の健康や家畜、そして農作物にいろんな影響が出たのではないかと心配しておりましたけれども、全国でも熱中症による緊急搬送者が続出したけれども、市民への影響はなかったのか、人だけではなく、家畜や農作物への影響というものはどういった状況であったのか、まず伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、坂元議員の御質問にお答えいたします。

熱中症等による搬送者、死亡数、また家畜への影響ということでございますが、熱中症の発生は例年梅雨入り前の5月頃から報告がみられ、梅雨明けの7月中旬から8月上旬に多発する傾向がございます。鹿児島県の熱中症の疑いによる救急搬送状況は、平成25年5月27日から9月1日までで、搬送者累計990人となっております。昨年度が同日間で667人でしたので、本年は過去3年間の実績と比較しても300人程度増加している状況にあります。医師の診断の結果、熱中症以外の傷病と思われるものもあると、死亡者数等には把握されていないということでございます。

志布志市の管内では今年5月から8月の熱中症等による緊急搬送者は6月が2件、7月が14件、8月が26件、計42件となっております。死亡者はいないところでございます。

家畜の暑熱、熱射による被害につきましては、曾於農業共済組合及び曾於家畜保健衛生所に確

認しましたところ、8月中に乳用牛と肉用牛それぞれ1頭が熱射病により死亡しているということでございます。

また、関係機関への聞き取りでは、全家畜共通に食欲の減退、増体重の減が見られたということでもあります。また、耕種部門では、かん水施設のある畑では水の量により被害はありませんでしたが、生産者や関係機関への聞き取りでは、さつまいもなどで生育の遅れにより収量に影響があるかもしれないという報告を受けているところでございます。

○6番(坂元修一郎君) 今年の夏の状況についてお伺いいたしましたけれども、県内990人という方々が熱中症で搬送されたということでもあります。本市においては、42件あったということがありました。非常に多くの方々が苦勞されたんだなというふうに思いますけれども、高齢者にとってはですね、冷房を使いたがらないということもあって、熱中症にかかりやすいというニュースもあったようでございます。

家畜については、2頭でしたかね、あとは畑かんのおかげでですね、そういった影響も出てないということでありましたので、安心したところでございます。7月から8月、鹿児島市の猛暑日が35度以上ですけれども、28日間続いたということでありまして、最高気温も37.1度を更新したということでありました。私の日記ではですね、7月6日から8月3日だったですかね、雨が松山の方ですけれども、まったく降っておりませんで、連続28日ですか、雨が降ってないということで、畑かんの水をですね、使わせていただきまして、本当に本市においては、こういった畑かんの施設があったからよかったなというふうに思ったところでもあります。干ばつに対しては、畑かんの活用が最善であります。そして、市民からも、農家からもですね、畑かんの設備があってよかったなという声もたくさん聞いたわけでありまして、畑かんの活用が十分されたのかと、そこについてはですね、地域内を車で走っておりましても、かんしょ等ではほとんど見られませんでしたし、平年よりも多く使っているなという感じはいたしました。活用がどのぐらいされたのかですね、その水を使う啓発、そういったものはどういうふうにされたのかお伺いしたいと思います。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

畑かん施設の利用につきましては、水を使った計画的で収益性の高い営農について、市報、畑かんセンターだより、土地改良区だよりなどで広報をするとともに生産者の協力をいただきながら、実際に水を利用している畑で散水機材の展示を行いまして、水利用の重要性について認識が高まるよう努めたところでございます。

7月、8月の水の利用量につきましては、南部地区で290万t、前年の6.6倍ということでした。そして、東部地区で102万t、前年の7倍と、多くの水の利用があったところでもあります。今年の夏につきましては、今議員御指摘のとおり、雨が降らないと、干ばつの状況であったということから露地野菜、そしてお茶の生育促進、そして秋作の作付け準備と、それから本年は本当に極めて珍しいんですが、降灰の除去ということで畑かんの水が利用されたということで例年より極めて多い水の量になっているようでございます。

○6番（坂元修一郎君） 平年よりも南部で6.6倍、東部については、7倍というたくさんのお水を使ったということであるようであります。そんなにもたくさんのお水が使われたのかなと、夜の散水が多いので、昼道路を走ってもですね、そんなに散水の状況というのは見られなかったのかなというふうに思ったところでございます。

先ほどかんしょについて、収量が心配されるという話がありましたけれども、かんしょについてはですね、長岡議員の顔色を見ておきますと、顔色がいいんで、相当収量があるんじゃないかなというふうに思うところでもありますけれども、さつまいもにつきましては、救荒作物ということで干ばつに強いなあということを実感したところがありました。

スプリンクラーもすぐ使うということがなかなか難しいわけでありまして、茶畑でありますし常設してありますので、ポンプアップしてですね、すぐ水が使えるわけでございますが、一般農地では散水器具が常設してないということで、なかなか思ったときに、即散水できないということもありますし、近年の高齢化においてですね、その取り付け等が非常に大変であって、水をかけたんだけど、その準備ができないという声も聞きましたので、お伺いしますけれども、常設されてない方々の散水のリース事業があったように思いますが、その辺の取り扱い状況ですね、今年の貸し付け状況もですが、高齢化、散水の器具を取り付けられない方々のその辺の援助と申しますか、その辺の対策についてはどういったことが行われてるのかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畑かん事業においては、有明地区を対象とする曾於南部地区で、平成26年度まで事業が延長されて、散水器具を20.25%自己負担で導入できたところであります。

松山、志布志を対象とする東部地区では、平成24年度で終了して、これ以降散水器具を導入される方は自己負担という形をお願いしているところでございます。ということで、2万円の散水器具をお持ちでない方がおられるということでございますので、土地改良区では散水器具を所有し、体験利用や干ばつ時の散水のために、貸し出し用の器具を準備しております。そして、今申しましたように所有されてない農家に対しまして貸与しているということでございます。

そして、散水器具の設置や使用の方法につきましては、土地改良区、農政課、畑かんセンター、メーカーと、これらの関係機関が連携して支援できる体制をとっておりますので、このことを再度生産者の皆さんへ周知したいと、改めて周知したいというふうに考えております。

今回、特に干ばつがひどかったわけでもございまして、今回の干ばつによりまして、20件の生産者の方々が散水器具の貸し出しをされたと、申し込みをされたということでございます。

そして、新たに今回の干ばつで、畑地かんがい用水の重要性を認識された生産者も多いということにありまして、新規で約15haの畑の畑かんの開栓の申し込みがあったということでございます。

○6番（坂元修一郎君） 今年はかなりのお水の使用があったということと、そして、新規でたくさんの方々が開栓の申し込みがあったようでございます。畑まではですね、水がきているだけ

ども、なかなか使うというところまでは、現在まで至っておりませんでしたけれども、今年のこの干ばつによって水の効果というものが実証されて、今後たくさんの方々が使われるように希望したいところがございます。雨の多い年というのは、実際かん水はしないわけですね、毎年使わないものを自己管理していく、設置していくというのもまた大変ですので、この貸し出し事業ですね、こういったものを充実させていただいて、たくさんの方々が水の利用ができるようにしていただきたいと思います。

この貸し出しの器具ですけれども、散水器具ですけれども、これというのは無料で貸し出しがあるんですか。

○農政課長（今井善文君） お答えいたします。

曾於東部地区につきましては、事業が完了ということもありまして、こちらにつきましては有料の貸し出しになっております。償却ということもございますので、ただ南部につきましては、現在事業進行中ということで、そちらにつきましては無料で貸し出しを行っております。

○6番（坂元修一郎君） 今後ともその貸し出しの方をですね、器具をたくさんそろえて、いろんな種類がございますので、たくさんそろえられて多目的にいろんな方面で使っていただきたいと思いますが、この多目的のところでお伺いいたしますが、水はいろんな形で使えば非常に効果が高いということが知られているわけでございますけれども、暑さによって家畜の死亡が、先ほど2頭だったですかね、あったようにお聞きしましたけれども、その他にも食欲の減退ですね、そして、それによる増体の減というのがあるわけでございますけれども、畜舎で屋根に水を散水すればですね、かなりの効果があるというふうに聞いております。あるメーカーに聞きましたところ、3度から5度の気温の低下が望めるという話も聞いております。本当に35度ぐらいのときにはですね、3度、5度という温度はですね、非常に涼しく感じる温度でありますけれども、夏の高温時の冷房対策としてですね、畑かんの水を使えないかということでもありますけれども、畑かんの目的と違うわけでございますが、その辺の多目的利用についてどこまで緩和されているのかですね、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畑地かんがい施設を使いまして、家畜舎の屋根を冷却するということで家畜に対しまして、ストレスの軽減や生育の促進には有効であるということでございますので、このことにつきましては、平成20年8月に曾於地区の畜産関係団体から県に対しまして利用拡大の要望書が提出されたところでございます。

しかしながら、当地域で進められている国営畑地かんがい事業においては、土地改良法施行令で土地を受益すると規定されておりまして、畜産施設への畑地かんがい用水の利用は対象となっていないという回答があったところでございます。畑かん水の畜舎施設利用については、困難であるというふうに考えております。

また、このことにつきましては、国の方にも改めて要望を重ねてきておりますので、今後とも要望につきましては重ねてまいりたいというふうに思っております。また、畑かん水の多目的利

用につきましては、茶のクワシロカイガラ虫の防除とか、そのようなものもされていると、そしてまた、特に先ほども申しましたように、桜島降灰の除去にも利用されたということがございます。ということで、高品質の農作物の生産に今回は特に役だったのではないかなというふうに考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 分かりました。土地を受益とするということが法律で決まっているようでございます。もともとお茶の防霜等にもですね、当初は使えない状況というのを使えるようにした経緯もありますので、その辺についてはなかなか無理してですね、お願いするということにもいきませんけれども、畜舎の冷房についてはですね、たくさん水をかければよいということでもまたないようでありまして、低圧用のフォガーという霧タイプのスプリンクラーがでございます。これ、畑かん用ではないです。節水型のメーカーにそういった毎分1ℓから2ℓぐらいのですね、節水型もありますので、それだったら、市の水を使っても十分いけると思いますし、井戸水でやってもですね、そうたいして使うということがございませんで、その辺の利用というのですね、課の方では進めていただきたいなというふうに思っているところであります。

去年対比で6倍から7倍の水を使ったということで、どのぐらいの貯水率、ダムの方ですけれども、心配いたしましたして、先月のちょうど終わり頃だったですね、中岳ダムの方にちょっと見にいったんですけれども、その時点でオーバーフローする、一番たくさんためてあるところからですね、大体10mぐらいもう水が下がっておりまして、底の方がちょっと見えなかったんで、あとのぐらいたまっているのかなというふうに心配したところでありました。最近台風の影響で雨も降りましたけれども、現在どこまで回復してるのかですね、一番下がった水位というのがどのぐらいまで下がったのかですね、その辺についてお伺いしたいと思いますけれども、今後、水の利用に際してですね、輝北ダムは流れ込みがあるからいいんですけれども、中岳ダムについてはですね、頭首工の川の流れの水位が下がった時には使えないという話も聞いておりますので、その辺のことを考えるとですね、もう水がくめる状態になっているのかですね、その辺も心配しているわけですが、その辺お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年においては、4月以降、本当に晴天が続きまして水の貯水率が下がってきているということの心配があったところでございます。志布志市に関するダムは2か所ございますが、9月6日現在の貯水率につきましては、輝北ダムで95%、中岳ダムで54%であります。7月、8月の小雨に加えまして桜島降灰の洗浄対策等をしまして、利用された時期においては、輝北ダムが69%まで下がってございました。また、中岳ダムにつきましては、52%まで下がっていたということで、最近の雨によりまして、輝北ダムは急激に水の貯水率が回復しておりますが、中岳ダムにつきましては残増ということでありまして、今後は、徐々に回復できるんじゃないかなというふうに思っております。

そしてまた、今後の降雨や、それからまた降灰の状況にもよりますが、平年並みの降水量や、水の使用量であれば、秋冬作や茶の春防霜までは足りる計算というふうに予測されているようで

ございます。しかし、少雨が続くということも予想されますので、土地改良区と連携をしながら引き続き節水については呼び掛けをしまいたいと考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 今回の雨でですね、輝北の方は相当回復した。もう100%に近い状態がありますけれども、心配するのはやはり中岳ダムの方だなというふうに思います。52%がまだ2%増、54%しか回復してないということですね、非常に心配しております。今後のまた雨の状況もですね、非常に注目したいところであります。その中岳ダム54%貯水率、今後の雨も影響するわけですけれども。

これから心配されるのは、特にお茶の防霜であります。いざ使うときにですね、水がなければ相当な被害が出るわけですが、これまでも申し上げてきたわけですが、お茶についてはですね、守るべきというのは春の新芽であってですね、最近は秋、冬の初めなんですけれども、もう秋でなくてですね、真冬の1月、2月までですね、2月は早いところはあるかもしれませんが、1月の冬においてもですね、散水をされてる方、干ばつであればそれは分かるんですけれども、芽つぶれ防止のためにまいてる方々がいるようにお見受けするわけですが、やはり耐寒性をつけるのが基本でありまして、冬の散水というものは事故等も考えられますので、最小限にとどめるべきじゃないかなというふうに思うわけですが、その辺についてですね、対策が講じられておいたらですね、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

水の確保ということが一番懸念されるところでございますが、その水の確保につきましては、秋冬時期、そしてまた、春先の防霜ということを見ると、非常に重要な問題だというふうに思っております。それにつきましては、節水ということになるかと思いますが、曾於東部、曾於南部土地改良区から貯水率の情報を入手しまして、そのことを市報や生産者部会、茶業振興会を通じまして、いつもいつも情報を伝えていくと、そしてまた、それを重ねながら節水の協力をお願いするということが基本的にはなるんじゃないかなというふうに思っています。

そしてまた、南部土地改良区においては、水利用班長会議が開催されておりまして、その貯水率と今後の見通しということで、その会議を通して節水の呼び掛けをしまして、班単位で水利用者に周知しているということでございます。

そしてまた、本格的なお茶の防霜は11月中旬以降になりますが、各水利用班で、その基本ルールを重視していただくということを共通認識としていただくということでありまして、そしてまた更に間断散水、防霜用散水コントローラーの設置などを活用していただきまして、水の確保と節水の呼び掛けをしまいたいというふうに思うところでございます。

翌年、一番茶の新芽は秋冬時期に形成されますが、茶園や秋整枝の状況並びに品種間で耐寒性が異なるということでございますので、耐寒性調査の情報提供を密にしまして、節水対策に努めてもらうよう努力したいと思います。

○6番（坂元修一郎君） 節水についてはですね、よろしくお伺いしたいと思います。

異常気象をもたらすこの地球の温暖化というのは、更に進んでいくのではないかというふうに

思うわけでありまして。私たちには、どこまで進んでいくのかよむことはできないわけでありまして、最近メディアがよく使いますけれども、「今まで経験したことのない」という表現ですね、これにつきましても、これから先頻繁に聞くことになるでしょうけれども、我々の食料をですね、この地から畑かんによって安全に安定して生産されることを希望したいと思っております。

それでは、2番目の質問に入りたいと思っておりますが、お茶の振興と健康増進についてであります。

日本の経済は、おだやかに回復傾向であるというふうに言われておりますけれども、国からの交付金が減るなか、地域には自立する経済力が求められております。地方には、地域で経済を循環させる循環社会の構築が必要であるというふうに思うわけでありまして、地産のお茶を飲んで、そして健康につながれば医療費の削減ができ、大きな経済循環につながるというふうに思っているわけですが、日本の食文化とともにですね、健康に貢献してきたお茶でありますけれども、近年、主幹作物の中でも特にこのお茶がですね、経営が悪化しているということでありまして。お茶は健康にいいと言われながら、なぜ急激な経営悪化に陥っているのか、その要因をですね、市長はどのように捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

緑茶の消費拡大ということは、本市の主幹作物である茶業界の方にとりまして非常に大きな課題と、その緑茶の消費が近年減っているということにつきましては、本当にこのことにつきましては的確に捉えまして、そして、その対応策を考えなければいけないということでございます。これは、たぶん長引く景気の後退や、個人消費の落ち込みによりまして、このような状況が続いているということございまして、特にリーフ茶においては、これまで関東、東北などが東日本での消費が多かったということでありまして。

しかしながら、今回の東日本大震災や福島原子力発電所の事故の影響で、静岡県をはじめとする関東地区のお茶は放射性物質検出で風評被害が発生したということ、そして、そのことによりまして、1人当たりの購入量が減少したということが大きな要因ではないかなというふうに考えられております。

そしてまた、ペットボトル入りの緑茶飲料ということもこちらの方の消費は拡大しているところでございますが、こちらにおいては低価格茶葉の需要ということになりまして、荒茶価格が低迷しているというのも一つの要因ではないかなというふうに言われております。

生産の方では、自然災害による桜島降灰量の増加、そして春先の強風、晩霜害によって生葉の品質低下があったということで、生産量及び質の低下ということもありまして、市場価格の落ち込みということで生産額が減少しているのが現状であるようでございます。

また一方、降灰対策に伴いまして、洗浄費の加算や、それから重油燃料費の高騰ということから生産コストも上がっているということから農家経営が圧迫されているというようなことであるのが現状であるようでございます。

○6番（坂元修一郎君） 先ほど経営悪化は、もう本当そのとおりだというふうに思うところであります。お茶の消費が減ったという、その要因についてはですね、やはり若者が面倒くさいと

いう理由の中で、リーフ茶を飲まなくなってきたというのが大きな原因だろうなというふうに思います。それにとって代わってペットボトルのお茶が飲まれておりますので、お茶を飲むということについてはですね、まだ健康意識の中で飲まれているので、いいかなというふうに思いますけれども、やはりリーフを飲んでいただかないと、お茶の全体的な消費、高いお茶が売れないということもございますけれども、消費が進まないわけでありましたが、お茶を飲む習慣というものを取り戻す必要があります。本市のお茶の消費、国内でどのようなレベルなのかですね、市が分からなければ県の数字でもいいんですけど、そして、市民の健康状況をですね、平均寿命、医療費というものがどのように推移しているのか、どのようなレベルにあるのかですね、分かっておりましたらお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国が行う消費に関する統計調査ということ、このものにつきましては、県庁所在地を対象として行われておりまして、志布志市民の実際の緑茶の消費量というのは把握できていないところでございます。統計のあります鹿児島市と静岡市を比べてみますと、鹿児島市で約1,100g、静岡市では1,900gということでざっと2倍の消費者がされているということでございます。

そしてまた、平均寿命につきましては、志布志市は男性が79.1歳、女性が85.2歳で全国平均では男性が79.6歳、女性が86歳で全国平均よりやや短い平均寿命になっているようでございます。

そしてまた、鹿児島県の国保医療費の平成23年度の統計データによりますと、県内市町村平均の1人当たり医療費は、36万2,410円で志布志市の1人当たり医療費は、31万5,521円というふうになっておりまして、これは県本土では一番低い値であります。しかしながら、全国との比較でいたしますと、全国平均を1.0としました地域差の指数で見ますと、これは実績給付額と年齢階層別の偏りを補正した数値になるわけでございますが、この全国平均を1.0としました地域指数で見ますと、鹿児島県全体が1.183ということで、若干高いということでございます。志布志市においては1.037ということで、ほぼ全国平均という数字になっております。

[坂元修一郎君「市民の健康状況と医療費」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） ただいま申しましたように医療費については、県本土で一番低い町ということになっているわけでございますが、主要の死因別死亡ということで、鹿児島県は悪性新生物、がん、がんですが、26.3%、心疾患が15.0%、脳血管疾患が11.7%で、これらのものが52.9%でございまして、これも全国でも54%でございまして、ほぼ全国並みということになります。この三大疾患がいわゆる生活習慣病にかかる疾患ということでございまして、これらに特化した健診でございまして、このことを特に診察する特定健診と、特定保健指導が特にされているところでございます。ということで、これらによりますメタボリックシンドロームの該当者、予備軍ということにつきましては、全国では26.4%、鹿児島県では27%ということでございます。

志布志市においては、25年5月診療分で、件数、日数、医療費が全疾病における割合を県と比較しますと、精神及び行動の障がい、循環器系の疾患、呼吸器系の疾患の割合がともに件数、日数、医療費とも高くなっているということでございます。このようなことから、生活習慣病予防

対策につきましても志布志市にとっては重要課題ということになっております。ということで、さらに低い医療費となるよう市民の健康づくりに努力してまいりたいということでございます。

○6番（坂元修一郎君） 答弁をいただきました。

静岡の方が鹿児島よりも2倍ぐらいのお茶を飲んでいるということであるようであります。鹿児島県の中では、本市においては医療費が5万円ぐらい低いということではあるようでありますので、その辺についてはですね、非常にいいことかなというふうに思います。全国では平均ということではありますが、いろいろな病気については三大生活習慣病、メタボとですね、糖尿病、食事療法というのが必要じゃないかなというふうに思いますが、医療費が上がりつつあるわけでありまして、私も削減に努力しないといけない一人でありますけれども、静岡が鹿児島県の2倍のお茶を飲んでるということで、以前お茶の効能というものがテレビで放映されて非常に話題になったわけではありますが、お茶の産地、お茶を作ってる産地がたくさんありますが、そういった地域というのが総体的に医療費が低いということを言われておりますが、お茶を多く飲むことによって、医療費が低い、特に静岡県の中でも医療費の低い掛川市というのが話題になったわけではありますが、その医療の現場からですね、どういったことがお茶と健康に対しての因果関係ですね、何度か市長も掛川の方へ出向かれまして、「ためしてガッテン」で出られた鮫島先生とも最近はお友達になっているというふうにお聞きしておりますけれども、その健康とお茶の因果関係ですね、それについてどのようなことを最近知られたのかですね、お伺いしておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに申しましたように、静岡市が鹿児島市の倍のお茶を飲んでいるということのお話を申し上げましたところでございますが、掛川の方に改めて勉強にいきましたときに認識しましたことは、静岡県の西部地区の方で、これはお茶所になるわけでございますが、こちらの地域が健康寿命率が極めて高い地域である、日本で一番の健康寿命率が高い町であるということを知られたところでございます。それに比較しまして、こちらの静岡県東部の地区におきましては、例えば富士市とかですね、そちらの方になるわけですが、そちらは工業地帯ということで、お茶所ではないということで通常の県と同じぐらいのレベルになっているということでございまして、静岡県内でもそのようなことがお茶所の健康寿命率が極めて高いということが顕著に出ているということでございます。

そしてまた、掛川市においては、独自に数値が捉えられておりまして、鹿児島市と比較して4倍のお茶を飲んでいるという数値が出されております。ということで、掛川市においては日本で一番健康寿命率の高い町ということがデータとして出ておりまして、このことの原因は何なのかということで、元掛川市立総合病院医監の鮫島庸一先生方が「緑茶と健康」というレポートの中で述べられております。この中で、掛川市の健康指数としましては、例えば1番目に医師、看護師、医療機関が少ないんだと。そしてまた、健診受診率が低いということにもかかわらず、2番目で幼児、学童の虫歯が少ないと、そしてまた、3番目に肥満者が少ないと、そして、たとえ肥満であっても高血圧、糖尿病、脂質異常などの重積が少ないと、ということはすなわちメタボの

方々が少ないということでもあります。

そして、4番目にがんによる死亡率が低いと、がんによる死亡率が低いということについては、今お話がありましたNHKで放送がありました「ためしてガッテン」でありました日本で一番がんの死亡率の低い町として紹介され、一躍有名になったところでございます。

そしてまた、5番目に平均寿命は長い、老人医療費は低いということでもございまして、これがすなわち健康寿命率の高い町ということでもございます。これらのことで、先ほど申しましたように、掛川市が最もこの指数については優れていると、そしてまた、次いで藤枝市、浜松市、富士宮市ということで、これらの静岡県の茶産地が続いていると、そしてまた所沢市、そしてまた県内でも茶の産地がそのような指数が示されているということでもございまして、このお茶の多飲と、一般の国民の方々が飲むレベルより多くの茶を飲むことが健康指数が高まっていくということがデータとして出されているということでもございます。

○6番（坂元修一郎君） 静岡の各産地については、かなりのやっぱりお茶が飲まれている。そういう産地に限ってそういった医療費が低いということをお聞きしましたけれども、平成30年の高齢者医療費が30兆円に達するのではないかというふうに言われておりますが、掛川レベルであれば、5兆円の削減ができるということをお聞きしましたが、本市も鹿児島県もですね、もっとお茶を飲めば即そういった数字が出るかということ、飲み続けなければいけないということでもあります。そこにはやはりですね、歴史のある茶所というのがやはりお茶を飲んでるなという気が私はしております。鹿児島は全国で2番目の茶産地でありますけれども、なぜお茶は飲まないかということですね、自分的にも考えてみたんですけれども、やはり昭和に入ってから茶の産地ありますので、鹿児島はですね、ですから、800年ぐらい前から続いている静岡なり、京都なりというところとは若干違うのかなというふうには思っているところであります。

そして、鹿児島のお茶というのが、生産量が多いわけではありますが、歴史的に浅いということで、知名度がないということもございましてですね、ほとんどのお茶というのが静岡、そして京都に流れていって、そこでブレンドされて鹿児島のお茶というイメージが非常に少ない。そして、鹿児島、そして、本市においてもですね、そのお茶というイメージが非常に弱いのではないかなというふうには思っているところであります。お茶を飲ませるためにはですね、そういったお茶のイメージアップ、そしてブレンドされるというイメージをですね、やっぱり払拭していかなければいけないなというふうには思うわけではありますが、市民にお茶を飲ませることですね、健康に役立って、更に医療費の削減ができればですね、お茶の消費拡大、知名度のアップ、そして医療費の削減という、この一石二鳥ができるわけでもございますが、本市でのその取り組みというものがですね、どのようにされてるのかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お茶につきましては、本当に歴史的に考えたときに、せっかく栄西禅師（エイサイゼンシ）がですね、この鹿児島に伝えたのに、いつの間にかあちらの宇治から、そしてまた、東海、そして関東の方に産地が移っていったということについては、歴史的なものがあるのだなというふうには

改めて感じるところでございます。

特に、当初日本に伝わった当初は、お茶はもともと薬用として重宝されていたようでございまして、特に徳川家康がそのことについては、薬用ということで重宝してきたということがありまして、静岡では伝統的にそういったことがあるということでもあります。そしてまた、明治維新のときに、特に三方ヶ原、牧之原にお茶をどんどん新植したということがあるようでございまして、一大産地になったのではないかなというような歴史的なものがあって、どうしても鹿児島は新興産地ということで、せっかく鹿児島でたくさんのお茶が生産されても静岡茶に化けてしまうということが長年取りざたされてきたところでございます。最近においては、品質も随分と向上しましたので、鹿児島茶というのも評価されるようになりまして、今後ともそのことについては更に力を入れていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そのような中で、今回改めて10月30日、31日で開催されます全国茶サミットにおいて「緑茶と健康」というテーマで開催しようということをしているところでございますが、本市においては既に昨年からの掛川の事例に倣いまして、先進地としてその取り組みを本市にも導入しようということで、昨年度補正予算で市内の小中学校7校に対しまして、「茶レンジ風邪なし運動」という形で取り組みをさせていただいたところでございます。

そしてまた、今回の議会においても、今年の冬場においては、全小中学校にこのことの取り組みを拡大させていただくための予算をお願いしているところでございますが、今年の冬場において、インフルエンザの予防と、そしてまた、風邪自体もかからないというような小中学生になっていただきたいというようなこと。そして、そのようなことでお茶を飲むことが健康につながるんだよということのアピールがしっかりできるものになるんじゃないかなというふうに思っております。

そしてまた、今実証中、実験中でございますが、平成25年においては、茶業関係者の協力によりまして、お茶をたくさん飲むことによりまして、血中のコレステロール中の改善を図るということで100名のモニターを対象にいたしまして、一日お茶プラス6杯運動というものを実験中、実証中でございます。このことにつきましては、10月20日には一応結果が出るのではないかなというふうに思っておりますが、このような取り組みを重ねながら、お茶が人の健康にいいんだよということが数値的に図られるための取り組みを重ねているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） お茶について、いろいろ市長も勉強されていてですね、よく御存知だなというふうに思うわけでありまして。

歴史的には、鹿児島は非常にお茶の歴史は浅いわけでありまして、お茶の品質についてはですね、品評会等でも分かりますように、いつも上位にいるわけでございます。そして、コストの面でもですね、乗用摘採機、機械化が図られまして、非常にコストが安く、品質の良いものが生産されるということでもあります。京都、静岡あたりに行きますと、新幹線の中から見えますけれども、向こうの茶畑というのは、もうほとんど傾斜地にありまして、傾斜度5度以上というのが60%だということですね、ほとんど平坦地には茶畑はないわけでございまして、機械化が非常に難

しいということですね、改植等も非常に難しいということで、品種、そして品質ともですね、鹿児島の方が年々上回ってきている。ただ、その知名度がないもので、なかなか消費にはつながってないというのが非常に残念なところではあります。

お茶の効能についてですね、茶レンジ風邪なし運動、学校で子供たちに飲ませるという行い、そして、一日お茶プラス6杯運動を実施中ということでありましたけれども、現在進行中、10月20日でしたかね、その辺りで結果が出るということではありますが、途中進行をしておりますが、職員の方々もたくさん協力をいただいておりますので、その辺の取り組み状況とかですね、職員から結果はまだ分からないと思いますけれども、どういったあんばいかですね、もしお聞きされてたらお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

100人のモニターの方々を対象として、今血中の濃度、コレステロール値についての把握をしているところでございます。コレステロールというのは善玉コレステロールと悪玉コレステロールというのがございまして、善玉が増えればいいというわけではないみたいで、その比率が重要だということで、比率が2.5ということが標準であると。そして、2.5を超えると血液がドロドロになって悪いと、そして2.5以下になるといいということございまして、お茶を定期的に飲むということをするとなれば、3か月間でそのことについては改善が図られますよということで、鮫島先生、そしてまた、鮫島先生のことを鹿児島で一生懸命提唱されている福司山先生のお話がございまして、私どもとしましては、10月30日に間に合うように取り組みをしたいということで、救急ではございましたが、100人を対象に取り組みを3か月間、8月20日から始めたところでございます。現段階では、まだその途中経過については、報告は受けてないところでございますが、この結果がかなりいい形で出そうな人がたくさんいますよね、ということですね、福司山先生の方から御指摘がされておりますので、またその時には皆さん方にも御報告を申し上げ、そしてまた、そのことを全国の首長さん方にも紹介して、ぜひ全国各地の主要の茶産地でもこのことについて取り組みをしていただきたいと、そして、それぞれの地域で実証のデータを得られて、間違いないことなんですよということで、その緑茶の消費拡大のための推進事業について、積極的に取り組んでもらいたいということをお話申し上げたいということでございます。また、途中経過がございましたら、また皆様方にもお知らせはしたいと思っております。

○6番（坂元修一郎君） はい、非常に楽しみにしておりますが、LDL、HDLだったですかね、3か月しないと分からないということでもありますので、職員の方々にはですね、たくさんお茶を飲んでいただいて頑張ってくださいたいと思います。

2年前でしたけれども、NHKの「ためしてガッテン」この放送が1月の何日かだったですけれども、私はその後すぐ東京の方へ飛びましてですね、デパートの状況を探りました。その時に掛川の農家はですね、いろんな有名なデパートに張り付ましてお茶を販売しておりました。その時に茶農家、または問屋さんにはですね、いろいろお話を聞いたんですけども、掛川のお茶が足りない。農家では市場に出したものを買い戻して売ってるんだというような話があったところ

です。いやこれはやられたなと、本当につくづく思いました。

しかしながら、残念なことに東日本大震災の津波、そして原発事故が起こりまして、全国的な世界的ですね、このお茶ブームの機会を逃したということではありますが、それでよかったというわけじゃありませんが、これはチャンスがまた回ってきたんだというふうに、私はその時思ったわけでもあります。今回そのチャンスともいうべき全国茶サミットがですね、本市の方で開かれるということであるようではありますが、これまでの全国茶サミットというのは、全国の100ha以上ある首長さんたちが集まってお茶の話をするんだというようなことでしたけれども、今回は予算の方もですね、たくさん付けられて、大きなお茶のブームが全国的に起こるよということを先ほど市長がおっしゃいましたけれども、今回の全国茶サミットにおいて再度お茶ブームが起こるような取り組み、そういったことをですね、もくろんでいらっしゃると思いますけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員がお話になられましたように、私も一昨年「ためしてガッテン」、掛川市の事例のNHKのテレビを見てましてびっくりしました。あっ、うちも茶産地だと、じゃあうちも茶が売れるのかなと思ったらですね、掛川、そして静岡だけが売れてしまって、その後3・11があって一挙にそのムードがしぼんでしまったということでありまして、残念だったなというふうに思うところでございますが、改めて考えてみた時に、日本国民というのは何で健康に良いというものが分かった時点で、それに飛びつく、それを一生懸命取り組もうとする国民性があるんだというふうに改めて実感したところでございます。もともとお茶というものの自体については、国民は体にいいよねと、健康にいいよねということについては、たぶん認識されておったところでございますので、それがそのようなデータが出たということ、飛びついたということになったのではないかなというふうに思います。ということで、私自身もすぐ掛川市の方に行って勉強したかったんですが、一昨年は3・11の関係でちょっと遠慮しまして、昨年行きて、勉強させてもらったところでございます。

そして改めて、そのことを認識して、先ほど申しましたように、昨年の補正予算で「茶レンジ風邪なし運動」についての事業の取り組みをさせていただいた。そして、今年はまだ本格的に、全小中学校にさせていただく、そのような流れの中で、今回10月30日、31日、全国茶サミットが開催されるということでございますので、この静岡県立の掛川市立総合病院消化器内科医監鮫島先生、ちょっとこれは異動されて、今は元職になっておりますが、この掛川の先生が述べられております「緑茶と健康」によるこのレポートによりまして、この先生が全国の主要な茶産地が同時多発的に、同時にですね、どこも一緒にこのことについては取り組みをしてくださいと、そのことがこの茶の消費拡大につながるんですよと、そして、そのことが国民の健康増進につながるんですよと、そしてまた、それはひいては茶産地の経営向上、そしてまた、規模拡大にもつながるんですよと、そしてまた述べられておりますが、このことはきちっと健康に寄与するというデータが得られるとなれば、今アメリカで、ヨーロッパで日本食ブームが起きていますので、この

日本食ブームの中でお茶が健康に更に良いということが証明されるとなれば、欧米、そしてまた、アメリカで茶の消費について火がつかますよと、そして、そうなれば日本のお茶は直ちに空っぽになりますよということを述べられているわけでもございます。そのことを私読みまして、まさしく今回の10月30日、31日開催される茶サミットが絶好の好機と捉えまして、以来、関係者の方々にこのことについてお話を申し上げているところでございます。

先日議長とも国会の方に別な案件で要望に行った折に、この茶について同席していただきまして、関係議員の方々にお話をさせていただいたところでございます。特に、宮路和明先生におかれては、この自民党の茶業振興議員連盟の代表幹事ということでございましたので、このことについてお話を申し上げましたら、自民党の茶業振興議員連盟の総会の場合に出て説明しなさいと、そして、要望をしなさいということの御指示がございましたので、先般このことについてお話を申し上げ、国に対しましてこの事業の説明をしたところでございます。要望事項としましては、全国でこの検証データを得るために、今掛川市の方で1,500人ほどの方を対象として実証実験をされているところでございますが、鮫島先生によりますと、これはとても少ない数字だということでございますので、全国で1万人ほどの対象者を広げたいということのお考えでございますので、そのことの要望でありまして、そして、それをするための予算の措置を国にお願いしたところでございます。

そしてまた、同時に私どものまちで取り組みました小中学生に対しまして、お茶を飲ませる事業につきまして、全国で取り組んでほしいということの要望をしているところでございます。

現段階で、国の方は概算要求が済んだ段階でございましたので、かなりその実現については難しいところがございますが、先日、野村参議院議員の方からもこのことにつきましては、特別に特別枠で認めてもらえるように働き掛けをするからというようなお話もございましたので、全額とは無理かもしれませんが、それなりに目鼻をつけていただきまして、次年度以降本格的にこの事業が展開できるような形の取り組みを全国の主要産地で一緒になってやっていきたいというふうに考えているところでございます。

そのようなことで、今回は先ほど申しましたように、本市においては、全小中学生への取り組みの予算をお願いしているところでございます。そしてまた、茶サミット大会においては全面的な御協力を賜りながら、ただいま申しましたような目的が達せられる大会にさせていただくよう御協力をお願いしたいということでございます。

○6番（坂元修一郎君） 市長の思いは十分に理解できたというふうに思います。

やはり、お茶のその効能というものをですね、どうやって市民はもとより、全国、しいては海外まで知らしめていこうというのが大事だなというふうに思います。1,000人ではなく1万人程度の人がいろいろ携わらなければ駄目だということでありましたけれども、これにも期待したいと思いますが、日本茶、国内で需要と供給のバランスですから、日本で飲まなければ海外の人がですね、日本食ブーム、すし（寿司）ブームに乗ってお茶を飲んでくれればいいんでしょうけれども、実際は飲んでるんです。飲んでるんですけど、問題がですね、いろいろ調べてみると、海外

の輸出というのが日本の大体10倍程度、中国の方が多いんですね。海外に行ってみると、お茶は確かに売られているんですが、日本茶という名前でも中国茶が出ているというのが非常に問題だと思いますね。日本食ブームであっても、お茶を飲んでるんだけど日本茶が売れないというのが、結局海外の日本食のお店を運営している、例えばくるくる寿司でもそうなんですけれども、日本人ではないということが一番の問題なんですね、中国人の方が80%いるということでありまして、そこで出されるお茶が日本茶かというところではないんですね。日本茶では、名称はなんなんですけれども、結局緑茶の中に日本茶が含まれます。お茶全体の中で緑茶というのは30%作られておりますけれども、その80%が中国で作られているということでもありますので、日本のシェアというのは2.9%しかございませんので、海外へほとんど日本茶が売ってないということでもありますので、その辺もですね、国会の方に訴えられて、とにかく表示の問題ですね、緑茶ではあるけれども、その中国茶をですね、日本茶ではないということを訴えて、それが日本茶に変わるだけで、たぶん日本のお茶は足りなくなるというふうに私は思っておりますので、その辺を国会の方でもお伝えできたならというふうに思っております。

世界はさておいて、まず地域の盛り上がり、地域が盛り上がらないとですね、こういったイベント等も盛り上がらないわけでもありますけれども、県、そしていろいろなメディアを巻き込んで宣伝する必要がありますけれども、それについてはどのような宣伝を進めていかれるのかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今おっしゃられたように、本当にメディアの方々の御協力をいただくのは本当に重要かというふうに思っています。これはですね、とりもなおさず私がブランド推進室を立ち上げたその大きな要因とまったく重なっているということでもございまして、せっかくいいものがあっても、それがきちんと伝えられなければですね、そういった消費の拡大に伝わっていかないということもございまして、今回は特に県の関係者の方々には当然このことを理解していただきまして、全面的な御協力いただくための働き掛け、そして説得をするところでもございまして、だんだんだんだん皆さんそういったことを理解していただいて、そのような方向に向いていただいているのではないかなというふうに思っていますが、やはり何と云っても、この全国のレベルのメディアへの伝達が必要ということについては十分考えております。ということでもございまして、特に地元の報道の方々、そしてまた、全国では先日は伊藤園の方にもお話を申し上げまして、このことについての協力の依頼もしてきたところでございまして、様々な機会を捉えてこのことについては情報を発信して、本当に国民の方々が、日本国民の方々が全員緑茶をたしなむという風潮、風土というものをもう1回取り戻していただけて、健康増進につなげていただけるような国づくりができれば有り難いなと、うれしいなというふうに思っておりますので、そのことを伝えてまいりますというふうに思っているところでございまして。

○6番（坂元修一郎君） 我々の産地というのは、本当にいい気候に恵まれて、先ほども申しました畑かん等の設備、大変恵まれた地域にあるわけでもございまして、しかしながら、その生産さ

れるもの自体がやはり国民を中心に知られていないということが非常に残念であります。作るだけの産地ではなくて、これから先は売る産地になるようにですね、願いたいわけではありますが、内需拡大はもとより世界への輸出ということになると、やはり自分たちだけではなかなかうまくいかないわけで、国会の要望等もされてるということではありますけれども、市長自らですね、いろんなところに出向かれて、積極的に活動をされておりますけれども、国会の方もですね、行かれたということではありますが、その要望の内容、その手応え、どういうものであったかですね、もうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 先ほども少し申し上げましたが、8月29日に開催されました自由民主党茶業振興議員連盟の総会で、緑茶をたくさん飲む地域は健康であり、医療費も安い傾向にあるということで、緑茶と健康の因果関係を立証すべきものであり、そのことが国民の健康増進と医療費の削減、更に茶の振興に資するものだというふうに訴えまして、平成26年度予算において来年度予算でございますが、緑茶の健康増進効果を研究確立する事業、これはまだ1万人程度を考えているわけでございますが、緑茶の健康増進効果を研究確立する事業と、それから全国の小中学生が風邪とインフルエンザ予防のために緑茶を飲む事業の予算の獲得のお願いをしたところでございます。

研究確立事業においてはですね、まだ額としては何十億という単位になるんですが、全国の小中学生となると、何百億となりましてですね、ちょっと無理かなというふうには思っているところでございますが、できる範囲内からですね、まず広げていって、そして、できないところについては自前でもですね、資金を出しながら取り組むべきだということを、今回のお茶サミットにおいて、茶の主要産地の方々にお話を申し上げたいというふうに考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） ぜひともですね、全国的な取り組み、これはこういった取り組みというのは初めてじゃないかなというふうに思います。

そして、国会へのお願いもですが、このお茶の今回の茶サミットが成功すればですね、ほかの作物にも大きな影響が出てですね、将来のこの産地の大きな足がかりになるように思うところがあります。あちこち出向かれてですね、いろんな勉強をされていらっしゃるようでもありますけれども、最後にですね、市長の思いというものをですね、お聞きしてこの質問を終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当ですね、議員のおっしゃるとおりだと思います。ややもすると、私がこうして茶のことを一生懸命お話しすればですね、茶のことばかりしてというふうに言われるんですよ、そうじゃないんですよ、今回たまたま茶のことになっただけであって、私は以前から別なことにですね、一生懸命一つのことについては、取り組みを重ねまして、そのことを日本一にしようよということをお話しているところでございます。

特に環境について、そして健康増進について、日本一を目指しているということについては御理解いただいているところでございますが、健康増進の中で、新たなメニューとして、この茶と

いうものが極めて健康増進に有益なんだと、そしてまた、本市の茶業振興につながるんだと、そしてまた、これが本当に先ほどから言いますように大きな取り組みとして全国の茶の主要産地の方々が理解していただいて、同時に立ち上がっていただくことになれば、これは日本全国民にアピールする内容になっていくんだということで、これが日本人全体の健康増進につながってくるということになるのではないかなというふうに思うところでございます。

自分自身ですね、このことについて取り組みを始めまして、いろんな方にお願いやお話をしているところでございますが、どちらの方におかれましても、基本的には本当に賛成していただいている状況でございます。ただ、やっていくうちにつれてですね、ちょっと私の手にもちょっと負えんぐらいになってきたかなというふうには思っているところでございますが、少なくとも、少なくとも本市のですね、本市の健康増進、そして茶業振興のためには、結果として得られるようなものには仕上げていきたいというふうに思っているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） ぜひとでもですね、たくさんの日本一、その中に入れていただきたいというふうに思っております。

先ほど環境日本一というのも出ましたので、微生物の利活用についてですね、質問を変えてみたいと思います。

お茶で申し上げましたように、これからの海外への農産物の輸出、これについてはですね、相手国に合わせたトレーサビリティ、そしてポジティブリスト、そういったものが必要になってまいります。

農薬につきましては、化学農薬からより安全な天敵、そして微生物を使った生物農薬に転換していく必要があるということでもあります。

また、環境悪化によりまして一番最初に申し上げた異常気象、そういったものも猛威をふるう中で、日本各地でですね、微生物を使って環境を修復しようやという取り組みが盛んに行われております。目には見えませんが、この循環社会を構築する上では決して無視のできないことだというふうに思っております。

本市では、自治体や行政レベルでですね、この微生物の利活用というものがされているのかですね、その辺についてお伺いしておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市での微生物の利活用ということでございますが、乳酸菌など微生物を活用しました悪臭の抑制、農作物の高品質化などにつきましては情報を得ているところでございます。

そしてまた、市の生ごみ堆肥化につきましても乳酸菌を活用しております。「生ごみの臭いを軽減する」と題しまして、平成20年8月に市民50名程度を集めまして、乳酸菌を活用した消臭効果について紹介し、この様子を市広報に載せまして啓発を行った経緯はございますが、現在はこのような取り組みにつきましては、市としては行っていないところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 今乳酸菌を使った農作物、臭い消しとかですね、出ましたけれども、数年前からですね、民間や行政の間で注目を浴びているのが、身近な発酵食材の納豆ですね、バ

チルスといいますけれども、そしてヨーグルト、これは乳酸菌に入りますね、あとパンを作るときのドライイースト、酵母というふうに仕分けされますけれども、こういったものを食品に使われているこの微生物を使ってですね、発酵させた、発酵液ということになりますけれども、そういったものを使ってですね、環境の浄化が全国であちこち進んでおります。この名前というのが、「えひめA I」という形で開発されたようでありまして、愛媛県の産業技術研究所で開発された環境浄化微生物ということになるようでありまして、もちろんこの「えひめA I」だけではなくてですね、EMとか、個人的にはいろんな土着菌を使って微生物のバイオというのをされてるわけですが、この「えひめA I」、これが特許を取っていない、たくさんの方々に使っていただきたいということで、特許を取っていないことですね、ただ名前はもう愛媛県にありますので、鹿児島でも指宿ですかね、「LOVE (ラブ) いぶすき」だったかな、あちこちですね、いろんな名前を付けてですね、やっています。ここに、その「えひめA I」の簡単な説明ですね、DVDも付いておまして、いろんな活用の仕方というものも載っております。その液を使って有効微生物を使ったですね、河川の浄化活動、畜産での悪臭解消やハエの発生抑制とかですね、堆肥や生ごみの発酵促進剤、そして発酵液を使って一般の暮らしに役立てようということで、部屋の臭い取りとかですね、あと入浴剤にしたり、シャンプーに使ったり、いろんな形ですね、使われているわけです。

今回の一般質問の一番最後で下平議員が畜産の悪臭等についてもですね、あるみたいですが、やはり個人で興味を持ってやらないとですね、全てが微生物が分解して、結局環境を抑えているということになります。しかしながら、地球的にいきますと人口が70億を超えて、50年後には100億に近くなってくるということになります。しかし、その後、結局これは予測でありますけれども、人口が減っていくということになりますね、口でい疫等を考えましてもよくわかるんですけども、人間が増えてくる、そして家畜が密飼いされるといって、これはそういった自然のいろんな条件が重なって病気が発生するということになりますね、人口も結局100億を超えることは多分できないんじゃないかという専門家もいらっやいます。そういったことが結局環境の浄化、つまり微生物の環境維持というのができなくなるということであるようであります。それを考えますと、本市でもですね、この生活排水、そして産業による河川や海の汚染、畜産での環境汚染というものが直接干ばつ、集中豪雨、そして埼玉、栃木の方でありました竜巻へとですね、つながっていくわけではありますが、本市でも市民全体を巻き込んでですね、この微生物を利用した環境浄化への取り組みを始めるべきだというふうに思うんですけども、市長、その辺についてはどういったお考えをお持ちでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

微生物を利用しました環境浄化ということも一つの環境政策の大きなものだというふうには考えております。現に、この浄化槽についても微生物を使いながら浄化槽を維持しているということでございますので、微生物は市でも、そしてまた、先ほど申しましたように、生ごみの堆肥でも堆肥センターの方で乳酸菌を使っているということでございます。そしてまた、「えひめA I」

ということにつきましても、私自身も曾於南部厚生事務組合のセンターの方で一時職員が使っていたという経緯もございます。ということで、様々な形でこの環境に対しましては、微生物が有効だということの取り組みがされておるようでございますので、そのことにつきましては、様々な情報を入手しながら、また市民の方たちもお知らせを重ねてまいりたいというふうには思うところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 微生物の利用というのが浄化槽なり堆肥センター、そういったところで使われているということであります。私の今度の質問はですね、もちろんそういったものについては、微生物を使うのが当たり前となっているわけですし、循環社会の構築ということ言いますと、金をかけずにですね、やはり民間の力を借りて、本市、そして大きく言えば日本全体、地球全体を環境をよくしていこうという質問であります。

生物の活用で、産業と住民が共存できればですね、いろんな苦情もなくなってきて、畜産の日本でも有名な地位でありますので、港を抱えながら畜産を反対するというのも実際は起こっているわけです。そういうことも考えましても、やはりそこに企業と住民とのわだかまりをなくすためにもですね、微生物というのが有効ではないかというふうに思います。

私自身も30年来微生物を使って茶栽培なり肥料も作っておりますが、微生物を使って、じゃあ無農薬がすぐできるかということについてはですね、ここ最近やっと無農薬ができるようになりましたので、非常に難しい問題でありますけれども、肥料についてはですね、もう即効果も出ますし、その間、微生物を使っていろんな臭い消しとかですね、その発酵のさせ方というのも土着菌から、もちろん販売している発酵菌からですね、先ほど申しましたそういった納豆なり、乳酸菌、酵母ですね、そういったものを使って発酵ももちろんいろんな経験を積んだ上で、この質問をしているわけでございますけれども、培養するにあたってですね、目に見えないですから、非常に発酵がどういうふうに進んでるのかということが非常に分かりにくいんですね、そういったことで、なかなか民間の方に広がっていかない、そういうことがもしできるとすればですね、自分の生ごみも自分で発酵させて、臭いの解消なり、プランターに使ったり、自家菜園に堆肥として使ったり、いろんなことができますので、結局はそういった環境の循環、経済の循環につながっていくんじゃないかなというふうに思って質問をするわけですが、そういった興味を持ってもらうためにですね、行政で何かできないのかなということもいつも考えております。口でい疫が発生したときに、乳酸菌の提供を受けたり、いろいろそういった微生物によって正常化しようということをしてきたわけですが、お酢もそうですからね、あと石灰というのは、微生物というのはpHが大体5か6という、それを結局酸性、アルカリ性にしてしまえば、その悪い菌がはびこらないということで石灰をまいたり、その乳酸菌、酸性ですか、そういったものをまいて防除してるわけですが、環境改善にですね、より多くの市民に普及させることで、市民が興味を持ち、自分で作るようになることでですね、いろんな経済効果が生まれてくるんじゃないかというふうに思うわけです。興味を持つ、そして自分で作るようになるまで、行政がその作り方の講習とかですね、最初は無料配布とかそういったものがないか、この市民の間に

微生物の利活用が普及できるような取り組みというのをどのようにお考えなのかですね、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、微生物を有効活用するということは、極めて本市の環境の浄化のためにいい取り組みになるというふうに理解しているところでございます。ということで、現に先進的に実証的に取り組んでおられる民間の方々もおられますので、その方々と連携をとりながら、改めてこの市全体へ拡大するということについては研究をさせていただければというふうに思うところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 興味のある人はあるんですね、土着菌なり、いろんなことを試行錯誤しながらやるんですけども、それがなかなか民間の間には広がっていかない。それを結局、化学的なそういったおいを分解するものとか、そういうものを使って環境を守ってるということも実際はあるわけですね。分かりました。現在、農業においては化学農薬というものが多く使われておまして、この化学農薬が、そしたら危ないのかということではありますが、昔はDDTとかですね、BHCとかパラチオンとか、そういったものが使われて、小学校のときにノミとかシラミですね、シラミの駆除ですね、頭に白い粉をパタパタされたのを今でも記憶しておりますが、もちろんDDTは製造中止、使用禁止になっておりますが、そういった残留の危険性のある農薬というのは、もう日本ではほとんど使われてないですね、ほとんどが光で分解される農薬になってきております。そして、落ちたものとか残ったものについては微生物とか、酵素によって分解されていて非常に残留は少ない。しかしながら、その製造過程によって莫大な費用がかかっておりますので、農薬の価格はですね、非常に高くなっているということでもあります。現在使われている農薬、微生物農薬ということになるんですけども、結局その微生物を利用して、化学農薬の代わりにしようということなんですが、結局微生物には葉っぱにもたくさんの微生物が住んでいるようですが、結局それを殺菌すると無菌状態になるわけですね。そして、悪い菌が特に繁殖してしまって悪循環が起こる。そこに、例えば有益な菌をその葉っぱの表面に住まわせてやると、後から悪い菌がこようとしても結局繁殖できないという簡単な理屈ではあるんですけども、それが今の生物、農薬、殺菌剤ということになるんですけども、海外の輸出ということも先ほど申しましたけれども、これについては、特にヨーロッパ、グローバルギャップがありますので、無農薬、有機栽培という形でなければヨーロッパには入っていけない。しかしながら、EU全体がそうかということ、結局自分の国にはやっぱり甘いんですね、外から入ってくるのを結局関税と一緒に、そういったものによってガードしているというようなことのようにございます。

本市ではですね、その生物農薬、これがどれぐらい使われているのかですね、どのように進んでいるのか、そして農家の評価というのがどうであるのかですね、もし分かっていたらですね、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

天敵と生物農薬の利用につきましては、園芸作物におきまして、ピーマン、ハウスみかん、い

ちごが主な利用作物ですが、ピーマン、ハウスみかんにつきましては、ほぼ全ての農家で利用されております。いちごにつきましては、7割の農家で利用されています。ピーマンにおきましては、スワルスキーカブリダニが全ての農家で利用されております。農家の評価としましては、農薬の散布回数が減り、農作業の省力化につながり、また、環境にやさしい農業の取り組みである。さらには消費者の食の安全に関する関心の高まりなどから生物農薬を利用することは利用率から見ても非常に高い評価をされているところでございます。

○6番(坂元修一郎君) やつとですね、本市でも園芸等で使われだしたというのが本音じゃないかというふうに思います。ハウスで使いやすいというのは密閉してますから、天敵を放してもそこで繁殖したり、そこから逃げないということであるようであります。

先ほど、化学農薬は安全だということを申しましたけれども、最近ミツバチが少ないということがありましてですね、いろいろ話題になりましたけれども、結局、それが農薬じゃないかということだったんですけど、なかなかそれが検証されなくて、最近新聞に載ってましたね。ネオニコチノイドというたばこのニコチンと同じような成分からできてるんですけども、それが結局、若干ですね、ミツバチにどんどん蓄積して行って、ミツバチが結局いなくなっているということが原因であるようであります。やはり、そういうことを考えますと、今は安全な、そのDDTが頭にかけて、その時には分からないからそういうことをしたわけですね、実際安全かという、これもずっと時が経ってみないと分からないということでもあります。これが海外ではですね、特にアメリカ、EUでもそうなんですけれども、化学農薬に代わってですね、今微生物農薬が相当生物農薬が使われ始めております。何でかというんですね、向こうは飛行機とかヘリコプターで散布をやるわけですね、それが化学農薬ですと、結局効果はあるんだけど、結局、天敵を殺してしまうので、また害虫が異常に増えてしまうということが起こるわけですね、そのために、あまり効果はないんだけど、それをふっておくと、結局害虫の大発生がない。そして、それを続けていくと、結局農薬を使わなくてもいいような状況に変わっていくということが、その大きな要因であるそうです。実際自分でやってもですね、最初はなかなかこれで効くんだろうかということをやっておったんですが、それが半年経ち、1年経つとですね、実際もう農薬いらぬぐらいです。殺菌については、若干不安があるんですけども、完璧にですね、防除ができるというような状態になります。これは自分で経験しておりますので申し上げておきますが、生物農薬のいいところがですね、先ほど培養の話をしましたけれども、いいことは結局自分で培養できるんですよ、増やせるということですね、そうすると最初の購入費は要りますが、後からはですね、ものすごくコストがやっぱり減っていくということです。それを考えると、さっきの培養、市民がですね、そういった微生物に関心をもって増やすということを覚えればですね、そういった農業のコストというのも下がっていくわけですね。

これは余談でしたけれども、先ほど海外では生物農薬が主流になっているということを申しましたけれども、TPPですね、それとグローバルギャップ、こういったものを乗り越えるためにはですね、どうしても早期的に生物農薬への移行というのが当たり前なんです。はい、これは当

たり前なんです。そうしないとTPPに参加した時に、おたくの農産物は化学農薬、これはうちは使うことにはなってませんのでという形ですね、まず受け入れてもらえません。これはEUが特にそうですね。それを考えると、早期的な取り組みというのが必要になってくるのかなというふうに思います。

この本市においてもですが、日本で普及が遅れてる原因、それについてどういったことをですね、農政課等、思っただけなのかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生物農薬の普及が遅れてるということでございますが、施設園芸の作物につきましては普及し、定着が徐々に進んできているというふうに感じておりますが、露地野菜においては、なかなか普及が進んでいないということでございます。

その原因としましては、全体的には、生物農薬の使用に対する技術的な知識が必要であるということ、そしてまた、化学農薬と比較しましてコストが高いということ、そしてまた、効果が緩やかで即効性に欠けるということ、そしてまた、化学農薬と比較しまして、今言いましたことから効果が不安定ということが言われております。また、露地野菜におきましては、ほ場の団地化がされてないため、数種類の野菜が隣接して栽培されることから、化学農薬の散布によりまして土着しているすべての天敵まで殺してしまうことや、気候等の自然状況に影響されやすくて効果が一定しないということでありまして。そして、さらに土着天敵が住み着く環境をつくるために、食物を植える手間が増えるということなどが要因ではないかなというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） おっしゃるとおりなんです、普及しない要因というのが、最初使い始めるときにですね、やはりコストがかかるということと、そういった使い方というのがちょっと難しい、難しくはないんですけども、慣れるまでがちょっと時間がかかるということでありまして。結局、さっき培養、結局増やせるということと言いましたけれども、これは自分で使う分についてはですね、これは何ら法的な問題はないんですけども、これを例えば人にあげるとか、売るとかということは、これはできないですね。これは知的財産権というのが、著作権が入っておりますので、そこはちょっと気をつけていただきたいなと思っておりますけれども、結局増やせるのと同時に環境のことをおっしゃいましたけれども、結局住む環境というのが大事ですね、温度とか湿度、餌（えさ）というのがあります。結局害虫がいないと餌（えさ）がないから増えられないというのがあるんですね、さっき言った環境、温度とか湿度はものすごく大事になってですね、この生物農薬をふるときにどういったことをするかというと、これは雨の日にかけることがあるんです、雨の日ですね。お茶で言うとクワシロカイガラとか、中の方にありますので、雨の日にかけるんですね。この作業をやると、あいつは最近ちょっとおかしいぞということにも成りかねないんですけども、作業形態がまったく変わってしまうんですね。ですからそういった情報を流しておかないと、そういった誤解も生まれるということでありまして、化学農薬から移行する期間がやはり必要だなというふうに思うわけでありまして。去年、一昨年ですか、環境保全型農業直接支援対策というのも国がやっておりますけれども、そういった項目の中にですね、この

生物農薬というのが入っていないのかですね、また市として生物農薬を普及させていくための推進、そういったものがどういうふうに行われているのかですね、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国の方では、営農活動に起因する地球温暖化、環境保全の防止、さらに生物多様性の保全を目的に平成23年度から環境保全型農業直接支援の対策を講じました。この対策の主な内容は、有機農業の支援ですが、生物農薬も有機JASで認められた資材でありますので、生物農薬そのものが対象というわけではありませんが、有機農業の一環としての取り組みは支援の対象になったところでございます。

また、市では消費者の食の安全や環境に対する関心の高まりなどから、天敵をはじめとする生物農薬の導入に対しまして、環境にやさしい農業推進事業等を創設し、平成22年度から24年度まで支援を行ったところであります。これによりまして、ピーマン、いちご、ハウスみかん等を中心に、平成22年度に147名、23年度に149名、24年度に3名の方が導入され、施設園芸における生物農薬の普及については所期の目的は達しているのではないかなというふうに考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） ぜひともですね、頑張ってください、この生物農薬を普及させていただきたいというふうに思うわけでありまして。

地球の人口が70億人という話をしましたけれども、20年後は地球が二つ必要になるということですね、非常に地球の温暖化、環境の悪化が進んでおりますので、これはもう人ごとじゃないですね、そういった災害が起こることによってですね、人命も経済の損失というものも非常に大きいわけですので、これについては本当にいろんな形で地球の環境を守っていきたいというふうに思います。

今日の質問は、この循環社会の構築ということで環境を守ったり、水の問題、そしてお茶と健康というものも地域の循環社会の構築につながるんだということを質問いたしましたけれども、市長、ホップ・ステップ・ジャンプ、3期目の出馬の表明もされておりますけれども、これからのこの循環社会、こういったものも市民の協力を得ながらですね、頑張っていかなければいけないというふうに思っております。市から何をしてもらおうか、ということももちろん大事でありますけれども、じゃあ市のため何ができるのか、市民一人一人が何ができるのかという、そういった取り組みもないとですね、これからの地方というのはやっていけないというふうに思っております。早くやめようと思ったんですけど、もう一言ですね、社会循環というものについてですね、最後の答弁をいただいて質問を終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地球環境を取り巻く問題というのは、この前まで、地球の人口70億というふうに言われておりましたが、もういつの間にか72億という数字が出されておまして、100億に近い世の中になってきているということでもあります。そのような地球環境の中で、全ての地球に住まわれている人々が幸せな環境というものはどうあるべきかということ考えたときに、多分私自身は今、例えば、

中国からPM2.5がきますが、あのような環境を劣化させるような在り方というものは見直しをしていながら、皆で共存共栄という形で取り組まなければ、100億を支える地球は存在しないんじゃないかなと、特に今年においては異常気象ということでございます。そして、異常高温でございまして、このことが地球温暖化の影響ではないかということが議論されている日本国社会でございまして、

鹿児島においても、平均気温が35度というのがざらでございました。これは、私どもが生まれた、育った昭和30年代の頃に考えますと、それこそ熱帯地方、あるいは台湾地方の気温でございまして、これが通常に普通の気温になっているということにつきましては、まさしくそういった環境になっているというふうに憂慮しているところでございます。このことにつきましては、地球に住んでおられる方々が、全て気づきを得られて、そして、永続的に人類が存在できる環境づくりについて取り組みがなされていくものというふうに信じているところでございます。

そのような観点から、志布志市民の方々にも十分今お話あったように自分でできるところにつきましては、まず自ら取り組み立ち上がってもらいたいということについては重ねてお願いをして、市全体として住みやすい環境、そして、安心・安全な環境をつくってまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

[坂元修一郎「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。

次に、14番、長岡耕二君の一般質問を許可します。

○14番（長岡耕二君） ちょっとしか時間がありませんので、質問だけをさせていただきたいと思います。

質問通告をしておりましたので、企業誘致について取り組みについてお伺いいたします。

企業を誘致し、志布志市に来ていただくことが雇用促進や様々な経済効果を得られ、大変メリットも大きく、各市町村でもしのぎを削っているのが現状であります。

本市は、ほかにない国際バルク港を持ち、国内外問わず様々な企業の誘致が可能と考えられますが、現在、本市から企業への働き掛けはどのような形で説明、PRしているのかお伺いいたします。

また、企業から本市へお問い合わせの状況はどうか、それに対してどのような対応をし、企業チェックや情報収集をして対応に問題はないかお伺いいたします。

ほかの市町村と競争して、企業誘致をしなければならないこの時代に、窓口となる市役所は企業に対して難しい態度をとったり、お客様である企業を逃していることはないか、きちんと企業に対してのおもてなしの心で対応しているのか、そして、今後企業誘致を進めるなか、どのような考えでやっているのかお伺いいたします。

次に、水道についてお伺いいたします。

前回、市水道が通水してない地域について質問の際、しばらく研究させてほしいとの市長の答弁でしたが、その後現地をどのように調査されたのか、住民が自分たちでどのように水の確保を

しているのか、聞くなり、見るなり、市長はされたのか。このことについて何回ぐらい、どのような形で話し合いは持たれたのかお伺いいたします。それを踏まえ、地域の状況をどのように考え、今後どのように進めていきたいのかお伺いいたします。

水は命の源です。将来安定的な飲料水確保を望むことは人間として当たり前のことであります。同じ志布志市民が平等に水の確保ができるか検討をいただきたい。負担金が必要なのは分かっていますが、あまりにも高額な負担は住民への生活そのものを脅かす、負担軽減など問題点はぜひ検討して、前向きに対処いただきたい。ぜひ誠意ある答弁をお願いして1回目の質問を終わります。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 長岡議員の御質問にお答えいたします。

はじめに本市から企業への働き掛けということでございますが、市単独や県とも連携いたしまして、年間を通じて地元企業や県外企業への訪問、セールス活動を行い、毎年数十社を訪問しているところであります。

昨年は、港湾関係企業28社にあわせまして、地元企業はじめ、その他企業等を18社、計46社を訪問しております。また、志布志市異業種懇話会などにおきまして、御要望をお伺いしているところであります。

2番目にお尋ねの企業から本市への問い合わせについてでございますが、現在、志布志港から台湾、韓国、中国に向けた木材輸出が国内1位となっていることもありまして、昨年秋からの1年間に木材関連の企業からの問い合わせが4件、飲料水工場2件を含む10件のお問い合わせがありまして、それぞれ対応に努めているところであります。

3番目にお尋ねの今後の企業誘致の進め方についてでございますが、既存の工業団地を含めた物流アクセス向上のため、都城志布志道路の整備促進や工業団地の確保などの基盤整備にあわせまして、今回議案提案させていただいてます。工場立地法の地域準則条例による工場敷地の緑地面積率の緩和など、企業が立地しやすい環境整備に取り組んでいるところであります。また、薩摩川内市が8月までの期間限定で創設しました総額で最高10億円となる地域成長戦略促進補助金は、高い関心を集めるものでしたので、再募集の動向も参考にしながら、本市への企業誘致の呼び水となるよう調査研究を進めたいと考えており、これらの取り組みにあわせたトップセールスの強化により、積極的に企業誘致活動を推進してまいります。

次に、水道事業についてのお尋ねでございます。昨年、平成24年9月定例会におきまして、田

床、柳井谷集落に水道管を布設できないかと御質問いただきまして、概算事業費が1億9,000万円にのぼり、1戸当たりの負担金が約350万円で、更に使用水量が給水量を下回る見込みということで、水道水が腐食する危険もあり、布設につきましては厳しいという答弁をしたところでございます。

今年3月定例会におきまして、その後の取り組みについて御質問いただきまして、事業費圧縮のため、工法検討を目的としました現地調査を実施いたしまして、概算事業費については1億1,457万まで圧縮したものの1戸当たりの負担金については、約224万円と依然として高額で、そしてまた、費用回収に106年を要するという、水道管の耐用年数が40年でございますので、費用回収の期間に布設替えを2回も実施しなければならない。このことは、採算が取れるかで事業実施を考えなければならない公営企業としては、地方公営企業法に規定する「採算の取れない事業に対して支出できない」とする条項に抵触し、水道管布設はできない旨答弁したところでございます。

ただ、水道管布設ができない場合の次善の策としましては、水道組合の設立やポンプ更新費用の助成等を検討したい旨、御説明したところでございます。

その後、水道組合につきましては、個人ポンプと同様、水源枯渇の恐れは否定できないものがありますので、8月21日の集落説明会においては、ポンプ更新費用の助成を提案し、集落での検討をお願いしたところでございます。

なお、参考までに申しますと、ポンプ更新費用を1戸当たり16万円程度と見込んでおりまして、補助率につきましては検討しているところでございます。

今ほど申しましたように、8月21日に集落説明会を開催いたしました。これまでの経緯について、議会でのやり取りや運営コストについて説明いたしまして、地方公営企業という法律で一般行政事務経費や不採算になる事業については、支出が禁止されているということもお伝えしたところでございます。

その中で、私としましては、他の市民と公平にやりたいと、水道布設が厳しいというなら、他の方法でこれまでやってこられたように、引き続き地域で自立してやってほしいという思いから水道組合の設立、あるいはポンプ取り替え費用の助成はいかがですかと、御提案申し上げたところです。後で所管からの報告の中で、水道組合につきましては、地震等で水脈が途絶えるということ想定するならば、組合設立よりはポンプ取り替え費用の助成が次善策としてはいいのではないかという報告も受けたところであります。ということで、集落の説明会では提案を申し上げているところでございます。

その前の25年3月においては、先ほどもはじめに申しましたように、概算事業費が圧縮されて1億1,457万円になるということであるものの依然として1戸当たり224万円の負担額となるということでございますので、このことにつきましては、工事費の負担軽減ということについては、水道事業では、公営企業法によりまして、なかなか難しいということでございます。

そして、先ほどお話ししましたようなことの御提案を申し上げているところでございます。

○14番（長岡耕二君） 今、市長から答弁をいただきましたが、後は一問一答方式で質問をさせていただきます。

何年か前からでもいいですが、志布志に誘致企業として何社ぐらい、5年以内でもいいですが、3年以内にどのぐらい誘致企業としてあったのか、ちょっとだけ教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成22年から平成24年までの3年間で新設2社、増設3社と、合計5社と立地協定を締結しております。雇用の計画では50名の増員というふうになっているところでございます。

○14番（長岡耕二君） それと、志布志市へ企業として進出したいという企業が何社ほど今まであったでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように問い合わせにつきましては、1年間に10件ということでございます。

○14番（長岡耕二君） 何で私がこういうことをお尋ねするかといいますと、いろいろな情報を聞いてみますと、この志布志市は誘致企業として進出したいという時に、企業のチェックというものはどういう形で進められているのか。そして会社、そしていろんな角度から情報収集というものをどういう形で今まで進めてこられたのか、ちょっとだけ分かる範囲内で教えてください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ただいまの市長がお答えしましたように、問い合わせ等は相当数ございますけれども、その中で最終的に22年から24年ということで、先ほど市長が答弁しましたような形で進出になっておりますけれども、それ以外のいろんな企業の問い合わせがあった時には、まずその企業の事業計画等を拝見させていただきまして、その事業計画等が企業活動をするに志布志市ですするのにふさわしいというか、十分にそういった事業に値するのかどうか、そういったこと等を私どもの所管の課では、まずチェックをさせていただいております。それで、それがそういった見込みがあるというふうな時には更に一歩進んで民間の信用調査機関等に、そういった収支状況なり、事業実績、そういったものを問い合わせをしながら内容等についてですね、十分検討する値があるものにつきましては、それ以降また協議をしていくというような形で、今進めさせていただいているところでございます。

○14番（長岡耕二君） そういう企業をチェックした今までの実績として、どの程度あるのか、また、ここの本庁では、どういう企業の対応というものをどこでやっているのかちょっと教えてください。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 直接志布志でこういった事業活動、事業をして起業されたいというような形でのお問い合わせでございましたら、まず私ども港湾商工課が企業の窓口になっておりますので、私どもの方でお話を伺うというような形をしているところでございます。その際に先ほど申し上げましたような形で十分に事業計画等をまずお聞かせいただくというようなところから始めているところでございます。

○14番（長岡耕二君） 企業の調査というものは、自分たちではやらない、事業計画があったそ

れに基づいて、うちの市役所ではそれぐらいの調査しかしないということで受け取ってよろしいですかね。

やはり、この地域に企業として来られるとき、やはり自分から自ら進んで情報収集というものを今までされてこなかったのかなというふうに私は捉えていますけど、どうですかね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 先ほど答弁いたしましたのは、あくまでも企業の方からこういうふうな形で事業を起こしたいんだがというような形で、そういう声等があった場合には、私どもは窓口ですので、当然最初に私どもがお話を聞くというスタンスでございます。

それから、今、後半の方で御質問がございましたように、当然私どもとしましては、今開発中の工業団地もございませうけれども、既に持っている工業団地等もございませうので、そういったところ等についても早く企業化を図りたいということで、可能性があるようなそういった企業等につきましては、こちらから情報を提供するなりして、誘致の方に努めさせていただいているところでございます。

○14番（長岡耕二君） 情報収集をしている中で、やはりこの地域にふさわしい企業であるかないかというものを判断するとき、どういうものを材料として判断されるのか、基本的な考え方を市長にちょっとお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業誘致につきましては、基本的には私自身は、どんな企業でもいいんじゃないかなというふうには思って、そのような問い合わせがあった時には積極的に対応するように関係課の方には指示しているところでございます。

しかしながら、その企業の進出されようとする企業の計画書なるものが本当に資金的に裏付けされているのか。また、様々な法律体系をクリアできるのかといった観点から、まず入っていかなくちゃならないということでございますので、その辺を希望される企業とは十分連絡を取り合いながらさせていただいているということでございます。

そしてまた、望むべき企業というものは、当然私どものこの志布志市においては一次産業が主でございますので、この一次産業の振興につながるような企業というものが一番望ましい。そして、一次産業の振興が図られるために二次産業につながるような雇用が多く発生する企業が望ましいというふうに基本的には考えているところでございます。

○14番（長岡耕二君） 今まで企業として来られたとき、志布志市でぜひ仕事をやりたいという中で、ほかの市に取られたといいますか、表現がちょっとおかしいかもしれませんが、過去にそういう、うちに来てほしいという企業の中で、ほかの市に施設としてつくられたところ、苦い経験というのはあまりないですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基本的には雇用が発生して、地域で経済活動に貢献していただける企業についてはウエルカムということで取り組みをしております。

そして、その進出をしていただけるために様々な条件整備をしていく中でクリアできない点が

あって、進出を断念されたところはございますが、それがまた、別の地域において進出しようと思われました業態についておこされたということについては聞いていないところでございます。

ただ、最近中国木材さんの方で進出の希望があったところでございますが、この中国木材さんにおきましては、志布志と同時にほかの地域においても、その進出の計画がございまして、そちらの地域はこの志布志市に進出される内容よりはるかに大きい規模での進出計画がされていたところでございます。そちらの方は、今現在も進んでいるというふうには聞いているところでございます。

○14番（長岡耕二君） 市長、9月2日の南日本新聞のこれですよね、これを見られてどういう形で市長は思われたか、ちょっと教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この新聞記事、コラムで論点として書かれておりますように、森林生態系の保全再生と利用ということで、このバイオマスチップを燃料として発電、発売する地産地消型の事業所というものについては、この地域にふさわしい企業ではないかなというふうには思ったところでございます。

○14番（長岡耕二君） ふさわしい企業と市長は思われますが、その日にこの企業体といいますが、その方々が志布志に表敬訪問されたことは御存知ですかね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） はい、新聞にこういう論説が載りましたその日に本市の方へ先方6名からおいでいただいております、私ども企業と直接関係する港湾商工課、それから関係の2課と一緒にしてお話を伺ったところでございます。

○14番（長岡耕二君） 市長は御存知なかったんですかね。

それとここの企業体がうちの市役所に何回ぐらい来られましたかね。

○市長（本田修一君） 私自身はまだこの方々にはお会いしていないところでございます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 6月3日に最初に来られましてから、それから9月2日までに直接私ども企業の誘致の窓口となる港湾商工課の方においでいただいて、お話を伺ったのは6回でございます。港湾商工課の方には6回でございます。

○14番（長岡耕二君） 私がこういうことを何で質問するかといいますとですね、やはり企業の選択、誘致企業の選択というものをどういう形でうちの市役所は対応してるのかなというふうには不思議でならないことが過去にいくつかあります。その中で、私を知る範囲の中で、志布志へ誘致企業、今も港湾に入ってる企業の中で、志布志市に増設の計画を持ち込んだとき、ちょっとまずい印象を受けたということで、名前を言っているのか分からないけど、ちょっと離れた所の市に相談に行ったとき、大変歓迎されたと、そして事業をするとき、こういう補助事業もありますよ、ぜひうちに来てくださいということで始まって、工業団地に3施設をつくりました。そして、フル稼働をやっています。その中で、会話の中で、もうちょっといい対応をすれば、ここに施設が当然できたであろうというふうには想像しています。そして、今回の企業が6回ほど足を運んで市長も知らなかった。そして、そういう雰囲気であります。本当にこれが誘致企業への対応というものが、これでいいのだろうかとは不思議に思います。

今、各市がしのぎを削って誘致企業の宣伝、いろんなことをやっておりますが、この市の対応というものが、この周辺の企業の中でかなり志布志では厳しいよという雰囲気はこの企業体の方々が思われることが、大変私は残念に思うので、今回質問をさせていただきました。市長はどのようにお考えですか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお話を聞きまして、少し意外というか、残念に思ったところでございますが、担当の方では、不熱心とか、それから峻別（しゅんべつ）するとか、そういったことは基本的にはないんじゃないかなというふうに思っています。

私が答弁しましたように、基本的には進出して来ようとして相談に来られる企業に対しましては、本当に有り難い話でございますので、そのことが実現するように条件整備を整えるための働きをしているというふうには感じているところでございます。

ただ、今お話の会社につきましては、担当の方にも聞きましたところ、今も現在、内容につきまして実現ができるような形での話がされているというふうに聞いておりますので、今後は、また私自身もそのことにつきまして、担当と、そしてまた、会社の方とも直接お話をお伺いしながら実現ができるような形に持っていきたいというふうには思ったところでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひそういう形で対応していただきたいというふうに思いますが、一つ情報の中で、今、取り沙汰されてるバイオマスの資源を使った利用の会社というものが、政府が今、私が仕入れた情報の中では、こういう類の補助事業というものは、各県に一つぐらいを計画しているということであります。

今、川内にも計画の段階で入っております。そして、ある人に聞いてみますと、鹿児島県は薩摩半島と大隅半島が二つあるから大隅半島でも一つはいいよねっていう感じで政府は捉えてるといふをお伺いいたしました。その中で、隣の名前を言ってもいいか分かりませんが、大崎町では三菱を中心とした鶏ふんをつかったバイオ発電が計画されてる、予定されてるといふことですね。そして、志布志に進出したいという企業が霧島市で計画を立てていたと、そして、鹿児島県で原料とするチップが本土では足りないようなという親会社からの計画で、では離島の原料を志布志市を中心として近い所に、バイオマスの発電をつくれればいいよなということでありました。その中で、やはり志布志を選んでもらったというのは、有り難いというふうに私は思っている。その中で考えたとき、やはりこの対応でいいのかなというふうに私は考えたので一般質問をさせていただきました。やはり、宣伝はしますが、その対応の仕方によっては、ほかの所につくられるかもしれません。その時の対応を聞いて、いやうちはチップが集まれば志布志でなくてもいいんですよと言って、機嫌悪うして帰られたというのが大変寂しく思いました。それについて、どのように情報収集、市長は、その政府の考え方、そういうところは情報として持っておられたか、それをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

バイオマス発電の事業につきましては、今回の太陽光発電と同じように再生可能エネルギーの

中で大きな柱として取り上げられていたということについては承知しております。

ただ、この事業につきましては、具体的に稼働しているところが見えないということもありましたので、それらのものが利用が進んだ後に、また志布志市においては始まるのかなど。そしてまた、先ほど申しましたように中国木材さんの件もございましたので、そちらと進展しながら併せて進められるのかなというようなことについては認識していたところでございます。

ということで、その関連の事業体が今回何回か訪れられているということにつきましては、今後対応を更に深めて事業がされるように一緒になって前に進みたいというふうには考えるところでございます。

○14番（長岡耕二君） 市長の対応というものは、それでいいのかなって、ほかの町で補正予算をつくったという話もありますよ。そういう形で、今から進めるというのは、やはり情報収集というものを正確にスピーディーにするというのがやっぱり何と申しますか、時代の競争に勝つという面では、やはりそういう体制というものを今後の充実というものをやはりどうですかね、答弁をお願いします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 議員のおっしゃるように企業誘致というのは、計り知れない経済効果、それから雇用を生みますので、私どもとしましても、ぜひ事業継続が可能ならば志布志の方においでいただきたいという、そのスタンスは変わりませんし、来られた時の対応等につきましても、もしそういったお気を悪くされたという点があるのであれば、ちょっと私どもも反省しなければならないなということで、今後また十分注意をしながら誠意をもって対応させていただきたいと思っております。

今、私どもがまだ最終的に市長の方まで御相談してないのは、企業間に至る過程での事業計画等について、まだ私どもがはっきりとしたそういう根拠と申しますか、そういう事業化のめどというものがはっきりまだ私どもの方で確認できていないので、そのことが確認できる形での資料整備をお願いしますということで、相手さんには、今お話をさせていただいているところでございます。当然企業誘致を担当する私どもだけではなくて、関係の所管課等もございまして、そういったところとも十分検討していただいて、十分に事業継続は可能だと、そして次の発電、そして売電、そういったこと等で事業化は十分確認できるんだというような形のところをですね、ぜひお示しをいただきたいということで、企業さん、相手方にはお話をしているところでございます。

それから、この事業につきましては、議員も御存知のように当然バイオマスのそういう補助金等を活用した形での事業化ということになりますので、県を通じての補助金というような形になりますので、県とも十分にすり合わせをしていただいて、そしてまた、私どもとも並行しながら、十分にそういった事業化のめどが立つような形での整備をお願いしますということで、今進めているところでございます。実は、今日の本会議の始まる前にも来られましたので、うちの担当の方でそういった形での資料整備等についてのアドバイス等も行っているところでございます。

○14番（長岡耕二君） 市長に伺います。

やはり、こういう対応というものをスピーディーにいい形で表現できる今後の体制というものをとっていかないとまずいのではないかと私は思いますが、市長の答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

何事も物事を処するときはスピーディーにということは、いつもいつもお話ししているところでございます。

ということで、担当の方ではそれなりにしているということは間違いないことではございますが、一方そのことが本当に確実性があるのかということの一つ一つ積み合わせていながら、そして、その実現のために条件整備は何かということを重ねているのではないかなというふうには思うところでございます。今後もスピーディーにということ、そしてまた、より確実にするための条件整備は何かということと一緒に考えて、このことについても対処していくよう指示してまいりたいと思います。

○14番（長岡耕二君） 過去のこともありますからね、ぜひその対応というものをできるような形で、ぜひやってほしいと思います。

今日はこれぐらいにして、次の質問に移らせていただきます。

私が水道事業の方も3回目になりますが、やはり市長は、市長に就任されてから、この地域に選挙活動以外に何回ほど行かれて、ここの市民との交流というものをされたのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ちょっと回数ははっきり覚えておりませんが、他の地域より、この地域には何回もお呼ばれがあったりしまして、出掛けて行って、そしてまた、いろんな形で御意見を伺っているというふうには思っているところでございます。

○14番（長岡耕二君） この地域に行かれて、水道事業のことに関して何回ぐらい市民とお話しされたでしょうか。

○市長（本田修一君） 直接水道事業についてのお話を承ったのは、たぶん1回か2回ではないかなというふうに思っています。あいさつがあった後に、水道についてのお話を受けまして、そのことについては、お話は十分承りましたという形で検討させていただきますという形で、その際は回答をしているというふうに思います。

○14番（長岡耕二君） 何でこんなことを聞くかといいますとですね、私もいつも言われているのが、市長は志布志市やと思っておいやったらかいというのを何回か言われるもんだから、それは市長に直接聞いてくださいというような感じでしか私は答弁しないんですが。やはり何といいますかね、そういう感じで住民がいるというところもあると、心の隅に置いておってください。

その中で水道、3回目になりますが、いろいろな問題があるということは承知しています。水道事業で無理だなというのも私も気づいています。それであれば、ほかの事業はないのかなというふうに私も考えていろいろなところを調査いたしました。今市長が言われるようにポンプの助成とか、そういうこともあるかと思いますが、この地域を調べたとき、17軒ほどしかないのに、

20か所ぐらいボーリングされております。そして更新を何年に1回ぐらいされるですかと聞いたとき、早い人は5年に1回ぐらいポンプを入れ替えましたよとか、ほかの事業も使いましたよとか、そういうのが現実です。

そして、この地域で一番心配されてるのが、公民館の水です。墓地の水です。その地域のそばの方々から提供いただきながらやっていますが、限界だなというのが住民の声です。それを市長は聞かれたことはありますか。

○市長（本田修一君） ただいまお話いただいたことにつきましては、初めて耳にするところでございます。

○14番（長岡耕二君） やはり先ほども私が一般質問でしたようにですね、水というものはやはり生活には欠かせない水であって、自分たちでこれまでずっと頑張ってきたけど、限界があるよねというのが今現実です。

そして、やはり水道事業でできなかつたら集落の他の事業があるから探してみらんかということで、いろいろと私も調査しておりますが、いろいろありますが、限界もありますが、あとは志布志市の対応だということであります。そこまでは私も調査いたしました。市長、水道事業で限界があれば、そういう集落を維持する事業として取り組む考えはないか伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

水道というものは住民の皆さん方の生活インフラの最大最低限のものということでありますので、このことにつきましては、しっかりと供給できる体制にしなければならないというふうには思うところがございます。ただ、今お話がありましたように、水道事業法によります事業展開というのは難しいということになれば、市の方で独自にこのことについては対応しなければならないというふうには思うところがございます。

先ほども申しましたように、ポンプの導入というようなことを今は中心に集落の皆さん方にお話を申し上げておりますので、このような方向でないとなれば、また新たな水道水の供給については、集落の皆さん方と相談をしていきながら解決してまいりたいとは思っております。

○14番（長岡耕二君） ぜひですね、そういう対応をしていただきたい。ちょっと早めにしていただきたい。何と言いますか、市長、私たちはあと半年ないんですよ。子供は努力すれば褒められる。大人は答えを出さんと信用してくれないというのが現実ですよ。そういうことをやはり踏まえながら、限られた時間でやっていただくということをお願いしますがどうですか。

○市長（本田修一君） 先程来申しますように、水道事業の中でということで、いろいろ話が進められてきましたので、そのことで手間取ってしまったということにつきましては、誠に申し訳なく思うところがございます。その中で解決できないということでございますので、市の方で別途会計予算を立てて対応していくということにしたいということをお願いいたします。また集落が皆さん方に提案しておりますので、このことを基に協議を進めさせてもらいたいということでございます。

○14番（長岡耕二君） ぜひ市長の今の範囲内で、ぜひそれを約束していただくということでいいですか。もしそれが聞けたら質問を終わらせていただきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

引き続き集落の皆さん方とは協議を重ねてまいりますので、はっきりといつまでに協議が整うということは申し上げられませんが、そのような方向に向かっているということにつきましては、お約束できるというふうに思います。

〔長岡耕二君「それじゃあ終わります」と呼ぶ〕

○議長（上村 環君） 以上で、長岡耕二君の一般質問を終わります。

ここで、1時50分まで休憩いたします。

—————○—————
午後1時43分 休憩

午後1時50分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、金子光博君の一般質問を許可します。

○15番（金子光博君） 今回は、定住促進についての1件だけであります。将来を考えたときに身につまされる新聞記事が目についたので、最初ちょっと読まさせていただきます。

「残暑が厳しい月初め、南薩摩の田舎に墓参りに帰り、やりきれない思いになった。年2、3回という不義理もあるが、花立て用の穴の片方がセメントで埋められていたからだ。理由は二つある。墓を守る年金暮らしには重い花代の節約と、花や水を換える朝夕の手間を省くためだ。40年ほど前は競うような生花の見事さに観光バスも止まるほどだった。しかし、かつての名所に当時の面影はない。見まわすと穴を線香立てでふさいだ墓もある。墓石を倒し、積み木のように重ねた墓が多いのにも気づく。墓守がいなくなり、故郷を離れた親族が遺骨を引き取ったり、寺の納骨堂に移したりする例が増えたのだという。墓守も自分の代まで、社交場にもなる墓地での会話は少し寂しい。先祖の墓を守る苦勞を故郷を出た子や孫に味あわせたくないとの切ない思いが伝わる。それでも老身同士（年なもん同士ですね）買い物を手伝ったり、通院の車を出したりして助け合う住民の明るい表情に救われる。定年後、Uターンした人は若い人が帰ってきてよかったと喜ばれたと笑う。気さくで面倒見のいい中国からのお嫁さんの存在も心強い。高齢、過疎の集落で血縁は随分頼りなくなった。だから近くの他人同士で支え合うつながりが生きているのだろう。集落を支える昔ながらのお互い様の精神が長く続くことを祈るばかりだ」というふうに乗っておりました。非常に過疎の所では目の前にしている実情がよく文章に表していただいたなというふうに思っております。

それでは、通告に基づいて質問をしていきたいと思っております。

定住促進について、定住促進住宅用地の分譲の現状についてであります。このことについては、今まで何回か質問をしてきましたが、新聞の感想も含めてですね、いっこうに新たな姿形が見えませんが、あわせて答弁書に頼らない市長の本音の答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 金子議員の御質問にお答えいたします。

ただいま冒頭、南薩摩の事例のお話をされましたが、この地域においても山間辺地の集落においては、そのような状況がどこでもできているんじゃないかなというふうに思うところでございます。

日本全体を取り巻く環境を考えたときに、人口が増えている地域はごくわずかでございまして、日本全体どこも人口は減っている。そして、鹿児島県の中でもひょっとすると、鹿児島市のみではないかなと、その中でも志布志においても合併以来500人ほど減ってきているわけございまして、特に街部の方に家を建てられる傾向があるということで、山間地の集落においては高齢化が激しい状況であるということについては認識しているところでございます。これらの方々が本当に後継者がいて、若い方がおられる集落がまた出現すれば有り難いということでございますが、現在においてはとてもそのことが再現されることは難しいのではなかろうかなというふうには思うところでございますので、今おられる方々が最低限不便のない形で、そして安心して安全な生活ができる環境というのを維持してあげるのが私どもの大きな仕事ではないかなと、そして、当然先ほどもお話がありましたように、市全体としては産業振興を図りながら人口増が図られる。若者が仕事ができる環境をつくっていくということが大きな課題でございますので、そのことについても一生懸命取り組みをしてみたいというふうに思います。

その中で住宅政策につきましては、市が合併いたしまして、それまで分譲住宅地として用意されていたものを販売していたというような状況でございます。そして、新たに森山の方の団地造成いたしまして、わずか3戸ではございましたが、こちらも完売という状況になるということでございまして、今完売に近い状況になっておるということを考えますと、新たに分譲地の用意というものはしなきゃならないというふうには考えているところでございます。そのような観点から、分譲用地にふさわしいところというものが出現しました折には、その土地が分譲地に向いているかどうかということに関係課の方で協議いたしまして、分譲地に向いていれば、そのような形での整備をなさいたいことの調査研究につきましては命じておりますが、現在の段階では、それが実現してないという状況でございます。

いずれにしても、分譲地がもう在庫がほとんどなくなる状態でございますので、早いうちにそのことについては取り組みを積極的な形でしなきゃならないというふうには思っているところでございます。

○15番（金子光博君） 決して今のままでいいとは考えておられないようですので、少しは期待が持てたかなというふうには思っております。

新年度に移住定住の予算も認めていただきましたけれども、これはよそから志布志市に帰って来られる、住んでもらえるという方々にですけれども、もう皆さん御存知のようにですね、今、農家でさえ自分の建てたい所に建てられない時代です。だからよそから来ても地元の若い人が家を造りたくても思った所に建てられないんですよ、これが現実です。農政課の若い職員も一生懸命やっておりますが、法律やもろもろの関係でできません。それでですね、過疎地域自立促進計画、これもあなた方がつくった資料でございます。過疎の状況、過疎化の傾向は雇用機会、

定住条件の未整備に伴う若年層の流出が最大の要因と思われます。若年層の流出により、地域社会における活力が低下してきており、住環境の整備に努める必要がありますと、こんなふうを書いてあるわけですよ。市長が先ほど答弁されましたように、森山で3戸はされましたけれども、そのほかのところは何一つ手をつけておられません。そのことについてお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の住宅の整備につきましては、市営住宅につきましては、ストック活用計画なるものを設けてまして、老朽化して危険度の高いものを順次改築していきながら、現在の環境に合うような住宅整備を行うということを基本的にしてきていたところでございます。

そしてまた、先ほども申しましたように合併以来ストックとして持っておりました分譲地につきまして、基本的には販売していきながら、それらのことについては対応していくということでございまして、現段階では、ほとんど残りが少なくなっている。ほとんどなくなっているというような状況でございますので、このことについては、積極的に展開しなきゃならないというふうには考えているところでございます。

○15番（金子光博君） この最後の方にですね、集落の整備、過疎地域集落再編整備という事業名で事業内容はですね、若者定住促進事業、ちゃんと書いてあるんですよ、こういうのが。内容はどげなことをすっちは書いてなかですよ、これには。

それですね、第1次志布志市振興計画後期基本計画、これは去年の3月に、24年3月につくられて、2012年から2016年までの計画ですよ。先ほどの踏まえましてですね、移住定住の促進で移住定住支援を積極的に行います。持ち家需要に対しては、宅地整備を促進します。住宅政策として民間住宅の建設を促します。このようなことが書いてあります。移住定住支援を積極的に行いますというふうに書いてありますよ。すみませんが教育長、「積極的に支援を行います」というこの言葉の意味をですね、——詳しく、平たく説明していただきたいんですが。

○教育長（坪田勝秀君） 突然でございましたので、あれですが。積極的にというのは、その反対が消極的でありますので、消極的というのは、まあぼちぼちやろうかという感じでしょうか。しかし、積極的にというのは文字どおり、ものごとを推進するときにですね、あらゆる条件整備を進めながら、そしていろいろな障害を一つ一つ乗り越えながら前向きに仕事を進めていこうとするのが積極的ではないかなと理解しております。

○15番（金子光博君） 突然ですみません。ありがとうございました。

そういうことだそうです。先ほどの6番、14番議員が質問の中でもありましたけれども、いろんなことを進めるときには、市長は自分の口でですね、スピーディーに進めるんだというようなことを自分の口で言っておられますよ。そして、これにも書いてありますよ。とても私から見たら、そういうような状況ではないんじゃないかというふうに思っておりますが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま教育長の見解もありましたように、積極的にという言葉を考えれば対するものが消極的

という言葉がございますので、そういう意味からすると積極的でないというふうに見られるということについては、仕方がないのかなというふうに思うところでございます。ただ、何もしてなかったということではないということについては、御理解をいただきたいということでございます。合併してから基本的な住宅政策につきましては、街部においては老朽化した住宅はたくさんありましたので、危険な住宅がありましたので、そちらの方に予算を投入しなければならないということで、ストック計画というものが立てられた。

そしてまた、周辺部においては団地がまだ空きがございましたので、そちらの団地の充足率を高めるということが第一に考えられてきたということでございまして、そちらが100%になる前に、今お話があるような形の住宅政策について、それこそ積極的に取り組みをすればよかったのかなというふうには今思うところでございしますが、適地が示されたときには、そのことについて調査は重ねていたということについては、御理解をいただければというように思います。

○15番（金子光博君） 何もしてなかったとは言いませんけれども、やはりこういう大事なことはですね、市長のリーダーシップなんですよ、私たちが今度所管事務調査で北海道の方にも行かさせていただきまされたけれども、やはり世間の自治体が集中して視察に来るようなところの市長の、総務委員会が行った所の島の町長さんもだったそうですけれども、やはりこのことはどっしてんやりあげないかんと、このことは、市長としての首をかけてやったというような強い信念があるわけですよ。このことについては、ちょっと薄かったというようなこっですよ。それが私にとっては現実を見たときに非常に不満なわけですよ。

曾於市もやっております。東串良もやっております。後でまた触れますけれども、3年間でですね、曾於市には志布志から13戸の13世帯逃げてるんですよ。東串良には1年間で10世帯逃げてるんですよ。みんな子持ちですよ、それでですね、市長はこのようなのもしてありますよね。第1次志布志市振興計画後期基本計画をつくるために、振興計画審議会なるものも立ち上げておられます。これはあなたがつくったわけですからね。この4番目にですね、少子高齢化により集落の維持が困難になりつつあることや、学校の統廃合問題等が深刻化してきており、深刻化してきておりますよ。適時の定住対策等が望まれると、適時の定住対策等が望まれるというふうに記載してあります。

あなたは、この答申の中身の重みをどういうふうに見受け止めておられるのか、そのことを少し聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な事業につきまして、開始する際には民間の方々と有識者をお願いしまして、委員会を設置して、そしてまた、協議していただいて諮問して答申いただくということになるところでございまして、ただいまお話になります第1次志布志市振興計画後期基本計画案についての答申につきまして、今述べられたように適時の定住対策等が必要です。ということの答申がされているところでございまして。

私どもとしましては、この項目につきましても、そしてまた、ほかの項目につきましても、こ

の答申を得ましたので、その実現に向けては努力を重ねるということに基本的にはするという
ことでございます。

そしてまた、このことがなるべく早いうちにそのことにつきまして応えられるような形である
ということも、私どもの努めというふうには思うところでございます。

○15番（金子光博君） まさか市長は前せえ行こう行こうすっどん、職員の方が足を引っ張ると
じゃなかでしょうね、そういうことはありませんか。

○市長（本田修一君） 職員においては、当然この答申を受けて、具体的にそれぞれの担当の方
でなすべき事業というものについては、取り組みをすることでございます。例えば、就農、そ
れから雇用という観点からいきますと、農業公社研修事業を充実させていくと、それから、新規
就農者の支援金についても取り組みをすることで、そしてまた、企業立地促進事業については、更に
積極的に進めていくんだということでもあります。

そしてまた、子育てされる皆さん方の環境の改善につきましても、ファミリーサポートセンタ
ーの事業を充実させていく、あるいはマタニティーコンサートの実施をしていく、そしてまた、
子ども医療費の助成を充実させていくと、そして、保育料や不妊医療費助成を重ねていくとい
うことにするというところでございます。

そしてまた、結婚をしていただきたいということで、出会いサポート事業にも取り組むとい
うことでございます。これらのことをそれぞれの担当の方では今申しましたように、定住促進につ
ながるという観点からも事業をしているということでございます。決して職員が足を引っ張る
というような状況ではないということについて御理解いただければというふうに思います。

○15番（金子光博君） はい、分かりました。

これは志布志市の予算と仕事、今年分ですよ、この第1ページに市長のすばらしい、あま
り見えないような笑顔が載っております。何もかいも俺に任せってくれと、自信がみなぎったよ
うな顔でございます。そういう気持ちでやっていただきたいと思いますが、企画政策課の中に定住
促進対策事業で、今年は移住定住促進事業等空き家バンク事業、もうこの二つしか載っておりま
せん。そうするとですね、空き家バンク事業、これがどひこぼっかひの効果があっち思っておら
れるのか分かりませんが、中身を見ますとですね、志布志市のやり方はですね、情報を集めて、双
方又は登録事業者による仲介での交渉となります。まあ言ってみればこれは仲裁人、仲裁の仕
事をすっちいうようなこつですよ。その先のことは難儀なことはしませんよというこつ
です。ところがですね、県内の奄美市、地域において点在している空き家を市が借り受け、住宅
として整備を行い、市に定住し、地域活性化に貢献する人に貸しますと。人が、今はやりの人
たちが住めるような条件に、ちっと増改築をして貸しますよと、これは市がすつとですよ。西之
表ですよ、優良な空き家を借り上げ、市が改修し、Uターン・Iターン希望者へ貸し出す。19年
度から21年度の3年間で13戸整備をしましたよと。こういうふうにするれば、そういうのもそれ
なりの効果があるでしょうけれども、ただ仲裁どんすいばっかひじゃ私はあんまい効果はない
と思いますよ。それで、今年はそれを今さら言っただけじゃしょうがないですから、今年はこれ
でいき

ますということなんですから、こいで移住定住で、今まで何件の問い合わせがあって、もう補助金を執行しているのがあるのか。それと問い合わせは、これから見込みがあるのが何件ぐらいあるのか。それと、この空き家バンクもちよこつとでいいです。こんとはもう簡単でいいです。ちよつと説明してください。

○企画政策課長（武石裕二君） 空き家バンクにつきましては、本年度創設をいたしたところでございます。現在、土地につきましては3筆、それから住宅につきましては、3棟登録があったところでございます。そのうち1棟につきましては、契約が成立をして消費者の方と合意がなされて、新しくそこに入居されているということでございます。それから、先ほど空き家の西之表、それから離島の自治体がこの補助制度を活用してございますが、市が借り受けまして、市営住宅の整備を行って、そして市民の方々へ住宅用地として貸し出すという手法が今言われました。空き家再生等推進事業になろうかというふうに思います。なかなか空き家バンクにつきましては、私どもは今創設をしますような要領等でやっているのが、各自治体ございますが、今例がいくつかございましたとおり、逆に空き家を自治体が活用して、市営住宅等として活用しているというのがありますので、今これにつきましては建設課等とも協議をして、可能なのかどうかを含めて、今検討はしているところです。できるかどうかについてははですね、まだ判断ができてないという状況です。

それから、移住定住につきましては、これまで二十数件、これは電話等の内容等の問い合わせでもございますが、問い合わせがあったところでございます。これについては、市外、それから県外の方々からも問い合わせがございましたが、まだ具体的に市内の方に住宅をどこにということの打診まではないというところです。議員今御指摘がありましたとおり、当然全く市に関わりがない方につきましては、土地勘というのもございますので、なかなか地区指定をしております地域にとっては、農地区域、それから畑かん区域等ございますので、なかなか市内の方々も住宅、農家住宅でも転用等除外等が厳しいというようなのは、私ども実情としては認識をしております。

先ほど市長の方が答弁ありましたとおり、各地区土地条件、整った状況等についてははですね、今松山地区、それから有明地区、可能な限りは市が団地造成ができるか等については、土地開発公社も含めてですね、検討は進めているところでございます。ただ、市街地、志布志、それから有明の一部につきましては、当然これは民間の不動産、それから宅建協会の方々がいらっしゃいますので、民間で進められる部分についてははですね、積極的に活用をしていただきたいと。それから、農村地域についても、私ども空き家バンクと、この移住定住については宅建協会の方とも始終情報交換をいたしまして、空き家、それから土地の情報については、随時情報をいただいて、私ども仲介というか、そういう形で一緒に業者の方と進めていきたいというふうに取り組みをしている状況でございます。

今後の見込みにつきましては、なるべくまだPRが私ども足りないというのが実感としてありますので、市内、市外にこの政策を、まだ有効なPRの在り方も検討しながらですね、情報発信

をして、一人でも多くの方が志布志に移住定住していただくように取り組みを強化していきたいというふうに考えております。

○15番（金子光博君） もう担当の方もですね、ないもかいも分かっておられますがね、難しいことは。志布志の都市開発計画区域の中はよかったですよ、民間の方々が活発にされますから、そのほかのところは分かっておられるように、もう行政でんしてくれんと、できんのですよ、個人個人では。農政課の職員と、除外関係の担当と話をこの前しましたけれども、個人がするのと、同じ場所ですよ、個人がするのと行政が関わってするのとでは、その許可が出るまでの手続きはどげんかよと、だからやっぱりこっち行政が関わった方が話の進み具合はいいでしょうねというふうな見解ですよ。そんなもうびしゃっと分かっておられると思いますよね。

だから、私はいつになったらこれを始めつくったろかいねというふうに思っておったわけです。それでですね、これはこの頃新聞に出ましたから東串良ですよ、もうちゃんと見ておられると思います。この前ちょこっと研修をさせてくださいということで行って行きました。課長さんと係長さんと、曾於市も行きましたけれども、丁寧に教えていただきました。この場を借りて御礼を言うちょかないかと思いますが、東串良はまた分かっておられるとおり、素晴らしいところですよ、大崎の境からちょっといったAコープやらしまむらやらミネサキやら、買い物にも便利な国道から、そこ四、五十m入った所で、全区画でですね、平成14年度にスタートして145区画に、もう今はやりのよか家がいっぱい建っております。この事業はですね、当初は町外のみというようなことでスタートしたそうですが、途中からもう町内からもそういう声があって、現在では町内、町外を問わずに、希望者には建てられるようになっております。しかしながら、定住者は3分の2が町外から、志布志から1年で10世帯ですよ、これは、がつついそれから上は言っかせられんできたけれども、いろいろ都合があっでしょうから。それでですね、あそこは池之原小学校という、池之原校区というところだそうですが、こういう事業をおこしたために、小学校の低学年がですね、1クラスから2クラスになったというんですよ。1クラスから2クラスですよ、今頃の時代、市長はどこも減る、減ると、さっきはおっしゃいましたけれども、仕事をすれば増えるところもあるわけですよ、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話になられました第2にぎやかタウン池之原の分譲につきましては、素晴らしい取り組みかというふうに思うところでございます。今お話がありましたように、この地区においては、そのようなことになっているということではございますが、東串良町全体でいきますと、やはり人口減少というのは免れないということになっているようではございます。ということで、ここも多分、その人口が減少している地域についての対応というのについては、相当苦慮されているんじゃないかなというふうに思うところでございます。

しかしながら、このように確実にそこに住まわれる方が出現する分譲の在り方というものが示されておりますので、このことについては十分参考にさせていただきたいというふうに思うところでございます。

○15番(金子光博君) もともと町が購入する時の条件があそこら辺の所ずっと平地ですからね、畑で平地ですから、もうそれは造成費もろくにかからんちいばかからんかったわけでしょう。それで地代をなっただけ安く抑えて、坪90円を20年間払えば20年先に無償譲渡とするということですから、1か月120坪の場合ですね、1万800円、年に12万9,600円払えばよかわけですから、300万円も400万円も土地を買うのに、宅地を買うのに、銭がまとまって要らんわけですよ。思い切って建物の方にお金をかけられるから、1万800円といえちと辛抱すれば払っていける金額ですので、飛びつきやすいんだらうと思います。20年先払い終わったときに、坪2万1,600円ということですから、非常に価格は安く抑えられているようでございます。購入費も土地の購入費も教えてもらいましたけれども、まあこれは都合があるから、悪いといかんから言いません。

そういうことで、いろんな取り組みをそこんところ、そこんところで、なんという形はないかもしれませんが、やっぱり一番効果のあるようなものを首長がしっかりしてですよ、その担当の課としっかりとやって事業を起こしております。曾於市どまです、3本立てですよ、3本立て。今度住宅取得の祝い金というのも曾於市はつくっておりますよ。志布志でいえばサラリーマンの人たちが、今民間の所に家を建てられますがね、新しい家がいっぱい次々と建っておりますが、市内の業者による新築には現金を10万円、商品券を10万円、合わせて20万円お祝いとして差し上げますよということだそうです。市外業者とはちょっと差を付けてありますよ。これにですね、ほかから転入してきた人、我が家の移住定住も小学校区を指定しましたから、香月小とか志布志小の校区に造った人は何も無いわけですよ。だから、志布志のまちの人たちからはやっぱり不満があるわけですよ。だから、そういうところにはこういうので手当をして払えばいいんですよ。外から来た人には、商品券と現金5万円を、商品券5万円と現金5万円をそれぞれまた上乘せしてやりますよと、住んでいただけるわけですからね、もうこげな有り難いことはなかですよ。外から来た人が今の職員の課長クラスの給料ぐらいでみたときですよ。税がどひこ発生するかといえば、住宅は取得した時、住宅取得税がかかりますが、こんとは国か県にいったでしょうけど、あとは市には固定資産税、住民税、保険税、保険税は国保でないと、しかし国保を払っている人でも頑張っている人は頑張っていますからね、国保の人を見かぎつといかんですよ。やっぱりそうすると、係長クラスの年間の所得を上げるようになると、約100万円弱ぐらいの税金が発生するんですよ。それを市に黙ちよってん納めてくれるわけですから、通知せか出せば。そんとは単年度じゃないですよ、祝い金一度限りです。毎年くれるわけじゃありませんよ、うったつばっかいですから、税金なずつと発生しますがね、そんなぐらいの志布志市に住んでいただいてありがとうございますと、おかげで私たちの仕事がありますと、私たちもですけれどもね、そういう感謝の気持ちでこういうのも考えてみる考えはありませんか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

曾於市が行っている住宅関連補助制度につきましては、平成19年からされておまして、23年の時にまた今お話があったように拡充されているようでございます。

曾於市の場合特に財部地区において、その人口流出が激しいというのは聞いておりますので、

そのために引き留めも含めてこのように特にされているというふうには思っているところがございます、それはそれなりに実績が上がってあって、住民の方々が都城に流出するのを防ぐ手だて、あるいは曾於市に移住していただく手だてにはなっているというふうには思うところがございます。

本市において、他の住宅関連の補助事業ともあわせまして、このことについても参考にさせていただきたいというふうに思ったところがございます。

○15番（金子光博君） 市長、ちょっと勘違いしやいごたっですけどね。

ちょっと待ってくださいね。

地域振興住宅ですね、こんとは住宅取得の祝い金ですよ、今度はね、もう一つはですね、地域振興住宅、我が市はまだしておりませんが、もう合併当時から合併してすぐ曾於市は始めておりますよ。末吉に7団地、大隅町に9団地、財部に4団地、ここはですね、建設の決定にあたっては、年度ごとに旧町や校区のバランスを考えて、建設を同じ年に始めはなりませんからね、銭がなんぼあってん足らんじ、優先順位を決めてうったっているということです。

校区の事情でですね、どこんかん10戸ずつ建つとじゃないですよ。校区でここは五つばかりで住むところもありますよ。ここは20も30もねきゃいかんとこいもあるわけですから、そういうふうに対応しております。それでここはですね、入る時に将来この家を買っていただけますかというようなことを条件付けでそれをクリアした人たちが住宅に入っているわけですよ、だから家賃を低く設定してあります。新宅に2万円ぐらいですよ。それで個々の経済事情によって、5年先、15年先、20年先に、また役所と入っている人が交渉して、その時の再評価をして、まとまった時にはその人に売り渡すというような方式だそうです。それも今ん若けしがですね、子育て中の若い人たちが銭を持たんでん、とっつきやすいですがね、月々2万円ずつ払っていきゃよかわけですから。

それで、毎年毎年希望者が増えてきているということなんですよ。市内の人口減を食い止めるのと同時に、非常に幅広く、また経済効果が生まれますからね、これについてはどうですか。

○市長（本田修一君） 毎月2万円ずつの支払いである一定年月住んで、後に住宅購入というような形ができる住宅があるとなれば、本当に入ってみたいと思われる方がたくさんおられるというふうには思うところがございます。ただ、まだこういった住宅ないしは団地を造成するに際しましては、今お話がありましたように市の方で財政負担が生じていくというようなことでございますので、その財政負担について十分協議を重ねながら、そしてまた、年次的にも負担が偏らない形の政策が必要ということになろうかと思っておりますので、お話がありましたように順次これは整備されたものというふうに思っています。

志布志市においても、このような取り組みが可能かどうかということについては、今まで検討はしたことはございませんでしたので、研究はさせていただきたいと思っております。

○15番（金子光博君） 財政を言えばですね、もうきりがありませんがね、そしたらですね、国の補助金がありますがね、横川、西之表、曾於市はこういう補助金を利用してますがね、定住促進

団地整備事業、交付率は2分の1という、こんなものもありますがね、こういうのをどんどん利用せんないかん。全部丸抱えですれば大変ですよ。こういうのを利用して、我が家もあんまい無理をせんでして、そら職員の人はこちら補助事業を持ってきたり、こういうのをするには書類作りが大変でしょう。そっどんそいが仕事ですがね、もう148戸ですよ、ほら。総世帯員の内訳はもう450人、そのうちにですね、小学生が28人、未就学児童は、これは20年から24年ですけど、未就学児童が84人もいますよ、やっぱり相当な効果があいわけですよ。そしたらですね、私は泰野だけのことを考えて言ってるんじゃないからね、新橋もあれば尾野見もあい、市長のところの伊崎田もあります。野神もあれば山重もあい、志布志の方もありますがね、田之浦やらあっちん長岡議員げんあっち、潤ヶ野でしたっけ、そういう所がありますがね。私のところの泰野小の新入学児童の数を尋ねてみたんですよ、来年は5人ですよ、その次が6人、その次が10人だそうなんです。もう3年先にはもう間違いなしに複式ですよ、複式は止めないかん、どげんかして。

市長、あなたのところのですね、伊崎田もですね、来年と再来年は16人ですよ、3年目は8人ですよ、5年先はどげんないか分からんですよ。伊崎田にも複式の危機が訪れるかもしれませんよ。

伊崎田の有志の方々と近頃3名ばかり話をさせていただきました。こういうことを市長にいつも語っと、そっどんバランスを考げないかんと。そらですよ、そら、いっどきうったちゃならんわけですから、そっどん、庁内でしっかい議論をして、どっからでん手を付けん。そここをすっと、あそこの人がしょのんじ、あそこん人が文句も言うじ、いっついたってんうったたならんですがね、どっからか手を付けて、その効果をやっばい表に出さんこっちな、どうですか。

○市長（本田修一君） 御指摘のとおりであります。そのようなことで手が付けられるところ、住宅造成が分譲地造成が可能なところについては、今取り組みはしているところでございます。

○15番（金子光博君） 曾於市がですね、その次にこれが財部に、もう場所んよか所ですよ、ほたるヶ丘ニュータウン、ここはもう宅地分譲ですよ、宅地分譲。

だから、祝い金とさっき言った何とか住宅やったです、名前は。地域振興住宅と宅地分譲と三つうたっちょいわけですよ。それをするためには、事業をして前せえ進めるためには国の補助金もありますよと、交付税措置もありますよということなんですよ。

そして、こん前鹿屋で県の研修会がありました。総務企画部、ここの中にもですね、重点事業ですよ、重点事業の中に半島特定地域元気おこし事業の取り組みということで、若年層の定住促進対策などの地域の主体的な取り組みを支援するというふうにここで県も書いてあるわけですよ。いろんな所の知恵を借りたり、力を借りたりして、ひとつからでんよかじ、年が明けたら選挙ですからね。この次にあなたが100%次の市長ということには決まっておられませんけれども、なるつもりでですね、頑張っておられると思いますので、そういうことを何か一つでん、ほかにですよ、定住促進につながるようなことをうたっただけいただけますか。それを聞いて私は終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当に全地域でそのようなことができればいいということは当然なわけでございますが、当然

そのようなことはできませんので、できるところから今は取り組みをしているというのは先ほども申しましたとおりでございます。その特区地区につきましては、近いうちに結論が出されるということを担当の方から聞いておりますので、そのことが出ましたら皆さん方にもお知らせ、そしてまた、一緒になって協議をしていくためには予算立ても必要ですので、そのことについてはお願いできるというふうには思うところでございます。ただ、目標としましては、今年度内ということ掲げておりますので、近いうちにそのようなことがお知らせできる環境にはなるというふうと思うところでございます。

○15番（金子光博君） なるべく早くですね、姿形が見えて、市民の皆さんがですね、一人でも二人でも期待が持てるような状況をつくっていただければというふうに思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、金子光博君の一般質問を終わります。

ここで、3時5分まで休憩いたします。

○

午後2時49分 休憩

午後3時05分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○

○議長（上村 環君） 金子議員より発言の取り消しの申し出がありますので、発言を許可します。

○15番（金子光博君） 熱が入りまして、先ほどの定住促進についての私の質疑において、不適切な発言がありましたので取り消しをお願いいたします。

文句は、「—————」ということでございます。私だけではなくて、ほかにも農業高校を卒業されて優秀な方がたくさんおられますが、その方々に迷惑がかかりますので、ひとつ取り消しの方をよろしくをお願いいたします。

○議長（上村 環君） ただいま金子光博君から本日の会議における発言について、会議規則第67条の規定によって、不適切な発言部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、金子光博君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

○

○議長（上村 環君） 次に、発言の訂正の申し出がありましたので発言を許可します。

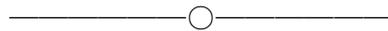
○15番（金子光博君） 同じく熱が入って、ちょっと表現を間違ったようでございます。発言の訂正をお願いいたします。

先ほどの私の一般質問の質疑の際、「移住された」ことを「逃げている」と発言いたしましたので、訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） ただいま金子議員から、本日の会議における発言を訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。

ただいまの金子議員からの発言の訂正はこれを許可します。



○議長（上村 環君） 次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） お疲れさまでございます。

今日4人目ということで、市長も大変お疲れだと思います。なるべく時間内に終わるように延長をしないようにということで頑張りたいと思います。明快なる答弁をお願いいたします。

私は、まず一般質問に対する答弁に基づくその後の取り組みについてということで、件名を上げております。今定例会で一般質問をする議員は、私を含めて11名ですが、そのうち8名の方が過去の質問について、その後どうなっているかという内容の通告をしているようであります。私たち議員も任期が後わずかということで、今任期中に自分たちが一般質問をしたその答えがどうなっているのかということについて、皆さん答えを引き出したいということで、そういう内容の質問になっているのかなと思っておりませんが、裏返して言いますと、執行部の一般質問に対する取り組みの姿勢が問われているのではないかなと思うところであります。まず、そのことについて市長はどう考えておられるのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御発言の中で、その後の内容について、私どもの一般質問にあった内容についてのその後の展開についてのお尋ねが多いということが御指摘されたところでございますが、議会等の申し合わせで、議会の一般質問において私の方で検討するというふうに答弁した内容については、次回の議会の冒頭で、全協の場でその後についての検討事項の内容はどうなったかということについての報告はさせていただくということになっておりますので、そのことについては、回答はさせていただいているというふうには認識しているところでございます。

そしてまた、多くの提案等もございますので、その内容について、また内部協議を深めていかなければならない事項も多かろうというふうなふうに思いますので、そのことについて、その後どういった展開になったかということのお尋ねになっているのではないかなというふうには思っているところでございます。様々な御提案、御要望、そして御意見等については真摯に対応しているつもりでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長としては、取り組んでいるんだけど、その検討するということについては、次の議会までには報告をするということで今おっしゃいましたね。それは守られると自分では思っているんですか。

○市長（本田修一君） 私は今申しましたとおり、そのようなつもりでおりまして、毎回議会が始まる前には、前回そのようなことで検討事項ということで答えた項目についてはないんですかということを確認しているところでございます。そのような中で、各課長において、その報告しなければならない内容については、まとめてしているというふうには認識しているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 市長の認識と、私たちの認識は若干、若干というか大きく違うような気がしますね。

今回、質問項目に上げていますけれども、2年前のやつが一つも報告がなかったんですよ。そのことは後で言いますけれども、実はですね、昨年6月の定例会でも私は一般質問に対する執行部の姿勢に疑問を投げかけたことがあります。その時に、私は一般質問に対して、その場の答弁が終わればそれでいいと考えているのではないですかとただしました。御記憶にあると思いますが、中身はちょっと長くなりますので省略しますが、市長はその時に「責任ある回答をするわけですので、その責任に基づいてしっかりと今後裏付けができるような内部体制を改めて構築していきたい」と、こういうふうにご答えされました。

我々議員も市民の生活や福祉の向上を願って、一般質問という形で政策論争を市長と繰り広げるわけですので、答えたことについては責任をもって取り組んでいただきたいと思っております。

市長はよく研究あるいは検討、協議などの言葉をよく使われますけれども、それぞれ意味があるとは思いますが。議論をつくしてどうしても無理なものについては、それ以上のことは我々も求めないわけですから、その過程については、やはり報告なりいただいてというのが当たり前だと思うんですね。そのことがなされていないから、今回11名のうち8名の議員が過去の質問に対する経過、その後の経過等について確認をしているわけです。そのことはやはり受け止めていただかないといけないと思っておりますよ。そのことを踏まえて具体的な質問に入りたいと思っております。

私は、ちょうど2年前の平成23年9月の定例会で道路行政と墓地の管理運営について質問をいたしました。そのうち道路行政については、県との協議が整い、市役所への入り口となっている慰霊塔下の交差点の改良工事が進んでいるようでありますので、このことについては大変有り難いなと思っております。工事が無事に終わって、横断歩道が設置され、子供たちが安心して通学できるように、また通行車両の事故が少しでも少なくなるように願っているところであります。

さて、その23年9月の定例会で質問いたしました、もう1件の墓地の管理運営についての質問ですが、この時の私の質問は、共同墓地や集落の公民館の水道使用料金は、例えば有明地区では合併前に比べて10倍以上になっている。志布志地区にある市営墓地の場合、最初に墓地使用料を払えば水道料や管理運営費については全部市が負担しているので、墓地使用者には一切負担は生じない。公平公正な観点から共同墓地の水道料金体系を見直す考えはないかという質問でありました。それに対する市長の答弁は、「今後ますます高齢化が進んでいく中で、福祉的な観点から考えてもいいのかなというようなことの協議はしている」非常に言い回しが微妙ですけれども、「も

う少し内部で協議をさせていただき、議会に相談できるような内容に中身を整えたいと考えるので、今しばらく時間をいただきたい」というものでした。

私は更に、協議というのは改善の方向で協議するのかと念を押しましたところ、市長は本件については、前向きに検討させていただくと答えておられます。かなり期待をして提案があるのを待っておりましたが、いまだに方向性が見えてきておりません。2年間かけてどのような協議がなされたのか、その点についてお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方から御指摘がありましたように、前向きに検討するというので、答弁しているということですので、このことにつきましては、所管が複数にまたがるということ、そしてまた、対象の墓地がどれだけあるかということの調査に時間がかかりまして、現段階まできているということでございます。

そしてまた、この水道料金につきましては、用途別料金体系が廃止されて、口径別料金体系へ統一されるという中で、合併を機に口径別料金体系が採用されて、従来と違う形の料金体系になったところが出てきたということから、このような問題が生じているというふうに認識しているところでございます。

共同墓地利用者につきましては、高齢化や民間納骨堂への改装等が増えておりまして、利用者減になっているということで、それぞれの共同墓地の利用者の水道料金の負担がそれぞれ大きくなっているということについては、認識しているところでございます。ということで、水道料金の負担軽減につきましては、料金体系の見直し以外の手法を検討してきているということでございます。そのような中で、本市におきます適切な墓地管理の推進及び高齢化社会への進行に伴う利便性の提供の観点から、一部助成を実施したいと考えております。今後要綱、要領等の整備を行いまして、平成26年度からの実施に向けて取り組みを考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○17番（岩根賢二君） 2年間かけてそういう協議がなされたわけですね、2年間かけて、墓地の数は幾つあったんですか。そして、利用者がどんだけ、減ってきたという今話でしたけれども、どのように使用者の推移があったのか。その辺は、もちろん2年間かけてますから、数字は把握されていると思いますが。

○市民環境課長（西川順一君） 共同墓地の数といたしましては、各地区ごと志布志地区が47、そして松山地区が36、そして有明地区が84ございまして、そのうち水道を有しておりますところが志布志地区40、そして松山地区32、そして有明地区81と把握しております。そして、その中の各墓地ごとのどのぐらい少なくなったというような状況については、数字的には把握しておりませんが、今回現地調査を行った際、そういう墓が荒れている状況というようなところが非常に見受けられましたので、今はそのような、市長のような回答になったところであります。

以上です。

○17番（岩根賢二君） ということはですね、水道を設置していない場所もあったということですか

ね、はい。それは理解しましたけれども、このことを検討するにあたって、ほかの自治体にもそういうところが、例えば水道料金の見直しをしているところ、あるいは負担軽減をしているところはないかということで、以前にもその時にも質問をしましたけれども、その後、その点について他の自治体の状況というのは調べられなかったですか。

○市民環境課長（西川順一君） 実は、水道、この水道給水につきましては、用途別、この水道料金の体系よりも口径別水道料金の体系に全国的にシフトしているというような状況がございます。その点におきまして、鹿児島県内でも今はそういうことで、以前、合併する以前は用途別というのが採用されていたんだけど、合併と同時に口径別水道料金の体系になった。非常に困ったというようなことで、各市町村ですすね、そういう議論がなされているようでございます。統一して口径別利用体系にやっぺいこうねということで議論がされておまして、そういうことがあちらこちらですすね、そういう問題がありまして、実は来月の10月17日に鹿児島県都市環境衛生協議会というのをば、鹿児島市を除く全市で構成しておりますが、その中で、その中でもすすね、この墓地の水道料金の在り方について、どういふことをされていらっぺいしますかということではすすね、一つ議案が提出されております。その中でもすすね、その中でもほかの市町村の取り組みを参考にしながら、先ほど市長が答弁したとおりですすね、よりよい、そういう適正な墓地の管理の在り方、あるいは高齢化社会の推進に伴う墓地の在り方ということ勘案しながら、そういう要領・要綱をすすね、整理していきたいというふうを考えているところであります。

○17番（岩根賢二君） 水道料金の方から考えればすすね、難しくなるんですよ、今言われたように、口径別になっているから、だからどうしようもないんですよ。ですから、今、先ほど市長が言われたように、助成金を出そうかということではすすね、具体的な内容は、まだたぶん決められてないとは思んですが、県の方でそういう協議会というか、会があるということであれば、ぜひ確認をしていただきたいんですが、私が調べたところによると、よろしいですか。南九州市は、墓地水道料金は無料です。無料。取らない。公民館については徴収するとなっております。指宿市、県内ですよ、上水道を使用している墓地は市が負担しますと、ところが簡易水道を使用している墓地については、これは上水道を使っている墓地と差別が出るといけなないから、公平性がなくなるから、じゃあ簡易水道を使っている墓地については、それと同等の金額を補助金として出しましょうということになっている。自治体、数としては少ないかも分かりませんが、そういう取り組みをしているところもあるんですよ。それは、2年間もかければ分かるんじゃないですか。これなんかは私がインターネットで調べたら出てきたんですよ、出てきた。ですから、このこのこういふのを探し当てるまで2年間はかからないですよ。もっとスピーディーにやっぺいくださいよ。先ほどからいろんな質問で言われてますけれども、同僚議員の質問の中にも墓地がうんぬんとなかなかいけなないというふうなこの話もありましたけれども、やはり共同墓地については、市民の方が自分たちのお金で負担してるんですよ。先ほどから言いますように、最初から言いますように、公平性ということを考えて場合に、市営墓地の方は、一切負担はない。使用料はもちろん納めますけれども、それに引き換え、共同墓地の方は水道料を毎月支払わなければな

らないという、こういう公平性の観点から考えた場合に、市長、それはもっと早く結論を出すべきであったのではないかなと私は思うんですがいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市営墓地にしる、それから共同墓地にしる、それぞれ歴史的な流れがあるというふうに思うところでございます。そしてまた、その利用の形態、維持の形態についても、それぞれあるのではないかなというふうに思うところでございます。それが合併のときにじゃあその水道料金をどうしようかということになった時に口径別になったというような合併協議の結論でございます。しかしながら、その当時からすると更に高齢化が進んできていると、それぞれの共同墓地の維持が困難になってきているというようなことを考えますと、今お話があるような形で、今後この共同墓地の水道料金については、検討する時期にきているというようなふうに考えるところでございます。

○17番（岩根賢二君） そういう次回ですね、たぶん提案があると思うんですけども、来年度からということでしたのでね、その時に詳しく聞けば分かるんですが、今の時点での考え方として、先ほど私が言いましたように、水道料金はもう無料にしますよというふうな、無料じゃないですね、助成金を出しますよということでしたから、その助成金は無料に相当するぐらいの金額なのか、その点だけちょっと教えてください。

○市長（本田修一君） 現段階ではまだいくらということは、お話できる内容までなっていないところでございます。今お話がありました内容と、それから他市の事例等も十分参考にさせていただきたいと思えます。

○17番（岩根賢二君） これについてはですね、やはり多くの皆さんが期待を持って答えを待っていると思いますので、ぜひ負担のより少ない方向でお願いしたいと思えます。

次に、これは昨年ですが、昨年の6月定例会で空き家対策条例について質問をいたしました。この時の質問の中の空き家バンク制度については、先ほどもやり取りがありましたけれども、評価はいろいろあると思いますが、とにかく取り組みが始まっておりますので、空き家の有効活用につながればと期待をしているところであります。

もう一つの質問として、その空き家の中の危険な空き家等があり、市民から相談があった時に、行政側から助言や指導、さらには勧告、命令までできるような条例を制定する考えはないかと質問したのに対して、市長は「県内の自治体の動向を見ながら考えていきたい」と答えられました。さらに私が秋田県大仙市の例を出して、大仙市では代執行まで実施していますよと投げかけましたところ、「そのような事例があるのであれば、ぜひ勉強させていただきたい」と答えられ、いいですか、ここが一番大事なところ、最後に「できれば年度内にはまとめをしたいと思う」と答えられました。年度内ということは24年度内ですよ。ところが、先ほど市長は、検討するとか言ったことについては、逐次報告をするということでしたが、それについての報告は、私の記憶が定かでないのか分かりませんが、1回も受けたことがないんですよ。しましたか報告、途中経過報告を。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今のことについては、議会の全協には説明はしてないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 全協には報告、説明してないということですね、市長が言われる説明というのはどういう説明なんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

答弁の中で、私も議事録を持っておりまして、その中に確かに「できれば年度内にまとめをしたい」というふうに答弁をしております。当然このことに基づいて、担当の方では速やかに年度内にまとめがされて、そして、このことのまとめについて議会に報告がされるべきものだったというふうには思うところでございます。

失礼いたしました。報告につきましては、検討結果が出されたものについて報告するというところで、それぞれの担当の方ではなされているようでございます。ということでございますので、私の方とすれば、そのことにつきましては、引き続いて検討しておりますというような形で報告すべきものだったというふうに思うところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○17番（岩根賢二君） 今回最初から言いますけれども、8名の議員がね、過去の一般質問に対して答えを求めているんです。報告がないんですよ。それで今言われましたけれども、結果が出たら報告をするということですけども、それじゃあ報告にならないでしょう。最初に市長が言われたのは、自分が検討するとか、協議するとか言ったことについては、次の議会までには報告をしますと、途中経過を含めて、言われましたよ。そのことが一向に実行されていないから、こういう事態になっているわけです。そのことについては、大いに反省をしていただかないといけないと思っておりますよ。その点については、市長の反省といたしますか、もう一遍お聞きして次に移ります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

検討するというふうにお答えした事項につきましては、次回の議会の冒頭の全協で報告するという申し合わせがされておりましたので、私自身としましては、次回の議会が始まる前に前回で私が「検討する」と言った項目については、まとめておいてくださいと、そして報告したいということの発言を課長会で重ねて指導をしてきたところでございます。このことにつきまして、私自身もちょっと認識が不足しておりまして、皆さん方に御迷惑をおかけしたなというふうに、今分かったところでございますので、今後は引き続き検討されて、検討を重ねておられる事項については、そのような形で御報告を申し上げたいというふうに思うところでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○17番（岩根賢二君） 今回の任期がですね、私たちもあと何か月という時点ですので、少々遅かったかなと思っておりますけれども、2年間も、あるいは1年間も質問をしなかった議員も悪いかもしれませんが、自分たちとしては、やはりある程度検討すると言ったら1年なり、2年なり待って、そのことをね、やはりそれこそ、私が今質問したことを次の定例会で再質問しようとは思っておりませんよ。ですから、そのことを踏まえてですね、検討すると言ったときは

ちゃんとやってくださいね。まだ空き家対策が残ってますからね。

先日補正予算の提案があったときにも、多くの議員から空き家に対する質疑がありました。空き家に対しては多くの市民が何か対策をしてほしいと考えておられる証(あかし)だと思います。そのことを踏まえまして、先ほど私が秋田県の大仙市の例を示して代執行まで実施していますよと、昨年6月に投げかけましたね。そのことについて、じゃあ大仙市について研究なり、された内容はどのようなものだったのかお答えください。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

秋田県大仙市の事例につきましては、国土交通省の資料などに取り上げられております。大仙市は豪雪地帯で空き家が非常に危険な状況であり、苦情が寄せられておる。雪害対策実施要領により、応急対策に努めていた現状があったようでございます。長期間にわたる管理不全の住宅が通学路に近接し、苦情の声が多く条例に基づき行政代執行を実施されております。

○17番(岩根賢二君) 前回のやり取りの中ではですね、代執行まではなかなか難しいですよ、みたいな感覚の答弁だったんですが、そのことを、今研究されたそのことを踏まえて、我が市でも取り組んでみようかなと思われたのか、それともやっぱり無理だよねと思ったのか、その辺についてはどうですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

大仙市の事例というのを参考にしますと、この代執行ということの手続きについても、かなりハードルは高いなというふうには実質感じるところでございます。そのような中で、しからば本市の事例において代執行をするかどうかということにつきましては、判断の要件が難しいと、そしてまた、判断の時期が不明確になるというようなこともございまして、別な形での本市での対応というものが必要かなと、できるならそういった形で対応したいというふうに考えるところでございます。

○17番(岩根賢二君) なかなか難しいという判断をされているみたいですが、全国でですね、これは参考までに申し上げますが、空き家の適正管理についての条例を施行している自治体が99あって、その中の36自治体は代執行まで条例の中で定めていますね。さらに罰則まで定めているのが7自治体あるということで、かなり全国的にこの空き家対策については、条例化をして対策を講じているという姿があるように思います。

さらに8月17日のですね、南日本新聞によりますと、自民党が法案を検討している中に、市町村に立ち入り調査権を与えて所有者への改善命令を可能とするというふうな内容の法律の制定まで今考えているという記事がありました。やはり、国がそこまで考えているということは、全国的にも相当な空き家に対するそういう苦情とか、対策を講じなければならない点がたくさんあるのではないかなと思いますので、もう少し前向きにですね、考えていただきたいと思うんですが、今のこの自治体の数、実施している自治体、あるいは代執行までしているところが36というふうなことを踏まえて、市長どうですか、考えた方がいいんじゃないですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

自民党の方で国全体で、この空き家対策について法律を施行しながら取り組みしなければならないということについて議論がされているということについては、本当に有り難い状況だなというふう思うところでございます。このような国全体の方向性がされておれば、この空き家、危険な空き家については、その持ち主の方々も認識が高まるということになろうかと思いますが、現段階では先ほども申しましたように、判断要件、それが危険建物である判断が目視になって、個人財産を代執行するには基準があいまいになると、それからまた、判断の時期ということでございますが、違反者へ説得を重ねるわけでございますが、そのことのタイミング、説得をやめて代執行しますよというようなタイミングがなかなかつかめがたいと、そしてまた、特に後ほどの、その所有者が特定できればそのようなことも可能なわけでございますが、所有者の特定と、それから追跡がなかなか難しい状況の建物であると。そしてまた、様々な権利が設定されておられれば、そのことについての解決も図っていかなきゃならないということから、現在の段階では代執行できるためには、かなり難しい状況にあるというふうに担当の方では判断をしているようにございます。

○17番(岩根賢二君) なかなかできない理由を探しているように思えてなりません。さっき、今市長が言われました所有者が分からないというふうなことについて、所有者を特定するための費用まで国が出しますよという制度がありますよというのも前回言いましたよね。そのことについては、25年度限りということでしたので、もう時間がありませんけれども、そのことについても何も検討はされなかったんですか。

○建設課長(中迫哲郎君) 所有者の特定ということで補助があるということはですね、県の方からも指導を受けて承知しているところでございます。

○17番(岩根賢二君) 承知をしているだけじゃいかんわけですよ、承知をしているけれども、じゃあどうだというのを聞きたいわけですから。

○建設課長(中迫哲郎君) 昨年議会でありまして、その後8月にですね、自治会へのアンケートを実施しております。結果といたしまして、空き家件数が947件、うち危険空き家が112件の報告があったところでございます。それから、職員が直接危険箇所を見て回りまして、昨年12月から1月にかけてですね、危険度の判定を3ランクに分けまして、一番危険度が高い危険度3ですね、公道への倒壊の恐れがあり、不特定多数の住民に与える影響があるというのが21戸あったということでございます。

今後はですね、とりあえずこの21戸につきまして、所有者を特定いたしましてですね、今ある危険廃屋の解体の事業やらですね、そういうのをですね、説明していきながらですね、撤去へ向けて指導、助言をしていきたいということで考えているところでございます。

○17番(岩根賢二君) 調査等はしているけれども、その制度、国の制度については採用しなかったということですね、25年度限りでしたから、はい、それはもう分かりました。

それで最終的に私が今回質問をしている項目は、昨年の定例会でこうこうこういう答弁があった、そして、24年度中にはまとめたいということについてどうなっているかということの確認で

ございました。もう25年度に入って半分以上過ぎているわけですが、これは執行猶予1年ということで、25年度内にはどうですか、制定ができそうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

条例制定につきましては、解体の動機付けにはなりますが、個人財産又は個人が適正に管理するものであると、そしてまた、市民に強権的なイメージを与えるということもある。それから、代執行の判断要件と判断時期が難しい、不明確であると、そしてまた、費用の問題があるということで、慎重に取り扱わなければならないということで考えているところでございます。

ということで、結果としましては、市としましては、既に志布志市安全・安心まちづくり条例を制定しておりますので、この中に所有者等の役割も明記してございますので、これに基づき周知を図り、指導・助言をしていくということをしていきたいというふうに考えるところでございます。

○17番（岩根賢二君） ということはですよ、昨年の6月議会で24年度内にはまとめたいということはこれはもう撤回ですね、この答弁についてはね、ですね。ということはですよ、我々一般質問に対する執行部の取り組みというのは、こんなもんかなあという印象を持たざるを得ない。安全・安心まちづくり条例で対処するということですが、代執行までは含めなくても、やはり空き家対策についての条例という、そういう専門的な条例をですね、制定する考えはないですか。代執行までは、じゃあ求めませんけれどもいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど志布志市安全・安心まちづくり条例で対応したいということをお話したところでございます。その中で、第7条で、「所有者等の役割ということで、所有者等は安全・安心まちづくりについて理解を深め、その所有し、又は管理する土地又は建物の安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりの推進に積極的に取り組み、市がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする」ということで、条例に定めております。このことを所有者の方に十分理解していただきまして、対応をお願いしていきたいというふうに考えるところでございます。

○17番（岩根賢二君） やはり、その安全・安心まちづくり条例だけではですね、やはりちょっとおぼつかないと思うんですよね。空き家については、先ほども申し上げましたけれども、いろんな状況があります。補正予算の提案の時に多くの議員からいろんなこういう角度、こういう角度で質疑がありましたよね。ですから、空き家対策は何とか別途、安全・安心とはまた別途考えていく必要があると思うんですがね。まあ今の答弁であれば、もうまったく考えないということですから、私としてもそれで引き下がるわけにはいかないわけですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 対応しないということではないということをもまず理解していただければというふうに思います。私どもといたしましても、危険度が迫っている住居につきましては、特にその所有者について調査を重ねて、その改善については、速やかに改善を図ってもらうというためのお願いを重ねるということについては間違いないということでございます。

そのことで、例えば、実際に倒壊して、道路等がふさがるといような状況が生じるときには、速やかに市の方でその撤去等については対応して、またその措置に対する費用等が生じた場

合には、また、その費用についての請求を重ねるということになるかと思いますが、現段階においては、このような形で対応していきたいと、そしてまた、国の方で一步踏みいった形で、こういったことの法案が成立するとなれば、国全体でのこのことに対する取り組みが、また前に進むということにも考えられますので、それに合わせた形での市の条例ということについての改正ということも考えるべき内容にはなるというふうには思うところでございます。

○17番（岩根賢二君） 国の法律が整備されればということのようですので、その節にはですね、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次に疾病予防対策について質問をいたします。

民間の医療研究機関が前立腺がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるブルークローバーキャンペーンというものを実施しておりますが、これがちょうど9月17日から24日を前立腺がん啓発週間と位置付けているそうであります。前立腺がんはもともと日本ではあまり多く見られるがんではなかったのですが、最近では男性のがんのうち第3番目に多いがんとなっており、近い将来は、これが2番目か1番目になるのではないかと言われております。また、前立腺がんによる死亡者数も2020年には、オリンピックの2020年には2000年の3倍になると予測されております。前立腺がんは自覚症状がほとんどないために発見が遅れることが多いがんです。自覚症状が出てから受診した場合、がんが発見された患者のうち40%は、もう既に他の臓器に転移をしているということらしいです。

また一方、P S A検査、これは御存知だと思いますが、前立腺がんの検査ですが、血液検査で分かりますが、このP S A検査で発見された患者のうち90%は早期のがんだったということで治療も可能だという、そういう研究結果もあります。何の病気でも早期発見早期治療が一番だということは分かっていますが、それを実行するのはなかなか難しいものです。今も申し上げましたとおり、前立腺がんの早期発見、適切治療に最も有効な検査がP S A検査であります。血液を採ってもらい検査をしてもらうだけで前立腺がんの恐れがあるかないかが分かるというものであります。

本市でも、特定健診のとき希望者には1,000円の負担金でこのP S A検査を受けることができますが、この自己負担をなくすることで、より一層受診率が高くなり、前立腺がんの早期発見早期治療につながると思いますが、全国的にはそのような自治体もあるようです。本市でもP S A検査の無料化に取り組む考えはないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市では特定健診受診率70%、健康づくり日本一を目指し、市民の方に特定健診を受けましょうという事業を進めているところで、今年から特定健診、がん検診を一緒に行う、いわゆるセット検診を年度当初の5月、6月に実施するようにしたところでございます。

議員御発言のように、前立腺がん検診は血液検査で容易にできることから、独自に実施する検診として、特定健診受診の際に受診の希望を取り実施しているところであります。これまで受診者数の経緯であります。平成22年度635人、平成23年度750人、平成24年度856人、25年度がこれ

までのところ769人になっております。毎年度受診者は増加しまして、現在、特定健診受診者のうち約30%の方に受診していただいているという状況でございます。

費用徴収額につきましては、検査料1,800円のうち国保の方、社会保険の方、区別なく1,000円を徴収しているところであります。この費用徴収額につきましては、以前は検査機関のオプションということで、検査料の全額1,500円を徴収していただいておりますが、検査料が1,800円に上がった際に、市で前立腺がん検診も実施することとしまして、費用徴収額について他のがん検診との均衡を図るということから1,000円を設定させていただいたところでございます。

なお、この費用徴収額を設定する際に、国保被保険者の自己負担について、助成を行うべきかどうかということを検討しましたが、それまで助成をしていなかったということで、自己負担分を国保特別会計では予算化していなかったところであります。

現在、がん検診で国保被保険者については、肺がんCTと前立腺がん検診だけが有料になっているというところでございます。

前立腺がん検診につきましては、一般的に行われる他の無料のがん検診と差異もあまりなく、早期発見早期治療による医療費抑制も期待できることから、前立腺がん検診の国保被保険者の自己負担については、今後無料の方向で考えてまいります。

○17番（岩根賢二君） ちょっと最後の部分をもう1回お願いします。

○市長（本田修一君） 現在、がん検診で国保被保険者については、肺がんCTと前立腺がん検診だけが有料になっているということでございますので、前立腺がん検診の国保被保険者の自己負担については、無料の方向で考えていきたいということでございます。

○17番（岩根賢二君） 単純に、もう無料にしますよということですか、PSA検査を、国保の関係者はね、あまりにもあつけないですね。

再確認ですけれども、来年度から、例えばPSA検査を受けますよと、受けたいという方については無料でやりますということですね、確認。

○市長（本田修一君） ただいま議員再確認のとおりでございます。

○17番（岩根賢二君） いろいろ資料を取りそろえておったんですが、それは確認しますけれども、全国の自治体ではですね、無料にしているところもあるんですが、こういうことを言ったらいかんですけれども、節目節目なんですよ、50歳、55歳、60歳というふうな感じで、もう二言はないですね、二言はないですね。

○市長（本田修一君） 全国そのような事例があるということについては承知しておりませんが、本市では来年度から無料の方向で考えております。

○17番（岩根賢二君） これは全国でも一番の取り組みだと思えます。

さすが健康日本一を目指す本田市長の考えだなということで、有り難いなと思えました。ありがとうございます。

一般質問では、ありがとうございますという言葉は言ったらいけないということで、研修を受けたことがありますけれども、そのことについては、例えば前立腺がんにかかってですね、手術

をしたりいろいろすれば、それ以上にまた経費がかかるわけですから、1,000円の自己負担分を市が負担するという事は、安いもんだなと思いますので、ぜひ取り組みをお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次の疾病予防対策についてでございますが、特定健診は40歳から74歳までの人を対象にメタボリックシンドロームかどうかを診断し、保健指導を行うことにより、生活習慣病の予防につなげようとするものであります。それにより医療費削減を図り、財政負担を少なくすることも目的の一つであろうと思います。特定健診の受診率を上げることが、生活習慣病予防につながることは当然ながら、特定健診の受診結果に出てきた数値等を参考に、いろいろな疾病の予防に役立てることも大事かと思えます。特定健診を受けたときに追加項目として示される数値等に基づき、疾病予防対策等の指導をするべきではないかと考えますが、今現在どのような指導をしておられるのかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特定健診は高血圧や糖尿病等の日常生活習慣病を予防する目的で実施しております。健診結果を基に、生活習慣病のリスクに応じて保健師や栄養士が受診者と一緒にいながら考えて、6か月間にかけて生活改善ができるよう支援してまいります。結果報告会では、結果の見方や生活習慣病のことを説明しまして、運動の実技や栄養の講話を行い、日常生活習慣の改善が図られるような内容となっております。

その他、志布志市、曾於市、大崎町と曾於医師会が合同で、日常生活習慣病の重症化予防を目的に平成22年度から糖尿病フェア、それから高血圧フェア、動脈硬化予防フェアを実施しまして、講演会や個別相談等を開催しております。

志布志市では、国で示されている特定健診の検査項目とは別に腎臓の働きをみるクレアチニンや尿酸値、尿潜血の検査を全員に追加で実施しています。そして、健診の結果報告会では、慢性腎臓病予防のための散らし配布や集団指導を実施し、啓発を行っております。

また、年齢とクレアチニン値と性別等で腎臓の働きを数値化したGFRや尿検査結果等を基に保健指導や専門医療機関での精密検査や治療等を受診勧奨し、早期発見、重症化予防対策を行っております。特定健診を受診し、日常生活習慣を見直すことで生活習慣病の予防や市民の健康増進につながると考えております。本市では70%の受診率を目標としまして、現在、健康づくり推進委員や市の看護師等の訪問や通知、広報等の受診勧奨を実施し、受診率向上に取り組んでおります。健診を受けた後も重要であるため結果報告会に来なかった方には、保健師、栄養士が再度訪問し、説明させていただいております。今後さらに保健指導や教室等の内容を充実させ、保健師、栄養士等中心に生活習慣病等の疾病予防に取り組んでいきたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 適切な指導がなされているなということで感じましたけれども、この先ほど市長の答弁の中に、クレアチニンとか尿酸とかいう言葉がありましたけれども、尼崎市ですら、このクレアチニンはもちろんですけれども、GFR、eGFRじゃないですかね、GFRですか、eGFRじゃないかなと思いますが、この数値に基づいて、こういう御存知かとは思

ますが、人工透析にならないぞチャート式早見表というのがあるということで、私ももらったんですが、これによりますとですね、いろんな数値が出てくる。そうすると、その数値に基づいて、あなたはこういう病気にかかる恐れがありますよみたいなことの指導をしているということで、これを一目見ただけで、その人がどういう状態であるかというのが分かるというふうなチャート式早見表というのがあります。これを用いて指導をすれば、なお一層、具体的に分かりやすいんじゃないかなと思います。参考にしていただきたいと思います。ところで、今、受診率が70%を目標としているということでしたが、現在はどれぐらいのパーセントですかね。

○保健課長（若松光正君） 24年度に53%でございました。ただいま集団検診が一通り終わったところでございますが、今月、その都合でできなかった方々を対象に実施することにしております。更に今後個別健診ということで、医療機関での受診も始まってまいります。そのほかに情報提供ということで、既に生活習慣病等で治療を受けている方、この方も病院に行って情報提供をしていただくようなことしております。まだ中間的な状況でございますので、数値等についてはまだ把握できていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 私は今度の質問の中でですね、疾病という言葉でひとくくりにしておりましたけれども、特に腎臓病ということで、人工透析の必要があるという方が年々増えているのではないかなという危惧をしておりますが、その辺の患者さんの数というものの把握はできておりますですか。

○保健課長（若松光正君） まず人工透析の患者数でございますが、平成24年5月と平成25年5月を比較しますと、受診者は6名少なくなっておりまして37名でございます。

後期高齢者の方では、慢性腎不全ということでしか捉えなかったところですが、24年5月と25年5月と比較しますと5名増加しまして66名という数になっているところでございます。年次の経過でございますが、23年5月が48人、国保ですが、24年5月が47人に対しまして、25年度の5月が37人ということでございますので、保健指導の効果が出つつあるのかなというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） 今課長がおっしゃいましたように、保健指導がかなり行き届いているんだなという感じはいたしております。

最近といいますか、市内にこの人工透析をする病院、あるいは先ほど申しました前立腺の関係ですね、の病院が出来たりしておりますが、そこを利用することのないように事前の予防対策ですね、これからも徹底して行っていただきたいと思っております。

先ほど、市長の答弁の中でGFRのことがありましたけれども、これは市長はお分かりにならないと思いますので、担当の方でGFRというのがどのようなものか分かっておれば示していただきたいと思います。

○保健課長（若松光正君） GFRは、糸球体濾過量ということで、病気の分類がそれに応じてステージ1からステージ5まで区分されて、ランク付けされているところでございます。これに、ステージに応じた適切な指導を本市としても心掛けてやっているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今の保健指導をですね、更に徹底していただくようお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時16分 散会

平成25年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成25年9月10日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

丸 山 一

平 野 栄 作

出席議員氏名 (23名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、下平晴行君と西江園明君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆様おはようございます。それでは早速、質問通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

はじめに、企業誘致の観点から質問をいたします。企業誘致は、雇用拡大や税収の増加、地域産業の活性化等、地元へ計り知れない経済効果をもたらすことから、現在、各自治体では、誘致合戦が過熱化しており、各都道府県は様々な補助金や税制優遇制度等を用意して、少しでも優良な企業を呼び込もうと必死になっており、さらには市町村でも独自の優遇制度を設置しているところも増えてまいりました。

本市におきましても、志布志市企業立地促進補助金等の優遇措置をはじめ、志布志港、新若浜地区背後地に臨海工業団地開発事業を実施するため、工業団地整備事業特別会計を設置するなど、企業誘致の適地の確保は進んでおり、本格的に企業誘致に取り組む体制を整えつつありますけれども、今後企業誘致を更に進めるにあたって、どのように取り組んでいくのか、その方向性について伺いたいと思います。

次に、ICT自治体への取り組みの観点から3点質問をいたします。国において策定をされました「i-Japan戦略2015」で見据えました。2015年まで残すところあと2年となりました。新技術の発展や様々なジャンルへの普及により、デジタル技術は空気や水のように、社会に介在するものへと近づきつつあります。今や地方公共団体にとって地方自治の情報化は、効率、利便、安心なコミュニティ形成における必須項目として明確に認知をされております。しかし、そうした中で、多くのパソコンに搭載されているマイクロソフト社の基本ソフト、Windows XPのサポート期限が来年4月9日に切れることとなります。これ以降はセキュリティー更新プログラムの提供が終了し、情報漏れなどの危険性が高まることとなります。そこで、本市のWindows XP対策はどうなっているのか伺っておきたいと思います。

次に、東日本大震災は、インターネットやそれを活用したソーシャルメディア、いわゆるSNSを日常的に利用しているネット社会が広く普及した時代に起こった大規模災害でもございました。その意味で、不幸な災害の中でも様々な形でICTが活躍をいたしました。それらは、貴重

な経験、ノウハウでもあります。同時に、その際、ICTを活用可能とした要因や、さらなる活用のために必要と考えられる追加的課題を整備することは、今後起こるかもしれない災害発生時に、これまで以上にICTを活用するために極めて重要な意義があると私は考えております。

そして、今後に向けてどのような備えが必要であるかを明確化する必要がございます。そこで、災害時の行政事務の根幹をなす行政システムの事業継続のために、どのような対策がなされているのか伺っておきたいと思っております。

次に、マイナンバー法が本年4月に公布をされました。年金、労働、福祉、医療等の社会保障分野と税の分野、また、災害対策分野と広範囲の利用が想定をされておりますけれども、一方、情報漏えいや新たな犯罪の発生、個人のプライバシー保護の問題も懸念をされております。また、その導入、維持費に巨額な費用が必要とも言われております。そこで、このマイナンバー制度により、本市の行政システムにどのような影響があるのかを伺っておきたいと思っております。

次に、教育行政の観点から質問をいたします。

文部科学省が来年度から小・中・高校生らの学力向上に向け、土曜授業を行う公立校への補助制度を設ける方針を固めました。地域の人材を講師にするなどし、月1回以上実施することを想定しており、地域と学校とのつながりをより強めることもねらいにあります。講師への謝礼や教材費など、土曜授業に必要な費用を補助して、実施自治体を後押しをし、来年度から3年間で全公立学校での土曜授業実施を目指すとしておりますが、この方針に対する教育委員会の今後の取り組みと考え方を伺いたいと思っております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、企業誘致についてでございます。

今後、企業誘致を進めるにあたって、具体的にどのようなふうに取り組んでいくのかというお尋ねでございますが、現在、本市で取り組みを進めております。臨海工業団地計画につきましては、地権者をはじめとする皆様の御理解、御協力により、9月4日現在での用地取得状況は、9割弱と順調に進んでいるところでございます。

また、開発許可申請に必要な業務委託につきましても、平成26年度からの造成工事着手に向け、年明けの開発行為許可の取得を目指し進めており、平成27年度には分譲開始ができるよう農地転用や、道路、河川など各種協議とともに鋭意取り組んでいるところでございます。

臨海工業団地は、立地条件に恵まれることから高い関心を持たれている状況であり、企業誘致に際しましては、平成27年度中の分譲に向け、平成26年度より募集要件を策定し、公募により地元雇用など、地域振興に資する企業の誘致に努めてまいります。

また、既存の工業団地を含めた誘致活動の推進にあたりましては、都城志布志道路整備促進や工業団地確保などの基盤整備にあわせ、今回議案提案させていただいております工場立地法の地域準則条例による工場敷地の緑地面積率の緩和などに取り組むとともに、薩摩川内市の地域成長

戦略促進補助金の再募集の動向も参考にしながら、本市への企業誘致への呼び水となるよう調査研究を進め、これらの取り組みに合わせたトップセールスの強化により、積極的に企業誘致活動を推進してまいります。

次に、本市のWindows XP対策についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

現在使用している一般事務用の端末が498台ございますが、その中でWindows XPを使用している端末は494台で、残り4台はWindows 7となっております。Windows XPのサポート期限終了対策としましては、平成26年2月から3月にかけて実施する予定であります。

対策の内容としましては、現在使用している端末のWindows XPをWindows 7にアップグレードするものが336台、新規にWindows 7を搭載した端末に更新するものが158台となっております。なお、一部端末につきましては、既存システムをWindows XPの環境で使用する必要があるため、継続して使用することになりますが、インターネット閲覧や外部記憶媒体の使用を停止し、セキュリティ対策を確保した上で5月まで使用する計画であります。なお、対象となる端末は40台を想定しているところであります。

次に、災害時の行政事務の根幹をなす行政システムの事業維持についてのお尋ねでございます。お答えします。

現在運用している基幹業務システムにつきましては、災害時の停電については、無停電電源装置及び非常用発電機によりシステムの継続使用が可能となっております。一般事務で使用しているデータにつきましては、松山支所にデータをバックアップし、災害等のリスク軽減を図っております。本所、支所間の光回線については、ループ化しておりまして、1か所が切断しても通信に支障がない体制となっております。なお、現在構築中であります基幹業務システムについても、データのバックアップ先を松山支所とし、本庁のデータ消失等に備えます。また、基幹業務システム本体が使用できない場合等でも専用のサーバーに蓄積されたデータを基に窓口での証明書発行等が可能となる別システムを構築し、窓口サービスを維持いたします。

しかしながら、大規模災害等における行政システムの事業継続性を確保し、災害時の予防策、被害を受けた場合の復旧手順の策定等をまとめた情報システムに関する継続計画については、昨年度策定しました志布志市情報化基本計画において、事業継続計画の検討について掲げており、策定に向けて取り組んでまいります。

次に、マイナンバー制度についてのお尋ねでございます。マイナンバー制度が本市の行政システムに与える影響についてでございますが、現在総務省の予定するスケジュールでは、既存システムの実態調査、制度導入における影響調査を行い、その後各種技術標準等の策定に取りかかることになっているようでございます。また、どのシステムにどのような影響があるのか、明記されていない状況であります。そういった中で、影響が予想されるシステムとしましては、住民基本台帳システムはもちろんのこと、地方税システム、年金、障害者や児童に係る福祉課のシステム、国保や介護の保健課のシステム、その他、住宅、人事、給与、財務会計など個人情報を持つ

ている各システムについては、新たに国から示される仕様へ対応する必要があるようでございます。なお、当然に費用も新規に発生いたしますが、現時点でははっきりした数字は出ておらず、また補助金が付くのか、などについても明確には記述されていない状況でございます。このように、この制度につきましては、まだ政令、省令の整備中や協議中の事項があったり、開示されていない情報も多くございますが、平成28年1月の利用開始に向けて、今後も各方面にアンテナを張り、情報収集に努めながら、遺漏のないような形の取り組みをしてまいりたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） 本議会におきましても、教育委員長の委任がございましたので、答弁させていただきます。土曜授業の実施についてお答えをいたします。

文部科学省は、去る6月28日、「土曜授業に関する検討チーム」中間まとめにおきまして、土曜授業の有効性と、その規制の緩和についての考えを発表いたしました。土曜授業を行うことによって、児童生徒の学習の機会が拡充され、学力向上に一定の役割を果たすことは予想されます。現在、学校教育法施行規則第61条では、土曜日、日曜日を休業日と規定しておりまして、土曜授業は特別な必要がある場合と例外扱いをいたしております。

また、鹿児島県学校職員勤務条例第2条において、学校職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分と規定されております。今回の中間まとめにありましたように、学校教育法施行規則が改正されたり、文部科学省の補助により、土曜授業の講師を地域の人材を活用したりすることで、土曜授業の実施は可能とはなります。

しかしながら、部活動やスポーツ少年団活動等の大会が土曜日に開催されている現状におきまして、本市だけが独自に土曜授業を行うことで、これらの活動に参加できない児童生徒が出てくることも予想されます。また、通常の授業時数として実施するのであれば、教職員の勤務についての法の整備がなされなければなりません。

これらのことから、教育委員会といたしましては、本格実施後10年を経過いたしました学校週5日制の本来の趣旨、学校や地域の実情、子供たちの負担、県や隣接する市町の動向も留意しながら検討していかなければならないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（小野広嗣君） 企業誘致の観点から市長のほうに質問をしてみたいと思います。

先ほどの市長の答弁では、主に今回用地取得を進めております臨海工業団地、ここに関しての展望、今後の見えてる部分について答弁をいただいたというふうに思っております。

今回、大きなくくりとしてですね、具体的に一つ一つ小項目を設けて問うてはなりません。そういった意味では、企業誘致に対する基本的な市長のお考えを今後ただしていきたいというふうに思ってるんです。

実は、新しい市になって市長が当選をされまして、3月に所信表明を述べられて、18年3月ですね。そして6月に初めての施政方針が出てまいりました。それから、7回にわたって施政方針を述べられてるわけです。所信表明の中では、2回所信表明がなされていますが、企業誘致に関してはあまり触れられておりません。これは具体的に絞り込んだ表明ということではなくて、大

くくりの中で所信を述べられていますので、これはこれで理解をするわけですが、7回の施政方針の中で、このA4にして3ページ分ぐらいになるわけですよ、誘致企業についての市長の施政方針の中身が、これを読んでいきますと、18年と19年というのは、あまり企業誘致に対して積極的な方針は述べられておりません。18年と19年というのは、特に大迫地区のですね、食品関連団地のことについて、今後優良企業を誘致をしていきたいという方向での施政方針となっております、18年、19年はですね。そして、やっと20年になってから、企業誘致についての市長の思いというのが少しずつ量を増してきているというふうに感じてるんです。

まず、そこで考えますけれども、市長は、企業誘致というのは、先ほど冒頭、私も申し上げましたように、本市にとってどういう役割を担うのか、その位置付けとは何なのか、そこをちょっと答弁をお願いします。簡単で結構です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業誘致というのは、直接的には雇用の場の創設ということになるということでございまして、その目的は、当然この市におられる市民の皆さん方の雇用の場の確保と、その確保をすることによって経済の安定、そしてまた、生活の安定につながる営みを目指していただくということが目的になろうというふうに思っています。

そしてまた、全体として考えてみれば、そのような工場誘致、企業誘致をすることによって、総体の雇用の場が増えてきて、市政振興につながっていくというふうに思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） まあ、そのことに異を唱えるわけではありません。共通理解だと思っております。18年、19年は、先ほど申し上げましたように、さらっと大迫団地のことだけが触れられて、具体的な企業誘致に向けての市長のお考えというのは出てきてない。これが20年に至って具体的な方向性ということではないんですが、いわゆる市の企業誘致については、市の最重要課題として位置付けをしておりますという表現に、どんと変わってきてます。そっからいろんなプロジェクトチームをつくったり、というような方向性が生まれてくるわけですね。これはいい方向ではあるわけですが、21年3月の施政方針ではですね、こういうのが出てきます。昨日の14番議員とのやり取りを聞いていまして、どうなんだろうということが結構ありました。納得できない、私自身納得できない部分、14番議員御自身も一般質問終わった後、納得できてない部分というのがあったと思います。

一つはですよ、市長は、こういうことを言われてましたね、昨日。いろんなくくりがあるんだけれども、どんな企業でも来ていただくということは有り難いという表現をされておりました。それはそうだろうと思うんですよ、そうは言ってもやはり綿密な調査、そしていろんな要綱に従っての精査、そんなことをクリアしながら、企業誘致というのは進んでいくわけですが、思いとしては、そうだということを言われて、それは正しいだろうと思うんですが。ただそういった中で、昨日はもう6回にわたって、企業誘致を考えてらっしゃる方々が当局に見えました。そして、そのことが市長に伝わっていないというか、後日ですね、伝わったということが昨日も

明らかになりました。副市長の方にさえつながれていないという。副市長は市長が不在のために、しっかり市長に変わって仕事をされるわけですね。そこにも伝わってないという状況。港湾商工課は、港湾商工課で仕事はいっぱいあるんですよ。本来ならば、企業誘致という、いわゆる市の最重要課題として市長が位置付けているのであれば、港湾商工課の多岐な業務の中の一つとして、係としてですよ、それに対応するというのは難しいんじゃないですか。特命チームとか様々なものをつくって、その最重要課題に取り組んでいくということが本来のあるべき姿であるというふうに思います。6回も見えてて、市長にも副市長にもつながれてないというこういう在り方、このことだけではないんですよ、ほかにもいっぱいあるんですよ、これまでの流れの中で。

市長は、どんな企業でも来ていただくことは有り難いという、そういう市長の思いと、実際の動きが乖離（かいり）している、そう思えてならないんですね。その辺はどうなんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市に何らかの形で進出して来たいということの意向を持って相談に来られる方につきましては、その内容について基本的にはウエルカムという形で対応していると、そして、その実現性について、私どもはきっちりと内容を協議を重ねさせていただきながら、その実現性が高まるような形で対応をさせていただいているということでございます。当然その段階においては、企業側に対しまして、このような計画について、この部分については、どのような進捗になっていますか。そしてまた、ある場面では、資金の手当てについては、どのような方向性がとられていますかということの確認作業を協議をさせていただきながら、そのことについて、もし私どもの市として対応できる内容がありましたら、そのことについては、対応させていただく方策を探っていくと、そして、企業進出を果たしていただくということを担当の方でも、私の方でも基本的な姿勢としてやらせていただいているところでございます。

昨日もありました件につきましては、そのようなやり取りが重ねられてきているということについて、報告を後ほど受けたところでございます。今後とも、全面的にその条件が整うような形の協議というものを前提とした形で対応をさせていただきたいというふうには思っているところでございますので、どうぞ御理解いただければというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） そのことは、そのことで理解をするわけですが、やはり企業誘致が市の最重要課題であるというふうに市長は位置付けているんですよ。その後もずっと言われてるんですよ、毎回の施政方針ですね、20年以降はそういった思いが前面に出てきて、そして、先ほど述べられた臨海工業団地の問題も含めましてね、どんどん出てくるわけですよ。そして、土地取得の問題。だから、そういった思いの表れとして、特別会計まで組んで提案をされたわけですからね、そのことは理解をするんだが、いわゆるこういった大事なことが、例えば市長が出張であるとか、様々な行事で市外におられるとかありますよね。それで、いわゆるいろんな方々が、企業誘致の件でアポを取って市長にお会いして、自分たちの思いをお伝えしたいと、それがかなう場合もあれば、かなわない場合も当然あると思いますが、6回も見えたとすれば、その過程ですよ、例えば市長の日程等をこちら側からしっかりお示しをして、こういった時であれば、市長

も対応できますよと、そういった親切的な、丁寧な対応があつてしかるべきだったんじゃないですか。その辺、普通に考えてそうだと思いますよ。そういったことがないということに関しても怒ってらっしゃるんですよ、今まではですね。今後は同じテーブルについていくということになってきていますけれども、そこどうですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） お尋ねの件につきましては、私ども企業誘致の窓口でございますので、昨日もお答えしましたように、私どもで直接最初から対応させていただいているところでございます。

それから、議員申されましたように、企業誘致につきましては、市の最優先事項ということで、市長、私ども位置付けておりますので、必要なというか、市長に伝えるべき内容につきましては、その都度伝えるようにいたしております。ただ、今御質問の件につきましては、6月から6回ほど、私ども直接お話を伺っておりますけれども、非常に大きな企業誘致のお話でございまして、林務の話から最終的には発電、売電のところまで至っていくというお話でございまして、全体的な事業のスキームというのが、私ども事務方のレベルでもまだまだ確認できずに市長におつなぎしたときに、市長から聞かれたときに、またお答えできないというような内容等がございましたので、そういった点が確認できるように企業のみなさんには、書類、事業計画なりを準備していただきたい。特に、県の補助金等も活用しての事業ということでございますので、県の方ともまた連携するような形で、県の方にも十分説明ができるような形で、事業の計画等を整備していただいて、また私どもの方にもお話をしてくださいということで、市長の方には、こういうお話がありますという程度は伝えておりましたけれども、その中身の詳しいところまでは、お伝えはしていなかったところでございます。

今後、企業の方にそういう申し出をしておりますので、そういう段階になりましたら、今まで答弁したような形で事業が前向きに進むような形でのそういうアドバイスなり、助言等を、また更に強めていきたいというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 企業誘致が個々に行われていく場合、すごくデリケートな部分があったりして、いわゆる企業誘致を希望される側には、本市が行っている補助事業とか、そういったことは当然御存知になって見える方々が当然多いですよ、ホームページでも開示されてますし、そういった流れの中で、個々において市長に自分たちの思い、そして要望等、そしてこういうことをこの補助金の枠外でですね、対応できないのかとか、それは様々あると思いますね。そういった思いもあつて見ると僕は思うんです。その時に、例えば副市長であるとか、市長に、その途中でですよ、今回の中で会わせていただくことはありませんかと、会わせていただくことはできないでしょうかと、そういうことは港湾商工課はありませんでしたか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 6月に最初お見えになりまして、できれば早いうちにというようなことで、そういう申し出もあつたところでございますが、6月議会等が始まります関係もございましたし、それから、先ほど申し上げましたように事業全体のスキームというのがまだまだ明らかでございましたので、もうしばらく事業等のそういう計画書等をですね、私ども

の方に詳しく詳細にお示しさせていただいた上で、また市長等の面会等については、ぜひ設定をさせていただきたいというようなこととお話をしていたところでございます。

○13番（小野広嗣君） 丁寧な、スピーディーにという、相反する言葉を使わざるを得ない部分もありますよね、私本当に思うんですが、昨日のやり取りを聞いてて、もう少し、担当課としてもつっけんどんな対応をしたとは思ってはいません。しかし、あくまでもお役所仕事の今回の場合、動きすぎてたのかなという気がしてならないです。せめて副市長におつなぎをすればという対応があつてしかるべきであつたと思います。副市長どうですか。

○副市長（外山文弘君） こういうケースの場合に、担当課の方からそういう話があれば、当然、市長に代わりまして、私の方で対応したいと思います。

前回も、先々週ぐらいですか、市長がやはり上京をしている際には、私でお会いしたところもでございます。

○13番（小野広嗣君） 本市の最重要課題として位置付けて、市長がトップセールスでがんがんやっていくんだということをトップセールスという言葉もずっと使われていますよ。そういった中で開かれてきた部分も理解はするわけです。

先ほどの施政方針に戻りたいと思います。そういった中で、市長は21年3月の施政方針では、この企業誘致が大事であるということで、企業立地推進本部を設置をして、企業誘致に全力を挙げていくと、そして、協力隊員を九州、関西、関東に各1名ずつ委嘱をしていくんだというふうに言われてます。この状況、どうなってますか、庁内横断的にそういった本部を立ち上げてやっていくんだという体制、そのまま生きてますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘になられた内容について、現在の段階ではとられてないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 政策を進めていく上でこれでよしとして立ち上げて、それが進まなければ、それを改変していくという、そのこと自体を責める気はないですけども、やはり21年に、こういった庁内関係が全て連携をして企業誘致に向けてまっしぐらに進んでいくんだと、市長と同じ思いに立っていくんだということで、この企業立地推進本部を設置したわけですよ。

そして、この協力隊員、九州、関西、関東に1名ずつ委嘱をしましてという流れ、ここはどうなんですか、その成果。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、そのことについての取り組みはされてなかったところでございますが、企業誘致のための推進監につきましては、担当につきましては、国土交通省の方から割愛をいたしまして、配置をしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） そのことは、承知を当然しているわけでありまして、心強い思いで見守っているわけですが、やはり市長の施政方針に沿う進め方というのが大事だと思うし、それに周りのスタッフが協力体制をしっかりと組んでいくということが大事だと思いますが、例えばブランド推進室だとか、ここで言う企画政策課が所管していること、そして港湾商工課が所管してい

ること、様々な連携、それは課長会とかいろいろありますよ。しかし、やはり様々な情報を網羅して、様々な情報がポツンポツンと入ってくるのではなくてですね、やっていくということが大事。

せんだって、同僚議員が紹介していただいた中で、総務委員会としてすばらしいところに先進地視察をさせていただきました。隠岐の海士町（おきのあまちょう）という所でしたが、ここは毎週木曜日に5時15分以降に、いわゆる志布志でいう課長会議、実際はここは経営会議というふうに入ってます。これは市長がいようがいまいが、不在であろうが、必ず毎週木曜日、5時15分から真剣な議論をしていくと、そして、そこで出されたものが本当にスピーディーに結果を生んでいくということがありました。そういったことをしっかりやっていく中に、財政再建もあれば、あるいはこの企業誘致の問題にしても、いろんな広がりの中から情報がどんどん入ってくると、さっきの企業立地推進本部というふうに、名前を変えてもいいぐらいの内容に高めていかなければならないというふうに思うんですよ、市長、そこらはどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業誘致の推進のための特別部署ということの設置につきましては、従来は企画の方に企業誘致の担当を置いていたものを21年度にただいま申しましたように、特別の監を置いて、企業誘致のための特別部署というふうに位置付けてしたところでございます。

ただいま御指摘のあったような形での明確な形の組織という形ではしていないところでございますが、先程来ありますように、本市において、この企業誘致の推進のための方策、そしてまた、企業進出に打診に来られた方々に対する対応ということにつきましては、現在の部署で十分対応しているのじゃないかなというふうには思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 職員の適正化計画もありまして、そこに室をつくるとか、新たに係をつくるとか、あるいは特命チームをつくるとか、なかなか大変な時代になってまいりましたけれども、やはり市長の申されるとおり、この企業誘致をどう進めていくかが、本市の将来の鍵を握るということは、論をまたないと思うんですね。そういった意味では、18年から25年の施政方針に向けて、市長の企業誘致への思いと、そして実際の動きというのは、広がりを見せつつあるというのは、7回の施政方針を見ていくと、確かに前進してきているなというのは感じるんです。だけれども、この進み方が早いのか、遅いのかということ言えば、僕は決して早いとは思いません。なぜかという、例えば鳥取市、自治体規模は違いますよ、鳥取市の市長はですね、自分の公約で4年間で8社をいわゆる企業誘致をすると、ところが2年間でもう8社を企業誘致をして、更に新たな8社に手が届こうとしております。これはマニフェストで公約をしております。自治体規模が違いますから一概には言えません。その事業の取り組みをそのまま本市で取り入れることができるかという、難しい部分もあるのかなという気はします。これはですね、賃貸型のいわゆる工場をつくって、そこに企業誘致をする。ところが、いわゆるそこに入りたい企業の形態に合っていない、いわゆる賃貸型であればなかなか進まないわけですから、その企業が入ってすぐ仕事ができるようなオーダーメイド型のいわゆる工場を市で設置をして、賃貸契約を結んでやっ

ていく。2年間で瞬く間に8社ですよ。それは大変な税金の投入という問題もあります。

先ほどの薩摩川内市の状況も注視しながら、というお話もありましたけれども、僕は、鳥取市にしてもですね、薩摩川内市にしても、それをそのまま、まねをなさいと言ってるんじゃないんです。そういった先進地の状況をしっかり見据えながら、何が言いたいのかということ、いわゆるそれほどまでに税金を、多額な税金を投入してまで自治体間の競争は熾烈（しれつ）なものになっているんだと。そのことにしっかりアンテナを張りなさいよというのが一つ言いたい。

そして、もう一つは、市長のトップセールス、このことによって、問題は半分は解決するんだという、この2点なんですね。市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業誘致につきまして、トップセールスというものは必要ということについては、十分認識しているところでございます。

そしてまた、来られる企業の方々に対しまして、私自身が面談して、その内容について御希望等をお伺いするということについては、大切なことだということにつきましては、本当に先程来指摘されている企業さんに対しまして、そのような場が設けられてなかったということについては、反省をするところでございます。今後、来られたときには、ただちに改めて面談をいたしまして、御希望等をお伺いしてまいりたいというふうには思うところでございます。

そしてまた、私自身も、例えば、志布志港のポートセールス協議会の中で、その志布志港のポートセールスの現場で、様々な企業にも直接出向いたりしまして、志布志港の魅力、そしてまた、志布志市の魅力についてお話を申し上げ、セールスをしているところでございますが、その中で、なんと言いましても、まず先方さんの方で手を挙げていただくということが前提条件になるのではないかなというふうに思っているところでございます。そのような場合には、ただちに対応しまして、いわゆるアンテナを高くして対応して行って、先程来申しますように、御希望等を十分承りながら、要望に沿うような形ができることにつきましては、全面的に対応を重ねて企業誘致を図っていくということを旨としているということを御理解していただければというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 今の市長の答弁はよく理解できますので、そういった思いに立ってですね、企業誘致について取り組んでいただきたいと思いますが、あと2点ほど確認をしたいことがございます。

新たな用地取得、90%ぐらい今進んでいるということで、立地条件としてもいい場所に取得できて、ここがどんどん進んでいけばいいなというふうに思います。一方でですよ、それこそ市長が18年、19年、2年間にわたって施政方針でこれだけ述べられてるんですけど、大迫の工業団地の問題、そしてもっと言えば、有明の志陽工業団地の問題、ありますね。そして、県が持っている10haの新若浜の土地の問題、これも施政方針で2回ほど県の土地の問題も言われていますけれども、今回の施政方針では、その件は全く出てません。そこら3点に対しての展望をお示ください。忘れ去られていくような気がするんですね、どうしても。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、先ほど答弁いたしました内容で誤りがございましたので、訂正させていただきます。

平成21年度からは、港湾商工課の方に企業立地係を設置したということでございまして、平成23年から国土交通省から職員の派遣をいただいているということでございます。

安楽の大迫工業団地につきましては、平成23年度以降16件の問い合わせがございまして、特に3・11の東日本大震災以降の関係がございまして、地下水利用についての問い合わせが10件ほどありました。そしてまた、そのうち7件が飲料水関係の会社ということでございまして、このことに基づきまして、私どもとしましては、ぜひ進出していただきたいということで対応していたところでございますが、現実的には工場の立地までつながってなかったということでございます。

そしてまた、この16件のうちの1件につきましては、若浜地区の方に進出がされたところでございます。

そしてまた、志陽の団地につきましても、随時この団地につきましては、御紹介申し上げまして、問い合わせがあった時には案内を申し上げているということでございまして、決してここを忘れ去っているということではないということでございます。この新若浜においての県の11haの工場用地については、私が市長に就任以来の最大の課題でございまして、この立地につきましても、県の方に早急に立地が図られるよう工場誘致のための条例の制定をお願いをしているところでございます。県の方では、この地に食品関連工業団地、関連工業の工場を誘致したいということが大前提というふうになっておりまして、この地にその他の業種の方も打診があったところでございますが、そのことについては、県の方針がそのようなことでありましたので、進まなかったという経緯がございまして、私としましては、はじめに申しましたように、どんな工場でもいいから来てほしいということで、来られる案件につきましては、全て県の方にも照会いたしまして、ぜひ立地が果たされるようお願いしたいということの要望を重ねてきたところでございますが、そのような状況で、現在においても基本的には県の方では、食品関連工業の団地、工場というものを設置したいということが前提になっているということでもあります。

○13番（小野広嗣君） この臨海工業団地、ここを中心にして、企業誘致をがんがんに進めていこうという展望は大いに賛同するわけですが、一方、これまでの大迫の工業団地、あるいは志陽工業団地、こういったものが大迫にしても10年来を経てですね、塩漬けの状態のままでとどまると、得てしてここへの視点がはずれてしまうような気がしてならないものですから、ここに向けてはしっかり併せて進めていってほしい。

そして、県のことに関しては、今市長が申されたとおりですので理解をいたしますけれども、そういったことを考えるにつけ、国の方から来ていただいて監に就いていただいている。今の政策課長は、それ以前は企画の中で監として働いていただいておりますね。やはり、本当にいざとなったときには特命チームをつくって補佐してあげないと、大変なかなと、そのぐらいになるまでの企業誘致合戦を本市は展開していかなければいけないのではないかなというふうに思う

んですね。それは今後のこととして、市長が考えとっていただければと思いますが、いわゆる様々な自治体が競争をして、激しくしのぎを削っていく、そういった中に本市も様々な補助金、しっかり読んでますからね、補助金がある。

そして、いわゆる税金の措置もしてますね。こういった部分もいわゆるこれでよしとするのではなくて、見直しも含めて、ほかの自治体との政策をしっかりと見比べながら、その差別化をしっかりと図っていかないといけない。そこをしてないと、旧態依然として企業誘致はやりますよということを市長が施政方針で何度述べたって進みようがない。こちらでそういった部分も見直しをやはりしっかりしていくべきだと僕は思うんですが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

他の地域との競争であるということは間違いのないことだと思います。そのようなことで、私どもの地域の特性を生かしながら、さらに誘引策というものを設けていくということについては、担当の方では十分検討していった内容というふうに思います。

特に、私自身がそのようなふう実感したのは、志布志港のポートセールスの関係で、コンテナの利用について特別に他の港と比較しまして、有利な政策を設けた途端に、そのコンテナの取扱高が増えたと、そしてまた、それを扱う荷役の方々が十分喜んでいただいたということがありまして、このことにつきましては、私自身が議会に御相談するときに、かなりの予算を組んで、そのことについては有り難く理解いただきまして、すんなり通ったということがまさしくその反映ではないかなというふう実感しているところでございます。薩摩川内市の場合、10億円という非常に大きな金額が出まして、私どももびっくりした内容でございますが、その内容をつぶさに見させていただきますと、私どもの志布志がとっている誘致策の規模が薩摩川内市の町が大きいという感じで、大きくなったんだなというふうには思ったところでございますが、アピールの仕方が上手だったんだなというふうには思ったところでございます。そのようなことで、本市としましても、せっかく優遇策を取るのであれば、そのようなアピールできるような形で示していきたいというふうに思うところでございます。

それから、特別に対策チーム、あるいは新たな部署ということは、当然考えなければならない時がくるかと思いますが、今回特に新若浜の後背地に臨海工業団地を設置する際には、一時的に業務が膨大に増えるということが想定されましたので、このことにつきましては、現有職員で対応できるのかということは何回も確認しながら、土地開発公社の協力もいただくということも重ねまして、現有勢力で取り組みをさせていただいているところでございます。職員のその、言えば「はまり」というのが如実に出てまして、先ほど当初申しましたようなこの土地の取得率につながっている。そしてまた、これが来年度に向けて造成が始まっていくということにつながっていくのではないかなと。そして、その次の年に分譲が始まっていけるということになっていくというふうには思うところでございます。そういった時点で、本当に、またマンパワーが不足ということになれば、それなりの組織の立ち上げは必要かなというふうには思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） まさしくそういったマンパワーが必要になるという状況が生まれることがですね、このまちの活性化、つながるんだというふうに思いますね。雇用も生まれるし、経済効果は計り知れないと、そういった状況を生み出すのが市長、先ほど私は控えめにですね、二つの観点からお話をしました。自治体間で、こういった政策を取りながら税金の投入をし、競争をやってるんだと。そして、それは、もう1点はトップセールスにつきるんだと、市長の判断につきる、半分は市長の思いなんだと言いましたけれども、もっと言えばですね、一つ一つの企業誘致は全部市長が決めるんだというぐらいの腹づもりでですね、この問題には取り組んでいただきたいし、大迫にしても志陽にしても全部市長が自分の責任として決めるんだというぐらいの腹づもりで、そして、その結果を私たち議会にもお示しをしていただければというふうに思いますので、これは要請をしておきたいというふうに思います。

次へ移りたいと思います。

I C T関係の質問を3点にわたって行ったところでございます。このW i n d o w s X Pに関して御答弁をいただきました。本市の一般事務として498台、これは教育委員会を含んでるんですか。

○情報管理課長（又木勝義君） 教育委員会の事務局の方は含んでおります。学校等は含んでおりません。

○13番（小野広嗣君） 後で教育委員会にも通告しときゃよかったなという思いがあります。ちょっとこちらを先に進めさせていただきます。一般事務498台、X Pが494台ということで、ほぼ98%ぐらいだろうと思いますが、これが26年、明年の2月から3月にかけて移行をしていくという答弁でありました。僕が思うのは、これはリース契約等の問題もあるんだろうと思うんですが、早いところはもう23年ぐらいから7（セブン）の方に随時入れ替えをしていって、その移行をスムーズにやろうとしているところも結構あるように思います。そういった観点から見て、うちはこのぎりぎりのところで4月9日が締め切りですのでなつたと、そこらをちょっと教えていただければと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、平成26年1月6日稼働予定で、基幹業務システムの更新作業を進めておりますが、稼働後しばらくの間はW i n d o w s X Pの環境でしか稼働できない既存システムの使用を想定していたため、平成26年度に予算計上を行い、対策を講ずる予定でした。

しかしながら、議員御指摘のとおり、セキュリティ対策は必要であるとの認識の上で、今年度中に改めて対策を講じるというところでございます。

○情報管理課長（又木勝義君） ちょっと補足して説明申し上げます。

議員おっしゃいますように、合併以来更新をしておりませんでした端末がございましたけれども、それを23年度から25年度まで年次ごとに入れ替えをするというようなことで計画をしておりました。

先ほど市長が申し上げましたように、W i n d o w s 7にグレードアップをするものが336台と

いうことですが、この336台については、既にWindows 7が入っております。入っているのを設定で7に上げるというものでございます。それから、全くパソコンに入っておりませんが158台ということですが、それを今年度予算措置をしていただくということになっております。

○13番（小野広嗣君） 336台に関しては、いわゆる元インストール済みということで、ただXPを中心に使っていたという理解ですね。わかりました。あと158台に対して新規に導入をしていくと、これはリース契約の総体の中で出てくるわけですが、今市長が申されたように、これ前倒ししなければいけない状況になったということで、これにかかる費用、これ補正等で、また出してこられるんですかね。

○情報管理課長（又木勝義君） 費用を算定いたしましたところ、一応買い取りで算定をいたしましたところが、3,570万円程度となるということですが、これにつきましては、当然リース契約、5年リースを考えているところではございますが、12月補正で債務負担行為とするのか、それとも3月契約とするのかですね、現在、財務課とは協議をしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） この問題は、先に多分情報管理課の中では議論はあったんでしょうけれども、私たちの前にそれが見えてこない。

例えば、25年度へ向けて3月時にこういったものもある程度試算をして、数はもう分かっているわけですので、出しとくべきでなかったのかなという気がしてなるんですけど、そこらはどうなんですか。

○情報管理課長（又木勝義君） 御指摘のとおり、当初の予算査定の段階で、予算編成の段階では計上したところでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、あるシステムの中で、XPの環境でないと動かない端末というのが相当あるというようなことで、その4月以降に一挙に入れ替えようというようなことにもなった経緯はございます。

しかしながら、おっしゃるように、セキュリティーの問題等について、非常に懸念があるということで、今年度入れ替えるというようなことになったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 一番大事なことは、やっぱりセキュリティーの問題で、これはクリアされれば、僕の質問の趣旨も完結するわけですね。そういった対応を当然当局はされていくと。

ただ、市長が先ほども言われましたように、どうしても5月まで1か月半というか、使わなきゃいけない。そこに関してはしっかりセキュリティーを担保しながら仕事をしていくんだということがあります。一体的にWindows 7にしても、これまでのXPにしても、一番使い勝手がいいのはXPだったわけですが、これが7（セブン）になり、今は8（エイト）なんですね、8（エイト）への移行というのも、将来はまた出てくるかもしれない。8（エイト）は飛ばして、その後の9（ナイン）という名前になるのか分かりません。いろんな言葉が今出回ってますけれども、僕はそういった中でいつも思うのは、Windowsのいわゆるセキュリティーに関するぜい弱性という問題がいつも付きまわってきますね。その都度、それが発見すれば、いわゆるマイクロソフト社からそういった案内があり、通知があり、その危険度を知らせてそれに対して、

それを越える対応をしていかなきゃいけない。これは個人のパソコンにおいてもそうです。行政においては専門の方々がいて、それに対応されているとは思いますが、こういった部分に対して教育委員会等もございますね。そういったところまで、そういったセキュリティーが担保されていくのか、そのWindowsの脆弱性に対してですよ。そこらを少しお示しをください。

○情報管理課長（又木勝義君） セキュリティー対策についてでございますけれども、平成21年度にセキュリティー向上対策ということで、いろんな驚異、セキュリティー、それから迷惑メール等、ウイルス等に対するセキュリティーソフトを全パソコンに設定をしたということでございます。

○13番（小野広嗣君） わかりました。ぜひスムーズな移行を図っていただきながら、25年度からのですね、事業が円滑に進むように要請をしておきたいというふうに思います。

次、この業務継続、ICT部門のですね、特に災害時におけるICT部門の業務継続計画というのはすごく大事であって、何かが起こってから慌てふためいてもしょうがない。個人の情報、市民の情報が災害によって、全て失われるようなことがあっては大変な問題になっていくわけですね。このことに関しては、以前も自治体クラウドの構築ということで質問をしております。

先ほど、市長の方からは現在のところの対応ということで、一般事務に関しても無停電方式、あるいは非常用発電を備えながら対応しようとしていると、これはもう十分理解をするわけですが、そして基幹事務のシステムも、あるいは一般事務にしても、松山支所でバックアップができるようにしているということでもあります。ここまでは、これまでの対応ですね、今までの在り方。東日本大震災以降の対応としては、これでは全然足りない状況です。

そして、先ほど市長も大規模災害があったときのことを考えて、BCP計画、いわゆる業務の継続計画については、情報化計画の中で、さらに検討を加えながら策定に向けて進めていきたいというふうに言われております。

先ほどの自治体クラウドの件については、これまでに質問をいたしております。その時の答弁もしっかりわかってらっしゃると思いますが、それ以後、そういった策定計画の中でこういった議論になっているのか、まずお示しをください。

○情報管理課長（又木勝義君） さっき6月議会で質問いただいたときには、次回のマシンの更新時期にクラウド化をしていくという答弁をしたところでございますが、議員がおっしゃいますように、このBCP等の計画をつくる際にもそれぞれ検討しますと、やはり最適なのはクラウド化だなという議論には今至っているところではございますが、何しろその範囲、それから組織は、全般的なことでございますので、まだどこから手をつけて、というのには至っていないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 課長は、前も答弁されてますけれども、例えば同一ベンダーを組んでいる所と、いわゆる協定を結んでやっていくというやり方、そして遠隔地、同じようなことですが、遠隔地の同規模の自治体と連携をとって災害時に対応するやり方、そして今言った自治体のクラウドと、こういった観点があるわけですね。そういった時に、大規模災害があった時に、ク

ラウドであれば、大容量のデータにしても、堅ろうないわゆる建物の中に設置をし、影響を受けないようにすると。

例えば、大災害が起これば、先ほどの松山、津波等々は別ですけれども、大規模災害、大地震等が起こって建物等が崩壊すれば、松山にデータをバックアップするシステムを取っても、そこも全部崩れるわけですからね。そういった時に三つ、四つほどの方法があると、そういった中で、先に私が提案をいたしました自治体クラウドの導入へ向けての検討が一步進んでいると。あるいは先ほどのベンダー等を通じて、共通ベンダーを通じて、行政、いわゆる協定を結んで、他からの応援をその時にはいただくとか、そういう方法もある。三つほどありますが、その中で自治体クラウドで今進んでいるという理解でいいんですか。

○情報管理課長（又木勝義君） お答えいたします。

最適なのは当然同じベンダーの現在使っております同じシステムでクラウド化するのが当然一番いいわけですが、おっしゃいますように、それぞれいろんな方法があるようでございます。ただし、クラウド化は絶対必要だということでございます。

○13番（小野広嗣君） 同じベンダーで、いわゆる協定を結んでいってクラウド化していくと、そういう流れじゃないとなかなか協定を結んだ自治体の職員も使いこなせないわけですからね、やはり、そこをやはり前面に出しながら、さらなる検討を加えていっていただきたいと思います。

次に、先ほど市長の方からも、答弁をいただきましたけど、少し見えてない部分があるということも含めて、国の動向等も含めて見定めていきたいというような観点もあったのかなというふうに思うんですが、このマイナンバー制度の導入によって、市民の利便性が図られます。しかし一方で、その導入にあたっては当局において、この電算システムを含めまして、情報化システムにおきまして、様々な変更が余儀なくされてまいります。そういった中で市長は、補助金等も現時点では明確になってない、補助金も不明であるというような答弁もされましたけれども、いわゆる、もう予算計上、2014年予算案で計上をし、進めていくという流れがはっきり出てるんですよ、市長。

そして、そういった中で、いわゆるこの厚生労働省が所管する分野というのは、すごく多いんですね。厚生労働省は労働省で、これを各自治体が導入した場合、どれだけの予算が必要になってくるのかというのを、いわゆる人口単位で算出をして、その目安をもう出しております。そのことについては御存知でしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、自治体において様々な分野で新たなシステムの構築が必要ということになりまして、それに伴いまして、費用が発生するということでもあります。国から示されている標準仕様でいきますと、税の方で500万円から1,500万円、住基の方で500万円から1,500万円、国民年金、介護、健康管理500万円程度、国保のほうで500万円から2,000万円、後期高齢者で500万円から2,000万円、福祉で500万円から4,500万円と、合わせて1億2,000万円程度かかるというようなふうな数字は示されているようでございます。

○13番（小野広嗣君） 改修費に膨大な費用が伴ってくるのはもう近い将来見えておりますね。そこに対して改修費用の補助を国もしっかり行っていくと、ただ、どの割合で行うとか、そういったものはまだ出されていないという状況にあります。

そういった意味では、本市におきましても、先ほどまで議論してきたICTに対する取り組み、そういった流れの延長線上にこのことがあるわけではありませんけれども、やはり先ほどまでの議論と並行して、このこともいわゆるこの情報化計画の中で、このことは、しっかり議論する方向性でうたっているんですかね。

○情報管理課長（又木勝義君） お答えいたします。マイナンバー制度に関係するものにつきましては、申し訳ございません。基本化計画の中に少しあるぐらいでございます。まだ当時、昨年度でございますが、それぞれこういった国のスケジュール等が明確に示されてなかったというような時点で、当然マイナンバー制度については対処していくという文言ぐらいでございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 確かに課長おっしゃられるように、ただ、このマイナンバー制度についての議論というのは、今に始まった議論ではないですね。そして、本年5月か、法が決まりまして、そしていよいよ施行へ向けて進んでいくということでございますので、やはり情報管理課を中心としてですね、このマイナンバー制度に対する対応方、国が示す状況を待つだけではなくて、予算の問題も当然そうです。そして、一方では、そのことによって生まれる利便性、問題点、国も示していますよ。しかし、本市においてどうなのかと、例えば、本市はもう高度情報化通信整備事業を通して、全家庭にインターネットが広がっていった。そういった利便性の高いまちにおいて、その問題はどうかつなげていくのか。役所で、役所との手続きだけの問題ではなくて、そういったものを通じて、マイナンバー制度とのつながりというのも、今後生まれてくる時代に入ってきますね。そういったことを考えた時に、やはり各市町村ごとの成熟度によってこのマイナンバー制度との取り組みというのは変わってくるんです。そこらのところも含めて、いわゆるしっかりとした検討・対策を練っておくべきであろうというふうに思うので、この質問をしているところです。最後に答弁を求めておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。このマイナンバー制度につきましては、以前の自民党の時代から論議されている制度でございまして、民主党政権になりまして、このことが施行される見込みになったということでございまして、長い間このマイナンバー制が導入されたら、こういった形で、私どもの生活に関わりがあるのか。そしてまた、行政にとってはどのような形で対応しなければならないかということについては、注視がされていたところでございます。今回改めて、その日程が示されたということでございますので、ただいまお話がありましたように、本市にとりまして、本市の特徴を捉えた形でのマイナンバー制導入という形にしていければ有り難いと、またしていきたいというふうには思うところでございます。

また、様々な形からの御教授をお願いできればというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） あと四、五か月すればお互い選挙を受ける身でございますので、もし、

ここでお互いに相まみえることがあれば、このことはさらにですね、議論をしていきたいと、深めていきたいというふうに思います。

教育委員会の関係で1点のみ、通告しておりませんので、先ほどのWindows XPの関連、先ほど課長からも答弁はいただきましたけれども、状況を少しお示してください。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 学校のコンピューター関係ですけれども、有明地区、志布志地区につきましては、この夏休み期間中でWindows 7に全て入れ替えをしております。

また、松山地区につきましては、21年度にWindows Vistaをしております、次の機会でもた更新になるだろうと思っております。

○13番（小野広嗣君） 教育委員会に関しては、そういったことで、夏までに移行を終えているという理解でよろしいですね。それは学校の関係ですよ、学校の関係、よろしいですね。

じゃあ、土曜日の教育活動推進プランの流れが、国から打ち出しをされまして、先ほど教育長の方からも御答弁をいただいたところでございます。教育長が言われたとおりで、そのとおりの情報は持ちながら、当然質問をさせていただいてますが、職員の皆さんの問題であるとか、先ほど部活をされているお子さんの問題であるとか、そういった問題もあって、国がそういう方針を立てたから、一律的にそこへGOというところまでの判断にはまだ至ってはいないと、しかし、工夫をしながら、とにかく国は3年間で全公立の学校に実施をというふうにならしているわけですから、何らかの対応を今後していかなきゃいけない。その理解は一緒にいいんですね、いいですね、はい。

であれば、先ほどまさしく教育長言われましたように、述べていただきましたように、これまではいわゆる土曜日、日曜日、休業日として、いわゆる、この特別の必要がある場合を例外としてるんですね。今までは日曜日という断定的な日だと、だけでもその中に例外は認めてたんですね。ところが、今回法律を改正することによって、設置者の判断によって土曜授業の導入が可能となったというふうになってるわけですね。ですから、僕が聞きたいのは設置者の判断と、教育委員会の判断と、そういったものの議論というのが今後生まれてくるんだろうなと思うんですが、そこらはどうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、確かに設置者の判断ということになってまいりますと、教育委員会はもとよりですが、市長部局との相談も財政的なことが出てくればお願いしなければいけないということが出てまいりますので、私、懸念いたしますのは、一つは、先ほども申しましたが、学校週5日制というのがどういう経緯でなあって、あの時もすったもんだ議論がありまして、学校から土曜日をなくすのかということに対しては、もう賛否両論ございました。それが一応やろうじゃないかということで行われて10年ですね、その本市についても、もう少し検証をされていかないと、どうも学力がおかしい、じゃあ土曜日授業をまた復活しようかという、そういう短絡的なやり方ではないでしょうけれども、そういうような状況がもし生まれてくるとすれば、あまりにも、朝令暮改ということにもなってくるような気もいたします。

そして、それぞれの自治体でということですが、3年間は3分の1補助というような形をとろうとしておられるようですけれども、3年後じゃあどうなのかということになりますと、3年後はそれぞれ自治体でやりなさいということになりますと、これはまた財政的な負担が出てくる、というようなことも考えなきゃなりませんので、やはりいろいろな面から先ほども申しました点もそうでございますが、その他の点につきましても、まだまだやっぱり具体的に、やる側（がわ）といたしましてはですね、検討していかなければならない。当然検討していく時期にはきているんでしょうけれども、短兵急には実施できないのではないかなと、そういうふう考えております。

○13番（小野広嗣君） おっしゃるとおりで、こういった報道がなされて、6月の会を受けて、そしてその後、読売新聞で、こういった記事を読ませていただいて、それからいろいろと調べさせていただいたわけです。

そして、情報の収集に努めて、当初情報はなかなか降りてこないという状況でありましたが、その後細かい教育活動の推進プランがしっかりと打ち出されてきて、同じ情報を多分握ってらっしゃるというふうに思うんですね。あの6月の時点では、情報がまだ少なかったですよ。教育長の冒頭の答弁を聞いても、戸惑いの答弁、いわゆる慎重に見極めていかなきゃいけないということだろうと思います。

ですから、やはり、国も頭ごなしにやれということでもなくて、いわゆるそれだからやりにくいという部分もあるわけですが、いわゆる毎週やれということから始まっているんじゃないで、月1回行ってほしい。そこには、いわゆる総合的な学習の時間で取り組めなかった問題も含め、英語であったりとか、特に成績、いわゆる受験につながるそういった分野だけではなくて、様々な教育カリキュラムをつくり上げながら、そのためのコーディネーターやら推進員を設置しながらやっていこうと、そこにはしっかり補助金も出しますよという流れですよ。そういった中で、明年、確か350校ほどのモデル校を決めてスタートをさせるという流れがあります。そこに対して、今後教育委員会等を通して学校に打診等がありましたら、いわゆる志布志市内でそういったモデル校として、明年度そこに乗っかって進めていくというお考えがあるのかどうか、お示しをください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

仮定の話でございますので、何とも申し上げられませんが、まだ全然モデル校を志布志から出さないということも全然ありませんので、今申しましたように、先生方の御理解もいただかなきゃなりませんし、あるいはまた、子供たちの地域における活動を支えていただいている方々の御理解もいただかなきゃなりませんので、学校だけではできない面もありますから、これはモデル校に指定ということであれば、どういう条件で、隔週なのか、あるいは週に二日、三日なのかというようなこと等も考えながらですね、慎重にやっぱり対応していかないといけないかなというふうには考えております。

○13番（小野広嗣君） この問題に関しては、教育長といろんなやり取りをすれば1時間でもや

り取りができると思うんですよ。ただ、やはり見えてない部分もありますし、ただ部活等を通じて有意義に、この土曜日等を活用している子供もおれば、そのまま休みということで、家にいて、テレビを観て、ゲームをして、ただそういうふうに住らしていくという子供たちもいる。そここのバランスの差があまりにも出始めてるなということも一方で言われています。

そしてまた一方で、教職員の仕事が過剰になるということもあるでしょう。しかしながら、心ある教職員の中には、土曜授業を実施して日本の子供の将来のために充実した教育を行っていくべきであるというふうな思いに立ってらっしゃる教員の方々もいらっしゃいます。そうであれば、その人たちの思いというものをどう受け止めて、そして、仕事量を一方で軽くしながら、そこに対応させていくのかということ等もあると思うんですね。そういう意味では、教育長、もう先に走っているところでは、土曜日の休業の在り方委員会というのをしっかり立ち上げて、保護者のニーズも含めて、これは学校だけの問題じゃ当然ないですので、学校、地域、俗に言われる家庭ですよ。ここの連携を土曜日の授業にどう生かしていくのかということも言われています。そういった意味では、土曜日を生かしたこの学校教育の在り方に対する検討委員会みたいなのを今こそしっかり立ち上げて、様々に議論はされてきたと思います。だけれども、そこに特化した議論というのは、なかなかこれまでなされてないと思いますので、詰めていく時にきたんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 今おっしゃるとおりでございまして、今県の教育委員会でも、私どもは教育長会議等がある時に、土曜授業という言葉はちょくちょく出てくるようになりました。ですから、国の方針に従って県の方でもそういう動きを察知しながら、今度はいよいよ具体的に学校を預かるそれぞれ市町村、教育委員会の方法にこれを検討してもらおうということになってくるのかなと考えておりますが、今おっしゃるように、本当に地域であり、学校であり、家庭であり、あるいは部活動の関係であるとか、もう様々課題もございまして。

そしてまた、御指摘のとおり、本当に二日間まるまる遊ぶ子供もいるのも事実であると思いますが、一方ではそれを有意義に活用している子供たちもいるわけでございますので、そのバランスを考えながら、どうするのが今後の将来を担う子供たちのためにですね、再び土曜を復活させるのがいいのか、あるいはこのまましばらく様子を見るのがいいのかということ等も、また検討し、考えていかないと失敗するのかなと思っております。

○13番（小野広嗣君） 通告を見ていただければ分かると思うんですが、土曜授業に対する本市の今後の取り組みを示せとだけは言ってないんですね、考え方についても述べよというふうに言ったのは、そういった主旨で、なかなか短兵急にですね、答えを出すというところまで、本市においても、これからだろうなというふうに思います。

しかし、土曜授業を導入しよう、あるいは月1回導入しようにしても、あるいはしないにしても、いわゆる、今も進んでいる部分あるんですけども、今回示された中身に、地域の人材の確保、企業等の企業人の確保で講師になってもらうとか、コーディネーターを入れるとか、様々そこに補助を出すということがあります。そういった意味では、教育委員会、学校現場を支えるた

めの人材バンクというのは絶対必要になるなというのだけは揺るがないんじゃないかなと私は思っています。本市にそういった有能な方々はいっぱいいらっしゃると思うんですね。そこについての教育長の見解をお示してください。

○教育長（坪田勝秀君） 地域に人材が、素晴らしい方がいらっしゃることは、私どもも認識しております。

特に、生涯学習課の知恵袋伝承事業というのがございまして、そこに多くの方々が登録していただいておりますので、それを学校にお示して、こういう方々がいらっしゃいますよと、このことについては、こういう方が造詣が深いと、このことについてはこの方が特徴を持っておられますというようなことは示しておりますので、それぞれの学校で、お呼びしてですね、活用しておるようです。ただし、それはあくまでもボランティアでございまして、学校としては頼みにくいところもあるかもしれませんが、本当に無償で協力していただいている方がいらっしゃいますので、単に教職員に限らず、地域の方々のお力もいただいて、この土曜授業の在り方を考えていくことは、十分大事なことだろうと思っております。

○13番（小野広嗣君） 今後、自治体の判断であるとか、あるいは設置者の判断であるとか、裁量が広がったというのはある意味で、いいことであろうというふうに思います。国が何でも縛り上げるということは、もう古い時代の行為だろうと思えますし、そういった意味では、成績至上主義に至らず、やはり教育長がいつも言われるように、人間形成というのは、学校現場では一番大事、命の大切さを教えることも大事、お金の使い方をしっかり教えることも大事、様々な学校現場で教えていく事というのはあります。だから、国は得てして成績がこうだったと、国際標準でどうだということから、10年間にわたった週5日制、これに対してメスを入れようとしているのかなという気もしますけれども、国がそういう方向性でやってきても、こちらの裁量でいろんな授業にカリキュラムを組み立てて取り組むことができますので、そういった視点で、今後とも取り組んでいただければと思います。

以上です。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

次に、4番、丸山一君の一般質問を許可します。

○4番（丸山 一君） 通告に基づきまして、一般質問をいたします。

まず、市有財産の跡地利用についてであります。その中で、南部消防署の跡地利用についてお伺いをいたします。南部消防署が志布志町に移転をしてから1年以上経ちますが、いまだにその方向性が示されておられません。我々通山校区公民館の総会におきましても議題にのぼり、その結果は市の方に報告済みであります。そして、その中で、大体9月半ば頃には使えるんじゃないかというお話でありましたが、今回の9月議会においても補正もされておられません。いつになったら利用できるようになるか、市長にお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

旧南部消防署跡地につきましては、平成24年4月、志布志消防署が完成、運用開始したことに

に伴い、平成24年6月、消防組合に対しまして、無償譲渡の要望書を提出し、7月に開催されました消防組合議会において無償譲渡の議決をいただき、9月1日より志布志市へ譲渡されたところでございます。

その後、本市としましては、9月議会において、耐震診断の予算をお願いしまして、耐震診断結果が、平成25年3月に出されたところであります。この施設の今後の利活用につきましては、地域からの要望もあり、コミュニティ施設としての活用と、地元消防団から施設の一部を消防車庫として利用したい等の要望もあったことから、今後の利活用につきまして、関係各課で総合調整を図るために、庁内に設置しております政策調整会議を関係課で2回にわたり協議を行ったところでございますが、現段階ではまだ最終決定に至ってないところでございます。

今後につきましては、次の政策調整会議において、施設の利活用を決定した後、改修予算を計上し、その後の利活用を図っていききたいというふうに考えております。このことにつきましては、十分地元の皆様方の御意見、御希望をお聞きした上で、このことについては方向性を定めていききたいというふうに考えているところでございます。

○4番(丸山 一君) 現在ですね、通山小学校の敷地内にある青少年館を我々は常時使っておるわけでありますが、この建物はかなり古く、多分40年は経ってるんじゃないかと思えます。古い上に狭い、しかも部屋数は一つしかありません。しかも、毎日のように誰かかれか、いろんな団体さん等が利用されておりまして、利活用の面におきましては、ダブることもありまして、その度に我々は走り回って、空いている自治会の集会所等を紹介をしたりしております。

また、古い家屋でありますので、台風時の避難場所には向かないと、しかも危ないということで、小学校の敷地内にある体育館の入ってすぐ左側の畳のある部屋を台風時の避難場所に指定されて対応をしてくれております。

消防署跡地は、先ほど市長が言われましたけれども、消防団、消防第2分団の車庫等にも利用というのは、もう要望は以前から上がってきていますので、それは想定内でありまして、中をいろいろ仕切り等をつくりますと、三つほどの部屋になるかと思われまして。しかも、駐車場が広いし、建物も耐震診断の結果は、そんな多額のお金はかからないということでありまして、一日も早い利活用についてですね、地域を上げて要望をして、熱望をしておるわけですが、再度その方向性について、いつ頃になったらということで、市長、答弁をお願いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

南部消防署跡地につきましては、文字通り、南部消防署の跡地ということでございます。この南部消防署は、現在志布志消防署としまして、志布志町の大原の方に新しく今年の4月1日から開所されたところでございます。この消防署移転の際に、私どもは移転は必要だが、地元の方々の同意は得られるのかということにつきましては、非常に心配をしたところでございます。

そして、南部消防署につきましては、大雨が降る際も雨があの地域にたまりまして、消防署としての機能が損なわれる場面もあつたり、あるいは施設自体が老朽化しているということでございますので、当然建て替えが必要ということになるわけでございますが、移転ということにつ

きましては、地元の方々の全面的な理解と御同意がなければ難しいのかなというふうに考えていたところでございます。

ということで、南部消防署の移転につきまして、地元の方々に御相談を申し上げます際に、跡地活用については、十分地元の方々の御意見を賜りながら、御要望に沿う形で整備をしたいということのお話を申し上げまして、この志布志消防署建設についての同意をいただいたところでございます。通常ならば、当然レスポンスタイムがゼロから5分から10分になるかもしれない消防署の移転ということでございますので、反対運動が起きても仕方がない状況の中であったところでございますが、そのようなことが一切ない形で移転について御同意いただいたということにつきましては、誠に深く改めて感謝申し上げますところでございます。

そのような経緯がございますので、私自身としましては、このことにつきましては、先ほども答弁いたしましたように、十分地元の方々の御意向を尊重しながら、跡地活用については、取り組みをしたいというふうに考えて、担当部門に命じているところでございます。先ほども答弁いたしましたように、当初の要望を承りました内容とは違う形で、現在様々な要望等も寄せられておりますので、このことにつきまして、もう少し地元の方々の意思の統一、意見の統一を得たいというふうに考えておられますので、この改築については、あるいは整備については、取り組みをしたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解いただければというふうに思います。

○4番（丸山 一君） 今市長からですね、前向きな答弁をいただきましたので終わりにしたいんですけども、もう一つですね、今現在、南部消防署跡地の元車庫があったところの上に、シャッターが巻き上がってありますけれども、そこはですね、ハトの巣になっておりまして、下にハトのふんがいっぱい落ちてきております。ある住民からですね、ハトの巣になって衛生上汚いと、何とかした方がいいんじゃないかということがありまして、市の方に報告はしたんですけども、いまだその処置なり、改善なりがされておられませんので、それについての対応をちょっと伺いをいたします。

○総務課長（溝口 猛君） 車庫の部分がハトの巣で、衛生的にも悪いということで御要望を賜っております。

現在、所管が普通財産で総務課の所管ということで、これにつきましては、ネットなり取り付ける方法で対応をして、今後速やかに対応してまいりたいと思います。

○4番（丸山 一君） 今課長答弁にありましたとおり、素早く対応いたします。ということでありますが、ハトの場合ですね、私の経験上言いますと、年に何回か卵を産みます。巣を作って卵があってヒナがいるとですね、どんな手段を使ってでも彼らは中に入ろうといたします。私も以前、ある倉庫を借りてまして、そこで遮へい物を置いたり、紙を詰めたり、いろいろやったわけですけども、翌日の朝いってみますと、中に入っているのがあります。今から多分ふ化はしないかとは思いますが、巣作り、ふ化等はないかとは思いますが、今から秋冬を迎えますし、今からはいいタイミングじゃないかと思っておりますので、下の掃除をされて、上の方にはですね、進入防止のネット等をぶら下げておけば問題はないかと考えておりますので、

そういうところを含めて対応をお願いをしたいと思います。

今、市長の答弁の中にもありましたけれども、政策調整会議を2回ほどやって、その中で利活用については各課で協議をしているということと言われましたけれども、大体想像するにあたりましてですね、例えば献血であったりとか、特定健診であったりとか、あと敬老会のピンピン元気塾みたいな、ああいう形の対応とかいろいろ考えてはいらっしゃると思う。それと、もう一つ考えられるのが、資源ごみの集積場所になってしまうんじゃないかということも考えております。我々通山校区公民館はですね、不名誉なこと、市内におきまして、自治会加入率が一番低うございます。非常に残念であるわけですが、これは資源ごみ集積場所が、またあそこになりますと、自治会加入率が今以上に下がるという懸念もありますので、そのことにつきましてはですね、できれば避けていただきたいという希望をしております。

それと、通山校区の、例えば条例公民館として、今の公民館長は考えておられるようですが、条例公民館といたしますと、主事を一人置かなくちゃいけない。そうなりますと、年間120万円ほどの予算措置が必要になってまいりますので、私個人といたしましてはですね、通山校区公民館の管轄として指定管理を受けまして、それを利活用という形で私は考えております。

先ほど、市長、課長答弁がありましたけれども、いま一度協議をして、少々意見の調整というのは必要だと思うんですけれども、そこをですね、もうちょっと、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

コミュニティ施設にするということにしましても、どのような目的を持った施設にするかということについて、まだ協議は整ってない。また要望が十分集約されてないという状況であるようでございます。そういった意味合いから、ぜひ地元でそのことについては、きっちりまとめていただいて、私どもと協議をしていただければと。例えば、今お話にありましたごみの集積場につきましても、担当の方では、そのものがあつた方が、より分別収集が図られるということにつながるというふうには考えているようではあります。しかし、地元自治会からすると、そのことについては、ちょっとノーよ、というようなお話でございますので、しっかりとその辺について御議論いただいた上で、方向性を示していただければというふうに思っています。また、条例公民館の制定につきましては、直接的には運営するのは教育委員会の方でございますが、私といたしましては、先ほども申しましたように、地元の皆さん方の温かい決断のもとに、この消防署移転は果たされたらと、そしてまた、それによって市全体の消防防災、そして救急業務の運営がさらに高まったということがございますので、そのことも十分今回の整備の中で、条例公民館として整備が必要なのかどうかということについては、教育委員会の方にも私の意見を述べさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

○4番（丸山 一君） 先ほども申しましたけれどもですね、資源ごみの集積場所をあそこに設定をいたしますと、我々、今通山校区内の自治会は、各班、各自治会から担当役員を出しまして、昼から対応しているところもありますし、我々みたいに夕方5時から6時半まで対応すると、そ

れで各班から二人ずつ、その月の担当を出しまして、厳しいチェックをして対応しております。そういうところで対応していますが、そこが今度はごみの集積場所になりますと、今度は自治会に入らなくても、ごみだけ出せばいいじゃないかと、今、我々自治会の中には、我々が作っているごみ置き場がありますけれども、ごみステーションがありますけれども、ごみかごは自分たちで8万円ほどお金を出してセットをしております。それのごみかご利用料として、通勤族の人たちにはですね、利用をいただいております。ただそれが、ごみの集積場所がアピアの前にあるような感じでできますと、今度は自治会にも入らん、衛生自治会にも入らん、ごみだけあそこに出せばいいじゃないかという形になってまいりますので、そのことについてはですね、今一度再考をいただきたいと思います。

それと、青少年館は古く、狭くと言いましたけれども、小学校の敷地内にありますので、しかも建物が古いというのがありますので、近い将来、これも壊すか、立て直しをするかとなるかと思うんですね。それよりは、南部消防署跡地をですね、我々通山校区公民館として利用して、なるべく早く青少年館は小学校へ戻すべきだと考えておりますので、あと自分たちでまた意見調整は致しますので、なるべく早い対応をお願いをしたいと思います。

それでは、次にいきます。

道路行政について、その中で、今現在通山小学校周辺の通学路をですね、ゾーン30と対応をしてインフラ整備をされております。ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域、ゾーンを定めて、時速30kmの速度規制を実施するとともにうんぬんとあります。市の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、本市では、有明町通山の通山小学校周辺につきまして、鹿児島県警と連携し、御質問のゾーン30の指定に向けて取り組みをしております。ゾーン30というものを御説明いたしますが、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、規制する区域、ゾーンでございますが、これらを定め、時速30kmの速度制限を実施するとともに、道路管理者によるその他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度の抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路の安全対策であります。

通山地区においては、比較的に道路幅の広い鉄道線路跡地があり、国道と並行した直線の通路になっていて、速度の速い車を多く見かけることがあります。そこで、地域の方々から御意見をお聞きし、志布志警察署との連携により、地区の自治会へゾーン30の規制をする説明会を実施したところでございます。地域住民の同意も得られましたので、通山小学校通学路を中心に、本年11月に指定をし、運用を開始するということでございます。

他の学校周辺においてということになりますが、朝夕の児童生徒が通学する時間帯と、通勤時間帯が重なってしまう区域などは必要なと感じております。

市街地にある学校で、通行車両の多い道路には、この規制は効果があるかというふうに思っておりますが、区域内に生活する住民の方々の要請が必要となると、それから区域内を通行される

多くの方々の御理解が必要と、交通安全を推進する共通の認識として計画しなければ、指定までには時間を要して、難しい地区もあり、どこでも指定は難しいのではないかなというふうに思います。私は、このゾーン30通山地区が、地元住民の協力と要請によりまして、本市第1号のモデル地区として、交通安全対策、生活道路としての整備、運用開始されるということにつきましては、嬉しく思っているところであります。このようなゾーン指定が今後も多くなることを期待しておりますが、まずは、運用開始がされますゾーン30通山地区を見ていただいて、今後多くの方々の御意見を賜ればというふうに考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

御案内のとおり、昨年度に他の府県におきまして、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込みまして、死傷者を出すという大変痛ましい事故が相次いで発生いたしました。これを受けまして、本市においては道路管理者、警察、学校、教育委員会により、各小学校の通学路37か所におきまして現場検証を行い、今後の対策を検討する通学路における緊急合同点検を実施したところでございます。それぞれの危険箇所における今後の対策といたしまして、より安全な通学路が確保されるよう、通学路の変更を検討したり、児童が登下校する際に反射材となるたすきを着用したりするなど、現段階で、すぐに対応できる方法についても意見が出されました。

また、学校やP T Aで注意喚起の看板を置いたり、あるいは児童が横断する箇所におきましては、ドライバーへの注意喚起のために横断旗を設置するなどして、学校が関係機関と連携をして取り組んでいくための方法を等についても意見が出されまして、大変参考になったところでございます。今回、通山小学校の通学路におきまして、ゾーン30の建設が決定したということをお聞きまして、教育委員会としても大変喜んでいるところでございます。

教育委員会といたしましては、引き続き児童への安全指導の徹底をはじめ、P T Aや地域住民の協力による登下校時の見守りの強化を図りますとともに、運転者自身の交通モラルの高揚や、他地域においてもこの運動が広がるよう、関係機関にお願いし、子供の安全確保への取り組みを更に充実させるよう図ってまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○4番（丸山 一君） 通山小学校の前にはですね、国道220号線が走っており、そこには両サイドに広いところもありますし、狭いところもある歩道が設置をしております。ただ、スピードが50km規制なんですよ、あそこはですね。

今市長答弁にもありましたとおり、南側にはですね、小学校の運動場の前にありますけれども、旧古江線の線路跡地がありまして、それは軌道敷きですので、約7mの敷地があります。ただ、我々としていたしましては、生活関連道路であると、しかも小学校の通学路であるという認識を昔から持っております。決して大型自動車用の道路ではないと、そういうことで、幅5mで道路整備を市になってからですね、やっております。ただ、小学校の前に排水路がありますけれども、これはシラス対策事業で行われた排水路でありまして、排水路の上部が一部100mぐらいですかね、そこが歩道となっております、それ以外の約1.5kmぐらいありますけれども、そこは歩

道が現在ありません。

ただ、今回ですね、ゾーン30の対応で白と青のラインが2本引かれました。すると西押切の方はカラー舗装がされました。そういうことで、すごく道路改良された上に、カラー舗装、2本のラインが引かれまして、すごく景観的にもいいというので、すごく私ら地元は非常に喜んでおるわけですけれども、この2色のラインはですね、どういう意味なのか、白いのが内側にありまして、青いラインが外側にあります。たぶん路側帯としての意味合いなのかなと思うんですけれども、課長答弁をお願いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

議員が御指摘になりましたラインですが、白につきましては、従来の外側線でございます。路肩をですね、示す外側線、その内側に路肩を強調するという意味でですね、歩道、歩行者が歩く所を強調するようなところで青いラインを引いているところでございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。



午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（丸山 一君） 先ほど、昼食時間にですね、御指摘がありまして、「ハトは子は産まんとや」と、私が先ほど季節的に、もうそういうことはないだろうということで申し上げたんですけれども、議長室の横のベランダにですね、ハトの子がいるということを指摘を受けましたので、行って見ましたところ、2羽おりましたので、まだしばらくはハトのふ化というのはあるのかなと、認識を新たにしたところであります。

ただ、網を掛けたりですね、私の友人なんかはCDをぶら下げております。CDをぶら下げますと、風でキラキラキラキラ光ると、それを嫌うような傾向があるようでございまして、そこも以前はいっぱいおったんですけれども、今はぜんぜん1羽もないというのはありますので、参考までに申し上げておきます。

それでは、ゾーン30について、引き続き質問をいたします。ゾーン30は、新たな生活道路対策として、平成23年9月から取り組みを開始し、28年度末で全国で300か所整備をするということでありますが、我が志布志市は、その中に入っているのか、今から申請するのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 先ほどお伝えいたしましたように、本年11月に指定、運用開始ということになってるところでございまして、県内では平成24年度に日置市、伊佐市、霧島市、曾於市、奄美市、5区域で運用されていると。そしてまた、曾於市では末吉小学校区域で指定されておりますので、本市はそれに続いて指定されるということでございます。

○4番(丸山 一君) その3,000か所というのはですね、市単位であるのか、もしくは各校区を中心としたものを一つとしてカウントするのか、そのどちらでしょうか。

○建設課長(中迫哲郎君) お答えいたします。

ちょっとそのことについてはですね、調べてないところでした。市の単位か、学校単位かですね。私なんかは今進めておるのは、通山地区をとということですね、県警の方と協議いたしまして、そこを市長の答弁のとおり、11月には市の工事も終えまして、11月には供用開始すると、指定の開始をするということに進めているところでございます。

○4番(丸山 一君) はい、了解しました。

市内ですね、確か21になるかと思うんですけども、学校周辺の整備についてお伺いをいたします。全部把握をしているわけではありませんが、大体学校周辺で30km規制になった方が地元住民、子供たちの安全向上につながると考えます。市内の21の学校を中心にした区域をですね、そういうふうに将来対応していくのかどうか、市長と教育長にお伺いをいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

今回のこのゾーン30の指定につきましては、地域の方々の全面的な協力、そしてまた、理解があつてのことになっております。今後につきましては、当然この通山地区と同じように、地域の方々の理解が必要と、そしてまた、通行される方々の理解も必要ということになりますので、そのようなことが整えられたような環境というものを醸成していきたいというふうには思うところでございます。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

私どもといたしましても、学校周辺をしていただければ、非常に有り難いわけですが、しかし、地域住民の方々や、そしてまた、担当課の予定、計画等があるでしょうから、それがあればそれを優先せざるを得ないのかなと、ただ、私どもとしては、この前安全点検もいたしまして、30数箇所危険な所も指摘いたしましたので、できればやっぱり学校の子供たちの安全対策を優先していただければ有り難いとは考えております。

○4番(丸山 一君) 先ほどの教育長の答弁の中で、30何箇所そういう箇所があるという答弁がありました。実際ですね、小学校の前、例えば通山小学校であれば、目の前は国道220号線が走ってる。例えば、森山小であれば県道が走ってますよね。あと松山中学校の前もあれは県道ですよ。

ですから、国道なり県道が、学校の周辺を走っている場合、そこについて、このゾーン30というのは適用されるのかどうか理解しておれば答弁をお願いします。

○市長(本田修一君) 先ほどもお話申しましたように、地域の方々の全面的な御協力と理解が必要ということになるわけでございます。

今回、通山小学校のゾーン指定がまもなく運用されますので、そちらを今後を考える地域については、十分見ていただきまして、そして、当該地域において理解が得られるかどうかということについては、まずそれらの地域の方々に理解していただけるような研修をしてもらうというこ

とになるかというふうに思います。

今回の通山地区のゾーン30につきましては、特に看板、あるいは道路の標識の中に、この通山校区の特色でありますカメのマークも入れるというようなことになっているようでございます。ということで、これらのものが設置されて、そして運用が始まるとなれば、十分な理解が得られて通行される方々に対しましても、説明ができる内容になっていくのではないかというふうに思います。これらの動きが、ほかの地域でも広がるような形にしていきたいと思いますというふうには考えるところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほどのゾーン30の指定でございますが、基本的には議員がおっしゃったとおりですね、平成28年度までに全国3,000か所を指定を目標としております。ということで、新たな生活道路対策としてということでございますので、道路をその区域という捉え方の3,000か所だということで御理解願えればと思います。

○4番（丸山 一君） 市長はですね、午前中の答弁の中で、ゾーン30に対する対策は、市街化区域の学校周辺というような答弁をされたと思うんですけども、私が思うにですね、先ほども森山小学校の話をしましたけれども、30年ほど前になるかと思うんですけども、小学校の前が下り坂になっておりまして、当時はやれいけどんどん高度成長の時代でありまして、大型ダンプがかなりの荷を積載をして、そのまま下がってきておったもんだから、あそこの地域の人たちがですね、スピード規制はできないのかというので、警察と協議をしたことがあります。

先ほどの答弁によりますと、市街化区域ばかりなのかなという感じが否めないんですけども、もう一度市内全域で取り組むのかどうかお伺いをいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） ゾーン30の整備する区域がどのように決定されるかということでございますが、交通量や交通事故の発生状況等をもとに、警察が道路管理者や地域の皆さんと協議、調整して決定する場合や地域の皆さんからの御要望を踏まえて、整備の必要性等を検討して決定する場合があるということでございます。

なお、ゾーン30は、幹線道路等に囲まれている生活道路が集まった市街地の区域に整備しますということで、基本的には幹線道路が周りにありまして、その中の枝線みたいな生活道路ということ想定しているところでございます。

○4番（丸山 一君） であれば、例えば末吉小学校がですね、前は国道が走ってまして、学校を挟んで、周辺道路がありますよね。ああいう感じのところに対応していくということですね、はい、これ理解をいたしました。

次に、財政措置について伺います。

通山小学校の子供たちを交えた通学路安全点検の後、確か県の地域振興局の話といたしまして、従来の予算以外で速やかに対応できるというふうに聞きました。今、市が通山小の周りでやっているインフラ整備もですね、国や県の方ではできないかお伺い申し上げます。ゾーン30の対策内容の中で、道路管理者と連携したカラー舗装、狭さく、クランク、スラローム、ランプなどの生活道路対策と、これに関する予算措置については、国・県で速やかに対応するということではな

いかと僕は理解をしておったんですけれども、それについての答弁をお願いをいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） 通山地区のゾーン30の市の受け持つ部分でございますが、標識を8か所、ゾーン30の文字を大小合わせて6か所、幅員狭さくの箇所4か所、交差点マーク2か所、路面イラストが4か所ということで市は計画しているところでございます。予算にいたしまして、約250万円ほどでございます。

それから、警察の方は、まず標識をゾーン30の標識をつくりますので、規定標識につきましては、公安警察の方が設置いたしまして、その下に市の看板を付属して一緒につける、ということ。

それから、警察のほうではゾーン30というマークをですね、路面表示とかを30kmの規定標識のマークを入れるということで一緒にタイアップして行っているところでございます。

○4番（丸山 一君） であればですね、関係する市町村でインフラ整備をして、その上で公安委員会がゾーン30の対策を講じるという認識でよろしいんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 通山地区の旧国鉄大隅線跡地につきましては、起債事業で、合併当時から整備を進めております。その事業がたまたま、そこにはあったということで、ゾーン30の事業とあわせまして、ゾーン30の地区は旧南部消防署より西側の地区がゾーン30でございますが、東側の地区につきましても、先ほど議員が指摘されました青いラインと白いラインを合わせたりですね、そういうところで東側の地区についてはゾーン30に協力と申しますかですね、市の方がタイアップしてですね、ゾーン30地区外でも安全対策をとったということで、起債事業に合わせて、今実施できたところでございます。

○4番（丸山 一君） であればですね、南部消防署の所から西側がゾーン30区域であって、東側については、その限りじゃないということですね。ただ、今2色のラインがきれいに直線が入ってまして、それと、その続きとして国道から今度は線路跡地が入ってくる一丁田地区と、有明町、志布志町の町境も、あの狭い道路にもラインが引っ張ってありまして、一見しますと、すごくこうきれいだなという認識を持っております。あれを見ますと、皆さんがそんな飛ばさないんじゃないかというのもありますし、それと、以前、砂採取業者がですね、あそこの道路を通してもらう時の条件として、10kmぐらいで走ってくれというのがありまして、大型はその会社のみ、そこを通行を地域の人たちが許可をしております、そこが今は会社はなくなりましたけれども、今回、その2色ラインができたということで、我々地元住民を挙げてですね、非常に喜んでおります。

ただ、先ほど言いましたように、地域振興局の話とすれば、今までの国交省等の予算以外で、警察庁ですから、多分総務省になるかと思うんですけれども、そちらの方で予算措置は速やかにできるんだという話をされたのを認識をしておったわけですが、それは、じゃあ違うということでもよろしいんですね。

○建設課長（中迫哲郎君） 昨年、通学路の総点検も行ったところでございます。それから、通山小学校におきましては9月に通山小学校の総点検というところでですね、指摘されたところの改善という意味も含めまして、一丁田のパチンコ屋の通りとかですね、そういうのは整備してい

ったと、改良工事に合わせて整備していったということでございます。

それから、県・国の補助ということはですね、ちょっと聞いてないところでございます。

○4番(丸山 一君) この参考資料を見ますとですね、このゾーン30に対応は霧島市、伊佐市、曾於市、日置市、奄美市がもう現に対応をしておるわけですね。かえすがえすも残念なのは、常に曾於市が志布志の先をいっているような気がするんですけども、今回もまた後塵(こうじん)を拝したなという認識をしております。ただ、今まで様々なやり取りをしまいいりましたけれども、我が志布志市もですね、素早い対応をやるということでもありますので、次の質問にいきます。

次に、防災対策についてお伺いをいたします。

23年6月議会におきまして、一般質問を防災について、九つの議題としてやりました。その中の三つについてお伺いをいたします。

まず、急傾斜避難階段の整備についてであります。現在下通山自治会裏山の県の急傾斜工事箇所内で3か所の階段が下から上までつながりました。整備をされました。そして、上の台地へ、野井倉台地へ直接行けるようになりました。それを見た様々な人たちより、通山小学校から一番近い最短の距離の所に、しかも3か所も階段ができたというので、すごくPTAの方たちを含めて喜んでおられます。それと、地域の住民の人たちがですね、下から山を見た時に、白いラインで階段がずっと、こう3か所あるわけですね、であれば、もしも津波がきたときにもあそこに上って駆け上がれば助かるんだという共通認識をいただいております。ただ、階段ができたのはいいんですけども、入り口が分かんないと、どこやろかいと、僕らは地元ですから、分かりますけれども、住宅街の中を通っていきますので、階段に行くまでの案内板、もしくはですね、階段下までの整備について市長の見解をお伺いをいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。ただいま議員お話になられました。急傾斜地における避難階段の設置につきましては、平成23年6月に御質問いただきまして、その後、平成24年度の鹿児島県による県単事業で整備をしていただいたものでございます。とりあえずは、この階段の整備ということが、事業化の目的になっておりまして、それに至る経路につきましては、現在の段階では取り組んでいないところでございます。今後、そのことについても検討を進めてまいりたいと思います。

○4番(丸山 一君) 階段がですね、完成した直後に直下の人たちからですね、自分ちの庭を通ってもいいと、そこを通過して階段に行けるように整備してくれんかと。できれば、高齢化が進んでおりますので、そのじいちゃん、ばあちゃんたちがですね、例えばコンクリート舗装なり、アスファルト舗装をしてもいいんだけど、手すりか何かを付けてくれという要望がありまして、それは課の方にその当時伝えましたので、でも対応がどうなのかなという感はあるんですけども、速やかな対応というのはどうでしょうか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

先ほど申しましたように、今回の場合は、とりあえず上部の台地まで階段を設置するというこ

とが目的となっておりまして、それに伴いまして、階段設置がされ、手すりが設けられたところでございます。

今後、今お話がありましたように、その階段に至る経路について、また階段の上部でのその後の経路についての整備についても、今後検討してまいりたいというふうに考えます。

○4番(丸山 一君) それとですね、急傾斜工事の階段につきましては、県の工事でありましたので、その階段の管轄といいますかですね、それは市の方に委託になるのか、まだなっていないのか。一時、尚志館高校のサッカー一部の連中が練習をしておったわけですが、その後やめましたので、何かこうクレームがついたのかなと思っているんですけども、それについてはですね、その階段はどうなっているのか、その後どうなのか。それで、下の方の入り口のところにフェンスがあって、鍵がしてあるという話があって、私確認に行ったんですけども、鍵は付いてないんですよ。ですから、行こうと思ったら行けるんですけども、その後の管理についてお伺いをいたします。

○建設課長(中迫哲郎君) 避難路ということでの階段の管理でございますが、あくまでもあそこの避難路につきましては、急傾斜の管理用階段を延長して、避難路として代替で造ったということございまして、本来の目的は、非常時にそこを避難すると、避難路として使用するという目的を持っておりますので、日常茶飯事に使用するということは、考えてないところで、以前あそこで何か運動、スポーツ系のクラブは運動をしているとかということがございましたので、そのことについては目的以外ということでのですね、ことで遠慮していただいたり、こちらの方で看板の設置をしたり、そういうことで考えているところでございます。

○4番(丸山 一君) あの階段はですね、私も大学のときに空手をやっております、しょっちゅうああいう階段を肩車をしてですね、上下運動をさせられた覚えがあります。東京オリンピックも7年後に開催が決まりましたので、今の子供たちを含めですね、小中高の子供たちが一生懸命練習をする場として適任じゃないかと思うんですよ。そこをですね、規制をするのはいかならんかと思うんですけども、もう一度お願いをいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。今お話がありましたように、そういう青少年、青少年に限らず、一般の方々も健康増進とか意味からして、そしてまた、日常の生活の中で使ってもいいのではないかというふうなお考えになるのは当然かというふうに思います。ただ、そういった形で使用する階段ということになりますと、また、それなりの安全基準を設けた形で設置しなければならぬんじゃないかなというふうに考えるところでございます。現段階では、先ほど課長が申しましたように、もともとが急傾斜地の管理用の階段として設置されていたものを今回の大震災に合わせて、避難用の階段として設置できるように高台まで階段を追加して設けたということでございますので、現段階では、あくまでもそういった目的でしか使用されない階段ということになるのではないかなというふうに考えます。

○4番(丸山 一君) 子供たちの話をしましたけれどもですね、あの階段ができたことによりまして、高齢者、60半ばから70ぐらいのじいちゃん、ばあちゃんたちがですね、実際上ってみた

いと言われるんですよ。上るのは、それはやぶさかじゃないけれども、上に車を回してくれという要望はしておるわけですが、とてもじゃない上るのは楽ですけども、下りに膝に負担がかかりますので、そういうことは言うてはおるんですけども、出来たのを見てですね、非常に喜ばれて、実際上ってみらんとどのぐらいかかるのか分からんというのがあります、ですから、今の論法で言いますと、それは駄目だということでもありますけれども、そういうじいちゃん、ばあちゃんたちの、けなげな要望というのに僕は答えてあげたいのよというのがありますけれども、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、せっかくできたから上ってみたいということのお考えになるのは当然かと思えます。ということで、避難のための階段の設置ということでございますので、避難訓練の中で、その時には開放して上って経験していただくということは、可能かというふうには思うところでございます。

○4番（丸山 一君） あそこ急傾斜工事はですね、下通山地区より、志布志町の方面にも相当距離があります。まだ我が市におきましては、沿岸部は人口密集地でありますし、例えば水ヶ迫の道路とか、小西の坂、志布志支所の横の坂、あと関屋線の坂、それと天神への国道などがあるわけですが、そこだけではですね、いざという場合には車とか人というのは、通行処理は不可能と考えます。先の一般質問でも申しましたけれども、新町の所にある伊勢神社の階段を含め、急傾斜の階段整備について、その後どうなったのか、全然動きがないなと考えておりますけれども、その辺につきまして、その後どうなったかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新たな避難階段の設置ということになると思いますが、現在のところ、その階段設置は予定はないということでございまして、平成25年度地域振興推進事業の防災環境向上事業というのがございまして。これによって今までの階段については、承認をいただいたということでございます。

そして、志布志地区の伊勢神社の階段と、志布志中学校南側にある時見坂に避難路、手すりの整備と、それから避難場所の看板設置ということをこの事業で行うということになっております。

新設の避難階段の設置につきましては、土地の所有者や保全事業を行っている場所などは、関係機関との協議が必要というふうになっております。また、高齢者の方々にとりまして、避難について階段を利用するというにつきましては、かなり厳しいということがございます。避難階段につきましては、慎重に整備は進めていかなければならないというふうに思います。

そしてまた、全体としまして、地元の協力が必要ということでございますので、これらの環境が整備が整った後に整備については考えていきたいというふうに思うところでございます。

○4番（丸山 一君） 10日ほど前になりますけれども、NHKの特集を観ておりましたところ、南海トラフにおきましては6mのひずみが蓄積されているということでもあります。ということは、約300年周期でそういうのが、大地震が起きているということでもありますので、サイクルでいきますと、あと何十年か、20年か30年ぐらいは大丈夫かなと、それが規則正しくくればの話ですけど

ね。ただ、6mのひずみがたまっていると、それがもしもリバウンドした場合には、間違いなく10mはくるであろうと私は、これは喫緊なタイミングでくるんじゃないかと心配、危惧をしておるわけですが、今はですね、地権者がどうのこうのという話になりますと、なかなかこれは進まないというのがあります。いつ来るか分からない津波ですので、なるべくですね、こういうのに対しては、スピーディーな対応というのが僕は求められると思うんですね。

それで、先ほど言いましたように、沿岸部には相当な人口密集地がありますので、既設の道路ばかりではですね、とてもじゃない、車とか人というのはさばけないんですよ。ですから僕は、緊急時の避難階段というのは絶対必要ですよということを何回も言っているわけですけど、もうちょっとスピードを上げて対応ということはできませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回特に、お願いをいたしまして、県の方の事業を導入できたということでございますので、今回のように県また国の事業を導入というものを前提にしまして、それと同時に地元の方々の同意も、協力も得ながらということになろうかというふうに思います。

南海トラフの大地震発生については、現在津波が7m弱、6mを超える形で志布志市に襲ってくるという想定がされているところでございます。それに基づきまして、防災の津波避難訓練というものを重ねているところでございます。まずもって逃げていただくということになるわけですが、その時には、やはり幹線道路をまず伝えて逃げていただくと、そしてまた、同時に避難の階段も利用していただくということになろうかと思っておりますので、改めてこのことにつきましてはっきりと取り組みをしてみたいというふうに考えるところでございます。

○4番（丸山 一君） 香月小学校の所にある信号ですけれども、そこからの近距離の避難道路として、水ヶ迫への道路整備と避難階段についてお伺いをいたします。香月小学校の信号のちょうど裏山の山の木が伐採を現在されておりますけれども、あれが緊急時の道路工事として伐採をされたのかどうか。私はそうじゃないかと思っておるんですけれども、どうですかね。

○建設課長（中迫哲郎君） 香月小学校の信号の裏のですね、旧ベスト電器の裏山の伐採につきましては、現在あそこの交差点に水ヶ迫線がくるということで、道路の法面部分の伐採になっております。

○4番（丸山 一君） ということは、あそこは法面工事としての今伐採が進んでいるということですね。であればですね、先ほどから言いますけれども、そこには避難階段の設置というのは想定はされておりますか、工事の中に入っておりますか。

○建設課長（中迫哲郎君） 当初法面を利用した避難階段ということも考えておったところでございますが、なかなか法面が高く勾配が8分というようなことですね、急というようなことで、逆に階段を付けたら危ないんじゃないかというようなことで、当初簡易的な、はしごみたいな階段も検討しておるんですが、それだと何人も乗れないとかですね、勾配が、階段、はしごみたいな形になりますので、ちょっと避難路にはどうかなというようなことで、今そのことについては検討しているところでございます。ただ、今の時点で法面に階段を付けていくというのは、

若干工法的に厳しいという状況でございます。

○4番(丸山 一君) 法面にですね、いわば法面と直角型に付けるのではなくて、斜めの方に階段をつけていけばですね、勾配等も十分取れるんじゃないかと、そんなに難しいことじゃないでしょうよ、できると思いますよ。しかも、下通山の階段を見ますと、約あれは2mぐらいですから、ああいう2mぐらいの幅の階段を付けることによりまして、いざという場合はですね、相当数の人たちが、上の台地まで駆け上がればいいわけですから、逃げられるのであればもうついでだからそこまでやっていただければなどと考えております。実際、東日本大震災のときにですね、あれはどこの市だったのかな、階段をじいちゃんがばあちゃんを押し上げて上から娘が手を差し伸べてしたんだけど、結果的に娘一人が助かって、じいちゃんとはあちゃんは亡くなったというような事例があったですよね。ですから、階段といえども、これはおろそかにはできないなと、しかも香月小学校の子供たちがですね、何百人もいるわけですから、しかも水ヶ迫線というのは緩い勾配で登っていきますので、もしも五、六mぐらいの津波がきた場合はですね、水ヶ迫線は上がっていくんですよ、であれば、それを避けるためにも階段というのも絶対必要だと思うんですね。ですから、直立型ではなくてですね、斜めに階段というのを設置を、もうついでですから、そんな技術的に難しいことじゃないですよ、どうですか課長。

○建設課長(中迫哲郎君) いろんなところで避難路の検討もあの路線でしたところでございます。法を切って、若干法切りの所が終わる所にちょっと今上の方から崩落があるような筋がございますので、そこについてはですね、地権者の方にも相談をいたしまして仮にここに避難路を入れたらどうかというようなことでの相談はして、了解はもらっているところでございます。工事が入りましたらですね、その辺のところを詳細に上の方まで調査いたしましてですね、何かできないかなということの検討は現在行っているところでございます。

そういうことですね、いろんなところで検討をしてみますので御理解願いたいと思います。

○4番(丸山 一君) それでは、次に、津波対策用の標高表示板の増設について、考えられないかとお伺いをいたします。

現在市内沿岸部に130か所ほど設置されておるとは思うんですが、増設の要望等はなかったかお伺いをいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。一昨年3月11日に発生しました東日本大震災では、津波により甚大な被害が発生したことを受けまして、本市においても防災意識の啓発のため、平成23年度に60か所、平成24年度に70か所の計130か所、市内の主要な交差点や生活道路に九電やN T Tの電柱を活用し、標高表示板を設置したところであります。

また、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所により、平成24年12月に国道220号線の串間市境から大崎町境まで市の標高表示板が設置されていない20か所に表示板を設置していただいたところでございます。現在市内の150か所に標高表示板が設置されているところでありまして、御質問の増設は考えられないか、また要望はないかということでございますが、防災上必要と認

められるところにつきましては、今後も設置する方向でいきたいというふうに考えているところでございます。

○4番（丸山 一君） この表示板はですね、沿岸部各市町村と合わせまして設置をされたということですが、今一度ですね、色合い的に色彩的にアピールに欠けるなという認識を持っております。なぜかといいますと、先ほど市長が答弁されました九電柱等にはですね、不動産等のアピールするのが相当数巻き付けてありまして、電柱を1個1個ずっとチェックをしていく中でですね、これが表示板だというのがですね、なかなか見つけられないというのがありまして、俺は間違ったかなと思ってもう一度往復したことがあります。そしたら、一丁田地区からですね、西押切の旧線路跡地にはですね、1か所しか付いてないんですよ。しかも、一丁田地区は上之浜の集落の下の方ですから、ちょっと住宅街で少し離れて、あんまり人が通らないような所に1か所だけあって、市長が先ほど言いました生活関連道路として認識しているのであれば、その線路跡地にもですね、約1.5kmあるわけですから、そこにも、もうちょっと付けてもらったらいいんじゃないかと実際思いました。付けられなかった理由をいろいろ考えますと、国道220号線と並行して走ってますので、220号線の方に設置したから、もう下の方はいだろうと、ところが国道に付けてある場合は車を止めてしみじみと確認をするということはなかなか難しいので、できれば線路跡地のような交通量の少ない所に付けられれば、地域の人たちもああここは何mなんだなということとは認識するんじゃないかと。

それから、ほかにまた市内の方、例えば香月小、志布志小の区域の辺りでですね、そういうもうちょっと付けてほしいというのはなかったですか、併せて答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、市の方は、隣接市町村と合わせてつくったと、そしてまた、国は国で別途表示板をつくっているようでございます。色合いにつきましては、御指摘のとおり、少しほかの看板からすると地味かなというふうには思うところでございますが、この海拔というものは表した意味からすると、このような色合いになってしまったのかなというふうには思ったところでございます。

そしてまた、御指摘の路線につきましては、実際、表示板が立てられてないようでございます。この地域の方々におかれましては、たぶん自分が住まわれているところについては、おおよそ何メートルということにつきましては、例えば、国道に設置されている標高板等で十分御認識かというふうには思うところでございますが、たまたま来られた方々に対しましては、そのことが明示されないということにはなるのではないかなというふうに思います。

ということで、また、先ほども答弁いたしましたように、今後も更に増設するという方向に考えておりますので、設置する場所について、また改めて地域の方々の御要望等も承りながら進めてまいりたいというふうに思うところであります。

○4番（丸山 一君） 先ほどですね、色合い的に、色彩的にアピール度にちょっと欠けるなというのはですね、不動産のPRをするのと、大体同じような色合いになっていまして、ですから、

波がかえるような絵はいいんですけども、そこに鮮やかな赤色等も入れればアピールできるんじゃないかと、不動産の看板と同じようなやつがずっと並んでいるものだから、どれがそうなのかというのは分からない。国道等を通れば、ああここにあるなって僕らも認識してますから分かるんですけども、国道を走りながらですよ、車を止めることはできないんですよ。ですから、先ほど言いましたように生活関連道路としての線路跡地にも絶対必要だと。

市長答弁にありましたとおり、地元の我々はですね、あそこ辺りは大体3mというのは、もうみんな知ってるんですよ。ただ、他から来た人たちが、たぶん認識されるためにもですね、それは必要だろうと考えますので、増設するという、検討するということでありますので、いくつか付けていただきたいと思います。

それでは、次にいきます。

通山小学校などの高台移転についてお伺いをいたします。

南部消防署が志布志に移ったことによりまして、1年ほど前になりますが、志布志警察署も移っとやげなと、小学校も移っとやげなという話がえらい飛び交っておりましたけれども、今現在そういう話ではですね、特に警察署の話はほとんど聞かれなくなったわけですけども、私の地域でですね、通山小学校はいつ移っとなというのはよく言われるわけですね。いやまだやどと、まだそういう話にはなっていないよと言うんですけども、やっぱり津波は怖い、子供たちが犠牲になっちゃいけないという認識が強いせいかなですね、いつ移っとなという話がよく聞かれます。前の質問のときにも申し上げましたけれども、用地とか費用とかいうことを考えればですね、なかなか難しい面があるから、今からでもいいから構想だけでも描いてったらどうですかということの質問に対しまして、地域の方々の考えを十分斟酌し、うんぬんと考えると答弁をしております。

また、教育長は、在り方検討委員会に手配してみたいと思っておりますと答弁をしておりますが、その後2年3か月になりますけれども、どのように変わったのか、どのような協議をされたのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

通山小学校など、高台移転についてでございますが、本市の海岸部に位置します通山小学校、志布志小学校、香月小学校の3校、これはいずれも標高3m、海岸からの距離は600mから800mという位置に位置しております、この3校を津波が襲来から守るために高台に移転することになりますと、通学手段の確保や、通学区域の見直し、地域住民、保護者の理解を得ることが必要となります。さらに新しい学校の用地の確保、建設費等、莫大な費用が必要になるということで、様々な課題がございますので、現在のところ、直ちに移転することは困難ではないかと考えております。

今後、想定されます東海、南海、東南海の三つのトラフの連動によります地震が発生した場合、最大7mの津波が襲来すると予想されておりますので、学校の設置者としましては、現時点で取り得る手段としましては、まず地震によって学校施設が倒壊しないように、耐震化施設づくりに努めると、そしてまた、併せて老朽化した校舎等の改築工事に着手すると、それと同時に児童・

教職員が被害に遭わないよう避難訓練、そして家庭における防災教育を徹底するということを教育委員会に支持しているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 学校再編と高台移転をリンクして考えたらどうかという御意見でしたが、現在私どもが進めておりますのは、中学校の統廃合第1期の第1次実施計画を御案内のとおり、志布志中学校に出水中学校と田之浦中学校を編入しようという計画を26年度に具体的に発足したいと、こういうふうを考えているところでございまして、その後、今後どうなるかということにつきましても、有明地区のやはり中学校を優先するというのが先だろうという御意見でございましたので、これはなぜかといいますと、これは教科担任の関係やら部活の関係、いろいろありますので、そういう方向で今進めているところでございますが、とりあえずは現在の志布志地区の中学校の統廃合の結果を見て、第2次、第3次の計画を進めていくということになるかと考えております。

なお、通山小学校の件でございしますが、御案内のとおり、あそこに志布志小学校、香月小学校と全部で3校ございますので、しかもその3校が当分は統廃合を必要とする学校ではないわけでもございまして、それが非常に小規模であったりすればですね、どこかに統合、編入という形でできるひとつの手もあろうかと思いますが、いずれも本地区におきましては、規模の大きい学校でございまして、これは移転ということは難しいだろうと、そしてまた、統廃合をするにしても、これも難しいだろうということを考えておまして、移転との、それから統廃合とのリンクという考え方は今のところはございません。ですから、我々としてはまず中学校と、そして、小学校のごく小規模校ということになっていくのかなと、もし小学校をやるとすればですね。今のところ小学校を統廃合する計画はございませんので、統廃合するとすれば、そういうことになるだろうと思っておりますが、統廃合でということはちょっと難しいようでございます。

以上でございます。

○4番（丸山 一君） 2年前の質問もその中でですね、やはり私もすぐ移転というのは難しい、費用の面もありますし、いろんな対策も講じなくちゃいけないということが重々分かっておりますので、とりあえず構想だけでも描いっとたらどうかということを申し上げ、その当時は申し上げました。

今お二人の答弁を聞きますとですね、まだまだ検討の段階でもないような、まず中学校を優先するんだと、しかも三つの小学校は生徒数が多いからまだ先の話であるということなんですけれども、先ほど言いましたとおりですね、6mのひずみが地下にたまっておるんであれば、しかも南海トラフのひずみが破裂する場合はですね、日向灘沖なんですよね、テレビ等で見ますと、日向灘といいますと、えらい近いんですよ、もう。ですから、市長答弁にもありましたとおり、一応志布志湾は予測は7mぐらいがくるということなんですけれども、これも近々起きるんじゃないかと私は危惧しておるわけですね。であれば、市長答弁にもありましたとおり、耐震化をして、なおかつですね、私思うのにそれに関して子供たちがすぐ先生たちを含めて、地域住民が即逃げるようにですね、まずインフラ整備をするべきであろうと、それで、小学校はその後どうするか

という形になるわけですね。ですから、先ほどから何回も言いますけれども、まず、どういうふうにしたらいかというのを構想を今から描いて、しかも教育長は、在り方検討委員会にふってみたいということがありましたけれども、それについては、在り方検討委員会に教育長は題材として提供されたんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

その後、具体的に在り方検討委員会で小学校をどうしましょうかという話は、最初の頃は小学校については、話が出ましたけれども、その後、地震と関連して、この大震災と関連してですね、これをどうしましょうかという話はしておりません。

ですから、今のところは、私どもといたしましては、とにかく中学校の26年度をやって、それから、また第2次、第3次の統廃合を考えるときに、さあ今度は通山小学校、あるいは香月、志布志小学校の津波対策と絡めての統廃合ということは考えられないかということは、その後で考えていくことになろうかと考えております。

○4番（丸山 一君） 我々通山小学校区におきましてはですね、よくこういう話が、移転の話が出るんですけども、例えば香月小とか志布志小の区域においては、こういう話は全然出ないんですよ、聞こえてこないですかね。

○教育長（坪田勝秀君） 具体的に志布志小学校、有明小学校で津波対策の一環として高台移転ということを考えてみたらということは、教育委員会には聞こえてきておりません。

○4番（丸山 一君） その香月小、志布志小に関しては、具体的な要望はないということでありましてですね、皆さんやっぱり気をつけていただきたいのは、何回も繰り返しになりますけれども、いつ津波がくるか分からないと、しかも5年後か10年後かも分からないと、今専門家会議におきましてですね、様々な協議をしておりますけれども、もしも来た場合はもうアウトだろうというのは認識があります。

我々海岸部に住んでおる人間にとりましてはですね、まず私はみんなに言うんですけども、近くに坂があるんだから、坂を駆け上がれと。特にですね、通山小学校の4年生を中心に、4年生をもう2年ほどやっておりますけれども、タウンウォッチングというのがありまして、学校長からぜひ通山地区を案内して、説明してくれと言われてまして、私も2年ほどやっておりますけれども、4年生を中心にして約1時間半ぐらいのコースでずっと地域を案内いたしまして、ここにこういう坂があるんだぞと、ここは何メートルだと、ここで防火水槽があると、これはどういう意味なのかということで、タウンウォッチングをしております。子供たちは素直でありますから、発表会等にはですね、すごくいい出来の発表会をいたします。その中には、鹿児島県の気象台の職員も3人ほど来られまして、発表会を見ておりまして、すごく褒められておりました。ただ、子供たちは素直でいいんですけども、大人たちがいけません。どうも、このじいさんばあさんたちは、いざとなったらひん逃ぐつとやがというような意識でですね、津波避難訓練のときも、ほんと家ん中におられるじいちゃんばあちゃんたちがいっぱいおられまして、あんたたちは逃げなかったんだから、もう死んだことに考えとくというような僕が冗談で言った、そのぐらいの認識

なんですよね。

ですから、何回も言いますけれども、我々が一生懸命声高に我々議員もそうですし、市役所の市長を中心に執行部の人たちもですね、何回も取り組んでおられるかと思うんですけども、なかなかそれが地域に浸透していかないというのでですね、もう本当少々やきもきしているところがありますけれども、今以上にですね、啓蒙活動に励んでいただいて、いざという場合には、てんでこじゃないですけども、逃げるんだということをですね、市長自らPRに励んでいただきたいと思います。どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） 今、先ほど私は、「有明小学校」と言ったんじゃないかと思いますが、志布志小学校と香月小学校と通山小学校でございます。

今、地域の方々ですね、意識がなかなか啓発できないということでございましたが、学校長の方もそういう意見を申しておりました。大変PTA総会等で話をするんだけど、今子供たちはよく聴くがということは、学校長も言っておりましたので、なんとかこれを公民館活動の一環としてでも、あるいはまた、今、丸山議員も地元でタウンウォッチングですか、そういうのをしていただいておりますので、まことにむなしい話ではありますが、今できることは避難訓練を徹底し、そして周知徹底、地震の怖さを周知徹底させるということしか、本当にむなしいんですが、対策ができないというのが、教育委員会からの意見でございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

津波避難訓練を重ねてきておりますが、昨年におきましては、直接的に参加していただいた方が1,800人と、対象が8,000人ということでございますが、まだまだ少ない形の対象者ということでございます。今後も参加率を高める工夫をいたしまして、実際に避難すべき時には速やかに避難できるような形の環境を整えてまいりたいというふうに思うところでございます。

先程来話がありますように、小学校等の移転ということにつきましては、かなり年次的に、長期的に取り組むべき課題かというふうには思うところでございます。公共施設としましては、先ほど少し参考に事例として出されましたように、例えば一番の防災の拠点でございます災害時の拠点でございます警察署というものについては、どういう形に今後位置付けするのかということの議論もまだできてない状況でございます。

そしてまた、一番避難する際に、対象となられる要援護者についても、まだまだ今からこの方々の対応について取り組みをどのような形にするかということの具体的な協議は始まってないところでございます。そのような段階でございますので、先程来話をしますように、小学校の皆さん方においては、まず避難してもらうということが前提になるということでございますので、教育委員会の方にはそのような訓練を重ねていただくよう、お願いをしているという状況でございます。

[丸山一君「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（上村 環君） 丸山議員より発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○4番（丸山 一君） 先ほどの一般質問の中で、「啓蒙」という言葉を使いましたけれども、今は「啓蒙」という言葉は使わないんだと、「周知」ということでありますので、時代の差は考えますけれども、「啓蒙」という言葉を削除いたしまして、「周知」というふうに訂正方をお願いいたします。

それともう一つ、「尚志館の連中」と言ったようですけれども、「尚志館サッカー部」でありますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

○議長（上村 環君） ただいま、丸山議員から発言を訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっていきます。

ただいまの丸山議員からの発言の訂正はこれを許可します。

○議長（上村 環君） 次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○1番（平野栄作君） こんにちは、眠い時間は過ぎたのかなと思います。

本日が最後になりましたので、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

本日は、3点ほどですね、質問を上げております。我々も議員となって、私なんか初めてだったんですが、あっという間に4年間が経ったなと、なんか1年が経過するのが非常に早いなと、まあ年のせいかなというのと思いますが、そういう思いを込めてですね、ちょっとこの質問に移らせていただきます。

まず第1点目なんですけれども、今進めていらっしゃる人・農地プランなんです。昨日来ですね、定住促進とか、家が建てられないというような問題もあるんですが、この人・農地プランについては、極端に言えば、農地をどうやって活用していくかということがメインなんです。この裏には、そういうやはり居住区、そこで耕作をする人たちの居住区という問題もこの中には入っているんじゃないのかなと、そういうことを含めた形で地域の住民、耕作をされる方々が話をしていく、そして、未来に向けた、我が地域を築いていく、そういうことですね、いろいろ資料を見てみると、そう具体的に書いてあるものはないんですが、結局は育成者を育てていこうとか、中核農家を育てていこうとかいうことが出てまいりますので、そういう意味合いまでをば含んだ形で、私は今回質問をいたしますので、よろしくお願ひします。

今、全国的に、農業従事者が高齢化をしてきていると、70歳以上と40歳で格段の差というんで

すか。今は就農者が70歳以上で70%を超えると、40歳は5%台であるというようなのがネット上では出ているようでした。非常に危惧するような数字です。今後、本当どうなっていくんだろうと。

それと、先ほど言いましたが1年が経つのが本当早いんです。これはもう皆さんほとんどだと思っております。また、このことについては、今現在、農業に従事していらっしゃる方々、そういう方々も同じ捉え方だと思っております。そしてまた、その方々がだんだん高齢になっていく。

そして、地元を見てみますと、確かに子供さん方は自宅の隣に家を建てていらっしゃる場所もあります。ただし、ほとんどが会社員であったり、自分で事業をなさって別個の事業をなさっていたりして、結局は土地は持っているけれども、農家ではないと。将来するにしても、兼業的な農家なのかなと。そうした時に、本当この先の土地の活用ということ、本当我々は真剣に考えていかないといけないのかなと。

そして、今私なんか議会選出の農業委員ということで、いろいろ農業委員会と、そしてまた、地域の農地の現状、耕作放棄地の問題、そういうことについても、いろいろと触れさせてもらっておりますが、今のところ当地区においては、さほど大きな耕作放棄地等はないんですが、結局は利便性の悪い所、そういう所に行くと、もう一帯がそういう該当地になっていくということになっております。

今後、国はそういうことに向けて、中間管理機構等を設けて整備を進めていって、農地復元化するのか、そこ辺りはまだちょっと目に見えませんが、本当我々は今ですね、将来に向けて、この地域をどうやっていくのかということ、真剣に考えていかなければならない。その中で、市としても人・農地プランには取り組んで、今農政課が中心になって取り組んでいらっしゃると思いますが、今のその取り組みの状況をまずお伺いしたいのと。それと、この人・農地プランによってですね、結局はその農地を耕す人と呼ばないかということですので、そこには、やはり定住促進という課題も入ってきております。そういう意味合いの中で話し合いの中でですね、やはり中核農家を育てるとということ、そして、そこで雇用を膨らませていくと、そうすることによって居住する人がいないといけない。そういう問題まで果たして話し合われているのかどうか。そこがちょっと気になっているところですので、まずその点をですね、お伺いをさせていただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

人・農地プランについてでございますが、人・農地プランは、人の問題である高齢化や後継者不足というものと、農地の問題である耕作放棄地について地域の話し合い活動により解決しているとう平成24年度から始まったものでございます。

現在、本市では5地区においてプランを策定しております。地域としては旧町単位ごとに、松山、志布志、有明の3地区と土地改良事業を実施した有明の野井倉下段地区、土地改良事業計画している志布志の上門地区でございます。

特に、野井倉下段地区におきましては、話し合い活動を積極的に行っておりまして、モデル的

な地区として推進しているところであります。現段階では、6月から7月にかけて、耕作者や農地の所有者の方々にアンケートを実施し、土地を貸したい人などの把握を行ったところであります。今後、そのアンケート結果を基に、将来に向けた農地の集積化などを話し合っていく予定となっております。

全市的には、今後このモデル地区でのノウハウを生かしまして、話し合い活動のできる地域を市内各地へ広げてまいりたいと。

また、普及啓発につきましては、これまで小学校区を単位としました説明会や、水田転作の説明会、認定農業者の総会、技連会の農作物部会などで説明会を実施しております。

そして、さらに昨年の4月には、ホームページ及び市報への掲載、6月にはBTVケーブルテレビでの放送を行っておりまして、今後もこの事業についての推進、そしてまた啓発というものを図ってまいりたいというふうに考えるところでございます。

○1番（平野栄作君） 普及啓発、並びに今モデル地区を選定して、それに取り組んでいると、その結果を基にして、また全市に広げていく、というようなこと、あと、普及啓発の方法、そういうものについて回答があったところですが。まだですね、高齢者の方々に本当に声が届いているのか、本来ならば私はそこだと思えます。認定農業者の方々も確かにいらっしゃいますけれども、土地を持っている方々というのは、ほとんど今高齢、うちもそうですが、おやじの名義なんです。ですから、そういう方々が本当にこの先どうしていったほうがいいのかと、集落でいった場合、集落営農を進めて、そこに自分たちの集落の子供たちをまたUターンさせるとか、Iターン者を引き受けるとか、そういうことをですね、今高齢者の方々が本当考えていただければ道はまた開けるんじゃないのかなというふうに、私個人では考えているところなんです。

25年度にまた新規事業として、適切な人・農地プランの作成、実行に向け、市町村段階での地域農業支援組織の連携、また分担による推進体制の強化が盛り込まれておりますが、本市では、そこら辺りについてですね、どのような形で取り組んでいるのか。

今後、先ほど説明はありましたが、そういうものを基にして、今後どのような形でこの全市に対して、その啓発を広げていくのか。そこをまたお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど申しましたように、現在先行して進められております下段地区での話し合い活動というものがモデル的な取り組みということでございますので、この進み具合、そして今後の展開の仕方について、市内の各地域について御紹介申し上げて、このような形で全市的に進めたいということのお話をしていきたいというふうに思います。

そしてまた、認定農業者の総会や新規就農者励ましの会、それから高齢者のサロンというのが各地で設けられておりますので、そのサロンで、そしてまた、県立農業高校の研修等での説明をしていきたいと。そしてまた、認定農業者の再認定農家へ散らしを送付いたしまして、また6月にはホームページの更新もいたしました。そしてまた、10月には、市報への掲載も予定しているところでございまして、いろいろな機会を捉えて、このことについては、普及啓発を高めていき

たいというふうに思うところでございます。

○1番(平野栄作君) 大体大枠は分かるんですけども、この地域農業支援組織、まあ言えば、認定農業者の会とか、JAさんとかいろいろあると思うんですが、そこら辺りの連携、そしてまた、その中での役割分担、そういうものというのはどのように行われているんでしょうか。

○農政課長(今井善文君) お答えいたします。

認定農業者の組織につきましては、当制度の皆さん御理解いただくということは、当然その地域での農業を担っていく方たちでございますので、まず制度を知っていただくと。その制度を知っていただいた上で、地域での話し合い活動というのを先導していただきたいというふうに考えて、そういう認定農業者の会等におきましても、当制度の説明等を行っているところでございます。ただ、先ほど下段地区、上門地区と申しましたが、ここについては水田地帯でございます。水利用の関係もでございますので、ある程度のそういう農地的なまとまりの中で話し合いがやりやすいということもございます。ただ、当市におきましては、畑作という地域が、非常に面積もございまして、なかなか農地のまとまりという部分について非常になかなか話し合いを進められていないという現状でございます。ただ、やっぱり、こういう制度がありますので、下段地区、上門地区、ここら辺りのやっぱりきちっとした推進が図られるとすれば、そのものが他地区への波及効果ということになるかと思っておりますので、今のところは、そのところを中心に力を注いでいるというところでございます。

以上です。

○1番(平野栄作君) よく分かるんですけども、ただ、今の説明だと、モデル地区があって、そこを基にしながら、そこが一つ出来上がった後にほかのところにも波及していくような捉え方になってしまっているけど、それでいいんですかね。その中に、水利用のところ、畑作の利用、その地域によって作物もバラバラですよ。

今、お茶なんか新植とか盛んですけども、そういうのが、もう今は入り混じって手段がでないような状況も発生しているところもあると。ですから、そこを今からどうしようということ、もうできないと思っておりますけれども、今後、利活用しやすい形の枠組みをどんどんつくっていかないといけないと思うんですよ。そういう中において、やはりこの組織というもの、やはり一つじゃなくて、いくつかの組織を絡み合わせることによって、周知徹底も図られていくと思うんですけども、その点については、いかがなんでしょうか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

このことにつきましては、住民の話し合いの場というものが、現在つくることが難しいということでございますので、国の方でも、このことができるために法制化、人・農地プランの法制化を改めて検討しているということになっているようでございます。

具体的には、市町村に対しまして、農家の話し合いの場を設けて協議結果を整理して公表するように促していくと、そして、農家の方には地域の担い手の確保、担い手の農地の集積、農地中間管理機構の活用、地域農業の将来像の検討などについて、話し合いをしてもらって、高齢化などに対応して

定期的に話し合いの場を設けていくということの取り組みを今後、農水省の方で具体的な事業として提示されるということになるかというふうに思いますので、このことでもって、本市でも取り組みを開始したいというふうに思っております。

○1番（平野栄作君） 各地区によってですね、取り組みがまた違うんですよね、農業新聞なんかをみましても、今もほとんど一面で取り上げている部分ですよね。耕作放棄地の問題、人・農地プランの問題、こういうのがどんどん取り上げてあります。その中で、農業委員会が全員この事業に参画をしているところもありますし、JAとかほかの共済組合とか、そういうところと連携を取りながら実施しているところもあると。やはり単体でやるよりは、モデル地区をやりながら、その後というの分かるんですけども、ある程度このプランというものが本当何なのかという最小限のものでも地域にはですね、先に浸透させていただきたいと。それには、ほんならどういう方法があるのか、そういうものをですね、市としてはやはり考えていかなければいけないのかなと、私はそう考えてるんですよ。ですから、それを浸透させることによって、なら我々のところにはどういふのがあろうかと、集落の語り合いというんですか、そういう年に1回ないし2回ですね、今後は道路清掃の打ち上げとかありますので、そういう場でそういう情報があればですよ、どうなっていくんだろうか。うちはほんならどういふ形で取り組めるだろうか、そういうことをですね、事前に少しでも進められるような気がするんですよ。それが100%できるかどうかは分かりませんが、そういう意味合いの中で、やはり連携をとりながら、これはもう10年後は遅いと思いますね。ここ本当二、三年のうちに気付きを与えておかないと、ひょっとしたらもう突拍子もつかないことになっていくと思うんですよ。うちの集落でも、もう続けて3人の方が亡くなっていらっしゃいます。たまたまそこは後継者がいるから、土地の流動とか、そういうのはないのかもしれませんが、そういう形で今は本当、次、今度は耕作をするときに、3人、4人の印鑑を必要になる時代がもうそこに見えてるんですよ、実際。だから、そういう中で、やはりこの問題はですね、少しでも早く取り組んでいって、そして、その地域の活性化と、あわせてその地域に住めるぐらいの規模の農業展開を後押しをしていく、そういうことをですね、市としてはやる。そして、実際やるのはそこに住んでる地域の方々ですから、それを市としてはサポートをしていく。その前に、市としてはそういう情報をどんどん与えていくことが必要になってくるんじゃないのかなと思うもんですから、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、国の方では、今お話がありましたように、10年間のうちにこの全農地の8割を担い手の方に集積するというようなプランで進めるというふうにしておるようでございます。特に、アベノミクスによる成長戦略の中で、農業における分野の成長戦略の中で、このことについては位置付けているということで、今後この人農地プランを推進するために、中間管理機構を設置しながら、この事業を推進するというふうにしていただいております。

はじめに議員のお話がありましたように、本市における農業の現在の担い手は、平均年齢が70歳近いんだというようなお話でございました。ということになれば、10年は待てないというこ

とは当然でございますので、このことをいち早く私どもとしまして、国の事業の取り組みをしながら、そして、この農地というものはやはり、ある特定の方に集積しなければならないということは、もうどなたも考えておられますので、現在の、この人・農地プランの制度の中では、今後農業を担っていかれる方に対して、かなりの措置がとられているということでございますので、集積をされる、提供していただく方に対してもそれなりのことが措置されるというような内容が今後必要かなというふうには、改めて思うところでございます。

そして、同時に、その担っていただいた方が、確実にその地域に存在して、地域の担い手としてなっただくというような形が望ましいかと思っておりますので、そのことについても十分これは話し合いの中で解決できる内容になっていくのではないかなというふうに思っておりますので、そのような方向性を目指す人・農地プランの在り方というのを本市ではとってまいりたいというふうに考えるところであります。

○1番(平野栄作君) 農業経営の規模がだんだん変化してきているということで、平成22年度、5ha以上の農地面積をですね、家族経営全体で、5ha以上ですね、経営しているのが、農地別で45%を占めていると、5ha以上一人で耕作するそういう人はもう45%になっているというようなことです。まだ、これが高いのか低いのかということはよく分かりませんが、やはりそういう形である程度の規模にならないと、もう太刀打ちができない時代にきているのかなと、TPPの問題等でまたこの先ちょっと不透明な部分もありますが、現状においては、小さい畑をあちこちに何枚も持って耕作するよりは、ある程度一つの所にまとめて、経費コストを抑えると、そしてその中で、なるべく、そういう地元の方々を雇用して、雇用の場まで創出する。そういうものができることが非常に望ましいんじゃないのかなと思っております。

それとですね、8月30日付けの南日本新聞によりますと、御覧になってると思うんですけども、県内では6月末現在で43の市町村において、430地区でプランを作成しているというふうなことが出ておりました。大体1市町村が10地区ぐらいずつをモデル的にやっているということで、うちが5ですので、これは多いのか少ないのかちょっと分かりませんが、そのうちの351地域でプランが策定されていると、ただし、そのほとんどが補助を当てたとりあえずプランであるというのが報道されております。

今非常に厳しい状況ですので、そういう政策支援金を目指して、要はまあとりあえず書類上はつくろうというのがうかがえるんですけども、当市においてはですね、このことはどのように考えていらっしゃいますか。

○農政課長(今井善文君) 今議員おっしゃいましたように、人・農地プランというものを作成しなければ、それに付随する事業というのがございます。

ということで、志布志でいえば、旧町単位のプランに三つと、それから事業が進捗している2か所ということで、5か所でプランを現在作成いたしております。それに付随する事業というのが、新たに新規就農される方の支援措置とか、あるいは制度資金の利子補給とかですね、そういう部分がございまして、とりあえずは全体を網羅したプラン、あるいは校区内のプランとか、

県内でも言えばですね。そういう形で作成しているのが実態でございます。ただ、当市におきまして、実質的に動いている部分が2か所はございますので、その話し合い活動ですね、実質的な話し合い活動、やっぱりそういうところをちゃんとしたプランの効力が派生できるようにですね、農地の中心となる経営体の農地の集積、それと経営効率のための団地化とか、そういう項目もございまして、今そういう部分に取り組みをいたしている状況でございます。

○1番（平野栄作君） 逆を言えばですよ、これを作らないと、そういう補助金がもらえないとか、ということはほかのところは、まだ何年も先ですよちゅうことですよ、極端に言えば、そういうことになりますよね。

でも、これ自体ですよ、作ろうという人たちが集まれば作れるんですよ、極端に言えばですよ。だったら、そういう人たちを発掘していくという方法も一つはありじゃないのかなと思うんですよ。でないと、どんどん置いていかれますよ、こういう補助金というのは、そのうちたぶんなくなると思いますけど。

だったらですよ、ある程度、そら大変ですよ、自分でつくれと言われてもそれは大変なことだろうと思いますよ。ただ、それがそのままいいのか、それが平等なのかということですよ。

さつま町なんかでは、これは07年6月に行政やJAなどで設立した町担い手育成総合支援協議会が先頭に立ってと、そういう取り組みをしてると。ですから、私さっきから言ってるように情報として知っちゃって何ごてせんかったやと言われてたら、あんだけ説明したがなというのは分かりますよ。そんなときせんかったのだから。だけど、何もそういうものもなく、書類で出してありますがねち、目は通さなかつたですかと言われても、いつも出てくるように紙切れはなかなか目を通してもらえないのが実情です。インターネットも見ますけれども、なかなか高齢者はそこまでやるかということ、それだったらやはり周知だけはですよ、お互いにして、こういうメリットもあるんですよと、ただし、こういうことをしないといけないですよと。そうすることによって、こういう政策的援助もありますよということだけはですね、今で私は全地域にお示しをしてもらいたい。

そうすることによって、その言えば担い手になりうる方々が中心となって、このプランに乗っかってくる可能性も出てくると思うんですよ。これは1%でもそういう可能性を見つけていくことが今後の市の活性化にもつながっていくんじゃないかなと思うんですよ。ですから、そこをですね、取り組むのか、取り組まないのか。組織的に取り組んでいけば、また、広報の周知も違うんでしょうけれども、できるところからということであれば、いろんな市長が移動市長室なんかでもやってらっしゃるけれども、あれは要望を吸い上げるだけですから、そういうことも今こういうことがあるんですよという説明でもあればですね、また違う展開も今後は出ていくかもしれませんし、そういうことを今後はやっていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、その点については、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国にしても、県にしても、市にしても、様々な事業があつて、そのことについては、いろんな

手段で該当者の方々にお知らせするということになるわけですが、なかなか思惑どおりにそのことが進まないというような状況があるようでございます。

しかし、この人・農地プランにつきましては、先ほども言いましたように、それこそ先ほどT P Pのことを少しおっしゃいましたが、このことが進まなければいいんですが、仮に進むということになれば、農業にとっては大ピンチでございます。ということで、本市の基幹産業である農地をいかに耕作放棄地にしないかということは、最大課題というふうに考えますので、先ほども申しましたように、今モデル地区で話し合いが進んでおりますので、これらを十分に参考にさせていただきながら、次年度から積極的にこのような取り組みにつきましては、あらゆる機会を捉えてお話を申し上げていきたいというふうに思うところでございます。

○1番（平野栄作君） 本当、我々も農業の地域です。そこで育てて今まできているわけですので、そして、今の状況を見て、それでお世話になった方々、地域の方々がたくさんいらっしゃいます。どんどん歳をとっていかれます。本当どうなっていくんだろうと、その家の家庭のことも分かります。この後、こんだけ一生懸命やってこられた土地がどうなっていくんだろう。できればこの地域で、この地域にいる人たちで、ずっと引き続き荒らさずに管理ができればいいのかなというふうに本当考えるんですよ。そのためにも、やはり担い手になるところは経費的な投資も大きくなる。そういうことを考えると、そういう政策支援的なものもいただけるこういう事業をですね、真っ先に取ってきたいというのが、我々地域にいる者としては感じるんです。ただ、難しい部分はたくさんあると思います。そこはですね、人との話し合いの中で解決をしていかないといけない。そういうことですので、そういう情報等をですね、なるべく多く発信してもらって方向性としていい方向にですね、向くような形で取り組んでいただければ有り難いなと思っております。

確かにモデル地区を進めることもいいことでしょうけれども、それと並行しながらほかの地域にもこういう事業のメリット、そういうところを伝えていってほしいなと思っております。

次に、2番目の質問に移ります。

S N Sの活用と課題についてということで、もうこれは近年ですね、非常に報道されておまして、もう皆様方も十分御承知のことだと思っております。非常に便利になってきました。特に、この携帯電話ですね、無料でソフトをダウンロードすれば入ってる情報でやり取りができていく、本当びっくりしました。L I N Eも私もよく分かりませんでした。進められて使ってますけれども、本当便利です。ただ、それを行き過ぎた使い方、そして、熟知してきて、その裏から便利なものを壊していくというのはおかしいことでしょうけれども、あまりにもその機能の裏側を知って、今度はそういうことですね、悪い方向に持っていく、そういう人たちも、今は出てきている。それが今このソーシャルネットワーキングサービスの中での課題になってきているんだろうなと思っております。このS N Sなんですよけれども、このもともとはですよ、主目的としては、人と人とのコミュニケーションを図ることだと、そして、特に知人、友人のコミュニケーションを促進する。そういう手段として、あるいはまた、趣味やし好、居住地域、出身校、友だちの友

だち、そういった自身と直接関係の深い他人とのつながり合いを通じて、新たな人間関係を構築する場を提供するものであるというふうに言われておりまして、昨年末で利用している方が、全国で4,965万人に達しているというようなことも、このインターネット上では流れているようです。

また、その一方でですね、ツイッター、2チャンネル、フェイスブック、ニコニコ動画、そういうものへの非常識な投稿、こういうものによりまして、本人自身が解雇される、そしてまた、その企業自体が店を閉めなければならなかった、契約を破棄する自体、そういうことも発生をしてくれています。今後ですね、ますますこの問題については深刻化を増していくのかなと、携帯（電話）が出た時点でも、いろいろと学校でですね、我々はもう自分の子供じゃなくて、校区行事とかそういうのでチラチラ見ていたんですけれども、携帯（電話）が出た時点でもですね、ある程度ちょっとこれは問題じゃないのかなと思っておりましたが、今のこのスマホ、スマートフォンになってきますと、もう本当どういう形で規制、もう規制はかけられないと思いますので、どういう形でこれを適正使用していく教育の場をつくっていくのか。親もですね、どういう形で買い与えていくのか、その時にどういうことを子供と約束をして、その使用方法なんかをば検討していくのか。そういうことが本当に必要になってきていると、そしてもうこれは止められるものではないですね。

どっかの学校でですね、LINE中止という取り組みをしたそうですが、保護者から相当な大ブーイングが上がっているというようなことも、ネット上に出ているようでした。

これらについて、今の状況、志布志市ではまだそういうことはないと思うんですけども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 御質問の情報教育の状況についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、現在、子供たちの間でもツイッターを通じて非常識な写真を公開したり、LINEのグループトークの中で、いじめが発生したりする現象が起こっておりまして、私どもも情報化社会のもたらす影の部分として大変頭を悩ましているところでございます。

さて、このSNSですが、これは社会的ネットワーク、つまり交友関係をインターネット上で構築するサービスのことであり、お互いの顔の見えない仮想現実の世界の中で、情報のやり取りを行い、そして交友関係を深めていくものであると認識しております。現実の世界の中でさえも意見の食い違いが起こり、トラブルは発生しているものですが、仮想現実の中で文字や画像等を通して他者を理解していくというのは、これは大変難しいことだと思っております。そのような文明機器の利便性を我々利用する人間の側がモラルの面で落ち着いていない状況が考えられるのではないかと、こういうふうに思っております。

そこで、学校教育におきましては、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラルについての学習を各教科等の学習の中で推進しております。具体的には、情報発信が他人や社会に及ぼす影響やネットワーク場のルールやマナーを守ること、情報に自他の権利があること、誤った情報や危険な情報があることなどを考える学習。また、健康を害するような行動について考える学習などを実際に機器を使用しながら行っております。

また、教育委員会では、お互いの人権や人格を大切にするという観点から、これまで以上に道徳教育を充実するよう、管理職研修会やその他の研修会等を通じて、教職員へ指導を行っておるところでございます。さらにケータイ安全教室を開催するなどして、携帯電話等の適正な使用方法について理解を深めるよう指導しております。我が家の子供にとって、本当に情報機器端末が必要であるのかを親子で共に考えること、携帯電話を持たせる際にフィルタリングをかけること、家庭内でインターネットや携帯電話使用上のルールを設けることなど、情報機器の持つ光と影について買い与える側の保護者の理解も深めてもらわなければならないと考えております。

教育委員会といたしましても、今後とも本市の子供たちが、情報化社会の中で正しく、そして主体的に情報を活用していけるよう、情報教育の充実を図ることは、議員御指摘のとおり、喫緊の課題であると認識しておりますので、充実をこれまで以上に図ってまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○1番（平野栄作君） これ、本当、社会的な問題へと今後また発展していくのかなと、本当危惧するところです。6月に発生した広島市における女子生徒殺害遺棄事件、これも発端となったのは、この無料電話のアプリによるものであったと、本当ささいな悪口からですね、言い合いになった。そして、集団暴行に発展したということが報じられているようですね、また他にもですね、インターネット自体、ネット依存症、そういう方々も広くいると、9月8日付けのやつにもですね、この子供のネット依存という形で掲載されておりますけれども、病的使用というふうにされた中高生が8.1%、そして、約51万8,000人と推定されると、半端な数字じゃないなど。本当便利なはずのインターネットという環境、当市においても情報基盤整備において、どこでもインターネットができる状況は整っております。いい意味で設置をしたものが、悪い方向に走り出すと手が付けられなくなる状況、そういうのが少し今起きてきているのかなと危惧しているところです。

そしてまた、同日付けだったですけど、このスマホ不安71%と、これは内閣府調査ですね。これは親に聞いたやつです。子供の安全に関する世論調査によると、「子供がスマートフォンを利用することに不安を感じる」と回答した人が71.9%に上ったと、感じない人は13.5%にだったという記事がありました。非常にこれを見てですね、不思議に思ったのが、多分これ全部親が買ってくれたんですよ。それで買った親が不安に感じている。読んでてですね、何かよく自分も理解できないなど、一親として子供に対してそういうものを買ってあげとって、その責任すら親はとってない、そして、不安であるという回答している。全く家庭での対話、そういうことも、もうなくなってるのかなというのを反対に危惧をしたような状況でした。

でも、この状況というのは、元に戻すということはできません。先ほども言われたように、いろんな策を講じながら、この適正な授業、そういうことを進めていかなければいけない。ただし、この進み方自体が子供たちの間でですね、加速度的にもう進んでいると、我々は使い出したときにはもうその裏の機能までを知ってて、それを駆使しているような状況の中で、本当我々はこれ

をどういう形で捉えて、今後どういう形で、我々自身もですね、地域に帰ったら子供もいます。そういう健全教育を推進する立場のものとして、どういう形でほんなら子供たちに接して行って、まともというか、普通の使い方を指導ができるんだらうかなというふうに考えてます。

この点について、市長には通告しておりませんでした、市長はどういうふうに感じられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、子ども大人が現にその機具を手にするときには、もう若者たちは本当に使いこなして裏の操作までやっているということについては、まさしくそうだというふうに思います。

私自身も、なかなかそのような機具を使いこなせてない状況でございますので、少しこの議論については、議論自体もついていけないところがあるなというふうに思うところでございまして、ましてや更にそれが深刻化すると、どのような形で我々大人はこのことについて対処しなければならないかということについては、本当に真剣に捉えて、また直接指導する教育委員会とも密接に連携を取りながら対応していかなければいけないというふうには思うところでございます。

○1番（平野栄作君） 本当、今後も想像ができない何か状況にならないようにですね、今で本当我々は気を引き締めて、子供たちと接するときには、やはりそういうことも念頭におきながらあらゆる情報を聞いてですね、そして、それを的確に把握して、それを何とかしていかないといけないなというのがあります。このインターネットを引きますと、いろいろなものがでてきますが、解決策というのはないんでしょう。危険性としては、中学生、高校生を中心とした未成年者を巻き込んだ犯罪、事件のきっかけとなると。それと相手が分からないまま出会いの場として利用されている。個人情報の流出につながっている。解決策、親と子に求められること、個人が危機管理能力を持ち、SNSについての正しい知識の習得、利用者が未成年の場合には、その親はフィルタリングサービスを積極的に利用させること。

そしてまた、社会に求められること、正しい個人情報を管理するセキュリティーの徹底化、親以外に、SNSの危険性と正しい利用方法を教える場の設置、犯罪につながりそうなネットの管理というようなことが出ておりました。

そして、一番はですね、問題点としては、やはりこういうものを親なり我々がその機能というものを体験してみるということが一番だろうと、締めくくりにはありました。大変便利な道具です。どこにいても地図は見れるし、自分の位置を特定することもできます。ただ、それをそこで撮った写真をフェイスブックなんかに掲げた時に、どこで撮った写真というのは、見る人が見れば分かる位置情報が添付されている可能性がある。そういうものが見た人には分かるんだそうです。我々にはちょっと理解できないんですけども、そのことによってその人が今どこにいる、その内容によって、今、ああ、どういうことをやってるんだということを把握して、例えば先回りができたりとかということにもつながっている。ですから、やはりそういう便利なものなん

だけれども、我々はその表面で、ほんの表面でしか使っていない。その裏側にあるものをやはり我々としては見抜いていって、そしてフィルタリングできるものはフィルタリングをして渡していく。そういうことも本当今後考えていかなければいけないと。

今、教育長の方からいろいろなことについて、取り組みをやっているということでございましたが、本当、教育委員会としてはですね、この時代の流れで、ここ10数年を見てもみますと、子供たちを取り巻く環境がものすごく変わってきている。家庭も変わってきております。

そしてまた、持っている物の、前はおもちゃだったのかもしれませんが、今はもうそれじゃないですね。そういうものによって、また振り回されていくような時代になりつつあると、そういうことをもうちょっと一緒になって考え、そして子供たちをどうやって育てていくかということを実際に真剣になって考えていかなければいけないというふうに考えますが、今いろいろモラル教育とか、安全教室とかやってらっしゃるということでしたが、具体的に何か近々またこういうこともやってみようというようなことは何かお考えではありませんか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 具体的な取り組みの例ですけれども、志布志市校外生活指導連絡会という組織をしておりまして、その中で平成24年6月にe-ネット安心講座というのを行いました。また、25年2月には携帯教室というのも行ったところであります。インターネット上の相手方の書き込みからいじめに発展したという事例とか、個人情報の流出、インターネットショッピング、出会い系サイトの問題等の説明、それから、ケータイ教室につきましては、携帯が欲しいと言っても使う目的等をはっきりしてから購入するという、また購入した場合にも有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングをしていこうということを研修を行っているところであります。そして、平成25年9月2日付けでスマートフォン上に関する配慮事項についてということで、小中学校各世帯に子供たちがネット社会の被害者や加害者にならないような未然防止に努める啓発の文書を送付したところであります。

これからの取り組みということでございますけど、家庭教育の中におきましては、例えば、各家庭の約束事ということで、1家庭1家訓というのも今してるところでございますが、これに加えて、携帯を利用した場合の我が家のルールということなどをですね、定めていくようなことをこれから進めていきたいというふうに考えているところであります。繰り返し情報発信、啓発をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（平野栄作君） 大変難しい問題だと思います。だから、これはですね、私は、教育委員会サイドだけではなくて、もう本当、市として取り組みをしていかないといけない分野じゃないのかなと思っています。

昔はパソコンを使うとなると、その使い方をまずどうやれば使えるのかということをお勉強をしていた時代でしたけど、今はそうじゃなくて、もう使えるんだそうです。持った時点で使ってしまう。ただ、その何度も言うようですけど、奥が分からないんですね。簡単に表面上では使ってしまう。だけど、その使っている環境、それがありましたように、インターネットの世界、この

中だけでこういう携帯でやってるという感覚じゃなくて、もう全世界にこの情報というのは走り回っている。そういうことも分からずに今使っている。そして、それがさっき言ったツイッターとか、そういうものでフェイスブックですかね、そういうものでポンと出した写真がある人の目にとまって、それをばーっと拡大して炎上というんですか、そういう形で集中放火を受けたと、この人に聞けば、我々は身内でやっているんだから何で外部がそういうことを文句を言うかと、それを入れたとたんに、また再炎上して、結局は氏名まで特定されるというような内容だったみたいです。ですから、そうならないようにですね、今後、本当子供たちを取り巻く環境というのは加速度的な形で変わってきておりますので、これに対してですね、教育委員会サイドだけに本当どうかしなさいというんじゃないくて、我々志布志市、地域として何かの方策も考えていかないといけない時代にもうきつつあるのかなと思っておりますが、市長にももう1回、その点どう思われるか。

そしてまた、今後、市として何か対応ができるとすればどういうものがあるのか、そこがもしお考えであればお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど生涯学習課長の方で答弁いたしましたように、家庭でのルールというものをきちっと位置付けるということにつけるのではないかなというふうに思うところでございます。

考えおこしてみますと、一時ゲーム機器がはやったときがでございます。その時も結局ゲーム機器を使用するのに熱中しまして、学校での生活というものが送れなくなったという状況があったところでございますが、それはその時に、個人だけの問題で済んだということではございますが、今回はそれをさらに上回る形でほかに対する影響が多いIT機器ということになっているようでございますので、そのことについて、保護者の方々に十分認識していただいて、家庭での機器の取り扱いについてのルールの確立というものを組み組んでいくということになるのではないかなというふうに思うところでございます。

○1番（平野栄作君） それでは、また最後に教育長の方にお尋ねしますが、今いろいろな取り組みをしてきていると、教育委員会でもいろいろな取り組みがなされておりますが、もうすごい量になってきていると思うんですよ、家庭教育の受け皿、家庭ですべきものまでを学校が受け皿となってやらなければいけない部分もだいぶ昔から発生してきております。そして、この携帯についても安全神話に基づいて不審者がいる、安全だからということで持たせたものが大変なことになってきていると。

今後はまたいろいろな形で改善をしていかなければいけないというふうに考えるところなんです、教育長としては何か一気にこういうのが解消するというような対応策とか、それはないと思いますが、今後いろいろ保護者等を交えて、そういう対策を練っていくということですが、もう本当、早めにこの対策を講じてほしいと思います。その点について、最後お聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

こういう情報機器が発展して、こういう現状が出てきているということを目の当たりにしてですね、私を思い出す言葉がございますが、「文明が発達すれば、人間は、人類は幸せになれるというのは大きな間違いだった」と、仲小路という哲学者が述べておりましたが、まさにその状況は今だと私は思っております。便利さ、速さ、快適さのみを追求するがゆえに心が失われ、そして、相手の痛みが分からないというような状況になってきているのではないかと、だからといって、いまさらランプやカンテラの生活に戻れといったって、これはもう無理な話でございますので、どうしてもこれは何とか手を打たなければならないんですが、我々学校教育が抱える課題は、問題はですね、いじめの問題にしてしかり、あるいは不登校の問題にしてしかり、山積しておりますが、この情報機器に対する対応だけはもうちょっとお手上げという責任放棄じゃないかと言われるかもしれませんが、とてもじゃないが議員御指摘のとおり、学校教育、あるいは学校の先生だけで、これが何とかできるというものではないということは痛感しております。

そしてまた、買い与えられる保護者の方々にですね、やっぱりもう少し慎重に、一番保護者が弱いのは、僕だけが持ってないということが一番弱いわけでございます、そう言われたときに、そうかということで買い与えられることがあるようでございますので、いかに便利なこともさることながら、この影の部分ということをしかりと認識できるように保護者の方々に十分御理解、そして御協力いただけるような何か特効薬はないかなと思ってるんですが、学校に持ってくると言っても陰で持ってきて、帰りは使うという現象があるわけでございますから、取り上げても、それは私のものだという、その取り上げること自体が人権じゅうりんだ、というようなことになりますので、非常に難しいんですが、入学祝いに買って与えるというような話は、もう平然として語られておりますので、こういう状況をですね、学校でどうすればいいんだろうと、手をこまねいているわけじゃありませんが、今やっていることをこつこつこつこつそれこそ歩留まり一歩というつもりでですね、情報モラル教室でありますとか、その他、道徳の時間でありまますとか、これを言い続けるしかほかに名案は今のところ浮かびません。申し訳ありません。

○1番（平野栄作君） 大変御苦労なさっているなと思います。またこの問題についてですね、すぐ解決をするというような、本当そういう情報というのはどこをネット上を見回しても出てきません。本当、便利になりすぎて、我々は自分の首をどんどん絞めていく、自分で自分たちの首を絞めているのが現状なのかなと。ただし、便利にはなっているわけですので、だからそういう負の部分をやはりどうかして消しながら、いい部分を前面に出していくような形をですね、教育委員会だけじゃなくて、言われるように、学校、地域、保護者、そういう連携をですね、また昔に立ち返った形で復活をさせて、そういう中で、もうちょっとこの問題についても取り組んで解決できていけばいいのかなというふうに考えますが、また今後ですね、子供たちのために一生懸命この問題についても取り組んでいただきたいし、また要望等があればですね、各地域等にもそういう問題を投げ掛けていただいて、各地域の課題として与えていただいてもいいのかなというふうに考えております。

それでは、最後の質問に移ります。

グリーンツーリズムについてです。私もこの協議会には立ち上げの時から参画をしているわけなんですけれども、市が中心となって立ち上げをして、会員の方々は、この23年11月からどんどん増えてきております。非常に喜ばしいし、実際やってる方々と、いろいろ報告会等でお顔を合わせますけれども、非常ににこやかな顔、そしてまた、印象を受けてですね、取り組んで良かったと言われる方々が大部分じゃないのかなと思っております。ただ、時期とか、天候とかいうこと、それと今は体験型ということですので、やはり時期、そういう作物等の関係で受け入れをしたくても受け入れができない、そういう方々も多分いらっしゃるのかなと。

それと、まだそんなにたくさんの実績があるわけではございませんけれども、いろいろ受け入れ体制も整って毎年一学校、二学校ずつ来られるようになってきております。外国の方もこの前は宿泊をされたようでしたけれども、そういう現状の中で、市が中心となって立ち上げて市民の方々が積極的に頑張ってきていらっしゃるグリーンツーリズムなんですけど、私、これずっと見とってですね、もうちょっと幅を広げて、もうちょっと取り組む方々も増やしていく、そして、来ていただける方を、もうちょっと増やすような形に取り組むべきじゃないのかなと思うんですよ。というのは、この前も今年ですかね、また受け入れが10月17日ですね、受け入れがあるみたいですが、そういう受け入れに向けて地元の小学生をモニターとして受け入れて、その準備なんかは着々と整えてらっしゃる。もうそういう家庭なんかもあります。

そして、この前、報告会に行っているいろんな話を聞きました。非常に、一つはびっくりしたのは、やはり地元でもああ、やっぱり体験したことがない人もいるんだなというのもびっくりしたんですけども、それ以上に外部の人が来ることによって、その家庭のみならず、その地域までも活性化が図られるのかなというのをちょっと感じたんですよ。それと、よく市長が言っている入り込み客100万人ですか、そういうのにもまた、つながっていく基礎的なものになるんじゃないのかなという思いで、今回この質問をすることにしました。

聞いていらっしゃると思いますので、これまで3回ほど市内の児童の方々をばモニターとして受け入れて、そういう活動をやっておりますが、これについてですね、どのような声が届いて、そしてこのツーリズムの協議会の在り方、これをどのように評価をなさっているのか、それを市長、教育長、お尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志ツーリズム協議会では、補足してから3年目を迎えております。これまで修学旅行としては、大阪からの高校生や岡山県からの中学生、台湾からの高校生を受け入れております。

本市としましては、そのような修学旅行生の受け入れをスムーズに行うために、市内の小学生や中学生をツーリズム協議会の家庭で受け入れるモニターツアーを実施しているところであります。これまで3回のモニターツアーを実施しておりますが、1回目は、平成24年2月に市内小学校の水泳スポーツ少年団12名を6軒の家庭で受け入れました。いろんなことを教えてもらった、楽しかったなどの意見があり、12名全員がまた参加したいと言っております。

2回目は市内の中学生に公募しまして、平成24年7月に18名の生徒を6軒の農家で受け入れた

ところであります。とても楽しくて、とても勉強になったという意見があり、参加者の9割に当たる16名の方が、また参加したいと言っております。

3回目は、平成25年8月に市内小学校のソフトボール少年団10名が参加し、4軒の家庭で受け入れをしております。果物や野菜を畑で採って食べておいしかったなどの意見があり、10名全員がまた参加したいと言っております。

受け入れ家庭においては、最初はどんな料理を出したらいいのかとか、どんな農作業をさせればいいのかとか、受け入れに不安を感じる方もおられましたが、最後には楽しく過ごせた、自ら行動する子供たちに感動したなど、充実した時間を過ごせた様子でありました。アンケートでは、すべての受け入れ家庭で「次回の受け入れを楽しみにしている」と回答されております。

モニターツアーは、修学旅行を受け入れの経験を積むための練習メニューとして実施しておりますが、それぞれの家庭で感動を生み、受け入れ側も元気をもらえる素晴らしい取り組みであったと評価しているところであります。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が答弁しましたように、私も同様に考えているわけですが、先ほどの答弁の全くこの情報化社会の影の部分です、薄める方策として極めて大事なひとつの方策だろうと私は認識しております。

情報化社会はもう進展する中でですね。いながらにして、世界のニュースが分かるという反面、今度は児童生徒の豊かな成長に欠かせない直接体験というものが大変乏しくなっております。ですから、このような社会の変化に伴いまして、学校教育法の第31条にも体験活動の充実を努めるようにと、そういう指示がされておるところでございますが、やっぱりこのことは、現行の学習指導要領の理念とされております「生きる力」、更に言えば「生き抜く力」ということの大切さを育てるということは大変立派な方策だと考えております。

これらのことを踏まえまして、各学校では、さつまいもや稲の生産活動、収穫したものを使つての米つきや焼き芋などの地域の特色を生かした体験活動も展開しているところでございます。先ほど市長からもありましたが、平成24年9月、平成25年9月の「市報しぶし」に本市の小学生が宿泊体験ツアーと、したということを様子が掲載されておりますが、こういう体験を子供たちが短くても、浅くても、とにかく経験するということは大変素晴らしいことだと思っております。

今後、教育委員会といたしましても、やはり公教育の理念は、知・徳・体バランスのとれた子供たちの育成でございますので、その一面を支えるこういう活動をできるだけ広く参加するよう呼び掛け、そしてまた、担当課の方にもお願いをしてまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○1番（平野栄作君） 非常に評価として良かったというようなことで安心しているところです。

ツーリズム協議会においてもですね、やはり人数は多くなってきておりますが、その時期時期によって100%が受け入れられないということで、受け入れの人員というのが、もうある程度決まりつつあるのかなと思っておりますが、まだまだですね、ここを増やしていくことでですね、受け入れ

体制が大きくなると、それだけの人員がこの志布志市に来てもらえるようになるわけですので。

それともう1点は、これは将来的なことなのですが、やはりツーリズム協議会、大隅半島でもだいでできております。隣の大崎町でも私も研修に行きましたが、十数人の方々が研修にきていらっしゃいました。あと垂水とかですね。だから、この大隅半島全域でですね、このツーリズム協議会の連携を図った取り組みをすると、また一つの違った効果ということも望めるんじゃないのかなと、将来的にはですね、そういうところまで行ってほしいなと思っています。ただ、今市に限っていいますと、こういう形でグリーンツーリズムやっておりますが、時期がもう限定されているわけです。修学旅行となると、ただ、そうなるとその時期しかないということになりますので、どうしても1年のうちのある時期何か月間になります。もったいないという気がするんですよ、こんだけやはり自分なんかも見えて、聞いてですね、評価が高い、そういう体験をですね、まだまだたくさんの方々にしてほしいし、それだけのまた魅力ある志布志市を味わっていただきたいと思うんです。そうした時に、この修学旅行生だけの受け入れだけではなくて、移住定住の一環としてのグリーンツーリズムの位置付け、それと交流人口の増加という意味でのグリーンツーリズム、エコツーリズムでもいいと思います。

それとあと、地元の産品の地産地消、そういう意味からのこのツーリズム、そういう一翼をも担っていくんじゃないのかなと思うんです。というのが、要はほかのところもいきますと、あらゆる呼び込みということを施策の大きなものに掲げているんですが、そういう時に、担当課一つでやるんじゃなくて、やはり庁内を横断した形での取り組み、そういうものが功を奏してきている、先進地区については、そういうイメージとして私は捉えました。

そういう意味からしたときに、やはり今教育委員会をはじめ、港湾商工課、企画政策課、農政課がグリーンツーリズムの窓口ですが、総合観光案内所、いろんな組織があるわけですよ。その中で、定住促進であれば企画政策の方ですけども、だったらうちの状況が分からないのであれば、民泊をされて、経験してみてくださいというような案内をあげてもいいわけですよ。そうすることによって、この地区を知ってもらう。そして、この地区の魅力を肌で感じてもらって定住に生かしていく。交流人口についてもこの受け入れ態勢がないときには、あらゆるところから来てくださると、そして、地産地消の面からいくと地元にあるものを、言えばその受け入れ家族に、この1品だけは今回はこういうのを提供してくださいということで、地産地消推進をしていく。そして、観光案内所、そういうところには、こういうこともやっていますよというパンフレットとか、そういうものも置いていく、そして横断的な取り組みをすることによって、この志布志市を知ってもらう、そして、志布志に足を運んでもらう、そして、ここを味わってもらう。そうすることによって、リピーター的なものもつながっていく。

そしてまた、この町には祭りがたくさんあります。そういう祭の前に、こういう祭がありますからどうですかという案内をしてもいいんじゃないのかなと。そして、近くからそのふるさと祭りであったり、やっちくであったり、バスで移動はできるわけですので、そういうものを活用してこの志布志市の魅力を堪能してもらおう。そういう取り組みも必要になってくるんじゃないの

かなと思っております。そういうのをちょっと考えてるんですよ。海士町とか雲南市とか行きましたけれども、やはり市内挙げてそういう取り組みをするからこそ、人が集まってくる。そして、情報が伝わっていく、そういう印象を受けたんですが、市長は、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。このグリーンツーリズムにつきましては、本庁の農政課、そしてまた港湾、そしてまた企画、それぞれの担当のみならず、協議会の方で、関係機関が連携して取り組みをしていただいているということでございます。観光特産品協会、それから、農協、開田の村管理組合、曾於リサイクルセンターなど、九つの組織が支援団体として取り組みをしていただいているということでございまして、民間の法人につきましても、4団体が参加していただいているということで、いろんな階層の方が参加していただきながら、このメニューが、魅力あるものになるためにはどうすればいいかということの取り組みを一緒にしていただいているところでございます。

そしてまた、お話がありましたように、祭りについても取り組みをして、そのセットになるような取り組みをするわけでございますが、祭の際には県の旅行業協同組合がツアーを企画していただくということでございまして、これらのことも現に取り組みがされているようでございます。

また、同時に体験ということを考えるのであれば、イベントの準備の段階で、その準備についても一緒になって取り組みをしてみるような体験ツアーということもおもしろいのではないかなということで、今協議会の方でも話がされているということでございます。

そのようなことで、多方面にわたる企画を今協議会の方では考えているということでございますので、それらのものが提示されるということになりますと、さらにこのグリーンツーリズムによりまして、本市を訪れていただける方が増えてくるものというふうに考えるところでございます。

○1番（平野栄作君） うちもいろいろな団体がサポートしてるということなんでしょうけれども、なかなかその表面上に出てこない。というのがホームページを見てもですよ、何ですか、農政課のところから飛ばないといかないわけですね、そういうところがある。それともう1点はですよ、まだ私はこの時期についてはですね、今がまだちょっと早いのかなとは思いますが、今ある程度このグリーンツーリズムの協議会自体が固まりつつあると、そして、もうちょっと大きくなる方向で頑張ってる。そこをですよ、今度は先を見据えた形で各課が、ならうちの課の事業とどう結びつけていけるだろうか、そして極端に言えば、教育委員会の方で何かの機会に、そういう夏休みの機会にそういう形で子供たちを体験をさせる場をつくろうかとか。そういう形でやっていくと、1年間を通じてある程度の収入にもなるであろうし、受け入れ家庭についても、大変だとは思いますがけれども、無理のない範囲でいくと、生きがい対策、そういうものにもなっていく。そしてまた、この地域を知ってもらって、そしてまた2回、3回と足を運びたくなる、そういう、私としてはそういう思いがあるんです。

ですから、民宿村とかいろいろうちはあるんですよ、宿泊施設がこの志布志市というのは大

きなものとしては少ないですけども、今人気なのは民宿村なんかもあります。そういう民宿村とかとも提携しながら面白い志布志の売り込み、そういうことをやっていければ、まだ交流人口の増加にはつながるのではないかなと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在ツーリズム協議会では実践者団体というのがあります。そしてまた、受け入れ家庭をこれを通して増やしていきたいということで、28軒の方々が会員になっていただいているところでございますが、更に増やしていきたいというふうには思っているところでございます。また、これが増えるためには、これらの方々が本当に良かったんだ、楽しかったんだと、感動を味わったんだということの体験が基本になると思いますので、そのことがあるためには、先ほども申しましたように、いろんな形でグリーンツーリズムが提供されるということが前提じゃないかなというふうに思います。本市の様々な営み、生活、そしてまた農業というものがどういった形で来ていただける方々に体験していただいて、感動を与えるかということが肝心であるというふうに思っております。

そしてまた、多分そういったことを味わっていただく方については、ほとんど農業のことについて体験のない方がほとんどだというふうに思うところでございますが、本市には、特にさんふらわあという関西地区と結ぶフェリーがございますので、この関西地区の方々にもことについては、更に周知を深めて、ぜひともこの方々を通じて全国的なツーリズムの流れになっていければ有り難いというふうに思うところでございます。

○1番（平野栄作君） ちょっと違うんですけどね、今ではですね、農家民宿を開業する会員が8件ですか、出てきております。

そして、先ほど言いましたように、協議会でツアーをということだったんですが、協議会で単独でツアーをするとすると、宿泊でのツアーはできないというような規制がなんかあるみたいです。そういうところもありますので、今後ですね、ますます入り込み客を増やしていくのであれば、こういうツーリズムとか、民宿村とか、いろんな宿泊施設、地域に近いところで生活をしていただいて、その地域の良さを味わってもらおうと、そして、地域の良さを理解してもらおう。そういう取り組みをですね、少しずつでも進めていく段取りを早い段階からやっていってほしいなど、そうでないと、このツーリズムの受け入れというのは、上から言ってきて割り当てがあるわけですので、10校受け入れたいと言っても、それは希望どおりにはいかない、そういう部分もあります。そういう関係からすると、やはりほかの地域からいろいろな方々を受け入れる。そういう受け入れていることによって、各家庭のサービスの向上にもつながっていく、そしてそれがまた、裏を返せばこの地域の減少に歯止めがかからないわけですが、人口に歯止めがかからないんですけども、活気が薄れている地域の活性化にもつながっていく。そして、新たな言い方をすれば、体験は別な人がする。宿泊はうちがみましようということもできるわけですよ。今そういう形で登録をしてらっしゃる方も多数いらっしゃいます。

そういう意味合いからいくと、宿泊は大丈夫ですよ。ただし、体験がないんだから、その地域

のほんなら誰かに体験をしてもらいましょう。そういう組み合わせもできるわけですよ。そういういろんな組み合わせ、可能性をもうちょっと広げていく、そういうことをですね、少しずつでも前に進めていただきたい。そういう思いがあるんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（上村 環君） 答弁を簡潔にお願いします。市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたので、今議員が御指摘のとおり、体験のみと、そしてまた、宿泊のみという方が協議会の会員の中におられます。これらの方々とうまくセットしまして、泊まりと、あるいは体験のみと、そしてまた、修学旅行生というような形で、きちっとメニューの区分けをしながら取り組みをしていきたいというふうには思うところでございます。

今後ともこの方々が感動が得られるような組み合わせをしていって、更にそのことが伝わるような形の流れをつくってまいりたいというふうには考えるところでございます。

○1番（平野栄作君） 前向きな回答だったと思います。本当ですね、来てもらえば良さは分かるんじゃないかなと思うんです。ただ、どうやって来てもらうか、それには農政課だけが窓口になっとなっていていいのかなと、あらゆるところが窓口になって、そういうことをやってるんだということを発信しておくことも必要じゃないのかなと、そうすることによって、またやりたいという人も増えてくるだろうし、来たいという人も増えてくるんだと思うんです。ですから、そういう取り組みを早い段階から行っていただきたいと思っております。

また、今後グリーンツーリズムに関係なさっている皆さんがですね、ますます御活躍をされて、志布志の魅力を発信していただくことを祈念して質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日はこれで延会します。

御苦労さまでした。

午後3時34分 延会

平成25年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成25年9月11日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

福 重 彰 史

下 平 晴 行

出席議員氏名（22名）

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	9 番 毛 野 了
10 番 立 平 利 男	11 番 本 田 孝 志
12 番 立 山 静 幸	13 番 小 野 広 嗣
14 番 長 岡 耕 二	15 番 金 子 光 博
16 番 林 勇 作	17 番 岩 根 賢 二
18 番 東 宏 二	19 番 小 園 義 行
20 番 上 村 環	21 番 鬼 塚 弘 文
22 番 丸 崎 幹 男	23 番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

8 番 藤 後 昇 一

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、下平晴行君と西江園明君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

先の議会から今度の議会までの間に、国政において大きな戦いとして参議院選挙が行われました。日本共産党も躍進をさせていただいて、開かれているであろうこの国会の中で、国民の立場に立って大いに議論をして、前に進めていってくれるものというふうに期待しております。

また、同時に行われました隣の曾於市の市長選挙に、私の古くからの友人であります五位塚剛君が市長選挙に立候補しまして、見事当選ということで今日立場を代えて今回は執行部の市長という立場で、今議会を迎えていると、これまでと同じように、いわゆる住民本位の市政をつくっていくと、そういう立場で大いに奮闘してくれるものというふうに思っております。

国においては、今、安倍総理大臣がアベノミクス、3本の矢、4本の矢、そういうところを言いついて、いろいろされておるようでございますが、来年の消費税の引き上げ、これをめぐって10月の初旬にもその決定をすると、引き上げないということも含めて決定をするというようなことも報道をされております。

今、私たち国民の所得が向上しない中で、消費税の引き上げということになりますと、私たちの暮らしは大変苦しいものになっていく、そういうふうな思いで断固として、この消費税の引き上げというのはすべきではないというのが私たちの立場であります。

そうした立場から、私は国がいろいろなことをやってくる際に、それが良いことであれば受け入れてもいいでしょう。そうでない場合には、地方自治体は憲法で保障されてる地方自治の本旨に基づいて、防波堤になって頑張って、ここに住んでおられる市民の住民の皆さんの生活を守っていく、それが大きな役割の一つだというふうに思います。

そうした立場から今回は、住民の皆さん方の生活、いわゆる懐を豊かにする、そういうことも含めて通告をしておきました。そういう立場で通告をしましたので、市長をはじめとして皆さんと議論をして、よいものにしていきたいという立場であります。そういう立場で、それでは質問を通告をしておきました点について、順次質問をしてみたいです。

まず、政治姿勢ということで、本庁舎の移転の問題ということで、これまでこの8年間一貫してこの問題は、住民の利便性等を考えた時に志布志支所に移してやるべきだという立場で、これまでもずっとやってまいりました。そういう中で、先の議会においてですね、市長が合併から8年経つ、そして、もうすぐ10年を迎えるので、協議検討したいという答弁がされました。その答弁の思い、このことは、この8年間を振り返ってのその時の市長の現状認識があつての答弁をされたというふうに思うところであります。この8年間で、その答弁と併せて、その思い、それはどういう認識をされてのそういう答弁だったのかと、併せてですね、そのことと答弁をされた今後の具体的な対応をどうされようとしているのか、まずもってお伺いをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

本庁舎の位置や支所の在り方については、市民ニーズ等を考慮した中で、現状を維持しながら効率的な行政運営に努めることとし、ただ将来庁舎建設の必要性が起きてくれば、本庁舎の見直しや組織の在り方についての議論が出てくるというふうに答弁したところでございます。

また、業務量調査の結果をもとに、必要職員数と配置職員数の比較を行い、各課のヒアリングを実施しまして職員の適正配置に努め、平成25年度も引き続き業務量調査を実施して業務の平準化に取り組んでいるところです。その中で、平成26年度の組織機構再編計画を策定するにあたり、担当課において各課長のヒアリングを実施いたしました。

今後、本庁、支所間で業務体系に基づき、機能分担の見直しとともに業務量調査結果を常に検証して、職員の業務の平準化を行い、さらなる業務の円滑な推進を図ることで市民サービスの向上が図られることと思っております。この作業いわゆる業務マネジメントに取り組みながら本庁、支所間において市民サービスの提供に関わる課題が生じた時には、行財政改革推進本部会議で議論しまして、組織の見直しに取り組んでまいりたいというふうに考えるところであります。

○19番（小園義行君） 私が質問したことに対して、市長、答弁をされてないですよ。まあいいでしょう、当局がそういう答弁ということで業務量調査をして、行革のところで議論をして見直しを進めていくんだということで、あくまでもこの本庁はここに置いて仕事をしていくんだということですね。これまでですね、8年間を振り返ってみますと、選挙が2回ほど市長選挙、市議会議員選挙があったわけですが、この本庁舎問題が最初の選挙はそれぞれでしょう。でも2回目、4年経ったときのその時も含めてですね、大きな公約としてなってないわけですね、でも住民の皆さんの中では、これも先の6月議会でもやりましたけど、私が言ってるんじゃないですよ、住民の皆さんの声としてはいっぱいこれ、それぞれのまちであるんですね。そのことが公約に掲げて本田市長も2回ほど立候補された慶田さんも、そのことを明確な論点としてやってこられなかったと思うんですね。これは市民に対しては、果たしてどうなのかといいますと、市長は合併協議会で決まったからというのが一貫してこれまでの答弁でありましたけれども、来年行われる市長選挙では恐らくこの問題は、大きな争点になるのではないかというふうに私は思っております。そういったことを踏まえて、市長は6月議会でああいう答弁をされたのかなというふうに思

ったわけですよ。でも、今の答弁を聞いてみますと、これまでと何ら変わらないそういう立場ですね。これ、志布志町出身の記者会見をされた尖信一さんが、11月にマニフェストを出すという記者会見がありました。恐らくその中では、この本庁舎問題を当然公約に掲げてどうなのかと、戦われるのではないかとというふうには私は推測をしているところです。それは本人がどうされるかですのでね、分かりませんが、初めてそのことが大きな争点になってほしいものだというふうには僕は思います。

そうした立場から、これまでいろんな角度から質問をしてきて、今の市長が来年3回目の選挙を迎えると、本人も立候補するという答弁がありましたのでね、市長がね。そういうことで、これまでいろんな角度からやってきました。

議会もそれぞれ所管事務調査をされた中で、いわゆる観光や漁業関係、そういった部分については志布志の支所の方に持っていたらどうかと、そういう提言も議会からもありました。そして、私もいろんな立場でやって、地方自治法第4条第2項、そこには、いわゆる事務所の位置、これを定める時には住民の利用に最も便利であるように交通の事情、その他の官公署との関係等についても適当な考慮を払わなければならないと、この点でどうなのかということで市長に投げ掛けて、市長はその時の答弁はこうですよ。その地方自治法第4条第2項から比べたら、ここにあることは劣っているかもしれないという答弁をされたんですね。そうしたもろもろの議会からの提案、そして、そういう答弁を自らもした。そのことをこの8年間を通じて、来年選挙ですよ。今回この本庁舎はあくまでもここで良いというふうには、あなた自身が今先ほど答弁があったように思っておられるのか。その議会からの投げ掛けと、私のその質問、自分の地方自治法第4条第2項からしたときは、ここにあることは劣っているというその答弁について、今も変わりなくそうだというふうには思っておられるのか、そのことについて再度お聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併して8年過ぎようとするところでございますが、何回もお答えしましたように、私自身はこの本庁舎の位置について市民の方々から、例えば移動市長室の場において、本庁舎の位置を変えるべきだという意見は1回も承ったことはなかったところであります。

そしてまた、はじめに申しましたように行財政改革の中で、この事務所の位置がどうあるべきかという観点からも当然その役割の配置というものについては検討されてきておりますので、現在市民サービスということを考えたときに、そのことがこの本庁舎がここにあることが市民サービスが損なわれているということにはなっていないというふうに行財政改革推進本部会議の中でも考えられているというふうに理解するところであります。

ということで、先の議会で10年経てば社会状況も変わるんだということでございますので、その社会状況に変わりがちで、そのような事務所の在り方というものは検討する時がくるかもしれないというのは当然な状況であろうかというふうに思います。

そしてまた、ただいま御指摘のありました事務所の位置で、他の官公署との関係で劣っているということにつきましては、当時はそのようなふうには感じたところでございますが、現在の段階

では、それぞれの事業所におかれてもこの本所が有明にあるということを御理解いただきまして、そのことについての様々なそご、ということについては聞いてないところでございますので、関係支所においても十分理解をしていただいているときになっているというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 市長、自分の答弁には責任を持たんといかんですよ。あなたは6月議会でね、今まったく同じことを言ったんです。それについて私が、「じゃあどういう形だったらあなたのところに届くんですか」と言いましたね。小園義行が言っているんじゃないですよ。私たちは住民の皆さんと色々な話をし、その中であなたに質問をする。そのことがまったくあなたは議会ということを理解してないというふうに私が言いましたね、6月議会でも。私が個人がこんなことを言っていると思ってるんですか。住民の皆さんとやり取りをしていく中でそうだとすることを伝えてるんですよ、あなたに。そのことは、また同じことをね、言わなきゃいけないなんてとてもこれはね、本会議に臨む姿勢としてなってないですよ、これ。6月議会でも同じことを答弁したじゃないですか。そのことについてはちゃんとやったでしょ、あなたと。ほかの議員さんも、これまで何回かあなたにやられてますよ。

そして、議会もそういう立場で調査した上でどうだって投げ掛けてるんですよ、そのことをね、しっかり分かって答弁をしないといかんでしょう。これ、どういう形でやったらあなたのところに届くというふうになるんですかと、議会の議員がここで申し上げるということは届かないという、届いてないということですよ、ということもやりましたね。私が勝手にそのことを言ってると思ってるんですか。そんなことないですよ。これまでもそれぞれの議員さんが、お辞めになった議員さんもおっしゃってますよ、そのことを踏まえてやっぱり答弁してもらわんといかんと、私はそう思います。

あなた自身がそういうふうね、その時その時を終わればよいというふうに思ってるのであれば、これは志布志市にとっては、まさしくこの本庁舎の問題というのは、どこに置くかという意味で非常に何事もそれを発信する場合の拠点ですよ、志布志市がね。そういった立場から考えた時に大きな視点で全体を見て、あなた自身が政治家として決断をする。もうそろそろその時期にきてるのではないですかと投げ掛けてるんですよ。これは、私が勝手に言ってることではありません。志布志の方々、また有明の方、松山の方ともお話しますよ、それぞれ考え方はあります。でも実際に対外的なこととか含めてですね、きちんとこれ、このまんまでよいのかというのを議論をした上で前に進めていく。結果それがオッケーであれば仕方がないじゃないですか。これね、おそらく来年の選挙は、そのことを大きく争点として僕は戦われるであろうというふうに思います。あなた自身はそういう立場だからしょうがないです。そのことについては、そういう立場だとおっしゃいましたので、もう1回聞きますね。あなたに住民の声が届くというのは、今日を含めて今回の議会も11人の議員の方があなたに質問をしますね。その議員の方が勝手にそのことをやってるんじゃないですよ。私たちは、それぞれ選挙を通じて、選ばれてここに来て、その代弁者としてあなたに伝えてるんですよ。そのことをあなたはまさしくずっと否定し続けている。

議会に対しても大変失礼じゃないですか。6月議会とまた同じことをこれから議会で言わなきゃいけない、そのことに僕は非常に悲しいし、憤りを感じてますよ。もう少し議員があなたに一つ一つ投げ掛けるそのことというのは、皆さん住民の声でしょう。そのことを何で分からないんですか。

再度ね、このことについては、もう1回聞きますよ。地方自治法第4条の第2項、その時はそういう思いだったって、軽く言ってますね。こんな大事なことをですよ、簡単にそういうこといいんですか。あなたはこの町の市長ですよ。法律を守るべき立場にあるんです。そのことを考慮しなければならない、きちんとうたってるんですよ、これ、そのことできちんと考えを持ってね、私は答弁をしていただきたい。そうでないと質問ができないですよ、これ。

もう1回ですね、これまで今言いましたね、議会の投げ掛け、そして地方自治法第4条第2項、ここにこういうふうに乗ってるそのことに対して今でも変わりなく、そういう劣ってるというふうに思ったあなたがその当時ですよ、そのことからした時にどうなのかと、来年選挙ですよ。ぜひですね、市民の方に直接かえしてくださいよ、あなたが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員皆様方のそれぞれの発言というものは、当然尊重すべきもの、そしてまた、それが市全体として執行すべきものということであるならば、そのことについては前向きに考え対処しなければならないというふうに考えるところでございます。

しかし、その中で一部の方々の思いというものの要望というのもございますので、そのことが全体として普遍すべきものかどうかということについては、十分考えながら対応しなければならないということについては御理解いただけるというふうに思います。

そして、皆さん方が住民の代表ということであるなら、私も当然住民の代表でございます。そういう意味合いからしまして、重みというのは同じではないかなということも御理解いただければというふうに思います。

私自身は、全体の市民全体のバランス、そして全体の幸福の追求、福利の追求というものを目指しながらやってきていると、そして、それが先ほども申しましたように議員の皆さん方の様々な提言をいただきながら行政執行をしていくんだということを御理解いただければというふうに思います。

そしてまた、その法に基づく見解でございますが、ここにあります住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならないということで、この当時は合併当初でございましたので、そのような形で考えると、少し当時の志布志の役場の位置からするとはずれてくるということで、不便性があるのかなというふうには感じたところではございます。

しかし、現在このことにつきましては、交通の事情等につきましても随分と改善されてきているんじゃないかなと、そしてまた、意識自体が志布志市という意識、行政範囲が広がっておりますので、そのような観点から御理解をいただいているんじゃないかなというふうに思うところでござ

います。

○19番（小園義行君） 今の市長の答弁聞いてましてね、やっぱり本当に全体のことをね、考えた時に、その発信の拠点であるべき本庁はどうあるべき、どこにあったほうがいいのかという、私が8年間毎回言い続けてきましたよ。その結果、ここ有明の住民の方々、旧有明町ですね、どういうふうに思われてるんだらうなという思いがあって、私もそれぞれ二、三お話をさせていただいたりして、いろいろ聞きます。それは全てじゃないですからね、小園さんて、「ここの役場がねごんならんなきゃよかど」て、本庁が志布志でもよかし、ここがねごんなったっいかんと、そういう立場です。そういう人もおられました。結果ですね、こういう8年間で、ここずっと私があなたに投げ掛けてきて議論をしたということは、本庁がここにあったわけですよ、そのことに対して、有明町民にとってどんな影響があったんだらうかと、本庁がここにあることがという意味ですよ。仮に本庁が志布志にあったらどうなんだらうかと、いろんなことを考えられますね、そういう立場で私は住民の方と話をする際に、私は当然旧志布志町出身のそこで最初選ばれて、その後は志布志市全体の議員という立場で市民の方から選ばれてきてますので、そういう旧町のセクトを出すつもりも何もありません。志布志市として重要港湾を控えながら、どういうふうに出発をしていくのかと、その拠点をどこに置くのかという立場でいろんな人とお話させていただいて、この質問に至ってるわけですよ。

そういった立場で、再度お聞きしますが、それはもう市長が感じておられるままでいいですよ。本当にここでよいというふうに今も思っておられるんですね。

対外的なこと、議会がいろんなことを所管事務調査をし、特別委員会等で観光や漁業、その関係は志布志に移したらどうかと、いろんな提案も過去していますが、そういったことを踏まえてもやっぱりここが了とされてるというふうに、あなた自身は今も思っておられるんですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併協議のときに、本庁舎はどこに定めるかということを検討した結果、ここになっているわけですが、その大きな要因といたしまして、人口の重心地区はどこかということがまず求められたところでありまして。そして、それは、私どもも意外だったわけですが、現在の早馬地区から少し志布志寄りなる所でございますが、そこだということが3町合併によって、その地がまさしく中心地であると、人口の中心地であるということが分かったわけでございます。そして、その合併はなぜなされるのかということがよくよく考えられると、行財政改革ということが前提にありまして、そして、余計な支出は今後できないということがございまして、合併後には旧庁舎を活用して新たな庁舎を建てる建設費は捻出しないということが前提にあって、旧庁舎を活用するためにはどの庁舎が一番いいかということが諸委員会で検討されて、その結果ここになったという経緯があるわけでございます。そのような前提というのは、現在でもほとんど変わってないんじゃないかなと、今、私どもは行財政改革を行いながら、縮減する財源をいかに有効活用するのか。そしてまた、その有効活用をしながらも私どものこの市役所の執務体制をスリム化して、合理化して、職員を減らしながらもサービスが減らない形の提供をするためにはどう

するかということを経々検討しながら取り組みをしているところでございます。

そのような流れの中で、新たに市役所を建設するとなると、新たな財源を捻出しなければならないと、そのものをそれでは今のこの有明の本庁舎を変えてまでする事業なのかということが考えられなければならない問題ではないかなというふうに思っています。

そのような意味合いからすると、現在のこの本庁舎の機能が十分市民サービスの向上のために役立っているということでございますので、現在の段階では、本庁舎を新たな場所につくるということは考えられないというふうに思うところであります。

しかしながら、時代とともに、またそれこそ人口の動態が変化すれば、そのことに対応して新たな本庁舎というものがつくられる時期はあるというふうには思うところでございます。

○19番（小園義行君） もうその議論はね、もう過去済んでますよ、今あなたがおっしゃったようなことなんか、誰も新しい庁舎をつくりなさいて質問してますか。何もしてないですよ、私はそんなことを。本庁を志布志支所に移したらどうですかと、ずっと一貫してこれまで言ってきたんですよ、新しくつくるなんて誰もそんなこと言ってないですよ。

しかも、その今の合併協議会の議論でこうなったんだって、そのことはもうこの8年間で議論し尽くしてるじゃないですか。しかも、中心地というのは、今ちょっとあなたは早馬の所だとおっしゃって、土江の手前ですよ、そこになっているんです。人がどこに住んでるかというのを考えたところで、真ん中ここだって、上から見た時ですよ、そういうことも議論全て終わってます。そんなことを聞いているんじゃないですよ、僕が言うのは、まあいいでしょう。この問題についてはね、本当に重大な決意をもって臨まんないかなと、市長のその今の答弁を聞いてね、思いました。

これね、本当に選挙でそれぞれ立候補される方がこの問題をどういうふうに捉えてね、あなたに挑まれていくか分からないけれども、私自身は、大きな焦点にして、住民の皆さんに問わんといかんというふうに思います。

昔ですね、以前に本を1冊頂きました。その本の作者の方がお母さんのことを書いておられるんですね、春先になってだんだん一日一日、日が延びていきますね、日差しが延びますね、薪（たきぎ）を採りに行くときに裏山にですね、そのお母様が、その作者、当時は子供ですよ、その人に「米粒の大きさがらだよ」と、それぐらいずつ延びていくんだという、まさにその日差しが延びていくことを自分たちがいただく米に例えてですね、子供に教えられるんですね、私はとてもこれはすてきな話だなと思ったんです。なぜかといったら、そのお母さんは、そのお米、そのことに対して食べて自分たちが生きているということを感じと謙虚に生きていきなさいということをお母様がその子供、いわゆるその作者の人に教えられたんだなと思って、私はその本を読みながらおふくろのことも思いつつ読んだ記憶があります。感謝しながら謙虚に生きていく、これは素直にそういういろんな人の声に耳を傾けなさいという、そういったことも含めてですね、今市長とやり取りをして、ちょっとふと思いました。やっぱり謙虚でないといけないですよ、私はそう思います。

ちなみに、その本は「茄子の花」という題がついておりました。今でも時々繰り返し読んでおりますが、ぜひですね、市長、この問題についてはですね、私も当然、次どうなるか分かりませんけれども、もしここで相まみえること、立場が違うかもしれませんよ、そのとき、そういうことも含めてですね、これからもこの問題については議論をしたいというふうに思います。

6項目ほどしてますので、今この点については、今あなたのその立場でね、あなたの立場がよく理解したところであります。本庁がここにあることが、了としたという意味ではありません。あなたの立場を理解したところであります。そういった意味で、この点については、今後もやっていきたいというふうに思います。

次にいきます。2番目にこの嘱託職員の待遇改善ということで、本庁に支所を含めてお勤めの市役所で働いておられる方々、またその外郭団体の方も含めてということであります。待遇改善ということをお願いをしておきました。

まずですね、本市は嘱託職員、パート職員、そして臨時職員とそれぞれの立場でお仕事をいただいているわけですが、現在本庁の正職員が339名、いただいた資料ですよ、25年の4月の段階のものであります。そして、嘱託職員、臨時職員、パート職員含めまして306人の方がお勤めになってるんですね。この嘱託、パート、臨時、この方々に対する市長の考え方、思いはどういうふうに思われてますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど少し述べましたように、今、市役所では行財政改革に懸命に取り組んでおりまして、職員の適正化計画に基づきまして、職員の削減をしているということでございます。

そのような中で、嘱託職員、臨時職員の方々に職員で仕事をする者について、一部軽微なものについてはお願いしているということでございます。

○19番（小園義行君） いや、あの、その職員の方々に軽微な仕事をいただいているという答弁されましたけど、これ大事な戦力といいますかね、その人たちがいなければ仕事は回らない状況になってるのではないかというふうに思うわけです。いわゆる50%ですよ、全体の職員です、本庁の正規職員が339名で、嘱託をはじめとして、そういう方々が306人おられるんですよ、これもう半分は、本来だとその人たちがいなかったら大変な御苦勞をされるわけじゃないですか、その思いを私は嘱託職員の人たち、臨時、パートの人、その人たちにどんな思いで、日々市長がお仕事をいただいているのかということお聞きしたんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託職員の方につきましても、臨時職員の方につきましても、市政運営を担っていただく大事な人材だというようなふうに思っております。この方々にも改めて感謝申し上げ、そしてまた、職員と変わらない形での市民へ対する接遇等には心掛けていただくよう、そしてまた職務に精励していただくようお願いしているところでございます。

○19番（小園義行君） そういう大事な仕事をいただいているという認識は同じですね。

そこで、本市もですね、非常に全国の嘱託職員の置かれてる、パートさんを含めてという意味

ですよ、それをちょっといろいろ調べましたけど、本市は通勤費の支給をはじめとしてですね、忌引きの有給、そういったこともして大変努力をされてるといのは評価しております。

そういった中で、過去の議会です、いろいろ質問をしまして、2008年の人事院勧告に基づいてどうですかということで、夏・冬の一時金支給についてどうだということで、市長に答弁を求めたところ、現に県内でもそのことについて取り組みがなされているところがあるので、注視して研究してまいりたいというふうに24年の9月議会と12月議会、答弁をしております。

そして、具体的に課長の方からですね、鹿児島市、出水市、霧島市、南九州市、そういったところが夏・冬の一時金の支給というのをやっていると、答弁が出てるところであります。

そこで、市長がですね、6月議会のいわゆる文教厚生委員会の委員会審議の中で、民間の保育士の確保という意味で、国が単年度ですけど、交付金事業みたいなことで、月額8,000円ほど引き上げるとい、そういったぐらいのお金の予算が提案されたんですね、その時に質疑を終わって、本市が抱えている公立保育所と民間の違いについて大きな差があるということで、市長に総括質疑をしました。その時ですね、そのことについてはもう了としたんですからね、市長ね、その時こういうふうに市長がおっしゃったんです。嘱託職員のそういったものについても、どういう見直しをしたり、いろいろやって提案したのかということで、質疑をしたときに、全体はもう言いませんよ。市全体の振興を図って行って、市民の所得を上げていくということ、そういった課題を解決していきながら、賃金体系を上げていく中で、臨時職員、嘱託職員の最低賃金というものを上げていきたいということは、私自身思っているところであります。というふうに、市長は答弁されたんですよ、総括の中で。

私は、この答弁はですね、すごく踏み込んで有り難い、市長が本当にそのことに心をくだいてるんだということを思って、重く受け止めました。そういう立場も理解しながらですね、今回嘱託職員の方々のいわゆる夏・冬の一時金支給、そういったものが過去の議会答弁とあわせて研究してまいりたいということでありましたが、実際にそのことを検討し、新年度からどうするというに、勢いなるのかどうか分かりませんが、どういう形でこれは検討されてきたんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの委員会質疑の中で、今お話があったような答弁をしたところでございます。

私自身は、いわゆる本音というか、働く方々の賃金、そして給料、所得というのは上げてあげられるときだったら上げてあげたいというのは、どなたも思いは同じではないかなというふうに思うところでございます。

ただ、私どもは公務員という立場で、市民の方々の所得向上、福利向上というものが前提となっておりますので、それらのものをまずするんですよと、そして、それらのものが図られて理解を得られたら、私どももそういったことをやりましょうよねというような意味合いから、回答したというふうに御理解いただければというふうに思います。

ということで、様々な政策を掲げながら、皆さん方の御理解と、そしてまた御助言をいただき

ながら、そのことについては一生懸命更に進めてまいりたいというふうに思います。

そして、この一時金の支給についての検討ということでございますが、今回のこの議会においても、そのようなことのお話が出るということでございますので、このことについては対応できるかどうかということにつきましては、先ほどの委員会でもお答えしたと思いますが、現段階では市職員自体の給料が下がっている状況なので、現在は対応できないというようなことの結論になっているところでございます。

○19番(小園義行君) 市の職員のそれはですね、いわゆる国が地方交付税を削減をしますよと、最初からね、法律違反を犯して、ここの議会では、かろうじてそれが了となりましたけど、これはもともとそういうのはおかしいというふうに市長会も意見を上げて、ここの議会も上げてますよ、本来そんなことをやってくれるなど。一方では、このデフレ脱却ということで安倍さんですね、賃金を引き上げてください、引き上げてください民間の方って言うておきながら、自分のところはそういう形で引き下げていく。まさにそういう法律違反を犯してでもやるというのはおかしいよということで、私は当然反対をしたところで、ほかの議員の皆さん方も頑張って、かろうじて了となったところでありますが、今市の職員がね、下がってるからといって、先ほどいろんな意味で総括して志布志市の市民の所得を上げていくというのがあなたに課せられてる大きな私は課題だと思うんですよ。そういった立場から、今嘱託職員、パートさん、そして臨時の人たち、それぞれ努力をされてですよ、言葉が悪いけれども、最低賃金を少し上回るぐらいのものになったり、いろんなものがありますね、この現状がですよ。最低賃金引き上げなさいて、当然それはもう66円上がりましたから、それぞれですよ、でもこの夏・冬の一時金、これ現実に鹿児島市、出水、霧島、南九州市、そういうところ実際にやって、そこにお住まいで働いておられる方々は一住民ですよ、嘱託職員の人たち。ここにおられる人たち、当然それなりの正職員ですから、ボーナスもらわれますよね。嘱託職員の人にその本当の意味での気持ち、同程度やれといったら大変な財源必要ですから、仮に私は鹿児島市がやってるような金額でやった場合にですね、1,300万円ほどあれば可能ですよ、これ、夏・冬合わせてですね、本当にその時に心から本当1年間御苦労さまでしたと、人事院が求めているのもそのことですよ。これはもちろん国の嘱託職員、そういったものについても出していますが、地方自治体においてもそこにならって頑張れということ人事院の勧告としてあるんですよ。財源が厳しいとか、先ほどね、職員の所得が下がってるっていうことでありましたけれども、私はね、もともと低いその人たちをいかにしてその人の懐を増やしていくのかということ、とても大事だと、そして一緒に頑張って、住民の皆さんのために頑張ろうと、そういう気持ちで働いておられると思うんですよ。

私たちがあがる課に行ってますね、この人は正規、この人は嘱託、パートさんと分からないですよ、正直言って、みんな同じ役所の職員の人だと僕なんか思ってますよ、聞かない限り分かりませんよ、これ。

そういった意味で、鹿児島市の例にならって言うなら、約1,300万円ほどあればこれ大丈夫な金額です。24年度決算がもうすぐ僕たちにも公表されると思いますが、24年度決算がどういう収支

決算になってるのか、市長ちょっとお分かりかどうか分かりませんが、財政課長でもいいですよ、ちょっと教えてください。

○財務課長（野村不二生君） 平成24年度の実質収支は4億4,672万6,000円でございます。

○19番（小園義行君） 4億4,000万円からの黒字だということですね、当然だから25年度のそこにも繰り入れというような形で繰り越しに入ってくるわけですが、市長、全体として通勤費が2,300万円ほど嘱託職員、パートさん、臨時さんのそこに2年前からあなた方が努力して支給が始まってますね、大変喜ばれてます。これは人事院勧告に基づいて、あなた方が努力した結果ですよ。

そして、今回一時金もそのことについてきちんと人事院は求めています。この4億からの黒字になってるそのうちの1,300万円、鹿児島市の例にならってやればという意味ですよ、この300名近くの方々に対してですね、そういうことぐらい夏と冬、考えられませんかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話しますように、私どもの公務員としての仕事、地方自治体の仕事といたしましては、まずその地域の市民の皆さん方の福利の向上、所得の向上ということを図られなきゃならないということになるかと思えます。

現在、非常に経済情勢が厳しいというような中で、まずもって私どもが待遇改善というようなことをするというについては、とても理解が得られない内容ではないかなというふうに思います。社会情勢の変化に注視しながら、このことについては対応していきたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 役所の正規職員の人たちの賃金引き下げでさえもですね、私はいろいろ問題があると、なぜならここが基準になるからですよ、そういった意味でね、民間にも当然それは厳しい状況があると、でも嘱託職員の人たち、いったん家に帰ると住民ですよ、その人の所得向上を図っていくという。そしてここに来たらですね、正規職員と嘱託の人という、全然市長でも分かりませんか、恐らくね。あなたは正規職員ですか、嘱託職員ですか、ぱっとある課に行ってみますか。私も旧志布志町時代はよく分かってましたけど、こんなに多くなったらですね、とても分かりません。その中でみんな同じように頑張っていたら、でも賃金はそんなだけ格差があるという実態があるからですね、人事院もきちんとやれということで勧告が出てるんですよ。そのことについてはね、もっと僕は心をくだいてやると、これが何億もかかるようなものだったら、私自身も当然そんなことをね、求めるわけじゃないですよ。そこに本当に、皆さんが例えば100万円とかですよ、私たち議員だって50万円からもらうじゃないですか。その時に全くゼロというね、このことで果たしてね、どうなのかということを感じていただきたいと。そのことは、住民の皆さんに還元しているということですからね、税金をですね。そういう意味で、24年度の収支決算もいわゆる4億4,000万円からの黒字決算になっていますということでもありますよ。そういった一生懸命この町、職員を減らしながら、それをカバーしてるのは嘱託やパートの、そして臨時の方々の力があってこそでしょう、市長。あなたの公約を実現していくには、そういう

人たちの力がない限りは、うまくできないんですよ、これ。そういった意味で、いかがですかということをお聞きするんですよ。

ちなみに鹿児島市が夏・冬2万円ずつ出しています。そして、合わせて4万円ですよ、大変額は少ないですけども喜ばれていますよ、そのことでね。

そして、全体として志布志市は、300人近くおられますので、金額はそういったものになるわけですよ。そのことが考えられませんかということをお願いをしているところですが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市役所に来られる市民の方々にとりましては、嘱託なのか臨時なのか、正職員なのか、なかなか判別がしづらいということについては、御指摘のとおりだと思います。

そしてまた、仕事の重さと、与えられた任務についての内容について、把握はなかなかさきにくいです。

そしてまた、それに裏付けされている給料の額についても多分御存知ないというふうに思うところでございます。それぞれの職員は、それぞれの立場で自分の任務を果たし、そしてまた、職責に応じた仕事をしていく。そしてまた、それに見合う報酬を得られるということが考えるところでございます。そういう意味合いからしまして、現在の段階では、まだ社会情勢を見ながらこのことについては取り組みをさせていただきたいということでございます。

○19番（小園義行君） あなたの立場はそういうことで分かりました。

今後、この問題もね、ぜひよく検討していただいて、自分たちの立場が正規職員か、嘱託かということで、同じ言葉は悪いけど、仕事に属しながらですね、非常に重たい責任をもって仕事をされている方々に、そういった意味での格差が非常にあります。私はこれはね、ぜひ考えていただきたいものだというふうに思います。この問題は、今後もですね、鹿児島市や南九州市、霧島市、指宿、そういうところが頑張っているというね、このことで本市もぜひね、その立場に立ってやったらどうかという思いは変わりません。今あなた自信がそういう立場であればいいでしょう。でも、私はこのことについては、今後も引き続き努力をして、あなたとやっていきたいと思っております。

次に、夏季休暇というのが、それぞれ職員の方には5日間ほど、これ有給であるわけですが、そこについてもね、お盆のときでも、当然職員の人も使用されますけど、夏季休暇を取れるわけですね。この嘱託職員の人たちにはそれが全くゼロということですよ、そこについては、いやそれは嘱託職員だからしょうがないんだって、そういう立場ですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

夏季休暇につきましては、ただいまお話がありますように、有給というような休暇になるということでございます。当然、これにつきましても待遇改善向上というような内容になるというふうに思うところでございます。

ということで、先ほども答弁いたしましたように、このことについても社会状況を勘案しながら

ら取り組みをしてまいりたいというふうにと考えるとございませう。

○19番（小園義行君） この夏季休暇と今その社会情勢の変化ということで、どうなんですか、やらないということですか。嘱託職員やパートさんは、やらんでいいんだというふうに、今の答弁はそういう理解していいんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階で、嘱託職員につきましても、年休等がございませうので、そちらの方で対応していただいていると。そしてまた、新たにそのような休暇を与えるということにつきましては、先ほども言いましたように、この手当の支給や賃金引き上げに相当するものというふうに考えますので、現段階では厳しい状況であるということございませうので、社会状況を勘案しながら対応したいということございませう。

○19番（小園義行君） ということは、正規の職員の方はよくて、夏季休暇ですよ、分かってますよね、市長ね。夏季休暇、夏休みで別に5日間休みいただけるじゃないですか、嘱託職員の人はそれはないわけですね、そのことも嘱託職員やパートだからないというふうに、それは社会情勢上好ましくないということですね。じゃあ正規の方々が夏休みは取られるんですよ。そのことが、今あなたがおっしゃるその社会情勢の状況からした時にどう理解がいくんですかね、住民の方々からしたら。5日間正規の人は、有給でお休みがありますね。そして、嘱託職員は、夏季休暇というのはゼロですよ、今。だから、そこについてあなた自身が本当にね、この夏の間にかしてやりくりしながらですよ、仕事をされてる方々に対して、嘱託職員、僕全国の例をたくさんここに持ってきてますけど、夏休み、いわゆる夏季休暇をですね、2日やったり、3日やったりいろいろですよ。そういうふうにして努力して、仕事を頑張ってもらっていると、そういったことを今の経済状況の正規職員だけはよくて、嘱託職員は駄目だというその考え方そのものですね、パート労働法という法律がありますね、そこには何てうたってますか、そのパート労働法が。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員の方々につきましては、夏季休暇の制度があるということございませう。

そしてまた、新たに嘱託職員に夏季休暇の導入を認めるかということについては、先ほども言いましたように、新たに決まったやつやの支給や賃金の引き上げに相当するようなものでございませうので、現在の社会状況の中では厳しい状況であるということございませう。新たな、そのような経済状況等を踏まえながら対応してまいりたいということでありませう。

○19番（小園義行君） 質問に答弁してないですよ、パート労働法はどういうことを求めているんですかと、大きなことでいった時に、分かってますか。

○総務課長（溝口 猛君） パート労働法につきましては、今ちょっと資料を準備しておりますので、今しばらくお待ちください。

○19番（小園義行君） いいですよ。あのね、改正パート労働法、これ、常勤職員との均等義務、そのことをうたっているんです。それが大きな法律の求めているものです。そのことからしたとき

もですね、人事院も踏まえて、いわゆる常勤、いわゆる正規の職員との均等待遇、そのことをきちんと求めてパート労働法というのができてるんですよ。そういった立場からした時に、正規の職員はよくて、嘱託の人は駄目というね、そこがね、本当の意味での法律の趣旨をちゃんと守っていくという、そのことでみんなで、この住民のために頑張るんだというそのことがね、理解がされていないから非常に僕はここは問題だと思うんです。

ぜひですね、夏季休暇というそのことぐらいいはね、全国たくさんやってますよ、そういったもので、ぜひこの本市においてもね、夏季休暇ぐらいいは一日、二日、できれば職員と同じ五日というのがいいでしょうけど、全体の底上げという意味からしても、この夏季休暇いかがですか。二日ぐらいいね、僕はやっても了とされると思いますよ。そのことで住民がなんだということにはならないと思いますけどね。この法律が求めているもの、人事院勧告が求めているものからした時どうなのかということではいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

パート労働法の求める内容につきましては、尊重すべきものというふうには思うところでございます。

しかしながら、先程来申しますように、現段階で、そのような、待遇改善の回答をお答えするということについては、非常に厳しい状況にあるのではないかなというふうに考えるところでございます。

今後、社会状況の変化を見ながら対応させていただきたいというところでございます。

○19番（小園義行君） 社会状況の変化って、どういうふうになった時、市長、これは大丈夫だってなるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新たな人事院の勧告等が、今年度もされるのではないかなというふうに思います。

そしてまた、来年になれば景気が上向いてくるというような予測もされております。そしてまた、国の措置による地方公務員の給料カットについても本年度限りというような形にされております。ということで、そのような時期が終了すれば、到来すれば、新たな環境が整ってくるというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） ということは、じゃあ来年、このいわゆる正規職員の人たちの賃金カットが元にかえりますね、そうした時はあなた自身が今答弁されるように、この嘱託職員の人たちの一時金支給や夏季休暇、そういったものについても前向きにやるというふうに、今の答弁だと聞こえるんですが、そうでいいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

社会状況の変化ということでございますので、そのような変化が総体として市民の方々が捉えていただくという環境になったら、そのことについては対応ができるということでございます。

○19番（小園義行君） これね、来年になったらこれ、職員の人たちの賃金カットというのは、もちろんあなたもそうですよ、私自身もそうやってますが、来年で切れますよ、そうした時に、

元にかえたらやるというふうに普通は考えますけど、そういう立場でいいんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、今回の賃金カットのみならず、新たな人事院勧告等もございましょうから、それらのものを参酌しながら、そしてまた、当然国全体の経済の動向等が様々な指数等で示されるということになるでしょうから、その時には対応ができるということでございます。

○19番（小園義行君） 非常にね、私から見たら、市長、表面はそうですけど、大変冷たいですね。分かりました。決算の状況を含めてね、今本市がどういう状況にあるのかということも、先ほど少し収支決算でましたので、まあいいでしょう。やらないということですよ、よし、分かりました。

次にいきます。次は、高齢者福祉ということで、敬老祝い金制度を見直して、75歳以上全ての人に支給する考えはないかということで、これまでもこの問題も何回もやってきたところであります。これ、敬老祝い金支給のですね、この目的からして全体の3割しか支給されないこの節目支給のね、このやり方、現状をどういうふうに考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

敬老祝い金につきましては、長年社会の進展に寄与してこられた高齢者の方々の功労をたたえるために、長寿の節目を迎えられた方々を対象に支給しているところであります。これまで地域や社会のために一生懸命働いてこられた先輩方を敬い、長寿を心からお祝い申し上げるところでございますが、喜寿や米寿等、人生の節目に支給することで長寿を祝い、これからの励みとしていただくよう敬老祝い金の制度をとっているところでございます。

○19番（小園義行君） 質問に市長、答えんとですよ、それ、そんなの分かってますよ、それ、分かって質問をしてるんですよ。これ、全体のね、3割しかこれ、大変申し訳ないけど、6,337名、これ若干ずれがありますよ、節目にするとね、1,829名、約2,000人近くです。3割の人しかいないんですよ、これ。その現状をどう思いますかということ聞いてるんです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全員の方に支給すればというお話になろうかというふうに思いますが、祝い金ということでございますので、その時その時、やはり節目節目でお祝いを申し上げた方が、その意味はあるのではないかなと、特に私どもの日本社会においては米寿、喜寿と、そしてまた白寿というような節目がございまして、その時々敬老のお祝いをすることがございますので、それに合わせて、私どももお祝いを申し上げようということでございます。

○19番（小園義行君） これ、いわゆる目的はですよ、これまで頑張ってこられた方々に高齢者に対して贈るということですね。この節目にする時も、住民の意見なんかは聞かれてないわけですよ。合併当初は全員支給でしたね、その後2年目、3年目どっかその近辺で節目に変わっていくわけですけど、その時も高齢者の方々、そういった意見は聞かれずに、こう実際なった経緯があります。隣の曾於市ですね、首長が変わりまして、予算の範囲内でどうだということで、今月の6日からもう全員支給ということでね、75歳以上全てに支給がなってます。

本市もですね、いわゆる1,300万円ぐらいの予算ですので、全員支給にするということで行くと、2,000円やったらですね、全ての方にこの予算の範囲内でいくわけですよ。そして、全ての方が一緒に、これまで頑張ってきたよねということで、いわゆる祝い金として全ての方が同列にお祝いをしていただけるという、そういったものに変えられんのかなということを何回もこれまでも言ってきましたが、敬老の日、今度私たちも15日やりますけど、その時もらえる人とそうでない人がいるんですね。一緒にそこで、うちの自治会で祝いをするんですよ。もらえる人とそうでない人がいるんですよ、こんなね、やっぱりすっきりしないなと思う。この予算の範囲内で全ての人に支給できるように、私はすべきだと思うんですよ。年金暮らしの高齢者の方にとって、金額じゃないですよ、これ、本当に市の方から、これまで御苦労さまでしたという意味を込めて、同じ感謝の気持ちでね、敬老の日を迎えることが予算をたくさん増やしなさいということじゃなくて、予算の範囲内でできることをやったらどうですかと、これは市長が増やすということであっても、3,000円だったら1,800万円近くあればすむわけですけど、その今の予算の中でね、やるとしたら、一人2,000円ぐらいですむんですが、そういった考えに立てませんかということなんです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、75歳以上ということでしたときに、お一人2,000円当たりとなるというようなことが試算されるようでございます。2,000円の場合、いろいろあるでしょうが、その2000円で、本当にみんながお祝いして、そして、よかったねというような内容になるのかどうかということもあろうかというふうに思いますが、先ほども申しましたように、いわゆる長寿を祝う、そして敬老を祝うということであるならば、やはり社会常識的な観点から、それぞれの節目でお祝いがあるということを思った時に、その節目節目でしていくのがふさわしいものではないかなというふうには考えるところでございます。

○19番（小園義行君） この問題も本当に市長の考えておられる、いわゆる住民の皆さん方が敬老の日をみんなで祝うというね、そういう立場からした時、ずれてるというふうに思いますね。まあ、それはそれであなた自身がそういう考え方で今後もいきますよということですので、これ本当に私はこの条例がいつる目的、第1条からした時には、全員にそのことが行き渡る。金額じゃ僕はないと思うんですね。そういったものをきちんと持っている首長なのかと、問われてると思うんです。これもあなた自身は、年金暮らしの高齢者にとっては、敬老の日を一緒に同列にみんなで祝いをするという意味からしたときに、感謝の気持ちでね、迎えたいものだというふうに僕は思うんですよ。それがあなた自身ないということでもありますので、そのこともよく分かりました。

でもこれね、私は、私が首長だったらそういうふうにご問題もね、きちんと私は問いかけたいと思います。やらんということですから、そのことはよく分かりました。

じゃあ次に、時間の関係もありますがいきます。

子ども医療費の助成ということでですね、高校卒業まで広げる考えはありませんかということ

で、少し先の議会でもちょっとやったところでしたが、これで教育長にもですね、お聞きをしたところでした。18歳まで広げる、今は中学卒業ですのでね、それを広げる考えはありませんかということで、やりました。先に年少扶養控除の廃止、そして特定扶養控除の額の見直し、これに伴って財源はここにあるよということで6月議会やりましたね。このことの中身は、市長よく分かっていますね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

年少扶養控除の廃止に伴う市民税の増額分ということで、先ほどの議会でもお話があったところでございます。このことをもって、子ども医療費の助成事業を拡大するということに取り組んだらどうかというようなお話だったというふうに思っております。

現段階では、市では中学生までの医療費助成を全額しているところでございます。市独自では、子育て日本一のまちづくりを目指しているというようなことでございますので、このような観点から、今後はこのことについても検討してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 教育長にもお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市における医療費の助成につきましては、ただいま市長が答弁いたしましたとおり、義務教育期間であります中学生までは、その助成の対象となっておりますが、平成25年6月の定例議会に一般質問に対しても同様の質問がありましたので、教育委員会としての考えを答弁いたしました。

御案内のとおり、もうすでに本市におきましても96%の進学率ということになっておりますので、この数字が示しますとおり、高等学校教育はもはや義務教育化しているといっても言い過ぎではないだろうとは考えております。成長するにつれて病気を患う機会もだんだん少なくなりますので、保護者にとりましても通院にかかる経費を気にすることなく、子供の疾病の早期発見、あるいは早期治療を促進することによりまして、子供の健康の保持・増進を図ることは、子供自身のためにも勉学に安心して励む環境づくりという点で必要なことであろうと認識しております。

以上でございます。

○19番（小園義行君） 市長、教育委員会サイドはぜひやっていただきたいという立場ですよ、あれね。ごめんなさいね、「あれ」という今答弁という意味ですからね、教育長ね、ごめんなさいね。

この年少扶養控除と特定扶養控除のですね、これ6月議会では5,100万円ということでしたが、ちょっと忙しいというか、期間短くてですね、年少扶養控除の廃止と特定の額の見直しの両方の世帯があったんですね。これで金額が違うでしょうということで、その時にお願いしたところでしたが、分かってればちょっと教えてください。

○税務課長（上原 登君） 議員の方から6月議会、そしてまた、今議会でも年少扶養控除、特定扶養控除の控除がなくなった場合、どれほど税収が増えたのかということで、もう少し精査を

してほしいという問い合わせがあったところでございました。

今回、24年度の申告に基づいて考察をやり直したところでございます。年少扶養控除、16歳未満の扶養親族がいらっしゃるところについては、住民税は33万円の控除が今までありましたけれども、それがなくなった場合、どれほど税収が増えたのかという試算をいたしますと、合計で6,487万3,300円ほど年少、特定扶養控除に合わせて増えております。中学生未満の年少扶養控除の場合で5,633万4,000円ほど、それから高校生のみ特定扶養控除、こちらの方で214万7,000円ほど、それから年少、特定、この二つを合わせました控除で639万円ほど、合計6,487万円ほど税収の増というふうな結果が出たところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長、ありましたようにね、これ年少扶養控除と特定扶養控除のこの世帯ですね、いわゆる納税義務者ですよ、3,046人という当局からいただきました。この方々がいわゆる増税になったんですね、その分で6月で5,100万円でしょう、今回6,400万円ということは、1,300万円さらに増えて、6,400万円ある。全てこれ一般財源にもう入ってるわけで、色が付いてるわけじゃないですよ。ぜひですね、子ども医療費のこれを助成を広げて、どっかの町が、それは県内ではまだないですよ。ぜひですね、少し足すだけで、今に足すだけで、私は日本一の子育て支援のまちづくりとあなたが目指してるのであれば、財源はここにありますよ、この方々は増税になったんですよ、この三千幾らの方々ね、その人たちにお金をあげなさいということじゃないですよ。安心して高校生でも病院にいった時にかかれるようにしたらいかがですかと、財源はここにありますよ、あなたが先ほどからいろいろ言われてますけど、いかがですか、これ。どっかが手を挙げる前に先に言ってね、さすが日本一の支援のまちづくりをしてるところだって、いかがですか、これ。

○市長（本田修一君） 先ほどもお答えしましたように、検討してまいりたいということをお話申し上げたところでございます。

検討するということは、前向きにということになるということをお話いただければというふうに思います。

○19番（小園義行君） ということは、仮にですよ、あなたが当選されますね、新年度ではこれをちゃんとやるというふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） 新たな事業について、私がこの場でですね、やるということについて、どのような形で発言すればいいのかちょっと戸惑うところでございますが、現段階で、今お話がありましたように財源というものは確保できる道があるということ、しかし、担当の方に言わせると、これらについてもあてにしているところがあるんですよというような話も聞いておりますので、全てそういったふうに充てるということは難しいかもしれませんが、今は少なくともそういった道があるということは認識しているところでございますので、そしてまた、子育て日本一のまちというものの、次の政策というものは何かということについては、いつもいつも考えているところでございます。

そのような意味合いからすれば、この医療費の無料化ということの枠拡大については、当然考

えるべき課題だというふうには思うところでございます。

○19番（小園義行君） いわゆる行政というのは継続していくものですからね、ぜひこのことで、ここに先の議会から含めて1,300万円増えて6,400万円の増収になってると、それはいわゆる私が今言っている高校生までに広げませんかという、その世帯がまさに増税になってるんですよ。その分を少しこちらの方に回す、もちろん病院に行かなければ払う必要ないわけだから、当局としても払わんでいいわけでしょう。そういうことを含めて、先ほど教育長の方からもありましたように、義務教育化していると、そして、あんまり高校生になったら病気もしないということですから、安心して学業に専念できる環境をつくってやるという意味で、きちんと市長の答弁としてね、これやるべきだと、なぜなら予算の範囲内ということだったらすぐやりますよということでしょうけども、今回の場合は、ここ約9,600万円ほどの当初予算で出てますのでね、若干いろいろでしょう。でも、これだけの増収になってる、それは一方では世帯が負担が増えているということですので、そこに対して少し高校生まで広げて安心して勉強してよっていうことをね、環境をつくってあげるというのがあなたの仕事だと思います。

教育委員会は、義務教育じゃないけど、義務教育と同じようになってるということで、それぐらいの進学率になってるから、やっていただきたいという教育長の熱意ですよ。新たな事業ということじゃなくて、それを拡大するということですからね、そこについては継続していけばいいわけですよ、いかがですか、もう1回。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

中学生までの医療の医療費全額助成という方向性を取ったときから、次は18歳未満と、高校生というようなレベルまで高めるということが当然考えられるなというふうには、いつも考えてきたところでございます。

しかしながら、その財源というものの目当てが付いてないというような状況でございましたので、そのことについては、拡大ができないということであったところでございます。

今お話がありますように、新たな財源の確保ができる見込みがあるということが確実であるならば、このことについては検討を深めて取り組みに結びつけたいというふうには思うところでございます。

○19番（小園義行君） その取り組みに結びつけたいということで、これ、やりますよというふうにこちらは理解をして進んでいきます。そういうことで理解しましたので、次にいきたいと思えます。

ちょっと順番が逆になりますけど、議長よろしいですかね。

○議長（上村 環君） はい。

○19番（小園義行君） 学校教育についてということで、就学援助の対象範囲が拡大されたことに伴って、準要保護児童生徒にも広げる考えはないかということでお願いをしておきました。

この就学援助の拡大については、先の議会でもこれやったんですが、市長が教育委員会と十分詰めながら対応してまいりたいと、要保護については当然そうだったんですね。そこについて、

そういう答弁でありました。

その後、どういう状況になっているのかをお願いします。

これ、出水市が先にね、もう始めてやっているわけですよ、2年前から一般財源化されたことに伴ってぜひお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、現在小中学校への就学に要する経費の負担軽減を図り、安心して学校へ通学してもらうことを目的としまして、低所得世帯の児童生徒の保護者に対しまして、就学費用の一部を援助しているところでございます。

議員御質問の就学援助の支給項目の拡充につきましては、平成25年度当初予算査定時に私を含め教育委員会、企画政策課及び財務課と協議しまして、限られた財源の中で市全体における事業を総合的に判断し、予算編成を行った結果、平成25年における予算計上には至らなかったところであります。

ただし、給食費につきましては、小学校79%、中学校76%の補助率であったものを今年度から小中学校一律で80%の補助率と、引き上げを行ったところでございます。

しかしながら、拡大対象となる項目につきましても準要保護世帯にとって負担が大きいことは認識しておりますので、今後も財源確保を含め、関係部局と協議してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長の答弁がありましたように、教育委員会といたしましては、就学費用の一部を援助していることは、御案内のとおりですね。その中身は、学用品費等7項目でございます。それぞれに支給額を定めて支給をいたしております。

それから、準要保護児童生徒に対してですが、8月末現在で496名認定いたしました。今後、申請がありましたら、随時審査を行い、追加認定をしていく予定でございます。

それから、今議員の質問がありました支給項目の拡大につきましては、今市長も答弁いたしましたとおり、25年度では予算計上に至りませんでしたけれども、教育委員会といたしましても部活動等の保護者負担につきまして、負担が大きいということも認識しておりますので、準要保護児童生徒の支給項目の拡大や給食費等の補助率引き上げも含めまして、今後も関係部局と協議を重ねてまいりたいと、こういうふうを考えているところです。

○19番（小園義行君） 市長の答弁も6月議会と同じですが、先ほどの質問したものと同じ、やるというふうに理解していいんですか、新年度、これ。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁いたしましたように、例えば給食費については、補助率を小中学校一律上げたということで、一部できるものについては改善をしていると、対応を含め拡大しているということでございます。

今後もその内容について、十分協議を重ねながら、財源確保を含め協議して対応したいということでございます。

○19番（小園義行君） いいですか、ここにね、国からですね、平成22年4月1日付けで、各都道府県教育委員会教育長あてに文部科学省、中等教育局長及び文部科学省スポーツ少年局長というところから、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育うんぬんということでの要綱について通知がきていますね。そして、それを受けて、この通知の内容というのは、いわゆる補助対象を要保護のその補助対象をクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を追加されたと、そこに対してちゃんとやってちょうだいということで、都道府県の教育長にきています。そして、それを受けてですね、県の教育委員会の教育長から各市町村の教育長あてにですね、23年1月17日、文書が、これ依頼ですけどね、きています。

学校教育法第19条が何を求めているかということ、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」というふうに学校教育法でうたってるんですよね。もうもちろん教育長御存知ですが。

それで、国からの通知を受けて県の教育長から市町村の教育長に依頼てきてますが、こういうことですよ、就学援助事業に関わる措置ということで、「要保護児童生徒関係費補助金のほか、要保護児童生徒関係費及び準要保護児童生徒関係費については、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されている」というふうに、だから学校教育法によって、きちんと要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助を適切に実施してくださいと、教育長きてますね。だから教育長はああいう立場でしか答弁ができないんですよ。これ基準財政需要額の中に入ってる、お金の色付いてないけども、ちゃんとはあるからやれということじゃないですか、市長。

そういった立場からした時に、この三つのね、それを広げても、先の議会で340万円ほどでしたね。それぐらいのね、要保護世帯と同じに該当する準要保護世帯、そこに対して試算が教育長から出てましたけど、346万円、それも市長、難しいというふうにおっしゃるんですか。大変だから、きちんとやってねて。一方、学校教育法が求めている法の精神と、県の教育委員会等々がこういうことをお願いしてるんですよ、いかがですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、更に教育委員会と協議を重ねて、財源確保の範囲内で対応してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） その財源確保で、それはもうよく分かりますよ、決算が出てましたね、4億4,000万円からの収支決算ですよ、黒字ですよ。

教育委員会は、ぜひやっていただきたいというそういうことですよ、今後教育委員会と詰めてということですけど、教育委員会、教育長、これ広げていただきたいですよ。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど議員からお示しいただきました文部省、あるいは県の教育委員会からの通知につきましては、教育長会があるたびに、こういうふうにお金は一緒に出してあるので、必要に応じて財政局等にもお願いをしてもらいなさいと言えればおかしいですが、そういうふう措置してもらいなさいということは、教育長会では何回か言われました。

ですから、今市長が言われた市長も十分それはお分かりだと思いますので、そのことを踏まえて、またどの程度、枠の拡大、あるいは金額の増えるものかどうかは、話をしながら子供たちの教育環境整備に私どもの方からもお願いをしていきたいと、こういうふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長、今教育長の心情、非常に苦しい心情ですよ。だって予算を付けられないわけですから、教育委員会としては。市長部局でないと、これ問題でしょう。

だから、このそういったもろもろを含めて、全体で志布志市の準要保護を広げた場合に、答弁としては試算が出てますけど346万円、それぐらいで大体済みます。もちろん前後しますよ。そのことをね、本当に準要保護世帯というのは、要保護世帯に準じるという意味じゃないですか。そこに対して、きちんとあなたが目指す日本一の子供を育てるまちづくりとかね、支援のまちづくり、そういう意味からしても、こういうのは即決、即断でできるぐらいじゃないですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど教育長の方の答弁もありましたように、教育委員会としては、このことについては対応を考えているというようなことでございますので、協議を重ねて対応をしてみたいというふうに思います。

○19番（小園義行君） じゃあ教育委員会がやりたいと、やっていただきたいということであるということを理解した上で、当局としては、それを分かったということで、前に進んでいいですね。はい、分かりました。ぜひ新年度からそういう形で安心してですね、そういう子供たちが学校生活を送れるようにやるということでもありますので、理解をしたところであります。

じゃあ最後に障害者の問題について、少しお願いをします。

福祉行政ということで、9月は障害者雇用支援月間ということであるわけですね。本市の障害者に対する理解、啓発、そういったものがどういった取り組みがなされてるのかということで、少し市長部局、教育委員会サイドもお伺いしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鹿児島県では、9月を障害者雇用支援月間と定め、鹿児島労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、鹿児島障害者職業センターと連携のもと、障害者の雇用促進に向けて県民の皆様や事業主の皆様に関心と理解を一層深めるとともに、障害者に係る法定雇用率の引き上げの周知を行っているところです。

県の取り組みとしましては、障害者の雇用問題に関する関心と理解を深めることを目的としまして、障害者雇用支援、激励大会、街頭キャンペーン、障害者就職面接会の開催など、障害者雇用支援運動を展開しております。

本市での「障害者雇用支援月間」の取り組みについてでございますが、市のホームページにつきまして、県の事業の周知にとどまっているところでございますが、障害者雇用につきましては、日頃よりそお地区障がい者相談支援センターや、おおすみ障害者就業・生活支援センターとの連携を図りながら、障害のある方々の状況に応じた就労支援を行っているところです。

また、9月は発達障害福祉月間でもあり、発達障害に係る理解を図るため、にこにこはうすや

親の会の方々の御協力をいただき、広報誌を活用しまして、啓発を行っているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

障害者に対する理解、啓発につきましては、人権教育の視点からも大切なものだとして認識しております。

障害のある児童生徒に対する周囲の見方や対応によっては、その子供たちが不登校や引きこもり、あるいは非行といった二次的障害を引き起こしてしまう場合も考えられます。

本市におきましては、一人一人の良さや違いを認め合い、受け入れることのできる受容的、支持的環境づくりに向けて、道徳や総合的な学習の時間等、全ての教育活動におきまして、人権教育を進めてますとともに、各学校においては、特別支援学級の在籍児童生徒と通常学級の児童生徒との交流学習を通して、将来に向けて障害のある児童生徒の自立と、社会参加を促しますとともに、相互のふれあいを通じた豊かな人間性の育成に努めております。

児童生徒の指導的立場にある教職員に対しても、少なくとも年3回はあらゆる人権課題についての研修を行うよう指導しております。特に、12月3日から12月9日までの障害者週間に合わせて、各学校で理解・啓発に向けた取り組みを行うよう指導しております。それではまだまだ十分とはいえない面もありますので、教育委員会としては、日頃の教育活動の中で、言葉遣いは心遣いであるということ念頭に、まずは心に響く言葉かけなどから、児童生徒、教職員、保護者、障害者への理解を促進し、共生社会の確立に向けて努めてまいりたいと、そういうふう考えております。

○19番（小園義行君） 本市のですね、今それぞれ取り組みというのが教育委員会をはじめとして、市長部局もありましたが、本市のですね、人口が8月1日現在で3万3,550人おられます。障害者、言葉が適当かどうか分かりませんが、療育手帳、そして精神障害福祉手帳、身体障害者手帳を持っておられる方々の合計がですね、3,377名おられるんですね。約人口の1割は何らかの障害をお持ちという方々ですよ。でもこの方々に対する理解というのをね、本当にするには大変難しいことだというふうに、これ思います。そうした意味で、本市が人権教育啓発基本計画と、ここにもですね、これを読むととても素晴らしいです。ぜひこの立場でやってもらいたいものだというふうに、これ、教育長思います。もちろん、市長、志布志市がこれ作成したんですからね、その立場でやっていただきたいと、そう思うわけです。

障害を抱えている人たちは、何らかの形で不都合はあるけれども、不幸せじゃないんですよね。これはそれぞれの方がそういうふうに思っておられるというふうに思います。そこで、取り組みとしては、それなりにやってるということではありますが、広報とかですね、そういうもので、市報に月間とかね、やられてますけど、ただ、そういう時だけやればよいというものでは、これはないと思うんですね。日々、何回もこれはやらないと、いわゆるそういった理解というのはなかなか難しいというふうに思います。

私も、やっとうちの子供が、いわゆる知的障害と言っていいかどうか分かりません。支援が必

要な障害ですよ。そのことを抱えて35年です。その心の中をのぞいたことはありませんけど、のぞけないからですね、理解をするというところでずっと向き合ってきたところでもあります。そういった意味では、非常に大変な努力が必要なんだと、繰り返し繰り返し必要なんだというふうに思います。

そういった中で、先ほど市長が、そういうにこにこはうす等を通じて理解を深めていきたいということでありましたが、ここに私たち議会の方にも陳情がきたんですね、にこにこはうすの代表の方です。市長部局にも届いてるんですかね、これ、ないんですか、届いていますか。この内容を見るとね、もっと努力してってということがここに書かれてるんですよ、この陳情を受け取って、どんなふうに受け止められたんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この陳情を一読いたしまして、今までにない思いを抱いたところでございます。と申しますのは、陳情というのは、ややもするとどうしても要望、要求のみということになりますが、その至る背景について、るる述べておられまして、そしてまた同時に、私どもがとっている内容についても、若干感謝の気持ちも述べられている内容で届けられたということについては、本当に今までと違う形での陳情だなというふうに受け止めたところでございます。そのような心のこもった、心のこもった陳情と言うと、ちょっと表現がおかしいんですが、そのように受け止めまして、これらのことに対しましては、改めて真摯に受け止めて対応をしていけるところについては、対応していきたいなというふうには思ったところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長がありましたように、この中身を見ますとね、やっぱり保育に関してのことですので、障害児保育を含めて、これ実際に公的な責任の在り方が問われてるというふうに僕は思ったところでもあります。本市の障害児保育、幼稚園を含めてどんな状況になってるか、ちょっと教えてください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

障害児保育の実情でございますが、現在山重幼稚園では3名の教諭が幼稚園教育を担当しております。ここ3年間をみますと、障害のある子供の保護者から入園の相談があり、職員体制の対応できる範囲で、平成23年度が1人、平成24年度が2人、平成25年度も2人が入園しております。子供たちはにこにこはうすと並行通園しておりますので、定期的に協議を重ねながら障がい児教育の充実に努めております。

私立幼稚園につきましては、にこにこはうすの紹介で受け入れをし、並行通園しているというふうには聞いております。

○市長（本田修一君） 障害児保育につきましては、平成23年度、私立の2保育園で2名、平成24年度で私立の5保育園で6名という保育実施をしておりまして、これらの事業に対しまして、補助金額が交付されております。平成25年度は、私立の保育園5保育園で6名の保育実施に対しまして、補助金を交付する予定としております。

公立のみどり保育所におきましても、1名の児童に保育実施を行っているところでございます。

そしてまた、現在1名でございますが、この保育実施につきまして協議がされているということでございます。

○19番（小園義行君） 今、実態がそういうことですね、その中でぜひお願いをしたいのは、お願いというか、この陳情にもありますように、いわゆる療育というものをにこにこはうすだけに丸投げしてていいのかということが問われてるのではないかとこのうふうに、この陳情を見たとき思いました。今日は時間がありませんので、これ委員会でも少し議論させてもらいたいと思えますけど、ぜひですね、保育所運営協議会がありますね、その中で志布志市の保育はこうあるべき、障害児保育はこうだという、そのものをしっかりと持った上で、その運営協議会に臨んでもらいたいと、そうしないとですね、それぞれの法人がそれぞれでやってしまっただけで連携なり、そういったものがうまくいかないと、法人の特徴だからそれでいいでしょうということではないというふうに思えます。本市の保育はこうあるべき、障害児保育についてもこういうことですよというのが、共通の認識をもってやってもらわんといかなんというふうに、これ、思ったところがあります。

そういった意味で、保育所運営協議会が年何回開かれるのか分かりませんが、本市の保育における公的責任というものについて、少し市長、どんなふうにお考えなのかをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保育事業者等連絡協議会につきましては、毎年度行っているところでございまして、その中で障害児保育についての議題として取り上げ、説明も行い、そしてまた、市の補助内容についてのお話もさせていただいているところでございます。そのようなことから、先ほど申しましたように、市内の私立の保育園においても取り組みが増えてきているというようなふうに思うところでございます。このような取り組みを更に深めながら、障害児の保育について、また、保護者の方々、また障害児の方々の環境が少しでも良くなるように努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひですね、本市の民間移管をされてる保育所、法人が受けてますけど、きちんと志布志市がこうですよというものを持ってないと、それぞれの方向に走っていかれるということになってしまうのではないかと心配もするところです。

そういった意味で、今市長がおっしゃるようになりますね、本市の考え方はこうですよということで、ぜひ臨んでいただきたいものだと思います。

最後に、みどり保育所がまだ進んでないんですが、ここについてもですね、民間移管がですよ、強引なやり方をされないようにですね、ぜひそのことについて、市長に最後お聞きしておきたい。

そして、併せて教育委員会サイド、民間、市長部局、法定雇用率変わりましたので、それについてどういう状況なのかということをお聞きしておきたいと思えます。

○市長（本田修一君） みどり保育所の民間移管につきましては、今年度も保護者の方々と、協議をさせていただきまして、今年度については民間移管については、取り組みを行えないと、前に進まないというようなことの結論をいただいたところでございます。

次年度については、また更に協議をするということですが、改めて協議を重ねてまいりたいというふうに思います。

全体としまして、民間の方々が新たに移管を受けて、そして、それぞれの特色ある経営をしていただいている状況でございます。そして、私自身、これほどまで進むとは思わなかったところですが、それぞれの事業所の方々が意欲を持って経営の改善、そしてまた、施設の改善に積極的に取り組みをされて、本市においては安心こども基金の活用が極めて優れていると、多いというふうに思うところでございます。

そのようなことから、保育を受ける環境については、随分と改善されてきているというふうには思うところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 本市教育委員会における障害者雇用の実情についてでございますが、本市6月1日現在の職員数45人、うち該当者1人で雇用率は4.44%となっております。

今後障害者が地域で普通に暮らし、そして地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、やはり、それを担当いたします教育委員会にも、当然障害者雇用ということに認識がなければいけませんので、今後とも障害に対する認識、知識、啓発を職員ともども進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○市長（本田修一君） 答弁の漏れがございましたのでお答えいたします。

障害者の雇用促進法によりまして、地方公共団体の法定の雇用の率につきましては、平成25年度から2.3%と定められておりますが、本年度本市の雇用率は2.35%でございます。法定の雇用につきましては、クリアしている状況ということでございます。

○19番（小園義行君） 今回6項目ほどやりました。就学援助の拡大、そして子ども医療費の助成の拡大と、そういったものもしっかりやるというような市長のお考えをお聞きをしましたので、残されている任期はあともう少しですけど、次にどういうことになるか分かりませんが、皆さんと一緒に、いいまちづくりを進めていきたいと、そういう立場を表明して私の質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○7番（鶴迫京子君） 皆様こんにちは、今年の夏は例年になく、20何日間も猛暑が続くという

ことで、本当に日本の気候はどうか、世界の気候はどうなってるんだろうかということで、大変熱中症とかいろいろなことで、体調を崩された方もいらしたのではないかと思います。そのような熱い中、何回かお盆前、お盆後と、お盆のときもですが、お墓参りに行きましたところ、志布志の市営墓地である伊勢堀墓地の駐車場の整備がされまして、大変すばらしく見晴らしもよくなりまして、そして、駐車も車が何台も止められるということで、すがすがしい気持ちでお墓参りができたところではありますが、そこで二、三人の方と何回かお会いしたところ、大変喜ばれていました。もう本当に、前はこういうことなかったよねって、雑草の中ですごく車もどこに止めようかなという思いでお盆など、特にそうだったということで大変喜ばれていました。

そしてまた、遠くからお盆に帰省されていた方も、なおさらびっくりされまして、そういうお声を聞いたという、これも市民の声であります。後で市民の声ということで一般質問いたしますが、そういうお声を聞きまして、うれしく思ったところでもあります。このことは、もう市長をはじめ、担当部局の職員の皆様が私の無理難題な一般質問をいろいろ縦なり横なりいろいろなところから質問しまして、やっと形になってきたということで、本当に皆様当局の努力のたまものではないかと思って感謝申し上げます。市民の方も喜んでいらっしゃいましたので、そのことをお伝えして質問に入りたいと思います。

まず、通告書に基づきまして、今回は国民文化祭についてと、防災・減災について、政治姿勢についての3項目ほどを質問を行います。

まず、それでははじめに1点目である国民文化祭についてであります。

平成24年度は徳島県、25年度、今年は山梨県というふうに全国規模の文化祭が催されています。27年度には「第30回国民文化祭・かごしま2015」という名称のもと、「本物。鹿児島県～文化維新は黒潮に乗って～」をテーマに、愛称は「ひっとべ！かごしま国文祭」ということで、鹿児島県で行われます。そこで、本市はその実行委員会も即6月6日に立ち上がり、県内で一番真っ先に立ち上がりました。その本市の意気込みに、県の方も大変驚かれ、喜ばれていました。市町村主催による分野別フェスティバル103事業の中の心を彩る事業、物で表現するというので、志布志市は27年11月7日から8日にかけて、志エッセイフェスティバル事業が計画されていますが、この事業内容を具体的にお示してください。

また、これまでの本市の取り組み状況と、26年度、27年度開催までの今後の流れをお伺いいたします。

また、本市の取り組み状況の前に、なぜエッセイフェスティバルというエッセイに決まったのか、その決まったそこまでの経緯も併せてお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

国民文化祭は、国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、併せて地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実に資することを目的に開催されているということは、議員も御存知のことと思います。

国はもとより、開催県の文化力の総力を挙げて取り組まれている国民的行事であり、平成27年度には本県において第30回という節目の国民文化祭が開催されます。県におきましても、県下の関係団体とともに、平成24年7月に実行委員会が設立され、これを受けまして、本市におきましても、本年6月に県下で最初に実行委員会を設立したところです。設立と同時に第1回実行委員会を開催して、内容等の検討など平成27年度に向けて動き出したところでございます。国民文化祭への参加は県内はもとより、全国に志布志市をアピールできる絶好の機会と考えますので、実行委員会を軸に関係団体と連携して準備を進めてまいりたいと思います。

今後の取り組み内容等につきましては、教育委員会に答弁させます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

国民文化祭につきましては、ただいま市長が答弁しました内容でございまして、本市におきましては、先ほどありましたように、既に関係団体を中心に実行委員会を設立して準備を進めているところでございます。

本年度は3回の実行委員会を予定しておりまして、平成26年度、平成27年度も2～3回の実行委員会を開催し、本番に向けて準備する予定でございます。

また、本年度は国民文化祭が開催されている山梨県へ委員、事務局の視察も計画いたしております。

本市の国民文化祭への参加事業につきましては、平成21年度から取り組んでおります志エッセイコンテストを軸に、志エッセイフェスティバルと題して、志エッセイ講演会、志エッセイシンポジウム、志エッセイ朗読コンテスト、朗読コンサート、志エッセイショートムービーコンテストなどを実施する予定でございます。この中心となる事業に合わせて、本市の芸術祭等も関連事業と位置付けまして、関係団体に例年以上に取り組んでいただくよう準備をお願いしたいと考えております。

また、実行委員会には市観光特産品協会にも参画していただいておりますので、オリンピック招致の文句ではありませんが、市外からお越しいただいた皆様へのおもてなしという部分で、本市の食や観光の活用を図っていければと考えているところでございます。

このような全国規模の文化祭が本県で開催されるということで、教育委員会といたしましても国民文化祭への取り組みが本市の芸術文化の振興に大きく寄与するものと考えているところでございます。実行委員会と連携しながら、志布志市の芸術文化を広くアピールできるように取り組んでまいりたいと考えております。

議員にも実行委員としてお願いしておりますので、どうぞお力を貸して下さりますようお願い申し上げます。

○7番（鶴迫京子君） 今、国民文化祭ということで事業内容など、もろもろ説明していただきましたが、まず実行委員会のメンバーに私もエッセイ講座生代表として名前をいただいてメンバーに入っていますが、まず小さなことからお伺いしたいんですが、先ほど私のまず質問にお答えして、担当課の方だと思いますが、なぜエッセイフェスティバルという、これに決まったかとい

うことについてのお答えがなかったと思いますけど。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） フェスティバルのテーマですけれども、正式には第1回の会議をいたしました6月6日に実行委員会を開催いたしております。この時に志布志においては、「志」をテーマにした「志エッセイフェスティバル」を中心とした事業をやっていこうというふうに決定したところでございます。

このテーマの設定につきましては、1年ほど前から市の文化協会の皆様、それから各種団体の皆様とも意見交換をしてきたところでありまして、これまでの文化協会との協議、そこを踏まえまして、最終的に現在志布志においては、「志のあふれるまち」をテーマにした志エッセイコンテストを実施しております。平成21年度から実施しておりますので、これを中心とした取り組みをやっていこうということに決定したところでございます。

以上です。

○7番（鶴迫京子君） 平成21年度からエッセイの志エッセイ大賞ということで、そういうのを募集してやってらっしゃいますので、決まったということではありますが、それを受けまして、平成22年度から生涯学習の方でエッセイ講座というのを開設されました。そこでお聞きしたいと思いますが、このエッセイフェスティバル概要の中に、当局の説明の中で、その実行委員会の説明中で、1作品で3度の感動をということで、コンテストをやって、講演会を開いて、シンポジウムして朗読、コンテスト、そして最終的にはムービーコンテストということでありました。

それで、まずその実行委員会のメンバーはお願いしますということで、お電話いただいたのですが、その1回目の実行委員会の時に、一応書類がこれですが、机の上に配付されてまして、それを開きましたところ、その実行委員会の名簿を見たところですね、一応先ほどもう答えいただいたんですが、ほとんどの方が文化協会の代表ということで協議会の代表と、それはもうもちろんうなずけるわけですが、そこに観光特産品協会が入っているということで、教育長の方から食文化とか、そういう観光とか、そちらの方も入れ込んでいくということで入っているという説明をいただきましたので、納得するわけではありますが、まず講座生の代表を私入ってるのですが、講師の名がどこにもないんですね。そのことに関しまして、ちょうど実行委員会でいろいろ第1回ですので、委員の委嘱とか、あいさつとか、概要説明とか、25年度事業計画とか、そういうもろもろのことがありましたが、あとその他の時間が少ないわけですね、質問の時間が少なく、その中で二、三点出ました。その中で、まずある方は、もうこれ内容がエッセイフェスティバルをするということが決まっていたので、それはもう先に決まっていたのかということと、それはもう先ほど答弁されましたので、ということと、その講師の方のことも出ました。そういうことで、その講師のメンバーの委員会メンバーの決め方で、そして講師の講座生徒は入ってるんですが、講師は入ってないということは、まずどういうことかなって、資料をめくって、まず感想で思いましたので、まずそのところをちょっと説明いただければ。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 実行委員会の会員のメンバーですけれども、全員で16名でございます。少し紹介させていただきます。

委員は、市長、議会議長、教育委員会教育委員長、文化協会の代表が3地区から2人ずつ6名でございます。それから生涯学習センターの代表、それから市民代表ということで生涯学習の推進委員の代表の方、それからエッセイの代表、それから芸術文化振興会の代表、それから観光特産品協会の会長、それから学校校長会の代表ということで、計16名で役員構成をしているところでございます。

私どもといたしましては、市内のあらゆる分野から、団体から参画していただきまして、大会に対する御意見をいただきたいということでございます。エッセイにつきましては、エッセイの代表の方からという形をお願いをしたところでございます。

以上です。

○7番（鶴迫京子君） エッセイフェスティバルを鹿児島県内いろいろ歴史的なものを催すところ、文化的なところ、踊りとかそういうのをいろんなことがやられるわけではありますが、全体を見渡した時に、エッセイという、市民の中にも初めて聞く人もいるかと思いますが、それを取り上げてやっていこうというところで、志大賞の次の年から、こちらからお願いされて薩摩川内市のエッセイ講座の講師、大重先生を招いて指導を受けてるわけではありますが、ここのメンバーの中で、その2年間かけてやる全国的な規模の文化祭ということの中に、そのエッセイ自体を指導する指南役であるその講師の先生が、どこかで関わってくるのでしょうか。やっぱり総合的なフェスティバルですので、総合的なお祭りというのになろうかと思いますが、その根本は、そこにエッセイというのがあるわけですので、そこを抜きにして、どなたがどう指導していくということになっていくのでしょうか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 実行委員につきましては、市内の方を中心にお願いしたところでありまして。今議員の御質問の点ですけれども、エッセイコンテストにつきましては、現在も進めております。毎年行っている事業でございまして、これについては国民文化祭にこだわらず、今年も来年も続けていくところでございまして、その指導というものにつきましては、これまでどおり指導者の方にもお願いをしているところであります。現在、エッセイコンテストを実施しているその内容を生かしながら、新たな取り組みを展開していこうというのが今回の大きな流れでございまして。

現在、エッセイというのを集めまして、この冊子にしているところでございます。この事業は、これからも毎年継続的にする事業でございまして、指導者の方の御指導をいただくと、これに加えて、現在これをCD化しております。そして、このCD化しているのをまた映像化していきたいというような取り組みも考えているところでございまして、エッセイ自体の指導については、これまで同様をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） そのことを受けまして、次に移りますと、内容的に違いますが、その中で今のことも一緒にやっていきたいと思っておりますので、またお答えをお願いしたいと思います。

国民文化祭が志布志へもたらす相乗効果を大変期待するところでありますが、当局が考える事業の成果ですね、成果とはどのようなことを考えてらっしゃるのか、先ほども市長の方から言わ

れました。本市の芸術文化の活性化を図り、志布志市の良さを県内外に情報を発信するんだということで、目的とするということでおっしゃいましたので、そういうことを併せまして、志布志の芸術、文化度、芸術、そのアピールをただやりましたよ、2年後に実施しますよということには終わらないと思いますし、それを最大限にするためには、どのようなことが行政として、課題として見えてくるのか、その期待する成果と課題をお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国民文化祭は、全国規模のイベントでございますので、県においても全市町村を挙げて取り組む体制になっているようでございます。

したがって、市外、県外からより多くの皆様にお越しいただきまして、志布志の芸術・文化に触れていただき、その良さを感じていただきたいと考えております。そのために、県や県実行委員会と連携するとともに、本市でも市民はもちろん、市外、県外、いろんな媒体を使いまして広く周知してまいりたいと考えております。たくさんの皆さんにお越しいただきまして、最高のおもてなしでお迎えし、志布志を堪能し、満足していただけるよう、今後実行委員会を中心に、そのことが協議され、準備されるというふうにと考えてございまして、

○7番（鶴迫京子君） それではお聞きしますが、この議場にいらっしゃる皆様方にもですが、市長、エッセイというのをひとくちで言いますとどう捉えられますか、言葉で言います。

○市長（本田修一君） エッセイというのは、詩とは違っていて、それぞれの心の有り様につきまして、小論的な形でまとめたものというようなふうにと認識するところでございます。人の心に訴えかけるその作者の心情を読みつづるものというふうにと考えてございまして、

○7番（鶴迫京子君） 担当課長、いかがでしょうか。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 私どもは今「志のあふれるまち」ということで事業を推進しているわけですが、いろんな市民の皆様方の思いということが詰められているのが、私ども今実践してる志のエッセイというふうにと今は認識しているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 私もエッセイ講座に入った動機といいますのは、初めてあるのでということで、そういう動機づけですが、国語辞典でエッセイとただ調べましたら、エッセイとは、構成や表現の形式に一定の決まりのない自由な随筆的散文、随筆、試論、試（ため）論（ろん）ですね、試論、小論で書いてあります。そしてまた、随筆とはということで、随筆とは、見聞、感想などを筆に任せて書いたもの、それをイコールエッセイっていう、これは国語辞典の中の説明であります。ですので、見聞、感想などを筆に任せて書いたものですので、志布志市民、誰でもいつでもどこでも書けるというのがエッセイではなかろうかなという、すごく本当は皆さんが書かれてるのじゃないかなと思うんですが、ただ、エッセイという片仮名になりますと、何か自分から遠い存在、作文とかそういうのとはまたちょっと違う気がして、ちょっとこうねってこのであります。まず志布志でそのフェスティバルを開くとなりますと、自分たちがそのエッセイの良さ、そういうのをまず知らないといけないと思います。それで、それを市民に広めていく、まずそこが大事じゃなかろうかと思っております。明日明後日あるわけではなく、2年後ですので、そ

の2年間をかけてその市民の今の文化度、芸術度、それを2年後はちょっと高めていくということで、そして志布志市の、その志布志市というところはそういう食文化、いろんな歴史、文化ありますが、そういうことだけではないんだぞということを本当に絶好の機会だと思うんですね。ですので、そこに向けての2年間が大事ではなかろうかと思えます。ですので、そこをどうやっていくのかということで、今回質問をしているわけでありましたが、その中の思いといいますか、一番に手を挙げたということは、相当な思いがあったから一番に手を挙げたということでありますので、もう一遍その思いを聞かせてほしいと思えます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ちょっと今、先ほど質問ありましたエッセーについて私の考えを述べてみたいと思えますが、エッセーというのは、今おっしゃったとおり、随想、随筆と書きますが、「随（ずい）」というのは従うという意味でございますので、筆に従って、思いに従って書くということになるわけで、これは有名な徒然草の冒頭に「つれづれなるままに、日暮らし、硯（すずり）にむかひて、心にうつりゆくよしなし事を、そこはかたなく書きつくれば、あやしうこそものぐるほしけれ」とあります。これは冒頭であります、そこにエッセーつまり随筆の本随が書かれてあると言われておりますが、そのように「心にうつりゆくよしなし事」たわいもないことを書きつづるとというのがエッセーと、あるいはまた随想というわけでございます。ですから、エッセーという言葉がまだ市民権を得てないのではないかとということをお大変懸念されておりますが、そういう部分はたぶんにあるかと思えます。

しかし、私どもはこのエッセイコンテストをしようとした、取り込もうとした意気込みの中に、やはり市民の方々に志エッセイ、エッセイ、エッセイとまだ食うたこともないということじゃ困りますので、食べ物じゃございませんと、これはあくまでも随想、随筆でございましてということをおです、あと2年間の間に実行委員会を中心として、いろいろな御意見を聞きながら、そして市民一人一人に浸透していけるよう努力していかなければいけないと、こういうふうにお思っております。

また、全国的に1,500から2,000点近くの応募が毎年ございまして、これをもってやはり「志」とつけましたのは、かねて市長が「志のまち」とアピールしておられますので、それに引っかけて「志エッセイ」と名付けたわけでございます。

一番最初に手を挙げたからとおっしゃいましたが、これは一番最初を競って手を挙げたわけじゃございませんで、準備が整いましたので、立ち上げようとしたところ、結果として一番だったということでございまして、そう大きな意味はございません。だけど、準備が早くできたということについては、それぞれの評価があらうかと思っております。今後、実行委員の方々を中心に、そしてエッセイの大重先生等にもいろいろ助言をいただき、また原口先生なんかも助言をいただきながらですね、このエッセイコンテストを成功させてまいりたいとこういうふうにお考えしております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） 今いろいろ経緯など思いも含めて説明していただきました。

そこで、やはりそういうふうに大事なことを思ってエッセイフェスティバルをやろうということなわけでありますので、この実行委員会のこれお持ちですか。2ページ、ありますか、ありません。

それでは、大重先生、講師の先生ですが、この先生は薩摩川内市から2時間半かけてわざわざ生涯学習講座のためにいらっしゃるわけですね、今22年度から2、3、4年目に入ってますので、その講座だけにしたら40回以上お見えになってるわけであります。そういうエッセイに対しては大変指導力のあられる方であります。私がいろいろなことが三日坊主でやめる私が、それこそ劣等生で欠席ばかりしているのですが、やっぱり続けて入っている講座生として4年目を迎えようとしていますので、そういうこう、なぜ続けているのかというと講師の魅力ではなかろうかと思っています。

そして、それまでに無知だったことをだんだん分かってくるということで、そういうエッセイというのの持つ力というののすごさというのを仲間一同知ることができまして、大変みんな講座生徒はいろいろな勉強を今途中でありますので、そういう講師の先生を本当にもう少しどこで登場されるのかなと思ひまして、エッセイフェスティバルの事業内容というところで、26年度に講演者とか、そういうシンポジウムとかありますので、そういうところで先生は出てこれるのかなとか思うのですが、この実行委員会の中の規約の中にあるんですね、第4条組織というところに、前2号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める者という欄がありますので、この事業の中にも第3条の中にも、4番、その他目的の達成に必要な事項ということで、この事業を推進していくためにはいろいろなことがあろうかと思ひますので、その指導役というか、指南役としてアドバイザーとして、この第4条の3に該当して、ここの実行委員会、もし16人の実行委員会のメンバーの中には、途中から検討される考えはありませんか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員の御指摘のようにですね、大重先生は大変遠方から来ていただいておりますので、そして、私どものあくまでもこのメンバーというのは、文化祭の実行委員でございますので、先生の場合はあくまでもアドバイザーとして助言者として、エッセイの書き方、エッセイの在り方というものについては、お話をいただくことはもう十分でございますが、今回の委員は全て実行委員でございますので、ここにあって遠方から来ていただく先生を入れていただくよりも、先生には適宜御指導を必要に応じて実行する上において、国民文化祭を実行する上においてのアドバイスがいただければ、それでいいのではないかなとは思っております。

しかし、今規約を読み上げられましたとおり、そういうふうに弾力的なところがありますので、今後2回目、3回目の実行委員会の中で出していただければ、また委員会委員に諮りまして、大重先生の参画も十分可能ではあろうと思っております。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） 今教育長の前向きな答弁をいただきましたので、いい方向に検討される

ことを思いながら、またちょっと質問をさせていただきますが、先ほど研修ということで、山梨県の甲斐市に朗読フェスティバルというところへ、もう9月7日から予定では、9日、3人先進地研修ということで行かれています。そういうことも2年後のフェスティバルに生かされてくるのではないかと思います。ぜひ職員の方もこういう研修を通して、すばらしい国民文化祭となるということを期待したいと思います。

それでは、またその次のことで、県外の方や市民への周知ということで、広報・宣伝活動の在り方について、どのように取り組むのかをお伺いいたします。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 大会に向けて、市内の盛り上がり、それから市外への周知を重ねていきたいと思っているところであります。

先ほどからありますように、志エッセーにつきましては、現在2,000点ぐらいを集めてお持ちして、26点ぐらいを入賞作品として、本にしたり、CDにしたりしているところでありますけど、まずこのことを市内に、もう少し周知していきたいと思っているところであります。現在の作品を情報基盤の告知放送の方で放送したり、ケーブルテレビの方で放送したり、そういった工夫も重ねて機運を高めていきたいと思っているところであります。

そして、市外への発信につきましては、全国の発信ということでございますので、専門の雑誌、それから公募ガイド等により、周知を図ってまいりたいと思っております。また、ホームページやDVDを作成しまして、関係団体の方に、また事務局を通じまして全国の市町村へも発信していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○7番（鶴迫京子君） 今、発信方法をお伝えしていただいたんですが、県でもこういう県のマスコットキャラクターの「ぐりぶー」とか、「さくらじまん」を使っていいですよということで、いろんな型を示してありますが、それも使って市民にとっても身近に感じていただくような宣伝効果を期待してやっていただきたいなと思っておりますが、ここで志布志の私一般質問をしたことがありますが、志布志の「ししまる」のイメージキャラクター、観光特産品協会で公募して決まったあの「ししまる」は、今どのようになっているんですかね。あの「ししまる」と、私が一般質問をしたイメージキャラクターをお願いということと一緒なわけですか、その後の説明が何もないので、市民の方から聞かれたんですね。私もちょっと困ったところもありますので、ちょっと、この広報宣伝の在り方というところで、ちょっとお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光特産品協会の方で、オリジナルキャラクターといたしまして、「ししまる」というものを今回作られております。「ししまる」の名前につきましては、志布志のシシということをとっておりまして、ライオンの姿がモチーフとなっております。強く頼れる男になりたいという熱い志をもった武士、志の武士、そして、その傍らに芋焼酎とうな重が大好きな「ししまる」ということでございまして、先日の鹿児島中央駅前で開催されました志布志フェスタの場で、はじめてこのキャラクターの紹介がされたところでございます。このことにつきましては、議員の方が御推薦

され、そしてまた、御指導をいただいた内容に基づきまして、この「ししまる」というのはつくられているようでございます。ということで、今後この「ししまる」につきましましては、志布志市のゆるキャラとして活用がされるというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 私も初めて知りました。

「ししまる」の存在は新聞で見まして、そして生協に行きましたら、コープに行きましたら特産品協会の特産品物がある所に「ししまる」が宣伝をしてました。ですので、ああここに宣伝されてるなということは分かったのですが、今の市長の答弁で、ああ私、質問したことが反映されてるということを初めて知りましたので、それで、市は市で公募とか、そういうのを特別に観光特産品協会がやられたわけですので、市内全域にそういう公募があったとか、そういうことはPRが行き届いてないと思うんですね。私は、まだなかったと思うぐらいな感じでしたので、でも今市長答弁であれを本市のイメージキャラクターにするということでもありますよね、志布志のフェスタでももう発表したということであれば、そうとっていいんでしょうかね。市民の方から聞かれた時に返事に困ったんですね、自分が知らなくて、もっと早くどうだったというのを確かめておけばよかったと思ったのですが。

○市長（本田修一君） 「ししまる」のゆるキャラの製作につきましましては、観光特産品協会の方からは聞いていたところでございます。先日の志布志フェスタの場で、初めて公開するという点については、当日現場に行きまして知ったところでございまして、また、その会場の中で、「ししまる」の紹介がある時に、私の方に公認キャラクターとして認定してくださいよねというような形のやり取りがありまして、紹介があったというような現状でございます。

当然、この観光特産品協会につきましましては、市の様々な観光、そしてまた、特産品の振興についての事業について、特別にお願いしている団体でございますので、市の補助金で運営しているということでございます。当然、担当の方では、この事業の内容については、把握しながら一緒になって事業を展開しているということでございますので、今回とられた内容につきましても、その時のやり取りでは、そういったふうにしたところでございますが、今後は当然市のゆるキャラと、オリジナルキャラクターとして活用がされるというふうには思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今市長のお答えをお聞きしましたので、市のゆるキャラクターとして誕生するという点でございますので、観光特産品協会のところだけでの「ししまる」ではなくて、本市のキャラクターとして、いろんなところで活用していただけたらと思います。

そして、これが国民文化祭ということで、「ぐりぶー」と「さくらじまん」にも、もちろんですが、そこに本市のゆるキャラクターの「ししまる」も一緒に登場させて、それをまずそこから入る、切り口をですね、そうするとエッセーというのを身近に感じるようになるのではないかと思いますので、ちょうど国民文化祭というのが2年後にありますので、パラリンピック、オリンピックのプレゼンテーションではありませんが、7年後ではなくて、2年後、そして、あのちょうどプレゼンテーションを見てまして、大変感動したのですが、全てが日本人のよさが全部あそこに詰まっていたのではないかと思います。

それで、やっぱり市のいろんな行事があるときに、あの気持ち、そういうPRする気持ちというのをあそこにすごく学んだんですね、ですので、ぜひこの今度の国民文化祭を一番先にくるお祭りみたいなことですので、ぜひ強い熱い思いを持って、エッセーだけに限らず、そこにいろんなことを取り込んでいってもらいたいという熱い思いがありますが、市長、もう一遍そういうのにかける思いですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、志エッセイを中心として、国民文化祭の志布志市の演目にするということの決定をされたところでございます。

このことにつきましては、本当に今、志エッセイの募集自体が全国に広がってきているという流れの中で、それを更に目に見える形にしようというような試みがあって、このような形で提案されている。そして、進められようとしているというふうに思うところでございます。絵にするということ自体が、かなり高度な内容になってくると、そしてまた、興味を持たれる方が多数になるのではないかなというふうに思うところでございます。ということで、志エッセイ自体も全国の広がりもたれている中でのすばらしい取り組みになってくるというふうに思います。そのことがきちっと担保されるように様々な志布志の特産物、あるいは生き方というもの、そしてまた、今申しましたイメージキャラクターというものも併せ持って、この国民文化祭に向けて取り組みをしていきたいというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今いろいろ議論する中にありまして、一番の本市の弱点というのが出てきたように思います。なぜかと言いますと、「ししまる」というキャラクターはできてる公募して、そして、そのキャラクター、PRするキャラクターをPRすることができない、できていない。ということに、もう本当に証明されましたよね。だから、その一つそこまでは一生懸命知恵を絞って頑張って担当課もするのだけど、それを今度はまず市外、自分たちの市民に、そしてPRというところが至ってない。自分たちだけで満足してしまっているということにもなるんじゃないかなと思います。ですので、みんな市民はいろんなことを生活がありますので、気にかけていられませんので、やっぱりそういう行政担当、そういうものが一生懸命になって発信していかないと目にも止まらないということになるので、一番PRというところにしっかり力を入れていただきたいなと思います。

それで、一応お願いをしておきまして、次に移ります。

2点目の防災・減災についてであります。

本市の地域防災計画が前年度見直しされたと思いますが、その見直しされている中でも、また見直しがあるかもしれませんが、現在はどういう状況になっているのか。また、その中で最も市当局としまして、重要な課題として捉えているのはどのようなことがあるのか。そして、その対応策についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の地域防災計画は、国や県の防災計画とは構成が異なっていたため、東日本大震災を受け

まして、地震・津波編を追加することも併せて、国や県の防災計画に沿った形で全面的な見直しを行い、平成25年3月の防災会議で承認いただいたところでございます。

防災に関しては、重要な課題がたくさんあると認識しておりますが、例えば、避難所や福祉避難所の整備、備蓄品の整備などはもちろんのこと、特に災害時要援護者の避難支援につきましては、喫緊の課題であると考えております。この要援護者個別支援計画につきましては、昨年度自治会長さんに調査をお願いしまして、8割を超える方の提出をいただいたところでございます。

今年度につきましては、昨年度調査のできなかった方や、新たな要援護者の対象になった方、及び自治会未加入者について調査をしていきたいと考えております。

最終的には、福祉や消防など関係部署で情報を共有できるように日頃から連携を図りながら、システムの整備を図りたいと考えております。

○7番（鶴迫京子君） 私も今回は事細かくは書いていません、質問通告に、その災害時要援護者ということで最重要課題として市長の答弁が必ずあると思っていました。ですので、やはりこのことは重要であるということで、当局も先ほど市長が述べられてましたように、災害時要援護者個別支援計画ということで、自治会長の方に協力をもらって、こういうのを25年度2月ですが、その集落に回ってきました。そして、今、それが整備されまして、また80%の同意があったということであります。ちょうど2年前に総務委員会の総務委員長をしていましたときに所管事務調査で、ちょうどこの災害時要援護者の避難支援対策など、自主防災組織も含めて研修に行ったわけですね、南アルプス市、山梨県の、それで同僚議員もその所管事務調査が大変すばらしかったので、そのことで大変勉強になりましたので、何回か質問をされております。

私もここにまとめた本人ですので、資料を持っているわけではありますが、そのことで再三危機管理室をつくってくださいとか、ここにも本当にまとめとして当局にも出されてると思うんですが、やっているわけですね。そういう今志布志でいったら個別支援計画ですが、ここも手上げ方式による支援カード、そういうのから、それであんまり登録がなされなかったのも、同意方式で「あったかカード」というのも作っていったという経緯もありますし、そういうこともありまして、市長が今この災害時要援護者のこの個別台帳というか、こういうのをる集めまして、関係機関で共有することを基にして、その今システムを構築する考えだと述べられましたが、もうこのことは、今そうしなきゃいけないということではなくて、もう大分前から、そう言われてきていると思います。そのことが実際形にならないのですね、ですので、その市長、構築したいと思っておりますということではありますが、したいではなくて、動く時期にきてると思うんです。遅いと思っておりますがいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

災害時要援護者個別支援計画で現在調査がされていて、その後対象者が把握されているということでございます。そして、このことにつきまして、実際に行動するための様々な機関との連携というものについては、今後協議を図っていくということでございますので、津波避難計画、消防団災害対応マニュアル、それから職員行動マニュアルというものが定まった後に、この計画と

すり合わせをしながら協議をし、そして、その要援護者に対する体制を整えてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今市長の答弁をお聞きしていると、そういういろんな関係機関が整って、そして、その協議を進めて、そちらが先にしまして、その後そういうシステム化していくというように捉えたんですが、一応個人情報保護法もあるかもしれませんが、ここに同意書も取られるんですね、同意するというので、ですので、この諸関係機関、自治会、民生委員、児童委員、社会福祉、社協ですね、それと消防組合、消防団、そういうところと担当課の総務ですかね、そういうところとの情報がみんなバラバラに今までは持っていたわけですね、それを統一化するというので、こういうのができたのだと思いますが、それを統一化したものを情報の共有するために一元化するためのそのシステム、機械ていいますか、パソコンといいますか、そういう管理システムのそういうものを人間の手ではできませんね、機械でしないといけないと思いますが、そういうシステム化に向かって、予算なり何なり付けて具体的に来年度からでも動くということにはならないんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありますように、福祉課、保健課、総務課、社会福祉協議会という部署、そしてまた、民生委員さんたちも、このことについてはデータを共有しなきゃならない。消防組合や消防団も共有しなければならないということでございます。

そしてまた、これは一番大事なことですが、いつもいつも更新を重ねて最新の情報を整えておかなければならないということでございますので、このデータの管理ということについてもどこが最適かということにつきましても、今検討が進められておりますので、そのことが整い次第、情報共有化の方向性を提示したいというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 災害は明日起こるかもしれないし、今日の夜かも分かりませんし、そういった場合、この情報という災害時要援護者の方たちの情報、特にどういう方がいられて、どういう個人情報ですけど、これをしっかり握っておかないと動きがとれないということでありまして、人の命を救えないということでありまして、大変重要な予算になるのではないかと思います。ですので、その何が課題で、そこにすぐ今までも何年かかって、その情報の共有化、一元化というのができないのか。まず、そのこういう関係機関が集まって話、協議をする場というのが、まず立ち上がってるのか、設けられてるのか、まずそこもお聞きします。

○総務課長（溝口 猛君） 要援護者の避難計画で避難支援ということに関しましては、本市におきましても、平成21年に市の支援プランを作成したところでございます。

ただ、現実的な問題としまして、要援護者の対象者が今どういう状況にあるかと、実態把握ができてないということで、昨年度からその実態調査を始めたところでございます。

本年度におきましては、昨年度自治会の方にお問い合わせしましたが、未加入者がまだ残ってるということで、今その調査をお願いしてるところでございます。計画でいきますと、今後全ての情報が把握できた段階でシステム化していきたいと、その上で関係団体と要援護者の支援はどうする

かという協議会を設ける計画でいるとここでございます。

○7番（鶴迫京子君） 分かりましたが、昨日から質疑されますね、政策というのはスピーディーにということ再三に言われてますが、大変そうなりますと、先ほど市長も答弁でありましたように、個人的な情報というのはどんどん変わるわけですね、災害時要援護者の方たちは、もう一日一日が変わりますね、個人的な情報、体のこととかいろんなことが、周りの環境は変わりますので、これ待てないですよ、待たないことではないかなと思いますが、そうやって一つのことが終わって、終わることないでしょう。そう思いませんか。どんどんどんどんメールではありませんが、更新をしていかないといけない。

そしてまた、こういった言い方はいけません、高齢者ですので、もちろん亡くなられていくということもありますし、それはそれで担当を係を付けて、予算を付けて、そこをしっかりとデータ管理をしていただく、そこに予算を増やすということで、仕事のにはできるわけですので、そういうことをやらないがために、後で財源ということになるかと思いますが、後で何倍もの財源が必要になってくるということになると思うんですね。ですので、今そういうことを一つが終わって、1が終わって、2をして、2が終わって3じゃなくて、こちらの個別支援計画の台帳が整いつつある80%できてるということですよ、その間に協議会は立ち上げられるんじゃないですか。そうすると、こちらで立ち上げて、いろんな関係の部署からいろんな声が出てくると思いますよ、そういう声を吸い上げて、いろんなその課題が見えてくると思うんです。それを一挙に会して協議しないことには、担当課だけで、社協は社協、消防は消防、福祉は福祉というところで一生懸命頑張られても統一性がないし、市民は本市の市民であります。横が全然つながらないじゃないですか。だから、そこに予算をかけて、どうしてそれを前倒しにできないんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お答えいたしますように、一昨年東日本大震災が発生いたしまして、津波防災と避難という訓練の項目を新たに付け加えた形の地域防災計画の見直しがあったと、この制定につきましては、国の基本方針があり、県の基本計画があり、そしてそれに基づいて市の実施計画がとられたということで時間がかかったと。そしてまた、要援護者につきましては、特に取り組みが進んでいたところでございますが、今回改めて、その計画の見直しに基づいて、詳細な取り組みをしなければならぬという流れの中で、今取り組みをしているということでございます。

そして、できるだけ詳細な詳しい情報を得ながら関係機関の方々の情報をつけ合わせしながら取り組みをしているということでございますので、気持ちとしましては、一日も早い形でそのような形をとっていきたいということではございますが、1段1段積み上げをしてきているということをお理解いただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） お聞きしますが、その行政システム化を構築した場合、どれぐらいの予算がかかると試算されてますか。

○総務課長（溝口 猛君） 要援護者を地図情報に落として、単体で使う場合でおおむね五、六

百万円という試算はできているところがございます。ただ、その情報を本市だけで使うのかと、例えば消防署あるいは社会福祉協議会等々で使えるようにした場合は、またネットワークの経費がかかるというふうに思っているところがございます。

○7番（鶴迫京子君） 今、文教厚生常任委員会に所属してまして、7月に担当課で所管事務調査に、それぞれ災害のあった岩手県の大船渡と釜石市に所管事務調査してまいりました。その時に、やはりいろんな思いがいたしました。やはり見るのと聞くのでは、大違いというか、やはり「百聞は一見にしかず」ということで、大変な語り部の方からその震災の様子、全て事務調査しまして、本当にこれはやっぱり行政がやらなければいけない、今まだ案ですが、ここに文教委員長がまとめられまして、一応ここにありますが、本当にここに震災から2年を経過し、今なお防災に対する取り組みに余念がない、子供を預かる学校、学校を管理する教育委員会、教育委員会が属する行政、全ての責任は行政にかえってくる。沿岸に市街地を持つ志布志市もこのことを教訓として、防災行政全般を見直さなければならないと思うというので、所管の委員長が今まとめられています。

そうして、もう一つのコミュニティは地域、集落、自治会である。少子高齢化、過疎化により、山間部、漁村の地域力は極端に低下しているということで、地域力を高めるためにも施策の一例として釜石市を調査した結果、既に同じ施策を同じように市民全員均一に行うやり方は、もう限界がきているということで、地域に合った事業を地域のために地域主体で取捨選択する時代が到来しているということで、そのために大事な柱として三つうたっています。組織強化、体制づくり、人材育成、これ所管委員長がまとめられてます。もうこのことですよね、組織強化体制づくりです。そのことを今質問しているわけでありまして。もう同僚議員も何回も防災・減災ということには質問されてます。もうここに尽きるのではないですか。そのことを、そこを計画的にということは大変なことでありますが、やはり気持ちの中で、そこにスピーディーな気持ち、やるのだという覚悟がないと、1年かかるものも2年、2年かかるものも3年かかるじゃないですか。そうやってきたので、今になってると思いますよ、いかがですか市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

様々な事業が同時に並行しながら、このことについては特に緊急性が高いということで、担当の方でもこの計画づくり、そしてまた、関係機関とすり合わせというのは念入りにやっているというふうに思うところがございます。

今後も更に今御指摘がありましたように、スピードを上げて、一日も早く体制の構築づくりをするよう指示してまいります。

○7番（鶴迫京子君） 最低ですね、最高五、六百万円ではなくて、最低500万円ということですが、そういうことで先んじてできるということで、あればシステム構築がですね、担当課長いかがですか、市長の答弁はやりますということですが、スピーディーにやりますということですが、システム化。

○総務課長（溝口 猛君） システムの導入につきましては、今年度の当初予算の編成する中で

も担当課と協議したところでございますが、まずは先ほど申しましたとおり、まだ未加入者等の情報が把握できていないということで、情報が収集できた段階で導入した方がいいんじゃないかなろうかということで、今年度の当初予算計上は見送ったところでございます。

議員御指摘のとおり、この要援護者対策につきましてはですね、早急に急がなければならない最も重要な事項というふうに認識しておりますので、担当課としてもできる限り早い導入を検討してまいりたいというふうに思っております。

○7番（鶴迫京子君） 最後の質問で、市長のマニフェストということも触れますが、ここでちょっと触れさせていただきませんが、市長、もうあと4か月で自分たちもですが、もう席がなくなります。そういう意味合いで、政策の公約ですね、マニフェストに、このことをやるんだぞという意気込みですね、当初予算と言いまして、市長が市長として存在しなければできないわけですね、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業につきましては、地域防災計画の見直しがされた時点で、当然予想されている事業でございますので、準備が整った段階で事業をするということは当然かというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 協議会の立ち上げの方はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） このことにつきましても、システム化の事前に協議会の立ち上げをしまして、その協議会においてシステムの活用についての準備がされた段階で、そういった流れになるかと思っておりますので、まず協議会の立ち上げが先決してされるというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子君） 釜石市のとき調査した時にですね、唐丹地区というところですが、皆さんもテレビで御覧になったと思いますが、津波の教訓石というのを見てきました。その時に小学生ですかね、もう御存知の方がいらっしゃいますが、「100回逃げても101回目も逃げてね」というのが書いてあったんですね。本当に心を打たれますよね、1000年後への伝言ということです。1000年後ですよ、多分伝言ですので、1000年後もちゃんとあると思いますが、本当にやはり体験はしてないですけど、その震災後2年以上経ってますが、調査に行きまして、やはり考えさせられることがいっぱいありましたので、今自分たちは自分の身には降りかかってきていません。そして、どこかで、ああ志布志市は大丈夫だろう、自分のところは大丈夫だろうという、何か知らないそういうのがあるのかもしれない、潜在的に。行政がそうであってはいけないと思うんですね。普通の市民だったらそれでいいかもしれませんが、やはりそこをしっかりとやっていくという計画になっているので、今お聞きしましたが、ぜひこのことは、努力していただきたいなと思います。

最後に市長、さっき大変お疲れの様子でしたが、もうちょっと熱い思いで災害要援護者の方のことですよ、やりますよという、こう意気込みをもう1回聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の3・11を受けて全国的に、この津波の被害というものの恐ろしさが認識されたところでございます。特に、この太平洋沿岸のこの本市においても、南海トラフの連動地震があるということが発表されて、そしてまた、この地には7m弱の津波が押し寄せるとということが明らかにさ

れておりますので、市民の方々の関心も高いということですので、このことに対します対応策、政策につきましては、速やかに市民の皆様方にお示ししまして、より安心できるようなまちづくりを目指してまいりたいと思います。

○7番（鶴迫京子君） ぜひ命に関わることでありますので、それこそスピーディーにしっかりやっていただきたいなど、そして市民の生命と財産、そして財産といいますと、いろんな知的財産いろいろありますので、そういうところをしっかりと守って、災害に強い志布志市になるようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後になりました。次に移ります。3点目、市長の政治姿勢についてであります。

私たち議員は、午前中もありましたが、市民の声を代弁して一般質問をするわけであります。それで、今まで市長とは7年、もう2期ですので、7年以上いろんなことで一般質問でやり取りしてきました。それこそ丁々発止でやってきた思いであります。ひとり金婚式、敬老祝い金、本庁舎の位置、給食費未納問題、お釈迦まつりというか、祭り、夏井海水浴場付近の景観やそれからいろんな環境問題など、これまでに多く寄せられていると思いますし、また個人的にも寄せられています。それを代弁して一般質問もその中からやっているわけですが、その多種多様な市民の声に、市長はこれまで真摯に向き合ってきたと考えていらっしゃるでしょうか、まずお伺ひいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問の多種多様な市民の要望、そしてまた要求、そしてまた御意見ということについては、随分といろんな形で受けたところでございます。私としましては、それらのものに全て答えてあげたいということは当然なわけですが、多くの場合、財源等の問題もあります。そしてまた、公平性の問題もございます。そのような観点からできるものと、できないものと、残念ながら峻別しながら対応せざるを得なかったということでございます。

○7番（鶴迫京子君） 市長も私も議員も、やはり選ばれる身であります。いろんな声を聞きまですし、お願ひもされます。そして、そのことをやっぱり真摯になって聞いて、聞いた時にできないかなと思っても、やっぱりそれを担当課に行ってできるかできないかを聞きまして、そしてそれをお返りする。市長もそういう仕事であろうと思いますし、議員は特にそういう仕事であろうかなと、責務だと思っております。

その中で、まずここにいるいっばい述べましたので、一番最重要点は給食費のことを主に言いたいと思いますが、ただ市民の声としまして、まずひとり金婚式のことですね、このひとり金婚式のこと、近々いろいろ入っていませんか、市民の声として。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特段このことにつきまして、御意見が寄せられているということではございません。

○7番（鶴迫京子君） それは市長、ちょっと違うと思うんですが、もう1回担当課とお話ししてみてください。

○福祉課長（福岡勇市君） 議員おっしゃるとおり、住民の方から社会福祉協議会を通じてです

けれども、1年前までは夫婦でおられて、普通の金婚式を予定していたんですけれども、その後だんなさんが亡くなられて、一人になったんですけれども、金婚式はどうでしょうかというこの話は、こちらの方で承っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 市長、やはり市民の声というものはあるわけなんです。私もその方だけではなくて、ほかからも何人てお聞きしてます、このことで。そしてまた、自分も尋ねていますいろいろ。そうすると、同僚議員の質問に対しても去年かおとし、22年でしたかね、市長はいろんなデータをもってアンケート調査の結果なり、いろんなことをもって結論としては、やらないということで答弁されています。それでも一応また市民から、その後もあるわけなので、やはりこんなして質問しようという思いでしてるわけですね。そこでいろいろ調べまして、ひとり金婚式、なぜもちろん市民の要望があったから質問してるわけですが、今までの市長の答弁をお聞きしまして、ちょっとなんか冷たいんじゃないかなて、同僚議員もありましたけど、その答弁の仕方というか、答弁内容というか、そこが少しちょっと冷たいような気が、同じ断るにしてもですね、そこをもう一遍お願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お一人で長年ですね、子供の養育をされて、そしてまた、社会の貢献、尽くされた方と、その方が50年という節目を迎えられたという意味でねぎらいをすることということで、ひとり金婚式があるのではないかなというふうに思っています。このことにつきましては、以前アンケートを取りまして、多くの方がそのことについては必要性を認めてなかったということ、やってないということでございます。

私自身、別にその方々に対しまして、今申しましたようなことで、冷たくしているということではないということをもっと御理解いただければというふうに思います。私自身は、このような方々のほかにも、例えばほかの方々に聞いた時に、それでは再婚された方はどうなるのといった声も聞いたりしたところがあったところでございます。そういった方々に対しましては、特段このような形での内容の行事というものはないということになるということでございますので、この方々は、当然一生懸命そのような形で尽くされて、そしてまた、生きてこられたということは敬意を表するところでございますので、そのことについては御理解いただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 今市長答弁がありました。今の答弁は現実を即した答弁ではなかったかと思えます。そういう離婚された方はどうなるのって、素朴な疑問ですね、そういうのがある、市民はいろんな形で金婚式を迎えられるわけでありまして。そうなった場合、特にひとり金婚式の場合からいろいろ聞いてますので、このふたり金婚式というのだけが今現在お祝いをされている。市の助成金を社協の方に出してされてるということでもありますよね。ですので、そうなった場合、そうしたら極論を言いますと、どうかなというバランス的におかしいんじゃないかな、こちらは格差があるんじゃないかなと疑義を疑うようなこととか、そういうことでしたら、そしたらもう全てやめにしたらという意見も一つあるんじゃないですか。だから、そういうところを深く

考えられたことがあるんですかという意味で、今回質問してるんですね。

金婚式というのは、その方たちが最初の経緯とかいろいろありますね、だけどやっぱり労をねぎらって長い間連れ添ってとか、一人亡くされて、独り身でというのはありますが、そこをもうもろもろ考えたら一応お祝いですね、お祝いなわけですので、そこに差があったらいけないじゃないですか。

そこで調べてみましたところ、ひとり金婚式が合併して平成18年だけなんです、やられています。社協へ助成金を出されています。その助成金が、ちょうどその時はひとり金婚式は34名申し込みがありまして、そして実際参加された方が18名ということでありまして。そして、経費ということは、社協へ補助金として23万7,708円なんです。これはいろいろ変動があらうかと思いますが、金額ではないよって言われるかもしれませんが、これはそんなに多額じゃないんです。ふたり金婚式はどうかといいますと、23年、24年、一応資料をいただきました。23年102万円、24年107万6,000円なんです、ふたり金婚式で毎年100万円ぐらいかかってます。そして、大変福祉課の方はやさしいですね、ドアとドアで人数が多いので、大黒がダグリかを交互で使ってドアとドアで送り迎えしているということでありまして、志布志、松山、有明の方、みんな参加60%、全体でいったら60%以上の参加があります。

市長いかがですか、ひとり金婚式を行った場合、18年でいって23万円です。そして、アンケートを取って、前の答弁で「参加したくない」という人が20%近くだから、少ないからあれだよねというようなことも答弁されています。でも、賞状とか記念品だけだったら参加しますって、言われてますね、アンケートを見ておっしゃるんでしたら、アンケートの見方、取り方というのは、やめようという、もうやらないよという意味でアンケートを見たらそうなるでしょう。やってあげましょうってなったら参加する方が60何%ですよ、ふたり金婚式より増えているんですよ、多いんですよ。当局の姿勢じゃないですか、それは、アンケートの見方というのは、どこから考えるかということではないですか。市長は、参加する方が20%だから少ないのでということで、一応そういう取り方をされています。いかがですか。

○議長（上村 環君） 鶴迫議員に申し上げます。この3点目の政治姿勢と、ここに書いてあるもろもろの件に対する市長としての政治姿勢を問われておりますので、個別の具体的なものにつきましては、担当課長の方が先に答えることもお許しいただきたいと思っております。

○7番（鶴迫京子君） はい、よろしいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど少し議員もお話なられましたように、今御質問を受けている中で、果たしてそれでは金婚式を行政の方でお祝いするというのもふさわしいのかどうかということについても考えさせられたところでございます。そういったものを含めまして、また改めてアンケートを取らせていただければというふうに思ったところでございます。

○福祉課長（福岡勇市君） 今アンケートのことを実施すると言われました。21年度に取ったアンケートですので、それからするとちょっと期間が空いていますので、改めてまたアンケートを

取りたいと思います。

以上です。

○7番（鶴迫京子君） そのことは、そのアンケートの結果次第で、また当局が見直しされまして、そういういろんな声があるということ吸い上げまして、バランス的におかしいなと思われない行政のやり方で解決していただきたいなと要請しておきます。

次に移りますが、敬老祝い金というので、午前中ありました。それでまた、そのこともやらないという答えだったと思いますが、一応確認ですね。

続けてよろしいですか、質問。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、本市としましては、従前どおり節目支給というような形で敬老のお祝いをしてあげたいというふうに考えるところでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい、もうこれは同僚議員がいろいろやられましたので、一つだけ付け加えておきますが、個人的意見ととられても仕方ありませんが、やはり私75歳以上の方に一律2,000円ということですが、2,000円にしたら同等の予算になるということではありますが、その金額は別としまして、私自身は3,000円ぐらいというのがあれですが、賛成の立場であります。

でも、それはできないよということですが、節目健診とかはありますが、その節目健診の節目とは若干違うと思うんですね。健康診断の場合節目で、そういうところに市から助成して健康診断を受けていただくということとはちょっと違って、お祝いするのに先ほども言いましたが、お祝い金に節目支給ということで、そもそも節目、米寿、そういう傘寿とかいろいろありますね、そういうところでお祝いをしてあげるんだよ。そして、市長は先ほど、その時がみんなで、その時たくさん金額がもらって2,000円ぐらい頂いてお祝いができるのかなという、そういう思いでおっしゃいました。だから、そもそもその考え方が少しちょっと違うのかなと思いますね。そこは金額を考えていらっしゃいますので、やはり行政目線、市民目線ではないのじゃないかなと思いますね。祝い金、お祝いをしてやってあげてるよっていう、上から下へのやってあげてますよという目線ではないかと思うんですね。

お祝いというのは、そもそもそうではなくて一律並びの一緒にお祝いしようよという横並びのお祝いという、そういう感覚ではないのかなって、個人的意見って思われても仕方ありませんけど、やはりお祝いされる側もそうではないんでしょうか。金額が一番多いからうれしいとか、4年後たくさんその間はもらわなくて4年後にたくさんもらうからうれしいとか。また、家族の方もです。そういうことではないんじゃないかなと思いますので、また1年、そして、その間、数年があったら、その間もう命がないのかもわからないんですね、1年1年だったら1年間元気で頑張ったねって、そうやってお祝いできると思うんですね。自分の誕生日をお祝いするように1年置きにしたら、そういうこう違った視点での敬老祝い金というのを考えていただきたいなと思います。頭からもうできませんではなくて、だから、やっぱりそこにもう少し限られた考え方で、硬直した考え方ではないのかなと思いますので、ぜひこのことも考え方をちょっといろん

な人からお聞きされて、見られたらいいと思いますので、市民の声をですね、いかがですか。

○市長（本田修一君） お祝い金は、節目ですということですが、世間一般的に考えた時に、お祝いというのは毎日毎日するものではなくて、その都度その都度何らかの記念日にするというものがお祝いではなかろうかなというふうに思っております。

そのような意味で、じゃあ敬老の方々につきまして、毎年毎年お祝いをしてあげるのということについても、少しどうなのかなということでも節目節目で、世間一般的に77、88、99と、あるいは100という節目がございますので、そちらの場面でお祝い申し上げるのがふさわしいのではないかなというような形で現在の事業を行っているということでございます。

○7番（鶴迫京子君） まあこれは個人の見解の相違ということで、もう次に入りますが、本庁舎の位置とかもやられました。志布志に住んでいるからというわけでもありませんが、やはり合併して7年、8年近くなろうとしています、いまだもってやっぱり聞くのですね、もう耳が私なんかは痛いんですが、「有明ばっかいよかんないがね」って、もう言われるんですよ、私が言ってるんじゃないですよ、市民の声ですので、「有明ばっかいよかんないがね」って、特に道路がって、落ちがつくんですね。「ほんのこて志布志はさびれるばっかいじゃ」、「本庁が志布志に戻っこんといかんね」って、もうこういう言葉を何かあるごとに聞いたりするわけですね。それで、その都度その都度いろいろお言葉をこうなんだよ、ああだよとか、道路の説明とかいろんなことをするんですが、やはり説明不足かもしれませんが、市民感情としまして、見えてることをおっしゃるんですね。だから、まずそう言われれば道路が良くなったのかなとか、言われてからそこをよく見るというような。

そして、市長は午前中もありましたが、そういう市民の声は全然届いてないような感触を受けたのですが、やはり市長自身に直接言う人はいないんでしょうかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私が市長だからか、本庁がこの有明にあるからなのか、有明ばっかが良くなるという声は聞いたことはございます。

しかし、私はその時にはこんなふうに申し上げるんです。市が合併する時以前の公共事業費、いわゆる建設事業費ですね、その事業費を見た時に、実は、合併後に一番多く費やしているのが志布志なんです。実際そうなんです。ただ見えるのが、高速道路とか港とかですね、ございますので、それがちょっと目につくなというのは致し方ないのかなと思いますが、市事業の時代はそのようなことで、特に志布志地区に重点的に事業を遂行しております。このことについては、間違いございませんので、ぜひ市民の方々にそのことをお伝えください。

そしてまた、様々な面でももちろん人口が多いからということもありますが、私自身は本当に商工振興についても一生懸命やっております。港の振興についても一生懸命やっております。もちろん農業振興についても一生懸命やっているとございまして、偏りが無い形で行政推進をしているということについては、御理解いただけるとは思いますし、またそのことについて有明のことばかりしているというふうに言われる方がおられましたら、ぜひそうではないんだよと

いうことをですね、お伝えいただければというふうに思うところでございます。

そういった意味合いから、大方議員の皆さん方におかれては、そのいろんな語りがあるというようなことの御指摘は、今までなかったのではないかなというふうに思うところでございますが、残念ながら市民の方々には、そういったふうに言われる場面もあったということはございまして、私自身も本当に残念だなという思いできたということを御理解いただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 市長、残念だなと思わなくていいと思いますよ。やはり、市長はやられてるという答弁じゃないですか、そしたら残念に思うことないじゃないですか。そしたら、そのことをしっかりと、市長、私なんかもそうですが、やはりPRというか、説明不足、市民に対するいろんなことの説明不足はいろんなことで自分も感じていますが、市長自身もそのことが不足していたのではないのでしょうか。そう思いますので、本市のトップのリーダーが残念だなという言葉はあんまり言わない方がいいんじゃないですか。元気がなくなると思います、皆さんが。だから、やはりそうじゃなくて、しっかりやってることはやっているということで、自信を持ってしていただきたいなて、そして、やはりそういう声がいまだもって合併して8年にもなるのにあるということだけは、それがたった一人、二人じゃないです、あるということは、やっぱり志布志町にも足を運び、いろんなところを回り、お話したり、コミュニティを広げていかれたら、また違う角度になっていくのではないかと思いますので、そういうことではなからうかと思いません。

もう10分しかありませんので、スピーディーにいきたいと思います。

給食費未納問題ということで、このことは一般質問で口座振替にしたらどうかとか、いろんなことをやったことを思い出しますが、まずこの給食費未納問題を少しでも解決する策として、結局小中学校の給食費を無料となりますと、1億1,000万円以上かかるということではありますが、まず大きく広げまして、無料にするというような公約を次の選挙のマニフェストなんかにできませんか。

○市長（本田修一君） 給食費の未納を解決するのは、給食費を無料にすれば一挙に解決ということは当然だというふうに思います。

それは、その問題として去ることながら、私自身は、子育て日本一のまちづくりを標ぼうしておりますので、今日午前中、医療費の問題もございましたが、その医療費の問題やら、この給食費の問題というのは、大きな課題かなというふうには思っまして、いつもいつも給食費を無料にするとすれば幾ら要るのということの試算を重ねさせているところでございます。

しかし、現段階では、とてもその無料に取り組めるような財源が捻出できるような状況でないということで、このことを取り決めるまでになってないということでございます。

ということで、次のマニフェストの中身に取り上げることは、残念ながらできないなというふうには思っています。

○7番（鶴迫京子君） 1億1,631万円以上のお金を無料にした場合、財源が必要となってくるの

で、一挙にそこをっていうことになりますと、もう国がこのことをしていただけたらなと思うぐらいな、この給食費未納ということに対しては、もういろんな問題を抱えていますので、そういう強い思いがありますが、国を待ってたって間に合いませんので、市長、その全額が無理なら、例えば低所得者世帯ですね、低所得者世帯では給食費はどのように現状なっているんでしょうか。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 就学援助費の対象世帯ということでお話をしますと、小学校が3,800円、中学校が4,450円でございます。いずれも80%の支給ということで、支給をさせていただいております。

○7番（鶴迫京子君） 今答弁で80%の支給をしている、これ100%無料にしたら、低所得者世帯、幾ら試算されますか。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 以前、試算したところによりますと、400万円ほどだったかと思えます。

○7番（鶴迫京子君） 先ほど市長も子育て日本一を標ぼうしている本市ですので、しっかりそこには取り組みたいというようなことであります。

市長、いかがですか、今担当課がこの低所得者世帯80%を今やっているけど、それをあと20%あれして、100%した場合にどれぐらいかと申したら、400万円ぐらいということですよ。市長の決断一つで、これ無料にするってできませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この給食費の無料化ということにつきましては、全体の形で考えておりましたので、ただいま言われました内容につきましては、現在の段階では考えてないところでございますので、今後また考えさせていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 短兵急に、こうしろというようなことに、はいすぐしますということにはならないと思いますが、やはり、いろんな考え方があろうかと思えますので、低所得者世帯を100%って、それが駄目なら今80%とおっしゃいましたので、85とか、92とか、そういうこともできるのではないかと思いますし、例えば、もうそれも駄目なら、今度はお子さんがたくさんいらっしゃる家庭、多子世帯ですね、子供がたくさんいらっしゃる多子世帯の第3子以降を無料にするとか、いろんな考え方はあろうかと思えますが、それを前向きに検討するというのが前提であるならば、いろんな手だてがあるのではないかと思います。100%にした場合、400万円ぐらいということでもありますので、それを80を85とか、90とか、多子世帯にってなると予算的には少しづつ下がっていくのではないかと思います、もう一遍いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、教育委員会とも十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 市長が今教育委員会とも協議をしてまいりたいという答弁でありましたので、ちょっと教育委員長、お考えをお聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

この問題につきましては、私どもの方でも大変頭の痛い問題だと常々考えております。

一生懸命学校では、教頭を中心として徴収にかかっているんですが、まだまだ未納の学校がありまして、それが回収されてないというのが実情でございます。

そしてまた、全く何もないわけではございませんで、児童手当法において、子ども手当同様保護者の同意があれば児童手当から給食費を充てることができるということもあるわけですが、同意があればということでございまして、児童手当をこっちに回してくださいということは、我々側としては言えないということでございまして、同意いただければ、そちらに払っていただけるということになっているわけでございます。

徴収方法をいろいろ考えておりますが、口座引き落とし、それから直接納入と、いろいろな学校の形態がございます。だいたい平成13年度以降の累積としては、約500万円ぐらい、平成13年度以降に累積しております。

現在も一生懸命回収に努力しているわけですが、やはり十分それが趣旨が理解されないというようなこと、保護者の中にはですね、義務教育は無償なんだから、昼食もただでいいんじゃないのというような誤解をなさっている方もおられるやに聞いておりますが、これは全く別でございますので、御理解はいただくようにはしております。

全国で一律にすれば、国がやればいいじゃないかということも考えるんですが、ところが国ができない一つの理由は、全国全部が給食をやっているんです。都道府県によってやってない都道府県があるわけですね、ですから九十七、八%なのかな、ですから一律に無料にするというのは国の方針として何かできないみたいなんです。詳しくはよく知りませんが。

ですから、これは食費は自分で払うものということが前提であればですね、可能な限り学校長には限りなく完納に近づけてくださいとはお願いしておりますが、まだまだ十分ではないと、これはどこの市町村もそうでございます。ですから、我々も日々頑張っておりますということでございます。

○7番（鶴迫京子君） この給食費未納問題ということで、払いたくても払えないということに低所得者世帯ということは、なろうかと思えます。そういう所帯に対して、今80%ということがありますので、これを段階的に、限定的に少し引き上げていって100に持っていくという、そういう姿勢ですね、そういう姿勢は市長ありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、この未納の問題、そしてまた80%まで持っていった経緯ということがございましょうから、そのことについて十分教育委員会と協議をさせていただければというように思います。

○7番（鶴迫京子君） ちょっと市長の答弁が、どう理解していいのか理解に苦しむのであります。協議していきたいと思えます。午前中のことでは検討していきまして、先々日などは、検討をするということはないということだよということも聞きましたが、今日の午前中は検討するということは、やりますということだよというようなことに捉えたんですが、協議しますというのは

どういふことですかね、どつちにどう捉えたらいいでしょうか。もう理解に苦しみます。

○市長（本田修一君） 協議の内容によっては、できなくなる可能性があるということでございます。協議の内容によっては、することもあるということでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい、協議という意味は分かっていますが、市長の今、分かりましたので、ということは協議結果次第ということでありますので、期待していい結果が出ますように見守りたいと思いますし、また残り少ない時間になりましたので、まだいろいろあるんですが、もうそれは市民の声で届いてること、届いてないことあると思いますので、もう時間が4分しかなくなりましたので。

〔「まだ時間はあるが。」と呼ぶ者あり〕

○7番（鶴迫京子君） 時間があるということですので、4分を大事に使いたいですね。そしたら、準備していますので、ちょっとそしたら大事に使わせてください。すみません。市民の声です。ので、むげにできませんので、お願いします。

給食費は、そういうことでよろしくお願ひいたします。

次、祭りということで、これはもうお釈迦まつりのことですが、ちょうど、うどん作りで、前夜祭と当日と参加したのでありますが、そこでいろいろ気づいたのですが、まず今回場所は変わってないんですが、催し方というのが変わりました、当日も大変それを知らなかった市民の方が何かすごくあれと思ひまして、当局にいろいろお聞きされてましたが、そういういろんなお釈迦まつりとか、そういうことが例年と違う企画になった場合、新聞の散らしとかいろんなところで広報はされてますが、十分行き届いてないということがありました。そういうことも踏まえまして、祭りの反省結果というか、何か課題が見えてきたらちょっとお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お釈迦まつりにしましても、今回の志布志みなとまつり花火大会におきましても、今回は前回と変わった形で開催させていただいたということでございます。

変わった形で開催させていただくということで、私どもは市民の方々に十分そのことについては広報を重ねて、そして、その変わったことでまごつかないようにというようなことの手組みは重ねてきたつもりでございますが、現実的には、今お話があったような場面があったということについては、十分に認識しているところでございます。

祭り自体は、より市民の方々が楽しんでいただくように、そしてまた、多くの方々が来ていただくようにということをお考えして、年々新しい企画を盛り込みながら、盛大に開催させていただくという方向にきておりますので、その内容については、変わっていかざるを得ないというふうには思うところでございます。

そのような観点から、今回そのような形で内容が変わった、あるいは会場が変わったということで、御指摘があった点につきましては、大いに反省しております。今後もまた新しい企画等を盛り込みながら開催するということになろうと思ひますので、十分そのことについては、市民の皆さん方にお知らせしながら、開催をしてまいりたいと思ひております。

○7番（鶴迫京子君） よろしく申し上げます。

当日気づいたことでありますが、その当日にパレードが到着する、そしてお釈迦まつりの時間というのが何時から何時までというのがありましたら、その前ですね、時間帯が前の時間帯の時に皆さんの祭りですので、早くから来てらして、その中でけがをされた方、二人遭遇したんですね、私。それですぐもう、けがといっても一人はけがしてて、保健室はどこですかて、そういう救護係どこですかとって、私も一緒に探したんですけど、まずその時点でなかったということで、まだ始まってないので担当のそういう保健師さんですかね、看護師さんは今から来るんだというようなこともありました。

でも、考えてみますと、そういうことというのは、そういう限られたその時間内に起きるわけではなくて、現に起きましたので、一人の方は手を切られたので、私病院まで一緒に行って、仲間でしたから、だけどもう本人はいいとおっしゃったんですけど、そういう場合に救急処置とかですね、そういうことができる体制というのをつくづく考えまして、近くにそういう行政の担当の窓口が入り口の方でしたので、近いとそのときにすぐ警察がありましたので、警察署の方に聞いたら、「いや知らんどな」というようなことで、どうなってるんだろうと思ひまして、ですので、そういう体制のことを次年度はぜひ対策を立てていただきたいと思ひますがいかがですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 本当にあの時は御配慮いただきましてありがとうございました。ちょうど私も受け付けの方におりましたので、少しお手伝いをさせていただきました。

おっしゃられましたように、たくさんの方がおいでになって楽しめる祭りでございますので、救急医療、そういった体制につきましては、十分今後もですね、おっしゃられたことを念頭におきながら配慮していきたいと思ひます。

○7番（鶴迫京子君） ぜひ、ただけがで済んだことですので、それがまた心臓とかいろいろなことがあります。そうなった場合は、取り返しのつかないことになります。担当がいなかったとか、時間内にはいないんですよということにはならないと思ひますので、夜明け前からとか、そこまでは言いませんが、ぜひ準備を整えていただきたいと思ひます。

あとは、環境問題ということですが、これは後で下平議員が豚舎のこと、そういうことでおっしゃいますので、お任せして、時間がないので、ぜひ頑張って質問していただきたいと思ひます。

いろいろ住民感情がありますので、これ大変難しい問題をいっぱいいろいろ相談を受けます。ぜひこのことにも、大なたを振るって、そして行政と市長としましても、中に入ってしっかりどちらにもちゃんと整理していただきたいなという思ひがあります。

夏井海水浴場の最後になりましたが、景観ということで、このことの現状がどうなっているのか打開策があるのか、ちょっと方向性なり教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成23年度策定しました志布志市観光振興計画の中で、ダグリ岬公園一帯を重要な観光拠点として重点整備エリアに位置付けて取り組んでいるところでございます。その中で、旧夏井荘の廃

墟については、ダグリ岬公園の観光施設や、自然環境の特徴を生かすという観点から、最優先事項として取り組んでおり、直接地権者と交渉を重ねているところでございます。

平成24年度から今年度まで、5回の交渉を実施しております。現在のところ合意には至っておりませんが、ダグリ岬公園一帯の整備には理解を示されておりますので、今後も廃虚の整備に向けて粘り強く交渉を重ねてまいりたいと考えております。

○7番（鶴迫京子君） 以上で質問は終わりますが、もう最後4か月となりましたので、私自身議員としても一生懸命責務を果たしてまいりたいと思いますので、よろしく御理解ください。

ありがとうございました。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

ここで、3時5分まで休憩いたします。



午後2時50分 休憩

午後3時05分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、23番、福重彰史君の一般質問を許可します。

○23番（福重彰史君） テンポよくやれという激励を受けておりますけれども、そういうふうに行けるか分かりませんが、市長の任期もあと5か月、私どもも当然そうでございますけれども、その間、全力で精一杯の努力をされるであろうというふうに思うところでございますが、また併せまして、前回の6月の定例議会におきまして、同僚議員の市長選挙への出馬についての一般質問に対しまして、出馬の意欲を示されております。いわゆる残り任期、全力でやるということと、そしてまた、市長選挙に出馬の意向であるという、この二つの観点から質問をさせていただきたいと思っております。

まず、道路行政についてでございます。

まず県道柿ノ木志布志線、柳橋弓場ヶ尾間の改良区間でございます2,200mのうち1,400mは順調に整備がされてきておりましたけれども、残りの800mにつきましては、手つかずの状態であろうかというふうに思います。これまでも何回となく、この路線につきましては、取り上げてきておりますけれども、この区間の改良計画はどのようになっているのか伺いたいと思っております。

○市長（本田修一君） 福重議員の御質問にお答えいたします。

本路線は、志布志港から市街地を経て、松山の中心地へ通じる幹線道路でございまして、志布志の重点路線として要望しまして、一期工事の1.4kmにつきましては、県当局の御尽力により交付金事業として完成してきたところでございます。

しかし、志布志港からアクセスしております市道昭和弓場ヶ尾線までの区間800mについては、1車線で大型車の離合に支障を来しております。

また、この区間は住宅地ではありますが、歩道もないため住民の日常生活も危険な状況でありま

す。このような状況を早期に解消するためにも、2期整備の事業採択を曾於地区土木協会の要望活動や、出前行政懇話会などをお願いしているところであります。

今後も、大隅地域振興局や県庁の関係機関への要望活動を継続しながら、また機会あるごとに現状を説明しまして、早期採択及び実施へと努力していく所存でございます。

○23番（福重彰史君） 今の答弁を聞いておりましたが、全く今のところめどが立っていないというふうに言ってもいいのではないかなというふうに思いますけれども、前回質問をいたしました時、市長はこの路線につきまして、最重点路線、あるいは最重要路線というような位置付けをしてるということを言っております。ここに議事録を持って来ておりますけれども、この最重要路線、あるいは重要路線、重点路線ということじゃなく、「最」ですからですね、最重要路線、最重点路線というふうに言われておりますけれども、市内にはこのような路線というものが何本あるのか、そしてまた、そのような名称が付いている路線の中で現在改良をしなければいけない路線が何本あるのか。あるいは今現在改良している路線が何本あるのか。そして、このいわゆる弓場ヶ尾地区のこの路線につきましては、優先でいけば何位に順位をつけられているのか、その点伺いたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

市内の県道の整備状況でございますが、まず重点施策事業といたしまして、位置付けられているのが都城志布志道路でございます。現在、有明志布志道路、有明道路、志布志道路ということで3区間で整備を行っているところでございます。

それから、市町村合併支援ということで塗木大隅線、泰野地区が市町村の合併支援ということで行っているところでございます。それと生活道路ということでは、志布志福山線、特定交通安全施設道路整備事業の志布志福山線の関屋線という街路事業でございますが、関屋線、それから街路事業の関屋線というのを現在整備を行っているところでございます。

市内で県道の重点路線ということで要望をしている箇所が8か所ほどございます。今申し上げた所のほかに、申し訳ございません。志布志有明線も今年から地方道路整備事業ということで生活道路、地域密着型事業ということで志布志有明線も実施しているところでございます。8か所のうち、今要望しておりますのが、そのほか日南志布志線、今別府串間線、尾野見伊崎田線、宮ヶ原大崎線など、たくさんの地区の県道の要望は行っているところでございます。優先順位ということでございますが、まず県の方といたしましては、重点施策事業というところで、先ほど申しました高規格幹線道路、地域高規格道路というようなところを重点施策ということで進めているところでございます。

それから、地域密着型事業というところが現在進めている高規格以外の道路でございますが、そのところにつきましては、県の方といたしましては、市町村の意見などを聞きながら、順次優先順位をつけて優先順位の高い方から進めていくというような方針をとっているところでございます。

以上です。

[福重彰史君「課長、今の路線は優先順位じゃ何位に付けてるの」と呼ぶ]

○建設課長（中迫哲郎君） ちょっと漏れておりました。

柿ノ木志布志線の位置付けでございますが、柿ノ木志布志線につきましては、現在行っております都城志布志道路の重点施策と並行路線というような位置付けで行っているところでございまして、どうしても県でいう重点事業の高規格道路都城志布志道路を優先して今整備を進めているというところでございます。

○23番（福重彰史君） いろんな路線が出てきましたけれども、この高規格道路につきましては、もう当然のことですから、もう十分そこらは分かってるところでございまして。

その他いろんな路線が出てきましたけれども、今の弓場ヶ尾地区のこの路線関係については、この高規格道路のこれが重点施策の道路として位置付けられてるということで、その並行路線としての位置付けがされているということであるわけですが、ただ、単なるこれは位置付けでということだけであってですね、実際何にも手は付いてないわけですからですね。いわゆる、一般的に言う1工区が終わってから2工区を全く手つかず、もう何年ストップしていますかね。

○建設課長（中迫哲郎君） 柿ノ木志布志線の弓場ヶ尾地区ということで、柳橋から弓場ヶ尾の所までが平成18年から22年度まで整備を行っておりますので、もう3年ですかね、ということになろうかと思えます。

○23番（福重彰史君） 高規格道路の並行路線ということで位置付けているにもかかわらずですね、もう3年ストップしたままと、信じられないような話ですよ。位置付け的には非常にいい、いわゆる名称を使いながら、位置付けをしながらしているけれども、実際はもう3年ストップして、そして、ほかのところのこの高規格道路以外の道路の方が動いていると、部分的にはですね。これが努力をされているにもかかわらずですね、この3年間もストップして、いわゆる3年間も採択されないと、その理由ですよ、その理由、何かがあると思うんですよ、これ具体的に採択されない理由というものを具体的に聞いたことがありますか。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほど申しました、まず高規格の並行路線ということございまして、まず主になる所を優先で整備するというのがまず一つでございまして。

それから、この工区につきましては、新規という取り扱いになると、我々も2工区という考えでございましたが、2工区というのも新規になるということでの新規採択になるということでございます。そうなりますと、新規事業ということでは、先ほど申しました並行路線ということと、この地区が人家が密集してるということで、多額な補償費がかかるということでありまして、若干、そういうところで優先順位、優先評価がおちてくるということになっているみたいでございまして。

○23番（福重彰史君） 今の人家の問題ですけれども、人家はですね、途中の四差路ですよ、四差路まではそんなに人家ないと思うんですよ。それから先は、ちょっとそういう点は理由としてあるかもしれませんが、その間というのは、もうほとんど人家がないというような状態の所の方が長いですよ。そこに全く手が付けられないということはですよ、新規採択だから

というようなことも言われておりますけれども、しかし、現にこれ市長、最初県に要望する時は、この1,400と800、2200mで要望はされてるわけでしょう。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましては、全体2,200で要望されているというふうに私自身は考えていたところでございますが、現に工事が執行される中で、1期工事と2期工事に分かれているということを知られたところでございます。

そしてまた、1期工事完了の後には、2期工事につきましては、改めて申請しなければならないということでありまして、その1期工事完了前から、このことについては要望をしているところでございます。

○23番（福重彰史君） 市長ですね、本当に3年ストップしている。そして、それに合わせたように市長の施政方針の中から23年、24年、25年、3か年、全くこの地区については触れられていない、ですよ。

前も私ちょっと申し上げたと思うんですけども、予算が付いてなくてもやはりここは最重点路線、最重要路線として、どうにか早期に解決しなきゃいけない、整備しなきゃいけない道路であるんだということをやはり施政方針の中で述べるべきではないかというふうに私は思うんですよ。やはり、そういうところが本当にここに市長が熱意をもって、この路線を早期に解決しようという姿勢として見られるんですよ。これが出てきてないということは、結局そこについては県任せであるというふうにとられても仕方ないと思うんですよ。そういう市長のこういうところで答弁されるそういう姿勢というものを年度当初のやはり自分の施政方針の中でもですね、やっぱり入れて力強くやはり宣言すべきだと思うんですよ、いかがですかね。

○市長（本田修一君） 施政方針の中で道路行政については、路線名をあげたりしながら方針として述べるところでございます。

次回の施政方針につきましては、当然、今ありましたように、この路線につきましては特に力を入れなきゃならないということで、するということになるかと思いますが、現実的には、やはり県に対して具体的な要望をいくら重ねるかということになるかというふうに思いますので、さらにこのことについては、その要望の場を重ねながら、要望を高めてまいりたいというふうに思うところでございます。

○23番（福重彰史君） 市長ですね、当然、県には強い要望はしなきゃいけないわけなんですよ。併せてこういうふうにして施政方針の中で、私もこういうふうにして、この路線については、いわゆるどうにか早く早期に整備をしなきゃいけないんだということを市民にですね、訴えてるんだということが施政方針じゃないですか。こういうふうに施政方針の中でもこういうのもうたってるんだということも含めてですね、やはり県には強く要望をしていくと、そういう形をとっていく方が、さらにインパクトはあるんじゃないかなというふうには思うんですよ、どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身としましては、この路線の早期整備については、特に大きな課題として捉えておりましたので、要望の場面ではそのようなふうにならざるを得ないところがございます。

ただいま御指摘のとおり、本市の中で施政方針の中で盛り込まれていないと、そのことが私が市民に対してアピール度が弱まっているということの御指摘がございますので、次回においては、このことはしっかり盛り込んで早期の整備につままして要望を重ねてまいりたいと思います。

○23番（福重彰史君） それでは、市長このことにつきまして、私の方からも強く要請をいたしておきますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

次に、県道塗木大隅線、市役所松山支所前の改良についてでございますけれども、前回は質問をいたしましたけれども、前回から1年半が経過をいたしております。この間どのような動きがあったのか、また見通しがあればですね、伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問の県道塗木大隅線の松山支所前歩道につきましては、松山小学校や松山中学校の通学路になっており、また、バス停もあるということから、高校生や一般の方も利用されている路線でございます。特に、朝の通勤、通学の時間帯には、登校する小学生や自転車通学の中学生、また通勤等一般車両が混在し、危険な状況も確認しているところであります。

この件につきましては、議員の御苦勞もありまして、昨年4月に大隅地域振興局建設部による現地調査が実施されたところであります。大隅地域振興局に確認をとりましたところ、昨年の調査を受けて県単独事業として本課に要望は上げているということでありました。

市としましても、今答弁しましたように通勤、通学の時間帯には通行に危険な状況も確認しておりますので、安心・安全なまちづくりのためにも事業採択に向けた継続的な要望活動を行ってまいりたいと、そしてまた、市としても全面的に取り組みを高めたいというふうに思うところでございます。

○23番（福重彰史君） 現地確認がされて、そして、この場所の危険性についても認識をされたというふうに受け取っていいんじゃないかなというふうに思いますけれども、今市長の方からもございましたとおり、非常に交通量、そして人通り、時間帯によっては、かなりここはそのような場所でございます。簡単にいくところではないというのは、私も分かっておりますので、ただ、できるだけ今後速やかに、いわゆる改良に向けてですね、前に進んでいければいいなというふうに思うところでございますけど、県といたしましても、県単独で事業で上には上げて、要望として上げたというようなことでございますので、更にこの路線につままして力を入れていただきたいというふうに思います。この点につきましては、とりあえずこのような要請という形でお話していただきたいというふうに思います。

次に、鳥獣害対策でございます。

県は、鳥獣被害防止特措法に基づきまして、被害防止計画を策定しております、38市町村を対象に初めて実態調査を行って、その結果、農村集落の58%に当たります2,432集落で鳥獣被害を受けており、被害集落全体の95%は何らかの支援を必要としているというような調査結果を明らか

にしております。そこで市内の被害状況はどのようになっているのか、またどのような対策を行っているのかお伺いをいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

近年、全国的に有害鳥獣による被害が拡大する中、本市でも例外なくイノシシ、カラス等による農作物への被害は増加の傾向にあります。このような状況の中、本市では、平成24年度に志布志市鳥獣被害防止計画を策定し、平成26年までの期間を定め、この計画書に基づき農作物等の被害軽減を図っていくこととしております。

具体的な有害鳥獣による農作物被害につきましては、農家の方などが電気柵等を設置するなど、自主防除していただいた上で被害が発生した場合に、被害の軽減を図ることを目的にして、有害鳥獣捕獲期間中に限り、市猟友会に有害鳥獣捕獲を依頼している状況です。

今後の対策につきましては、市報等では場において、かんしょ等の残さが残っていると、イノシシ等と呼び込み、次年度に被害が出やすいことや、イノシシ等が隠れる環境をなくすためのほ場周りの草払いを行うこと、また電気柵等の設置に関しては、市単独の助成があること等を啓発しまして、被害防止対策に努めてまいります。

○議長（上村 環君） 被害状況は。

○市長（本田修一君） 失礼いたしました。

平成24年の被害状況でございます。イノシシによりまして、これは主にかんしょ、水稻になるわけでございますが、被害面積で40ha、被害金額で1,048万円ほど、カラスによるものが0.4ha、これが28万円程度、タヌキが0.9ha、61万円、アナグマが4haで181万円ほど、ウサギが3haで12万円ほど、合計で52ha、1,332万6,000円ほどの被害に遭っております。

○23番（福重彰史君） それぞれの鳥獣から被害がもたらされているようでございますけれども、私もよく見聞きしたりして、そしてまた、数件でございますけれども、駆除の申請を代理で出させてもらったりとかですね、あるいはまた、直接猟友会の方に通報をしたりしておるところでございますけれども、その中には特に耕作放棄地ですね、耕作放棄地が通り道になったところというのが結構あったしております。

そこで、この鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定されたということでございましたが、この24年度に策定でございますので、その後、見直し等もあったかというふうに思いますけれども、この計画の見直しはされておるのかですね。また、市内全域を対象とした実態調査を行っているのか、その点について伺いたいと思います。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

市内全域での実態調査はしておりません。ただし、報告等がですね、イノシシ等の被害報告が相当あるものですから、それが実態という解釈をしております。

防止計画につきましては、昨年度新たに策定しました。それとその中で、緊急の捕獲計画の方も昨年度は策定したところがございます。その点で見直し等もしております。

○23番（福重彰史君） 市内全域の実態調査はしていないということで、それぞれ被害を受けた

ところの報告を受けて実態というような形をとっているというようなことではなかったかなというふうに思いますけれども、やはり、実際にですね、この実態調査をしっかりとやらないと、この鳥獣の個体数の管理ですとか、生息地への管理、あるいは被害管理等が的確に行われなくて、いわゆる対処療法的に被害防止対策が進められていくのではないかと、その対策の効果というのがなかなか判別できないというようなことになっていってるんじゃないか。したがって、この被害防止対策の改善点もですね、なかなか見出しにくいのではないかなというふうに思うわけですが、思いますけれども、そのためにもしっかりとした調査が大事だというふうに私は思うわけですが、いかがでしょうか。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） 議員おっしゃるとおり、実態調査につきましては、今後管内の状況、また地図等を網羅しながら進めてまいりたいと思います。

○23番（福重彰史君） それから、この鳥獣被害対策につきましては、やはり二つの点から取り組まなければいけないのではないかなというふうに思うところでございます。

一つは、この鳥獣被害防止の観点からの対策ですよね。それともう一つは、鳥獣捕獲の対策、この二つの両面から同時に取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、私なりに、そのあたりをちょっと整理しておりますけれども、この鳥獣被害防止対策ですね、これにつきましては、大体集落単位で被害を受けておりますよね。そういうことで、個人による防止対策では十分な効果というのは得ることはできないんじゃないかなと、そこで集落の実態調査をしながら、それに基づいて集落ぐるみの被害防止活動に関わる取り組みというものを行政側が支援するというような、そういうことが必要ではないのかなというふうに思うところでございます。

それからですね、対処療法的に被害防止対策を行っている現在のそういう状況、側面がありますので、やはり、そこには専門的な立場からの指導助言ができる体制というものも、やはり考えていかなければならないんじゃないかというふうに思うところでございます。

一方ですね、有害鳥獣捕獲の方の対策については、この鳥獣の生息の密度、あるいは行動圏域等の実態把握ですね、これを行いつつそれぞれの実情に応じたですね、捕獲の手法、これの確立ですね。

それと、知識や技術を持った専門的捕獲従事者を活用した捕獲体制の整備というのも行っていく、考えていく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、現在のこの狩猟者ですね、猟友会員でございますけれども、この狩猟者の高齢化と、そして併せてこの減少ですね、これがかなりハイスピードで進行しておりますので、いわゆる狩猟者の育成、確保というのも必要ではないかなと。

それから、この市、町の境、いわゆる境界ですね、境界や国有林ですね、国有林などの捕獲というのは実際困難な状況ですよね、国有林であれば1か月前に手続きすればいいわけなんですけれども、境界を越えての捕獲というのはできませんよね。そういうことで、この市、町境界等越えた広域的な捕獲体制の整備、これらも、もう検討していかなければならないような状況に

きているんじゃないかというふうに思うところでございます。

以上の若干、いろいろ私も猟友会の方々といろいろな話をしながら、こういう今話を申し上げたところでございますけれども、以上のようなですね、両面からの必要性ということをお願いしましたけれども、こういうものですね、十分参考にしていくべき事ではないかなというふうに思うところでございますけれども、今参考で上げましたそういう提案について、どのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、自主防除というものがまずとられなければならないと、そしてまた、今お話がありましたように、地域でこのことについては、取り組みが必要ということであろうかというふうに思います。

そしてまた、そのことについては速やかに、捕獲が対応できる体制の構築というのが必要と、そしてまた、現在の猟友会の方々の高齢化に伴う体制の補強というものについても考えなきゃならないということございまして、今後の防止計画の中でも、今後の取り組み方針として、今述べたようなことをまとめているようでございます。

ということで、獣にとりましては、それこそ市境、町境はないということございまして、それらのことについても、広域的に取り組むべきときにきているのかなということについては、県の方も十分理解されておりますので、そのような形での体制づくりということも、今後してまいりたいというふうには思うところでございます。

○23番（福重彰史君） ぜひですね、いろんな方向から、先ほど申し上げましたけれども、いわゆる両面からの対策というものをやはりつくっていかないと、なかなかこの実効性というのは上がらないというふうに思うところでございます。

そういうことで被害防止計画、先ほどもう見直しもしたということございまして。この計画のですね、取り組みの実効性を一層高めるためにも、この市の職員や猟友会のメンバーらで構成をできます鳥獣被害対策実施隊を設置することができるわけでございますけれども、その考えはないか伺いをいたしたいと思っております。これはもう2番目に入っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の本市の鳥獣被害対策におきましては、狩猟免許を取得し、市猟友会に会員登録をされておられる方で、その中から経験等を勘案し、有害駆除隊員として業務に従事し、捕獲に努めていただいているところでありますが、鳥獣による被害は年々増加傾向にあります。

このような状況の中、平成24年度より鳥獣被害防止特別措置法に基づいて、市町村は鳥獣被害防止計画に基づく捕獲防護柵の設置といった実践的な活動を担う鳥獣被害対策実施隊を設置できるようになりました。この実施隊の設置に当たっては、隊員の非常勤の市の職員としての勤務条件等の整理が必要となります。

現在考えられる最も有効的な被害対策としては、市猟友会に依頼する有害駆除において捕獲し、個体数を減らすことが確実な手段と考えられますが、市猟友会会員の高齢化等の問題も併せて、今後の広報、啓発から有害駆除までを任務とする実施隊の次年度からの設置に向けて要綱等の整

理を含め準備をしまいたします。

○23番（福重彰史君） その設置に向けて準備をしていくというようなことをございますけれども、この設置をするのであればですね、今県内で38、策定計画をつくっているところは38市町村ですね、そのうちの29市町村で設置をされているかというふうに思いますけれども、その中には役所の職員だけで構成しているところもあるわけなんですよね。設置をするのであればですね、やはりこのメンバーの中に民間隊員、いわゆる猟友会の会員ですね、これは絶対必要ではないかなというふうに思うところをございます。職員だけが主体となっていますと、どうしても実労に十分な効果を得ることはできないのではないかな。また、猟友会の民間隊員がですね、巡回等を行うことで効果を上げている市町村もございます。そういうことから見た時に、設置をするのであれば、やはりこのメンバーの中に民間隊員も入れた方が実効性があるというふうに思うところをございますけれども、その準備をするということをございますけれども、そのメンバーの中に猟友会員を隊員として入れるというような考え方であるのか伺いたしたいと思います。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） 議員仰せのとおり、市職員はもとより猟友会の方々もお願いしたいというふうに考えております。

○23番（福重彰史君） ぜひですね、今課長の方からございましたけれども、猟友会も隊員として迎えながらですね、いわゆる実効性のある組織にしていきたいというふうに思うところをございます。

また、今市内に猟友会が旧町ごとに残っているかというふうに思いますけれども、やはりこの猟友会の連携、機能を更にですね、高めて捕獲や被害防止を図る上でもですね、この際1本化、統合という方向にすべきではないかなというふうにも思うところをございますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） その点につきましては、24年度から旧3町の猟友会が、役員ですけど、一体となってですね、県内の先進地を研修したり、そういう形で合同で取り組みをしておりますので、円滑にいくのではないかなというふうに思っているところをございます。

○23番（福重彰史君） 今課長の方からございましたとおり、私もですね、この猟友会のコンセンサスというのは、時間はかからないというふうに思っております。いろいろ話も聞いておりますので、こういうふうにして猟友会が1本化されることによってですね、さらに被害対策実施隊の効力がまた高まって、早急なその取り組みへ向けて、ひとつ課長の方でも、所管課の方でも汗を流していただきたいというふうに思います。

それでは、次に入りたいというふうに思います。

次は、教育行政についてございます。

これにつきましては、中学校自転車通学における自転車購入の負担軽減へ向けた助成策の考えはないかということをございますが、私は今回でこのことについては3回目をございます。3回目の正直ということもございます。このことについてですね、若干見解を伺いたいというふうに思います。

来年の4月、中学校へまた新たな入学が始まるわけでございますけれども、その時期になりますと、入学へ向けての準備というものをしなければなりません、購入品というのは多々ありまして、保護者によりましては、負担は相当重いものがあるというふうにも聞いております。準備物の中には、全員がそろえなければならないものや、あるいは特定の生徒に必要なものというものがあろうというふうに思います。自転車は、この特定の生徒になろうかというふうに思いますけれども、このことにつきまして、以前質問をしておりましたけれども、この自転車購入の負担軽減へ向けての助成の考えですね、3回目でございますけれども、この間数年経っておりますが、どのような考え方に変わってきているのかお伺いをいたしたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成21年9月の定例会、そしてまた、24年3月定例会におきまして議員より同様の御質問がありました。

教育委員会においては、県内19市の状況を調査しましたところ、一部地域実施の1市を含め7市において自転車通学生への助成が行われております。しかしながら、いずれの市も合併前に旧町で実施されていた事業を新市において補助対象地域を拡大したものであります。

本市におきましては、平成25年度当初予算編成の過程で、私を含め関係課で協議をしたところでございますが、限られた財源の中で市全体における事業について、財政状況を含め総合的に判断した結果、平成25年度における予算計上には至らなかったところでございます。

来年度につきましては、子育て支援の一環として自転車購入の補助をする場合、どのような方法が適当か検討するよう教育委員会に指示しているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が答弁いたしましたように、子育て支援の一環として自転車購入の補助をする場合、どのような方法が適当か検討するようにとのことでございますので、今後、関係部局とも協議してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、市内全中学生のうち約65%の生徒が自転車通学をしているという状況は認識しておりますが、補助対象世帯の所得の違いや、通学以外での自転車の利用、自転車通学生以外でも自転車を購入する世帯があることなどを考慮いたしまして、まずは低所得者を対象とした就学援助制度の中で、援助の種類に自転車購入費を追加する方向で検討してみたらどうかと考えているところでございます。いずれにいたしましても、これに限りませんが、助成策というのは補助することによって市民の方々に不公平感や差別感が生じないように配慮しながら助成策というのは検討していかなければならないものだと考えているところでございます。

以上でございます。

○23番（福重彰史君） ずいぶん長い期間熟慮を重ねまして、そして前回からすると少し前進した話、答弁になっているというふうに理解をいたします。ただ、正式にそういう形になるのか、まだ今のお二方の答弁では油断はできないなというふうに思うところでございますが、やはり、今教育長の方からもございましたとおり、いわゆる前回は準要保護等の就学援助費の予算確保を

優先しているということでございましたけれども、その生徒によっては、この就学援助対象者の中にも自転車通学をする人もいるということでございますよね、そうすると、この就学援助費の中には、その対象品目として自転車は入ってないんじゃないかなというふうに私は思いますけれども、その点どうでしょうか。

○教育総務課長(津曲兼隆君) 国から要保護世帯に対する費目としては入っておりませんので、これについては市独自の追加項目ということでできないかこれから検討していきたいと考えているところです。

○23番(福重彰史君) そういうふうにして、同じ義務教育を受けながらですね、いわゆる自転車を購入しなければ通学をできないんだという生徒がいるということをやはり十分そのあたり御承知であるわけでございますので、そういう中で、いわゆる負担をいかにして軽減してやるかというところですよ。

また、例えばこういう保護世帯でなくてもですね、非常に生活に困窮されてる世帯というのはあるわけですよ、家族というのはですね。所得の低いところがありまして、地域によっては、あるいは人によってはですね、その準要保護の申請を出しなさいと言ってもですね、出さないとこもあったりするんですよ。

そして、地域によってはですね、まだまだ特に要保護なんかの場合は、一番無難なところでいますと、そういう世帯であっても遠慮をすることがあるんですよ、実際のところですね。やはり、そういう地域性とかいろんなものがあってですね、そういう中で厳しいなりに生活をさせている子どもを育てているという世帯もあるんだということはですね、やっぱり理解していただきたいなというふうに思います。

そういう中で、非常に子供の子育てに負担が重くのしかかっているという、そういうふうなですね、観点も含めて私はこれまでも言ってきたつもりなんですよ。非常に前回からすると、前向きな考え方に傾いていらっしゃるようですので、ぜひですね、そういう子育て支援策として、どのような方策が一番いいのかという中で、検討されるということでございますので、導入に向けてですね、精一杯の知恵を絞っていただきたいというふうに思います。そのことにつきまして、再度答弁をいただきたいと思います。

○市長(本田修一君) 答えいたします。

先ほどお答えしましたように、まずは低所得者を対象としました就学援助の中で、援助の種類に自転車購入費を追加する方向で検討したいということの教育委員会の答弁がありましたので、今後そのことについては、私の方にこのような形で進めたいというような形の報告、また相談等があるかと思っておりますので、そのことをもって対応をしてみたいと考えているところでございます。

○23番(福重彰史君) それからもう一つですね、ちょっと言い忘れておりましたけれども、この最近、全国で自転車事故、これが多発をいたしておりまして、この事故によって、高額賠償の判決が相次いでおりますよね。7月には小学生が起こした人身事故で9,500万円という損害賠償の

判決も出ております。そういうことで、この自転車保険に対する関心というものが非常に高まってきております。

自治体によってはですね、保険加入を促しているところもございますし、あるいはまた、努力義務としているところもあるようでございます。今後はですね、恐らくこのような方向になっていくのではないかなというふうに思います。そうなりますとですね、ますますこの自転車通学をされる家庭によっては負担が重くなっていくということもありますので、ひとつそういうことも勘案しながら総合的にですね、自転車この通学生の自転車購入に対する助成についてはですね、考えていただきたいというふうに思います。その点について教育長。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員御指摘のその9,500万円という賠償につきましては、私も本当にびっくりしたんですが、あれは小学生だったと思うんですね。結局、誰に対してかということ、家庭、保護者が小学生に正しい自転車乗りを教えてなかったということで9,500万円という金額になったというようなふうに解説してありましたが、本当に自転車がですね、車両だという意識がですね、子供たちにはあまりないと、だからついつい歩道を走るというようなことがあったりして、高齢者を突き飛ばしたりとするという事故があるんだそうではありますが、そういうことは同時にないようにしなければいけません。

ですから、交通マナーを指導するということ、そして早速そのことについて、志布志中学校では、近く県から交通指導の方を招いてですね、正しい自転車の乗り方、統合前でもございますので、そういうことも含めて指導をするということでございましたので、せっかく買い与えた自転車が事故のもとになったということになったら、もう目も当てられませんので、それはそちらでまた、私どもは指導していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○23番（福重彰史君） それじゃあ、次に入ります。

次は、尾野見小学校のグラウンド整備についてでございます。間もなく今年も運動会の開催が近づいてきておるところでございます。昨年の残念な思いというのもあろうかというふうに思いますけれども、今年の運動会が昨年の分までですね、いい天気の中で盛り上がっていけばいいのになというふうに思うところでございます。

そこで、前回の質問から半年でございますけれども、この間に何か対策がとられたのかですね、伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年3月議会におきまして、議員からグラウンド改修につきまして質問があったところでございます。

昨年の小中学校の運動会におきましては、保護者や地域の方々の協力でグラウンドに砂を入れたり、排水作業を行うなどしまして、学校側と連携をとって開始時間を遅らせた変更プログラムで運動会を開催したところもございました。

保護者や地域の方々の日頃からの学校運営にかかる御協力、御支援に対しまして、改めて御礼を申し上げます。

本年度の対応につきましては、教育委員会は学校側と十分協議しながら、予算の範囲内での対応をしたと聞いております。具体的には、応急措置としまして、フィールド内の芝の低い所に砂を補充したり、トラック部分の低い所は土を補充しまして、十分締め固める措置をとって排水対策を実施しております。

また、平成26年度には校舎の耐震化事業も計画されておりますので、同事業に合わせて教育委員会から具体的な要望が出てくるものと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

このことにつきましては、ただいま市長が答弁いたしましたとおりでございますが、私の方も保護者、地域の方々に大変有り難く感謝しているところでございます。

いくつかの学校で、こういう状況が発生しておりましたので、今度はそういうことがないようにということで、まず尾野見小学校につきましては、今市長からありましたように、来年度の耐震化に向けた工事を予定しておりますので、応急措置としてグラウンドの低い所に土や砂の補充をいたしたところでございます。また、十分に締め固めも実施しておりますことから、当面はその効果を見守ってまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、現在工事に向けた実施設計に取り組んでおりますが、応急措置の結果も踏まえ、今後も学校側と相談しながら来年度予算要望をしていきたいと考えているところでございます。

とりあえずは、今年の運動会が晴天のもとで23校、無事につつがなく開催されることを祈ってやまないところでございます。

以上でございます。

○23番（福重彰史君） 応急的にフィールド内の低い所に砂、トラックの低い所に土を入れられたということであるようでございますけれども、一つの方法として応急的な方法として、評価はいたすところでございますけれども、あくまでも、あくまでもですね、一次的なものであろうというふうに考えます。今ございましたとおり、あとは校舎の耐震強化の工事のときにできないか、考えているというようなことでございますけれども、その耐震化工事のときに考えるということでございますけれども、やはりその耐震工事のときに何ができるのかということですね、来年その工事は始まるわけですので、具体的にどのような方法が取れるのか、あるいは市長移動室ですね、移動室のときにも出たと思うんですけれども、いわゆる保育園側の低い部分に、いわゆる小さなトラフでもいいから入れてもらえないかというようなこともございましたですね。いろんな方法があると思うんですよ。だから、いわゆるそういうトラフを入れるというのも一つの方法であるかもしれませんし、あるいは耐震工事の時に何ができるのかですね、場合によってはできないこともあるかもしれないわけですね、できない時はじゃあ今度はどういう方法なのかということもありますので、やはり具体的に今の段階からですね、そのあたりを工法を考

えていかないとですね、本当に実際耐震工事の際にやろうと思ってたんだけどもできませんでしたということもあると思うんですよ。だから、そういう用意は周到にやっぱりしていかなければいけませんからですね、そういうことも踏まえて、今の段階で耐震工事の時にはこういうふうなことも考えているんだということがあればですね、お示しをいただきたいし、なかったらもう別に構いませんけども。

○教育長（坪田勝秀君）　あまり専門家ではありませんのでよく分かりませんが、先ほど御指摘のありました保育園側の排水対策ですね、これも含めて対応したいと考えております。

私どもも現場を見に行きましたので、実態は理解しているつもりでございます。それから、耐震化工事に乗っかってやろうと考えているわけですが、実際にどのくらいのことができるかという事は、ちょっとはっきりしたことは分かりませんが、志布志小学校はこの前耐震化を終わったことは全員協議会で報告をいたしました。あそこを見ましたときにですね、あそこの学校の側溝も非常にきれいになっております。そして、ふたがちゃんとして、そしてさらには小学校の場合は廊下がありませんので、1階の所にきれいなひさしも付いておりますし、結構、それから壁の塗り替えもしておりますし、付帯工事というのものもある程度はやってもらっている経緯がございますので、私どもといたしましては、この際そこまで手を広げてやっていただくよう、願いをしていってみたいというふうに考えているところでございます。

○23番（福重彰史君）　ぜひですね、その時になって、いわゆる自分たちの考えているような方向で整備ができなかったということがないようにですね、また地域の方々は非常にそれを期待してるわけですから、それもできれば一日も早くというような考え方で期待してるわけですので、早い段階からその対策にですね、着手をしていただきたいというふうに要請をいたしておきたいというふうに思います。

それじゃあ、次に入りたいと思います。

次は、老人憩いの家についてでございますけれども、この老人の教養の向上、そしてまた、レクリエーション及び保健休養の場を共有し、心身の健康の増進を図る目的でございますね、老人憩いの家が設置をされまして、これまで数多くの利活用がなされまして、利用者に大変喜ばれております。

また、楽しみにされている施設でもございます。しかしながら、設置年数も経過をいたしまして、施設の老朽化も懸念されておりますが、そのような中で、入浴施設が3月から使用中止となっておりますのでございます。利用者の要望も強いわけでございますが、また、この施設の充実のためにもですね、当然必要なものでございます。そういう観点から、早期の対応をすべきというふうに考えるわけでございますけれども、どのようになっているのか伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君）　老人憩いの家につきましては、高齢者に対しまして、教養の向上、レクリエーション及び保健休養の場を与え、高齢者の心身の健康を図ることの目的のための施設としまして、平成25年4月から平成30年3月まで、志布志市社会福祉協議会を指定管理者として運営

をさせております。この施設は、建設後37年経過しておりまして、施設は老朽化しておりますが、修繕箇所につきましては、計画的に行ってきたところであります。

施設併設の入浴施設のボイラー設備が老朽化により修繕必要箇所があり、事故防止のために現在利用を休止しております。このことにより、利用される市民の方々に御迷惑をお掛けしていることに対しまして、申し訳なく思っております。

老人憩いの家は、地域の老人クラブの方々を中心としました団体などが、高齢者ふれあいサロンや教育委員会の高齢者学級などの定期的な利用のある施設として認識しているところであります。

施設改善の対策につきましては、修繕の方法を検討いたしまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○23番（福重彰史君） 事故防止のために中止をされていたということで、修繕の方向で検討しているということでもございましたけれども、もう3月ですよ、3月から中止をしてるわけなんですよ。もうかなりやっぱり時間も経っています。その間、いろいろ協議を重ねながらこられたというふうには思いますけれども、やはり、もう6か月経過しておりますよ、半年ですよ。この間、当然入浴はできなかつたわけでもございますので、やはりこういうものも毎月毎月それぞれここは利用があるわけですので、やはりそういうような対応というのは、速やかにですね、やっぱりすべきではないかなというふうに思うんですよ。検討検討を重ねるのはいいんですけども、ただ検討を重ねるばかりじゃなくて、その検討を重ねて、そして早めに結論を出すという、そういう姿勢というのが大事じゃないかなというふうに思うところでございます。

修繕をする方向だということでもございますけれども、そうであれば実際修繕がいつ行われて、いつから使用可能になるのか、その点について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 8月29日の日に関係する教育委員会や社会福祉協議会、そしてまた福祉課で、このことについては協議がされているようでもございました。

そしてまた、私の方でも早急に修繕をするよという指示をいたしましたので、早急にこのことにつきましては、修繕はされるというふうに思うところでございます。

○23番（福重彰史君） 私が松山出身だから松山のことをいように言うということじゃないんですけども、この松山はかつて福祉のまちというふうに言われたことがございました。どの町よりもいち早く老人福祉センターやら、あるいはこういう憩いの家、あるいは養護老人ホーム等も設置するのが非常に早かったですよ。そういうことで、当時新聞にも福祉のまちということで、非常に松山を取り上げていただいたこともございました。そういう中で、この憩いの家というのも非常に活用がございました。特に、松山の場合は民間の小さな冷泉が2か所あるわけですよ、そういうのがあるということで、松山には温泉施設というのはつくらないと、やはりこれをつくることによって、その民間施設を圧迫するというようなことで、そういうところも大事にしていこうというようなことで、松山は温泉施設をつくってこなかったと、その代わりこういう老人憩いの家の中に、入浴施設をつくったというようなそういう経緯もあるわけなんですよ。

そういうことで、非常に松山地域民のこの施設に対する思い入れというのはあるわけなんです。そういうことで、そういうものも大事にしなごうらですね、できるだけ施設の良好な維持管理というものもですね、普段から、してもらいたいなというふうに思うところがございます。

そういうようなことですけれども、今私がそういうことを申し上げましたけれども、市長としては、そのことについてですね、どのようにお考えですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

指定管理の社会福祉協議会から、相談を受けている福祉課としましても、建設課を含めまして、ただいま御指摘のありました故障箇所についての修繕についての協議がされていたということでございます。

私自身も現場を確認しまして、すぐさま協議に基づいた形での修繕をするようにというふうに指示したところでございますが、その施設ができた経緯については、十分その意思を尊重していきたいというふうには思うところでございます。

ただ、全体的な施設の老朽化というのがございますので、そういったものも含めた形の新たな施設利用の在り方というものについては、今後また、支所も含めた全庁的な形での協議をさせていただきたいなというふうには思っているところでございます。

○23番（福重彰史君） ぜひ早期のですね、修繕に取り掛っていただきましてですね、そして、速やかに入浴ができるように対応していただきたいというふうに思います。

それじゃあ最後に入ります。

次、公民館の管理についてでございますけれども、この泰野地区の公民館でございますけれども、合併前は松山町中央公民館という、名称で町内全域の多くの町民が利用されておりました。このやっちくふれあいセンターが建設された後もですね、やっちくふれあいセンターよりも中央公民館の方がずっと使いやすいということで、こちらの方の利用が多かったと、現在もそうでございます。そのように、この施設は町内全域から利活用が多いということは、このことについては、もう教育長も十分お分かりであろうかというふうに思います。そのような中ですね、この施設の中で学童保育が行われておるところでございますけれども、この学童の部屋がですね、非常に老朽化が進みまして、特に床の状態がもう大変な状態でございます。私がこの通告をして、もう見に行かれたのではないかなというふうに思いますけれども、実は私もですね、この通告を出すこの日に、そういう話を聞かされて、見に行ったところでございました。私も驚きまして、まあよくこれでけがが出なかったなというふうに驚いたところでございました。

そういうことで、このような状態になっておりますので、早急に対応すべきではないかなというふうに考えるところでございますけれども、そのお考えはないか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

泰野地区公民館につきましては、児童健全育成のために現在10名ほどの子供たちが学童保育の利用をしているようでございます。現在、学童保育として利用している部屋について、今御指摘のとおり、一部老朽化しているということにつきましては、私自身も確認したところでございま

す。

泰野地区公民館につきましては、教育委員会が所管しておりますので、教育委員会の方から答弁させます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

泰野地区公民館につきましては、昭和46年2月の完成で、現在40年以上を経過しております、施設の老朽化が大変目立っていると、目立つ状態にあるということは認識いたしております。

ホール内の床の全面張り替え等は実施しておりますが、その他の部屋については、遺憾ながら床の張り替えは未実施で建築当時のままでございます。特に、学童保育を受け入れる部屋につきましては、床のビニールタイルシートが部分的にはがれ、壁には穴が空くなどしている箇所もございます。現在のところ床につきましては、季節に応じてカーペット等を敷くなどして、対応している状況でございます。

今回現場を調査、確認いたしましたところ、子供たちの安全はもちろん、公民館利用者全体の安全、利便性を考慮いたしますと、床部分の補修、修繕が必要な状態であると認識したところでございます。

市民の教養の向上、健康、社会福祉の増進のためには、やはりソフト面だけでなく、施設整備などハード面の充実も大切でございますので、修理の方法を検討した上で、関係課と協議をして早急に対応できるよう考慮してまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○23番（福重彰史君） それぞれ現場に行かれて、そして、その状況を見られて、その中でこれは早急に対応しなきゃいけないというのは、もう認識されたというふうに思います。

あの部屋は、学童だけじゃなくてですね、夜なんか利用が多い時は、一般の方も利用される場合もあるわけなんですよ。そういうことで、いわゆる割れたりいろいろしてますから、ただはがれるだけならまだいいんですけども、もうあれ引っ掛たらもう終わりですからですね、そういうことで、早急に、それが1枚、2枚ならいいんですけども、極端な言い方をすると、もう部屋全体がそのような状態に今なってると言っても過言じゃないですよ、まあそのような状態ですから、できるだけこれもですね、速やか対応されて、いわゆる安全に使えるような、そしてまた、この学童についてはですね、学童の中の基本の中に保護者によって適切な施設で保育することというようなことがうたわれてるわけですよ。だから、この適切な施設であるのかということ考えた時に、もうとてもじゃないけど、そういう施設じゃないわけですからですね、やはりそういうことも十分注意されながらですね、この施設がひとつ安全で安心できる施設としてですね、これからも学童なり、あるいは利用者が、利用ができますようにですね、対応方要請をいたしておきたいというふうに思います。

再度ですけども、ここの早期の改善に向けまして、大体いつ頃そのような形を時期的には、どれぐらい、いつ頃になるのかですね、伺いたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） その前に、公民館で学童を行うようになったということも、私も非常

に不信でありまして、確かめてみましたところ、これは平成16年から学童を開始するときですね、泰野小学校に空き教室はないかと、こういうふうに打診いたしましたところ、空いてないと、特別支援教室があったりしたもんですからできないということで、やむなく行っていると。

では、保育園での実施には面積が狭いということですね、やむなく今の老朽化した部屋で行っているという経過を聞きました。ですから、これはどうしても早めに行わなければいけないということは分かっておりますが、いつということは、なかなか答えられませんが、私どもの仕事の計画を立てまして、財政課等にも相談していくということになるかと思っておりますので、ちょっと時期的には、まだはっきり申し上げられません。

○23番（福重彰史君） その間もですね、あそこの施設を利用するわけですから、安全には万全を期した、いわゆる対応をしてもらわないとですね、修繕をする前に不測の事態が起こったら何にもならないことになりますから、そうなった時は責任は重いですよ、管理責任はですね。だから、そういうことも含めて、できるだけ速やかに、対応方、要請をいたしたいと思えます。

はい、それじゃあ以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

ここで、4時35分まで休憩いたします。

—————○—————

午後4時26分 休憩

午後4時35分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○2番（下平晴行君） それでは、通告に基づいて質問いたします。

はじめに行政システムについてであります。

元出雲市長の岩國さんは、行政は最大のサービス産業と宣言し、日本の自治体の大改革を行いました。そして、市役所の市民サービスの在り方を根本から見直した方であります。サービス業であるならば、土曜日、日曜日、店を閉めておくことはないだろうと、土曜日、日曜日の窓口の開業を行うようにしました。

また、サービス業であれば、客が来るのを待つのではなく、お客様のところへこちらから出向いて行くべきだとして、市民課のサービス窓口をまちの中のショッピングセンターの一角に設置したり、駅前に出張所を開設しました。

しかし、ほとんどの自治体は月曜日から金曜日までの開業で勤務時間は8時半から5時15分です。そのため、市民の皆さんは会社を休むか、時間給を取って市役所に行かなければなりません。本市でもこのような状況であるが、果たして行政は最大のサービス産業と言っているが、実際市民に対するサービスが行われていると思っているのか、市長の見解を伺います。

○市長（本田修一君） 下平議員の御質問にお答えいたします。高度化、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、常に徹底した行財政改革に取り組み、簡素で効率的な行財政運営を推進することが求められており、本市では、これらに対応するために必要な行財政改革を進めるための基本的な方針を示す、志布志市行政改革大綱を策定し、その具体的な実施計画としまして、第2次志布志市集中改革プランを策定し、プランに掲げられた実施項目について、中心となる課が関係課等と連携をとりながら、着実に実行することとし、全職員が積極的かつ主体的に取り組み、質の高い行政サービスを提供するとともに、簡素で効率的な行財政運営に努めているということでございます。そのようなことの行政運営を重ねることによりまして、サービスの向上を図っていこうというものでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、これは通常の行政サービスの在り方ですよ、今市長の答弁は。私が求めているは、そういう8時半から5時15分じゃなくて、例えば7時45分から6時半までとか、あるいは土曜、日曜日の窓口の開放と、そういうのを私は聞いてるんですよ、そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住民サービス、市民サービスの基本中の基本というのは、窓口サービスになろうかと思いますが、このことにつきましては、改革を推進する必要があるということで、本市の窓口サービスにおける課題及びその解決方策につきまして、部署の枠を越えた横断的な視点で検討を行うことを目的に、情報化実施計画策定に伴いまして、窓口サービスに関わる関係課で構成する窓口サービス検討会を開催しております。

内容的には、手続きに係る総合的な見直しや、待ち時間の短縮と混雑緩和、組織的な連携強化、土・日の開庁、平日の時間延長など、業務の効率化について、検討してまいりたいと思います。開催日につきましては、第1回目を今月の27日に予定してということでございまして、主管課を情報管理課におきまして、市民環境課、税務課、福祉課、保健課、財務課、総務課といった関係課で協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、市役所のサービスを行政の側から考えるんじゃなくてですね、市民の側から考えるようにして、サービスを提供する側から、サービスを受ける側への視点へと職員の意識が変わらないと変わらないわけですね。これは押しつけではできないと思います。あなたのリーダーシップなんですよ。

私も総務委員会で海士町に研修に行きました。同僚議員の方でも質問がありました。役所を企業として毎週木曜日の5時15分から企業ですから、経営会議というのをしているわけですね、予算についても財務課長、財務課が取り決めるんじゃないくて、課長の皆さんでどの事業が優先なのか、必要なのか、そういう優先順位を決めて取り組みをしていたようであります。やはり改革首長は、市長は、あるいは町長、ところが職員がですね、やはりいきいきしてます。私ども二人の課長から1時間ずつ話を聞きました。本当に町長と一体となって職責を果たしているなというのがよく感じ取れたところです。

私は、サービス業は一方では現場第一主義であるべきだというふうに思うわけですね、元市長の岩國さんが言うように、客が来るのを待つのではなく、お客様のところへこちらから出ていくようにする。これは、職員がそれぞれの事業者、例えば農業、商業、観光、ホテル業ですね、そういうところに入り込んで実態はどうなってるのか。これは皆さんみんなプロなんですね、プロなんです。職員はプロじゃありません。職員は法に基づいたそういう業務をしている。しかし、それが当たり前じゃないんです。中に入って本当に、例えば農業でいきますと、畜産でもいいです。本当に何が大変なのか、実態はどうなのか、やっぱりこのことをすることによって、例えば志布志市独自の補助金申請も県とか国とかできるわけですよ。それがあまりなされてないようであります。やはり地域住民が住みやすい地域社会をつくっていく、いわゆる行政と住民の共同のまちづくりが、そういうことをすることによって始まるというふうに思うんですよ。市長、そこ辺はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住民サービスを徹底させる、そしてまた、向上させるということについては、私自身もそのことについて、口を酸っぱくして職員に対しまして、意識向上を凶らせているところでございます。

それにつきましては、じゃあ具体的にどうするのといったことになろうかと思いますが、今お話がありましたような形のやり方というのものもあるのかなというふうには思うところでございます。ということで、例えば年度替わりのときに、特に窓口需要が多いということで、このことについて、出勤というような形態をとることはどうかということの検討もさせたことがございますが、その際に、やはりまだそのようなことを取り組むに際しては、実際に取り組んでないから分からないところでございますが、需要がそんなにないのではないかなというような予測のもとで、その取り組みについては、しなかった経緯もございます。そのようなこともございますので、今先ほど申しましたように、今提案がありました内容につきましても検討しようというふうにしておりますので、そのことをもって新たな取り組みができるというふうには思うところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、先日テレビでですね、タクシー会社の経営の取り組みでお客が困っていることを、いわゆる無償でタクシーから離れて無償で対応するというのが放映がありました。社長の考え方がこうなんです。少し損をして大きな徳を得ると、これあったでしょう。いわゆる、これもやはりこのことを行政の中に入れたら、私はもう市民はいろんな面で協力体制ができるというふうに思うんですね。何を言いたいかと申しますと、市民が求めている以上のことを

することがサービスなんです。市民が来て、これをしてください。これは当たり前のことなんです。失礼なんです、その当たり前のことすら言葉で対応できてない面もあるんですよ。皆さんじゃないですよ。ほとんどの職員の皆さんは一生懸命頑張っておられますが、そういう方も中にはいらっしゃる。

私は、やはりトップが変われば職員が変わると思います。職員が変われば市役所が変わるんですよ。市役所が変われば住民が変わる、住民が変われば地域が変わる。それが、今いろんなものを要求していますけど、要求しなくなるんですよ。向こうの海士町もそうでした。一生懸命職員がやるから、もう私たちは、例えば敬老祝い金は別として、そういうものを要求しなくなる。例えば、バスのそういう支援、もういいですよと、自分たちは自分たちのお金でやっていきますと、そうならないとまちの活性化はあり得ない。なぜ行政に要求するか、結局一生懸命やってないから要求するんですよ、おいどんが税金で食っちゃって、税金を払わん人も言いますが、そういう言い方をしますけど。そんなふうに見ているわけですよ。

だから、市長、やはり私が何を言いたいかというと、行政システムを本当に根本的に変えないと、この今のような状況でやっていたとしてもですね、何も変わりません。これは全国このような状況、でも改革する首長のところは変わっているんですよ。そこ辺もう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お話のとおり、トップが変わればまちは変わるということは、まさしくそうだと思います。私自身もそのような意識で、様々な改革、意識改革というものを職員に述べながら取り組みをしているところでございますが、なかなかそれが私が考えているレベルということまで至らないということにつきましては、私自身の問題なのかなと、いつも反省はしているところでございます。

そのような意味合いから、今お話がありました出雲市、あるいは海士町ということにつきましても、私自身また改めて研修させていただければなど、その地において実際に見させていただきたいなというふうに思ったところでございます。そしてまた、そのことで、何か感じるころがあれば、得るところがあるというふうに思いますので、その際にはまた幹部職員も一緒になって研修をしていくということをしていくことが早道になるのかなというふうには思ったところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長がそういうふうに、そういう改革の市長さんですかね、そういう町を見たいという、ぜひですね、そういうふうな取り組み、考え方を持つことでまちは元気が出てくるわけですので、ぜひそういう取り組みをお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、次、2番目にいきます。

環境対策についてでございます。

前川は、志布志城内を流れる河川であります。青少年活動、育成活動やキャンプなど子供たちが水と親しむことができ、アユやうなぎが遡上する唯一の清流であります。また、国の天然記念物に指定されているウスカワゴロモも生育しております。しかしながら養豚場のし尿垂れ流しで、

地域住民への生活環境の悪化や生態系環境に負荷を与え、子供たちが水と親しむことのできない環境になっております。

24年12月定例会も含めて、これまでも何回となく質問してきましたが、一向に改善が図られないようであります。これまで、どのような対策をされたのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

し尿垂れ流しによる環境負荷につきましては、前川河川流域にあります養豚場につきまして、処理状況等について、全農場の処理施設等の調査も行われましたが、個々の状況について応じた対策や処理業者、排水分析業者等の紹介を受けながら、適切な処理に努めていただくよう助言を行っております。

また、畜産基地内の養豚場への指導につきましては、合併前より文書による改善のお願いや平成21年には県環境管理課、保健所、家畜保健衛生所、市と合同で立ち入り調査を行いまして、農場ごとに処理方法の改善指導や届け出の指導、法的な規制の周知等を行っております。

これまで、苦情等があった場合には、関係機関の協力をいただき、現地での指導に当たっておりますが、前川流域の養牛、養豚農家を対象に県等への関係機関と連携して、現地調査並び指導を実施するよう、担当課へ指示をしているところでございます。

○2番（下平晴行君） 指示をしているということで、そのことはよく分かるんですが、私どもも平成21年4月に県に行って、県知事に前川の水質汚濁の要請書を出しております。県もその後、市に調査に来たようであります。結果がどうだったのか。

それから、12月定例会で質問もしましたように、いわゆる家畜排せつ物法、そういう管理基準がありながら、これは県知事、県ですよ、指導、助言、勧告、命令、処分できるわけですが、このことも一向に対策がないようであります。そのほか、廃棄物及び処理清掃に関する法律、悪臭防止法、水質汚濁防止法、環境汚染をしている業者に対策が何もとられてない、とれないということに関しては、これはもう実際どうなってるのかなということで、あとそういう浄化対策協議会等も質問いたしますが、まずその結果と、それから市に何回苦情がきているのか、私も相当しております。そこをお願いいたします。

○市民環境課長（西川順一君） 県の指導の結果であります。志布志市民の方が平成21年4月16日に県の方に要望されましたけれども、県といたしましては、それ以前から指導をやっているというようなことでありました。そして、21年3月26日に水質汚濁防止法に基づく改善命令を行い、改善計画書を出していただいたというところであります。その改善計画書によりますと、グリンバというような装置を使って改善を図るというものでしたけれども、改善がなかなかうまくいっていないということでもあります。

そして、その後、月に二、三回の指導も含め、今年になってからも3回程度訪問し、あるいは保健所に来ていただき、定期的あるいは継続的な指導を行っているというようなことでもあります。とにかく施設の管理が悪いと、よくないということで、専門の施設管理人を置くこと。あるいは、現在ふん尿混合処理施設となっているので、これを固液分離を行い、固形物は堆肥化へ、そして

液体はバッキ攪拌するように、というような指導を行ってるといふことでもあります。このことが、排水基準を下回った排水になり、あるいは臭気抑制にもつながると考えて指導を行ってるといふことでもありました。そして、今後も引き続いて指導をしていくといふところでもあります。

また、何回そのような苦情とかあったかといふことでもありますが、今年度は、既に5回ほどそういうのがありまして、こちらも定期的、あるいは環境パトロールといふようなことも行っているところでもありまして、よりそういうところがあったら速やかに対策、またあるいは指導を行っているところでもあります。

以上です

○2番（下平晴行君） 課長がおっしゃるように、そのように対応はすぐしていただいているのは、そのとおりであります。ただ、指導はしていただいて、私どもが電話してすぐ対応してもらっております。それは大変有り難いといふふうに思うわけですが、ただ、指導等はされるんだけど、本人がしっかりした管理をしない。市長、ここなんですよ、指導はしているんです。これがですね、市長、この写真見ました。これが、8月4日のいわゆる青少年育成活動の日の、し尿垂れ流しなんです。これは公民館長が現地に行って、いわゆる活動の場所は潤ヶ野営農センターであったわけです。そこに泡、し尿のにおいと、いわゆるし尿が流れてきたといふことで、上流に行って写真を撮るとこういう状況だと、こういう状況ですね、ちょっと見てもらって、これは見てないですね。こういうのを実際垂れ流しをしているわけです。

課長が市民環境課長がおっしゃいましたように、対策は、対応はしていただいているんですね、してもらっています。たちばな保育園は山学校ができたときには、これは垂れ流ししなかったんですよ。いわゆる倉園からの垂れ流しですね、まあ一時はよかったんですけども、また雨の前とか、この前も雨がちょっと降っていたのかな、そういうときに流れてくる。たちばな保育園も市長もよく御存知のとおり、テレビ等で川で泳いだり、飛び込んだり、こういうのを全国放送でしているからかどうかわかりません。もちろん保育の中身も内容もいいんでしょうけれども、県外から相当数の園児が来ているわけですね。それは恐らく環境、川で泳げるとか、ああいうのも大きな影響を及ぼしていると私は思うんですよ。ところが今のような状況では、川で泳ぐことはできないわけでもありますよね、それともう一つは市長、志布志町時代に、これは行政は継続していますから、畜産基地を建設、設置しているわけです。これは、やはり行政も一端の責任があると、その中で営業しているわけですから、そういうことも含めてこれは市に責任があるといふふうに思うんですが、そこら辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畜産基地の建設事業につきましては、国の農用地開発公団が整備しまして、県、志布志町を通じて、農家へ譲渡したものであります。建設当時は法に基づき規模に応じた処理施設が整備されていたところでもあります。その後の規模拡大や法の施行等により、施設整備が必要になったところでもあります。これに伴い、当時の志布志町におきまして、浄化処理施設等の整備に向けて、畜産基地入植者に限らず、補助事業の取り組み支援、あるいは制度資金等の借り入れ支援を行っ

てきたところであります。

また、農場ごとの環境対策について、個々に助言を行ってきたということでございまして、このような施設整備後の新たな取り組みについても町としても対応してきたということでございます。しかし、それを上回るような形での現況になってしまっているというようなことでございます。

○2番（下平晴行君）　　ことでございますで終わっちゃ困りますよね。

これは市長、河川浄化対策協議会、前川、田原川、安楽川、菱田川、これはもうできてますよね。目的はもちろんここに書いてあるとおり、この目的はいいこと書いてあるんですよ、これは生態系を認識し、情報を共有しつつ、次の世代に清流を残すための協議を行い、もって経済と環境と持続可能な発展を図ることが目的だと、しっかりしています。しかし、この対策協議会が本当にこの浄化対策をしっかりやっているかという、私はそうじゃない、これも年に1回か2回ですよ、こんなんでもやれるはずがないんです。

そして今年、志布志市河川浄化対策連絡協議会が発足しております。このことについては、「情報の共有化や専門部会や調査部会を設置して、横断的、弾力的に協議行動のできる組織にしていく」このように答弁をされております。この連絡協議会が設置されて後、どのような協議をされ、対策をされたのかですね、何回されたのか、お願いいたします。

○市民環境課長（西川順一君）　6月でしたか、各河川の正副会長に集まっていたら、河川連絡協議会を立ち上げていこうということを確認したところでした。

そして、この夏にそれぞれの河川浄化対策協議会で自分たちの河川をまず見て歩こうよというように、それぞれの河川の浄化に対する取り組みをし、そしてその後、それを持ち寄って、また10月あるいは11月にそういう連絡協議会を立ち上げていこうということで、話し合いがなされて、その時には解散をしたところでした。

要はこのそれぞれの河川浄化対策協議会を開催することによってですね、その中には事業者も入ってますし、あるいはその流域で営んでいらっしゃる事業者も入ってらっしゃるし、あるいは地区の代表者の方、あるいは行政機関、入ってらっしゃいます。そういう協議会があるんだということだけでもですね、そういう抑止力になっていくのかなと思っております。

今後、そういう協議会を何回となく重ねることによって、少しでもですね、少しでもそういう河川浄化につながっていけばという思いで取り組んでいるところであります。今後もこの市河川浄化の連絡協議会を通じてですね、より一層こういう河川浄化、あるいは悪臭抑制、あるいは、そういう不法投棄というようなことをですね、なくしていけたらというふうに思っているところであります。

○2番（下平晴行君）　　やっぱりちょっと対応が遅いですよね、課長、市長、6月にその正副会長が代表者ですよ、集まって、そういうそれぞれの河川の問題点、それを持ち寄って協議した。そしてまた、10月か11月と、こんなふうじゃもう3か月も4か月も経ってるわけですよ。でなく、何が問題なのかと、連絡協議会ですからもうちょっと真剣にそれぞれの河川の実態、先ほど言い

ましたよ、職員が中に入り込むと、これは連絡協議会の会長、副会長が中に入って、そして、事業者もいるのであれば、余計そこをですよ、入り込んで事業者の方もこれに関する事業者もいると思うんですよ。それをしっかり言っていないと、これは市長解決しないですよ。

先ほど課長がグルンバシステム、これは導入はしているんですね、ところが本人があまり乗り気じゃないとか何とか、そういうのを聞いてるんですけども、例えばその上にある養豚場はこのシステムで、ほとんど地域、家の周りがあるんですけども、ほとんどにおいがしないんですよ、だからそういう行政指導ももうちょっと足りないのかなというふうな気がするわけですね。

市長、だからもうちょっとこの連絡協議会を前面に出して、例えば連絡協議会から市に、警察に、あるいはそういう県に、一つはそれも必要なんじゃないですか。何のための協議会かぜんぜん分かりません。目的はしっかり書いてあるけど、ぜんぜん行動がないじゃないですか。そこ辺はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それぞれの河川対策協議会、そしてまた、連絡協議会につきましては、立ち上がりをするときに、その内容の説明を受けまして、関係する機関、関係する住民、関係する業者も入れて立ち上げるんだということを聞きまして、それはすばらしい協議会になるというふうに予想したところでございます。現在のこの協議会において、河川、それぞれの例えばこの前川の河川対策協議会においても、業者の方も来ていただいているということであるようでございますので、この中で更に現況について、じゃあ改善をどうするかということの協議を深めてもらおうと、そして、御自身の認識を高めてもらうということにはしなきゃならないというふうに思ったところでございます。

そういうことで、ある程度の抑止力にはつながっていくということになるというふうに思いますが、最終的には御本人が本当にそのことにつきまして、深く認識され、改善について真剣に取り組んでいただくということに至らなければ、なかなかそのことについては、難しいのかなというふうに思っているところでございます。

今後こういった取り組みを深めながら、県に対しまして、改善の指導、そしてまた改善の命令、あるいは最終的には営業の停止ということも考えられますので、そういったことも併せて含んだ形での指導、命令というものをお願いしたいなというふうには考えているところでございます。

○2番（下平晴行君） 分かりました。2番と関連がありますので、2番にいきたいと思います。

豚数に対する浄化処理能力がオーバーしているのか、簡易の尿ため槽を設置して、そのため槽が満杯になっているため、悪臭や垂れ流しの要因になっているようであります。簡易の尿ため槽の期間など、管理の在り方について、伺います。お願いします。

○市長（本田修一君） 簡易の尿ため槽の在り方についてですが、これまで浄化処理施設の整備やオガコ豚舎などの整備によりまして、適切な排せつ物の処理を推進してきたところでありますが、御指摘のとおり、今回の件につきましては、これまでも何回となく悪臭等の苦情が寄せられ

ているところでありまして、県の指導機関による指導が行われているところでもあります。これまでの経過を踏まえますと、浄化処理施設の能力低下による緊急避難的な措置であり、最も望まれることは浄化処理施設の機能回復でありますので、引き続き適正な処理に向けて関係機関と協力していくところでもあります。

また、悪臭につきましては、貯留することなく毎日浄化処理することが最も効果のある対策ですが、機能回復の間、既に設置されております乳酸菌の製造設備を十分に活用していただき、悪臭低減に努めていただくようお願いしたいというふうに考えております。

このことにつきましては、市内に悪臭低減の実績のある経営体もあるということでございますので、その使用方法等について御教授いただきながら、そのことの情報も伝えて、そして、低減に努めていただきたいというふうに考えるところでもあります。

○2番(下平晴行君) これは市長、素掘りなんですよ、そこにビニールか何か敷いてあるか、浮いてるみたいですけど、相当大きなため槽が二つあるんですよ。二つ見えるんですけど、これはもう明らかに雨が降れば流れ出る。通常でも漏れていきますから、雨が降れば当然漏れるのは当たり前であるわけですね。

私は集落のその関係する集落の方から、ぜひそこを見てほしいということで、写真を撮ったんですけど、写真を持ってきてないんですけども、もうそのちょうど対岸になるんですけども、もうにおいがそこにきたらすごいんですよ、そこは集落になってはいますが、こういう状況で本当に素掘りが、市長はグルンバシステムとかおっしゃいますけど、もう要はその浄化槽自体がその能力をオーバーしているわけですよ、だからそっちにためているわけですよ。それを認めているわけですから、ただそのことが、例えば堆肥の処理でも、露天ではこれはできなくなっておりますよね。屋根もないおおっぴらな所で尿をどんどん入れて、これは市長、処理は全然できませんよ。現場も見られましたか。見られたんですね。

だから、こういう状況で恐らく、この悪臭は集落の方々にとっては、もう耐えられない状況ですよ。たぶん22年でしたか、市長のところ集落の方と一緒にお願いに行きましたね。何を言われるかという、何回お願いしても何も変わらんと、もう警察も役所も何もすることはできんが、何か裏があつとやろかいなと、そんなことまで言われるんです。

例えば、あそこに家を建てたいという方もおられるんですけども、ところが悪臭のためにそれも断念される。市長ですね、本当に地域住民にとっては、ここ恐らく20年間です。この県の方に持っていったこの文書もですね、57年頃ですね、十文字地区の畜産団地ができてから、こういう豚のふん尿の垂れ流しが頻繁に行われてきたと、ずっとこれがもう何年ですか、それでも先ほど言ったように、前川はアユやうなぎが遡上する清流だと、一方では言っているわけですよ。

本当に市長が、それは誰が書いたか分かりませんが、その文書を見て、ただ答えられておられますけれども、もうちょっと真剣に、取り組みはするとおっしゃいましたけど、それを実際、県、警察、そういう中での取り組みをですね、それじゃどのようにされていくのかですね、そこをもう1回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この方に対しましては、例えば、現場でそういう垂れ流しがあった時には、すぐ通報がきまして、そしてまた、関係機関が現場に行って指導をするということで、何回もそのことは繰り返されている。そしてまた、ある時には、警察にも拘留されて、そのことについて罰金等も支払っているというようなことも聞いているところでございます。

それでも、こうしてまた再度、再三、同じような状況が出現するということにつきましては、先ほども申しましたように、県の方に改めて改善の指導というのをされているところでございますが、命令というような形でしてもらおうと、そしてまた、命令に従わない時は、営業停止もやむを得ないというような形で、今後対応してもらおうということを求めていきたいというふうに考えるところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、ぜひ今言われたことをしっかりと対応してやってほしいと思います。

それじゃあ次にいきます。

福祉対策についてであります。23年6月定例会でワンコインサポート事業の取り組みについて、質問したところでありますが、市長は現状の福祉家事支援事業で、対応できると、「福祉課事業」で私書いてますが、福祉家事支援事業で対応できると答弁されております。

この実態をどう捉えているのか、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ワンコインサポート事業につきましては、30分以内で終了する簡単な朝のごみ出しや、電球の交換など、安価な価格で高齢者等の生活をサポートする事業として、熊本県八代市シルバー人材センターの取り組みとして、認識しているところであります。

本市における高齢者や障がい者等の家事援助のサポート体制としましては、志布志市シルバー人材センターでの福祉家事援助サービスや志布志市社会福祉協議会での介護・生活援助事業～ささえあい～にて対応してしているところですが、八代市のようなワンコインでの対応とはなっていないところであります。この制度を導入するに当たり、有償ボランティアの登録や対応する人員等、実施団体の体制づくりや、高齢者等のニーズの把握も必要になってくることと思われまます。行政で対応支援できることや実施団体とのヒアリング等を行い、先進事例等を研究するとともに、地域の相互扶助としての役割も勘案しながら、現在策定の地域福祉計画、地域福祉活動計画とも調整してまいりたいと考えております。

○2番（下平晴行君） 市長は、前の答弁では、いわゆるセンターの事務局から市民の会員の方から特段の要望がないと、そういうことで家事支援事業でいいと、これはまったく違うんですね。100円コース、それから500円コース、そういうもので先ほど市長がおっしゃいましたように、例えば100円コースでありますと、電球の交換、あるいはごみ出し、あるいは洗濯物の干し、また取り込み、植木の水はり、これも10分以内、10分程度。これが30分になりますと、500円コースと、あるいは資源の分別が500円コースですよね。

そういうふうに最初はシルバーセンターで取り組みをしてもらって、それがいずれはその地域に、そして、それを一つのきっかけとして市長ね、やってほしいんですよ。そして、いずれは集落、あるいはもう有償ボランティアじゃなくて、自分たちの地域は自分たちで取り組みましょうと、私はこのとき言ってるんですよ。安楽の事例を、例えば、安楽のもう亡くなられましたけど、木迫さんという方が、いわゆるコンテナの中にもって入れてくださいと、年寄りに、分別する部分はその代わり100円か200円くださいと、もうこのことをやっていたんですよ。だから、家事支援事業とはまったく違いますからね、そこ辺はそういうふうに答弁がありましたので、そういう、あくまでもシルバーセンターがきっかけになってくれたらいいというふうに思うわけです。これ取り組むということでよろしいですよ、いいですか。

○福祉課長（福岡勇市君） 現在福祉課では、地域福祉計画・活動計画策定に取り組んでおります。その中で市民意識調査や住民座談会を通じて、高齢者世帯などから買い物支援、ごみ出し、電球の交換などの要望が出てきております。これらの要望等に対応するために、地域福祉活動計画の部分で計画に盛り込んでいきたいと考えております。

それと、今現在協議中ですが、有償ボランティアの中で、社会福祉協議会と行政と一体になってボランティア活動センターで、協力員のボランティア養成講習を開催いたしまして、サービス事業に協力会員登録していただき、また、依頼先に応じてサービスを行います。利用料金なんですけれども、住民参加型事業といたしまして、安価に設定いたしまして、ワンコインですけれども、交通費込みのワンコイン500円程度で提供できたらと考えております。この事業については、予定ですが、平成24年度から5年間計画の中で、26年度から中身を検討いたしまして、実施していけるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○2番（下平晴行君） 26年、今25年ですよ、来年ということですね。はい、分かりました。それじゃあ次に入りたいと思います。最後時間もきました。観光資源の活用についてでございます。

1番目に宝満寺跡及び宝満寺観音堂等ですね、市は現在どのように認識しているかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

古くから海に開け交易の町として栄え、志布志千軒まちと言われた志布志には、神社仏閣、武家屋敷群及び庭園、中世山城等の豊富な史跡及び文化財があります。その代表的な史跡である宝満寺跡及び宝満寺観音堂周辺では、毎年お釈迦まつりの主会場として大変にぎわいを見せており、そのほか地元の方々による市が定期的に開かれるなど、市民はもとより、市外から参拝や見物に訪れる方々にも親しまれております。

また、この周辺は観光ガイドや関係団体等の協力のもと、史跡等を巡るまちあるき散策の代表的なコースの一つであります。多数の観光客も訪れていることから市としても、重要な観光資源というふうに認識しているところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、はい、中身についてはよく分かりましたけれども、いわゆる宝満寺跡は、いわゆる明治2年の廃仏毀釈によって宝満寺は廃寺になったわけですね。その後、いろんなことがあって、観音堂、観音像等が設置されたということです。市長がおっしゃるように、それを活用していくということももちろんなんですが、ここが一つ問題なのが、この観音堂、宝満寺跡については、これはいろんな裁判等もあったわけですが、私が聞きたいのは、その認識というのはですね、今のこのこともそうですけれども、宝満寺観音堂、あるいは観音像ですよ、これは敷地は志布志市の土地であるわけです。そこ辺の中身が、そこを聞いたかったんで、本当は認識はどうかというのは、そこはちょっとお分かりですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

宝満寺観音堂をめぐる裁判が、平成13年からおこされて、一審、二審、そしてまた、平成16年には最高裁まで争われて現在決着がついてるということについて、認識しているところでございます。その裁判の中で、あの宝満寺跡周辺につきましては、今の駐車場等も含めたあの辺りまで大伽藍（だいがらん）があって、今おっしゃったような廃仏毀釈のときに、全てそういった大伽藍（だいがらん）なくなると、そして、その後観音堂のみが建てられて、現在に至ると。そしてまた、土地においては、志布志町の土地であって、現在志布志市が引き継いでいるということについては、認識しているところでございます。

○2番（下平晴行君） これは市長、昭和16年に、いわゆる地上権設定をしてるわけですね、そこは御存知ですよ。98年という設定をして、まだあと26年ぐらいあるんじゃないですかね、その中で今観音堂の活用をされていると、裁判ではいわゆる最高裁では、結果として協会支部のものということになって、そこ辺は認識されておられますか。

○市長（本田修一君） 裁判の結果につきましては、認識しているところでございます。

○2番（下平晴行君） この判決事例は見られていますよね、はい。

それでは、次に入りたいと思います。

今、大慈寺に昨年はですね、JTBだけで1,800人を超えている客がきているようであります。と同時に、宝満寺にも客が相当来ております。この観光振興として、いわゆる宝満寺史跡公園、先ほど市長がおっしゃいました。これ全体ですね、をどのように活用していくビジョンがあるのか。また、観光客を呼び込むイベント等の考えがあるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成23年度に策定しました志布志市観光振興計画の基本施策の中で、志布志市街地東部地区の豊富な史跡及び文化財を、核となる観光資源としまして活用していくことを計画としております。その中で、宝満寺史跡公園は現在でもまちあるき散策の重要なルートとなっております。志布志市観光ガイド等にも積極的に取り組んでいただいております。おかげさまで旅行代理店が企画するツアー等の平成24年度実績でもマイクロバス18台、548名の観光客を受け入れております。また、県下三大祭りの一つであるお釈迦まつりの会場としても、毎年県内外から大勢の来場者でにぎわいを見せております。

さらに、県の魅力ある観光地づくり事業を導入いたしまして、平成22年度には宝満寺史跡公園散策道のバリアフリー化、テーブル、ベンチ、街灯、公園ライトアップ化を実施しまして、そして平成24年度には、大型観光バスも受け入れ可能となるように、麓地区駐車場及びトイレの整備を実施し、計画的に歴史や史跡等を巡る観光客への利便性向上に努めているところであります。今後も宝満寺史跡公園を活用したお釈迦まつりのさらなる充実を図るとともに、観光ガイドをはじめとした関係団体等と連携を図り、まちあるき散策を中心とした企画を旅行代理店に売り込むなど積極的に観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。

○2番（下平晴行君） この前、私、蓬の郷にいたら、鹿児島市から中央駅からですね、大型観光バスが42名来て蓬の郷の公園を散策をしておられました。なぜこの水が飲めないか、なぜそれが名水百選かという苦情もいただいたんですけども、それは別として、運転手さんにどこを回るのかと聞きますと、これから大慈寺、長兵衛、あそこでハモを食べてですね、そして宝満寺、志布志港、大隅の弥五郎の道の駅を回って帰りますと、このコースがすごく多いですよというようなことを言いました。恐らく県の文化財課ですかね、そこ辺と連携が取れているのかなということで、40何歳から一番高齢者は85歳、女性の方が多かったようであります。

先ほど駐車場のことが出ましたけど、今現在は北崎水産の方に何かバスを止めて歩いて行かれるような状況みたいですね。以前のミュージアムパーク構想では、今、市長ちょうど天神に上がる手前に点滅信号があるじゃないですか、左に行くと宝満寺に入る、そこの下の今空き地があるんですけど、あそこを一応、一応というか計画では大型バスの駐車場に絵を描いていたんですね。そこ辺のことはどうなのか、先ほど駐車場は、今の志布志小のあそこの方という、あそこも観光バスは止められるわけですよ、そこ辺の問題。

それから、先ほどイベントを考えるかということで質問しましたけれども、宝満寺の東側、向こうの方ですね、あそこにイベント広場ということで絵を描いていたんですよ、そこ辺があるのかなのか。この二つをお願いいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 私ども港湾商工課ということで、お釈迦まつり等の主会場にあそこを使わせていただくということで、現在私どもが管理できるものについては、私どもでさせていただいているところでございます。

今おっしゃいました大型駐車場等につきましては、あの付近へ来られるそういう観光客の方の利便性向上を図りたいということで、数年来皆様方のいろいろな御要望がございましたので、私ども観光の主管課ということで、いろいろ検討させていただきまして、現在麓地区駐車場というところの用地が、相談がいきまして、今現在あるような形で大型駐車場等に対応できるような形での整備をさせていただいたところでございます。

それから、議員がおっしゃいました以前の計画等についてのあれにつきましてはですね、私どもの方でというか、所管をしておりませんので、ちょっと答弁はできないということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番（下平晴行君） はい、それはもう、はい分かりました。

あとですね、今の市長、宝満寺史跡公園のいわゆる今の車が止まる駐車場、いわゆる池があります。そこから上は史跡として1mぐらいですかね、その上は史跡公園と、まあいじれないような状況ですよ。あそこに、ひとつの例えば紅葉を植えて、それから、苔の庭、いわゆるこれを風袋庭園と言うそうであります。これは専門の方からちょっとお聞きしたんですけど、そういうものをつくると、あそこがひとつの神社をバックにそういう庭園ができて観光にもすごくいいんじゃないかという話を聞いたところであります。これは提案でありますので、答弁は要りませんけれども、とにかく今言われているのが、環境、健康、観光なんですね、でまちづくりをしていくと、残念ながら歴史まちづくり法は市長が取り組みをしなかったから、ちょっと残念なんですけれども、これを全体の一つのまちとしてですよ、大慈寺、宝満寺、山城、そういう周辺の点を線に代えて、やはり観光として生かしていく、これをぜひ取り組みをしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から25日までは、休会とします。

26日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後5時38分 散会

平成25年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成25年9月26日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第46号 志布志市工場立地法地域準則条例の制定について
- 日程第4 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第50号 志布志市子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第7 議案第51号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第52号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第53号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第54号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第55号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第56号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 陳情第1号 志布志市議会議員定数削減を求める陳情書について
- 日程第14 発議第5号 志布志市議会議員定数条例の制定について
- 日程第15 陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 日程第16 陳情第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書について
- 日程第17 陳情第5号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書について
- 日程第18 陳情第6号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書について
- 日程第19 陳情第7号 「育ちにくさをもつこども」及び「障がい児」とその「家族支援」に関する陳情書について
- 日程第20 陳情第8号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について
- 日程第21 発議第6号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出について
- 日程第22 発議第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第23 発議第8号 消費税増税中止を求める意見書の提出について
- 日程第24 発議第9号 交通事故防止に関する決議について
- 日程第25 報告第2号 平成24年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第26 報告第3号 平成24年度志布志市資金不足比率について

- 日程第27 認定第1号 平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第2号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第3号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第4号 平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第5号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第6号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 認定第7号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 認定第8号 平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第35 閉会中の継続審査申し出について
(総務常任委員長)
- 日程第36 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (23名)

1 番 平 野 栄 作	2 番 下 平 晴 行
3 番 西江園 明	4 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 毛 野 了	10 番 立 平 利 男
11 番 本 田 孝 志	12 番 立 山 静 幸
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
15 番 金 子 光 博	16 番 林 勇 作
17 番 岩 根 賢 二	18 番 東 宏 二
19 番 小 園 義 行	20 番 上 村 環
21 番 鬼 塚 弘 文	22 番 丸 崎 幹 男
23 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 溝 口 猛
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 野 村 不 二 生	港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 上 原 登
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 若 松 光 正
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 溝 口 敏 久	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 木 佐 貫 一 也	会 計 管 理 者 中 崎 秀 博
農業委員会事務局長 福 岡 保 孝	教育総務課長 津 曲 兼 隆
学校教育課長 金 久 三 男	生涯学習課長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 桑 水 浩 紀

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、下平晴行君と西江園明君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長から報告書が提出されましたので、配付いたしました。

参考にしていただきたいと思います。

日程第3 議案第46号 志布志市工場立地法地域準則条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第46号、志布志市工場立地法地域準則条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第46号、志布志市工場立地法地域準則条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、工場立地法の一部改正に伴い、市が特定する区域については、国の基準に変えて緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項を条例で定めることができることとする措置が講じられたため改正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、工場立地法の一部改正には上位法の改正から期間があったが、港湾商工課が所管する各企業の方々と懇談する会などで、工場の拡大、増設を含めてどういった情報があったのかとただしたところ、平成23年の工場立地法の改正により、平成24年度から準則制定が可能であったが、改正当時は企業からの行政に対する依頼等もなく、今回のような対策をとることが市の企業誘致に有効なのか調査検討をしていた段階であった。臨海工業団地の特別会計を設け分譲を開始する際に、有利な企業等を誘致する体制をつくるため改正したとの答弁でありました。

今回の制定により、既存の企業が動き出すような情報はないのかとただしたところ、制定に合わせての要望はまだない。今回、企業に有利な制度をとったことで、工場の拡大等を検討しても

らえるようお願いしていききたいとの答弁でありました。

企業誘致をする際のメリット、例えば、税率を下げる等の具体策があるのかとただしたところ、本市の助成制度は県内でも市レベルで7番目に高い助成制度である。現在のままでも十分企業に提示できる内容だと思っている。薩摩川内市が10億円という金額を出しているため、来ていただけるような企業があれば、既存の制度に更にプラスして助成制度を検討していききたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第46号、志布志市工場立地法地域準則条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の公的年

金等からの特別徴収制度の見直し、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例を拡充する等の措置が講じられたため、改正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、年金特別徴収者が本市に転入してきた時も自動的に年金特別徴収者になるとの理解でいいのか、また、事務の取り扱いの変更等は円滑にいくのかとただしたところ、年金の特別徴収を継続されている方が転出された場合、今までは普通徴収になり、転出先の住所に納付書で収めていただきたいという通知をしていたが、改正後は転出前の市町村で特別徴収が継続されるということになる。また、市町村の納付書発送事務が不要になる。

条例施行が平成28年10月からになっているが、これに関しては、年金に関わるシステム改修に大きな費用と時間がかかるため、施行までの期間がとってある。市町村にとっては、大きな負担はなく移行できるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第48号 志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第48号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第48号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例を拡充する措置が講じられたため改正するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特定公社債の利子が対象となり、課税されるが、現状において本市に対象となる方がいるのかとただしたところ、現状において対象者はいないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第48号、志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

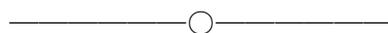
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第50号 志布志市子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第50号、志布志市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第50号、志布志市子ども・

子育て会議条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、9月17日、委員7名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の条例の制定は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、市町村は、子ども・子育て支援に係る審議会、その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする処置が講じられたため、志布志市子ども・子育て会議を設置することとし、その所掌事務、組織等に関する事項を定めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今後本市が子育て日本一を目指す上で大変重要で責任の重い会議になろうと思うが、15名以内の委員構成はどのような方々を想定しているかとただしたところ、1号該当者は5名、保育園、幼稚園、小学校、それぞれの保護者。2号該当者は、保育事業者等連絡協議会等から3名。3号該当者は、学識経験者として、医師会推薦の医師、児童相談所、校長からの3名。4号該当者は、民生児童委員、PTA連絡協議会等を想定しているとの答弁でありました。

志布志、有明、松山それぞれの地域で、就労形態が異なる。そのことも考慮し選定してほしい。また、地域の実情をよく分かった上で、地域の独自性のある計画にしてほしいので、地域や現場のことを熟知し、意見等をきちんと発言できる委員選定が必要だが、どのように考えるかとただしたところ、市内全体のニーズを調査する。また、ヒアリングも実施する。これらの意見を反映させ、委員選定にあたっては、慎重に、子供のことを思っている方を念頭に、選定したいとの答弁であった。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号、志布志市子ども・子育て会議条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第51号 平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第51号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、17番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第51号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は、既定の予算に1億8,820万5,000円を追加し、予算の総額を192億6,667万4,000円とするものである。

歳入の主なものとして、地方特例交付金は、交付額が確定したため減額、地方交付税は普通交付税の交付額が決定したため増額、財政調整基金繰入金は地方交付税や繰越金の留保財源の確定に伴い、財政調整基金繰入金を減額し、繰越金は前年度からの繰越金が確定したための増額である。

市債は、7,800万円増額し、総額で22億5,990万円としている。

歳出の主なものとして、松山支所庁舎管理に伴う修繕料を20万円計上、本庁舎前駐車場の簡易舗装補修事業に係る工事請負費を100万円計上している。

平成25年度末の地方債は、現在高見込額240億7,323万9,000円を見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方公務員の給与を削減して増額になった地域の元気づくり推進費との関連をただしたところ、本年度の普通交付税は、70億5,379万4,000円となったところである。前年度と比較すると3,500万円ほどの増となっている。今年度については、給与削減の影響があったものの基準財政収入額は法人税の落ち込み等があり、全体で2,166万円ほどの減額となっている。基準財政需要額は、合併特例債等の償還が増えたことで5,446万2,000円の増となったこと等が影響していると考えている。

地方交付税の給与削減の影響額については、国の簡易試算によると、1億3,000万円ほどの減となっており、地域の元気づくり推進費で5,948万8,000円を見込んでいるとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、6月に成立した第3次一括法案改正に伴う本市の例規の洗い出しと改正案の見直しをするための委託料である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、対象となる委託業者はどのような業種なのか、また市外の業者になるのかとただしたところ、委託先は現在本市の例規関係を業務委託している専門業者に委託する予定である。また、例規関係の専門業者は市内にはないので、市外の業者であるとの答弁でありました。

このような業務委託は今までもあったのかとただしたところ、第1次、第2次一括法案の条例改正時にも業務委託をし、分析をしてもらう業務を行ったとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、償還金利子及び割引料を2,820万円増額補正し、総額を4,406万円としようとするものである。

景気低迷により、法人税の還付が増加したことと、固定資産税の還付申請が多くあったためである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消費税増税について都会と地方の差があるように感じるが、どのように思うかとただしたところ、今回法人税の還付申請が多くあった。いろいろな業種からの申請が出ているので、消費税増税の影響がまったくないとは言えないが、平成24年の法人の所得が少なくなったために予納していたものを還付する申請が多く出てきている状況である。これが来年度の消費税増税導入に向けて早く影響しているものとは理解していないとの答弁でありました。

平成24年度の実績ということで理解できるが、平成25年度の見通しはどうかとただしたところ、平成24年度の事業年度の決算が出てきている。現在までに1,000万円近い法人市民税の還付申請が40社ほど出てきている。8月までの状況をみると今後も還付申請が多くあるだろうと思っているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものとして、オラレまちづくり基金繰入金300万円、鹿兒島産業支援センターからの助成金（口蹄疫対策地域活性化事業助成金）530万円は本県産牛肉・豚肉ギフト券付きプレミアム商品券発行事業に充当するものである。

歳出の主なものとして、負担金補助及び交付金2,196万5,000円は、本県産牛肉・豚肉ギフト券付きプレミアム商品券発行事業を実施する志布志市商工会への補助金である。

これまで、市が事業主体で実施してきたが、今回は志布志市商工会が実施するもので、商品券1億2,000万円を発行し、一人につき5万円を購入限度とし、販売期間は10月下旬から12月27日ま

で、使用期限は平成26年1月31日を予定している。事業実施にあたり、志布志市商工会へ商品券割増分として2,000万円、人件費や印刷製本費の事務費等補助分として196万5,000円を補助金として交付するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、昨年の実績と取り扱い店舗数をただしたところ、昨年は一般のプレミアム商品券と口蹄疫の別々の販売となった。

一般のプレミアム商品券は、販売額1億円に対して2,179人が購入、店舗数は商工会加入の255店舗であった。

口蹄疫関連の事業は、牛肉・豚肉の消費拡大商品券で2,000万円を発行した。200万円ほどの売れ残りはあったが、984人の方に購入してもらった。市内の取扱店舗は34店舗に参加してもらったとの答弁でありました。

牛肉・豚肉の消費拡大商品券の取扱店舗数が少ないことと、対象となる商品と対象外の商品が混在していて購入しづらかった。改善方法を考えているのかとただしたところ、特に本県産牛肉・豚肉ということで、対象品にはシールを貼って買い物がしやすい体制づくりをしてきた。今年は、商工会で販売していただくため、アドバイスをしていきたいとの答弁でありました。

発行によって商工会会員の反応はどうか、また商品券は完全に消費されたのかとただしたところ、どの業種も市内の消費が増えるため、商工会を通じて非常に有り難いという声をいただいている。商品券は完売したが、換金率は99.8%で、24万円ほど未換金があったとの答弁でありました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第51号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となっております議案第51号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、9月17日、委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものは、文化財保護費で、埋蔵文化財センターの来館者から寄せられた特別寄付を活用し、センター内に遺跡発掘場所を示した位置図をパネルにし、設置するための備品購入費20万円を増額する。

志布志麓公園公有化事業にあたり、平成24年度不動産鑑定を行い、25年度公有化の準備を進め

てきた。不動産鑑定の結果の一部に誤りがあったことが判明し、今回、用地費78万円を増額する。

文化会館費は、案内標識の取替え修繕、駐車場の簡易舗装工事の増額及び可動式音響反射板の執行残、46万7,000円を減額するものである。

保健体育費は、志布志市大相撲後援会運営補助20万円の増額。

体育施設費の需用費は、しおかぜ公園において、春から夏にかけての雨量が少なかったため芝の維持管理のため散水が必要となり、水道料が不足する見込みとなったため25万円を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、不動産鑑定の一部に誤りがあったとのことだが、受託業者が指名業者たる資格を有していたかも問われる問題だ。1か月の指名停止は、市の要綱・規則に基づいてされた処分かとただしたところ、成果の内容を粗雑に行ったことが認められるとして、志布志市建設工事の指名停止に関する規定に基づき、契約委員会の中で1か月の指名停止処分を決定したとの答弁でありました。

大相撲後援会の運営補助の増額理由として、兄弟力士が誕生し運営費が不足するということが、今後、当初予算と合わせた40万円で、何をされるのか、内容を教えてほしいとただしたところ、24年度決算、25年度事業計画、収支計画等を精査した。千代丸関が昇進したことにより、広報、激励会の活動が例年よりも多い。また、市や東京での祝賀会が開催されるため、旅費の一部助成等発生するため、今回20万円の増額が必要であると判断したとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

また、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正の主なものは下水道管理特別会計の繰越金の確定に伴いし尿処理費の繰出金473万1,000円を減額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく質疑を終結いたしました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正の主なものは、児童福祉総務費で、子ども・子育て支援計画策定に伴うニーズ調査事業費220万6,000円を増額である。

内訳は、策定委員報酬及び費用弁償、ニーズ調査に伴う業務委託料等である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく質疑を終結いたしました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、今回の補正の主なものは、社会福祉総務費の国民健康保険繰出金は国の通知額に基づき、財政安定化基金事業分384万9,000円の減額である。負担金補助及び交付金の介護基盤緊急整備等特別対策事業130万1,000円を増額は、小規模多機能型居宅介護施設「みどりの風」にスプリンクラーを整備するもので補助金の100%を県補助金で賄うものである。

母子保健費の扶助費は、不妊治療費助成者数の増加が見込めるため、限度額20万円、6人分120万円を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、不妊治療の関係が国で論議されている。年齢制限を設け43歳以上の方が受けられないような話がある。当局としてどのように考えるかとただしたところ、平成24年度で40歳から45歳までの方が延べ4件、実人員で3名の申請があった。申請分の合計が16名なので40歳以上の方の割合も高い。妊娠出産に至った方はいなかった。高齢になるとリスクもあるが、可能性がある限りこのような方法を望む方もいるとの答弁であった。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑は終結しました。

以上ですべての課の審査を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第51号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第51号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員7名出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、まず、耕地林務水産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、林業振興費の活動火山周辺地域防災林業対策事業は、動力噴霧器を7台、かごしまの特用林産物総合対策事業は、結束機5台を導入するために増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国有分収林の立木売却に伴う売却益は、国、市、部分林組合にどのように配分されるのかとただしたところ、三者契約の分収林については、入札金額に対して3割が国で、残り7割のうちの1割が市の収入となり、その残りが部分林組合の収入となるとの答弁でありました。

かごしまの特用林産物総合対策事業で、結束機を導入するということだが、新植した苗も大きくなり、市場にもだいたい出荷していると思うが、シキミの収入はどれくらいあるのか。また、このシキミについては、以前病害虫が入ったということを知っていたが、その対策はどのように行い、現在の状況はどうなっているのかとただしたところ、現在43ha作付けしているが、製品として出せるほ場の面積は20haぐらいで金額にして3,200万円程度である。病害虫については、平成24年度に新植した静岡産の苗に今年の3月から4月はじめにかけて、チャトゲコナジラミが発見され、この病害虫がお茶に相当被害を与える虫であるため、今年新植したシキミの苗については、全部葉をむしり、その葉を焼却して対応した。また、その前にも防虫駆除をやっており、万全の体制で対策を行った。現在、その苗は、ちょうど4月に葉をとったことで活性化し、非常に生育が良い状態であるとの答弁でありました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

補足説明として、都市計画総務費では、危険廃屋解体撤去事業の要望が多いことから、最小10件分300万円の追加を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、危険廃屋解体撤去事業は、撤去の要請があっても撤去できないケースがどれくらいあるのかとただしたところ、過去に要請があり、除却したことは2、3回ある。最近は、直接撤去の要請はきていないようであるが、空き家調査を実施した結果、危険度3で道路の近くに建っていて壊れる可能性のある空き家が21軒あるため、今後は担当で所有者を調べて、廃屋撤去の事業があるということを紹介していこうと考えているとの答弁でありました。

市単独道路維持事業の集落道等整備事業は、今まで自治会から要望がきた箇所のうち、執行していない箇所はどのくらいあるのか。また、予算はどのように組まれているのかとただしたところ、今年度は22件の要望のうち、採択が18件、不採択が4件であった。採択18件のうち、条件付きもあるが、今年度執行予定が10件である。残り8件は、保留または次年度以降に予算措置を行う予定で、各自治会長に状況理由について通知している。

事業費は、1か所あたり工事費が300万円未満、原材料支給は30万円未満で前年度に実施箇所を上げて、次年度に執行していく。おおむね工事請負の予算は1,500万円程度が認められる範囲で、その中で割り振っていく。それに加えて国の事業などを利用して対応しているとの答弁でありました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

主な質疑といたしまして、施設園芸先進的加温技術導入促進事業の増額の理由、算出根拠についてただしたところ、当初予算の段階では意向調査を実施して140台という見込みを立てていたが、本年2月に国で燃油価格高騰緊急対策事業が創設され、大幅に予算がつき、多くの生産者が申請して、採択されたことと、ヒートポンプについては、本市では成功事例があったため、その燃油の削減効果が高いという生産者の意見が出ていたこともヒートポンプに対する需要が多くなり、今回増額することとなった。積算根拠は、1台8万6,000円で計上をしているとの答弁でありました。

やっちくふるさと村は、今の指定管理者になり、施設を改装されているようだが、管理者自身で実施したのか。また、今回の補正で改修する箇所はどういう経緯があつて提案することとなったのかとただしたところ、施設の改装については、協定の中で20万円以上は市の方がすることとなっているが、施設等も老朽化している状況で、現在の指定管理者が自主的に行っている。

今回の補正で改修することになった経緯については、今回のメインがトイレの改修で、道の駅の一番の目的は、休憩施設の提供ということであるが、現況が古いうえ、和式トイレが多く、老人などの利用率も高いということで、時折苦情等が寄せられていることなどがあるとの答弁でありました。

「茶レンジ風邪なし運動」事業は、昨年も9月の補正で提案があり、2年間実施して、その結

果をみて対象者を広げたいという説明をしているにも関わらず、今回対象者を広げて提案しているが、昨年実施した後、どのような調査を行ったのか。また、学校側には事業の説明をしているのかとただしたところ、アンケートを実施しており、「健康に留意するようになった」、「前よりも医者にかからなくなった」、という部分で、子供たちの意識調査については効果があった。また、今回事業を全校に広げることについては、今年全国茶サミットが本市で開催されるため、そこでお茶と健康を全国に発信して、健康的な生活も含めてお茶の消費につながればということで、今回お願いしている。

また、学校には予算が通らないと正式に話ができないので、学校側とはまだ話はしていないとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

「茶レンジ風邪なし運動」事業について、予算の執行の在り方、考え方に対して疑問を持ったので、市長に総括質疑をせざるを得ないというふうに思っているが、昨年の9月議会で「お茶を飲んで元気な子」育成モデル事業は、2年間インフルエンザ対策としてやり、その結果が良ければ市内全校に広めたいという説明を受けたが、その2年間を待たずに今回提案された。

学校、保健課などの協力を得て、比較研究した結果、継続していくという説明を受けており、アンケートはしたということだったが、どういう経緯があって今回提案されたのかとただしたところ、モデル対象校の1学級のみインフルエンザが発生し、学級閉鎖になってしまったが、このことについて、教育長に見解を求めたところ、総体的に他の市からすると、効果が出ているということは、間違いのないという評価を得た。また、今年10月に全国茶サミットの準備をしている中で、どうしても全国の自治体に対してお茶をたくさん飲む運動をこの本市から積極的に提案して実践するきっかけにしたいということがあり、このモデル事業を拡大した形で取り組みをさせていただきたいと考えた。昨年説明した内容と違うのではということ、重々承知しているが、今回改めて拡大して取り組みをさせていただきたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第51号、平成25年度志布志市一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第52号 平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第52号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第52号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、9月17日、委員7名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、補正の主なものは前年度繰越金の確定及び平成24年度の療養給付費等の確定に伴い、歳入の療養給付費等交付金等の補正と歳出の償還金、一般会計繰出金等の補正である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第52号、平成25年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 議案第53号 平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第53号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第53号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員7名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、補正の主なものは前年度繰越金及び前年度の事務費の確定に伴う減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号、平成25年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

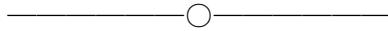
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第54号 平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第54号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第54号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員7名出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、補正の主なものは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額に伴う予備費の調整である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号、平成25年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

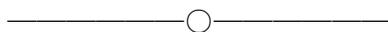
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第55号 平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第55号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第55号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員7名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の主な補正は前年度の繰越金が確定したため増額し、一般会計からの繰入金と同額を減額するもので、予算額に増減はない。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般会計の繰り入れを減額するという事は、特別会計として努力した結果ということだと思いが、その要因はとただしたところ、手数料収入が前年に比べて200万円ほど多くなっているとの答弁であった。

今年度の接続がどれくらい増えたかとただしたところ、地区ごとに野井倉地区4名、通山地区46名、蓬原地区10名、松山地区4名、合計で64名増えているとの答弁であった。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号、平成25年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第12 議案第56号 平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第56号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第56号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正は、前年度繰越金が確定したため、歳入の補正をするものである。一般会計繰入金を158万7,000円減額し、前年度繰越金を158万7,000円増額するものである。

以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今年4月以降の前年度と比較した経営状況をただしたところ、平成24年度は好調であったことは以前にも報告した。平成25年度も前年度を上回っている。特に宿泊、宴会等については、2桁以上の伸びを示している。ただ、入浴については、前年度と比較すると20%ほど減っている状況であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第56号、平成25年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

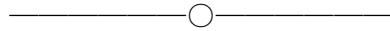
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第13 陳情第1号 志布志市議会議員定数削減を求める陳情書について

○議長（上村 環君） 日程第13、陳情第1号、志布志市議会議員定数削減を求める陳情書についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました陳情第1号、志布志市議会議員定数削減を求める陳情書について、議会運営委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、陳情書の提出されました6月定例会以降、6月28日、7月24日、9月3日、9月10日の4回にわたり、委員全員出席の下、当陳情に対する審査を行いました。

本陳情は、5月2日に提出をされ、6月定例会において、議会運営委員会に付託となっておりました。当時、志布志市市議会は委員11名で構成する議員定数等調査特別委員会を設置をし、調査しておりましたので、その調査結果を参考とし判断するという事で、継続審査となっておりました。

今定例会初日に報告がありました議員定数等調査特別委員会、調査結果報告書等を参酌をし、さらに全国市議会議長会より発行の市議会議員定数に関する調査結果、事務局から提出のありました陳情審査資料等を参考にし、慎重に調査をいたしました。

平成24年12月31日現在、全国811市のうち合併特例法を適用してない804市の人口段階別市議会議員定数の状況は、人口5万未満の1市あたり、平均18.8人となっております。また、県内19市のうち、人口3万人台が5市あり、議員定数18人が1市、22人が3市、志布志市は24人、また議員1人当たり人口も少ない方から3番目となっているのが現状であります。こういった現状ではありますが、特別委員会報告書にもあるとおり、本市は港湾や水産業などの行政機関もあり、近隣自治体と産業構造が異なること、また現在の議員定数24人は、平成18年に合併した当時の52人と比較をいたしますと、半数以上削減をしております。議員定数を削減をすることで、議会の責務である行政監視や地域から市民の声を届けていくことなどが低下するおそれもあるという意見もあったところであります。

また、一方では志布志市校区公民館連絡協議会から提出された「志布志市議会の議員定数の削減」の陳情についても、重く、真摯に受け止めなければならないという意見もありました。

このような意見を踏まえ、さらに本市の財政状況、行政改革の進捗状況、市政の現状、課題及び議会権能の在り方などについて、多岐にわたる論点から議論がなされたところであります。

以上、審査の結果、陳情第1号、志布志市議会議員定数削減を求める陳情書については、全会一致をもって、採択すべきものと決定をいたしました。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 陳情に対して討論を申したいと思います。

こうした陳情が提出されたことに対して、私、議員として真摯に受けとめて、日々の活動を含めて反省を大いにしているところであります。

本市は、特別委員会を、先ほど委員長の報告からもありましたように、設置をして、議論を進めて、今議会に約1年半の議論を踏まえた上でのひとつの方向性が報告をされております。本陳情は、議員の定数を削減するように求められておりますが、本市は、合併前の状況からしますと、最初の議会は定数特例を設けまして33名、そして、その後4年前の選挙ではいち早く条例上限の26名を二つ減らして24とすることで合併協議会の中で、そういった合意がなされて、早く二つ減らして24ということで今日を迎えてきている状況であります。

現在24名の定数であります。議員の職責は、当然行政の批判、監視はもちろんであります。地域における住民の皆さん方の声をしっかりと、議会を通じて行政に届ける、それが大きな職責の仕事の一つであるというふうに思います。

委員会や本会議の一般質問を通じて住民の皆さん方の声をしっかりと届ける。そうしたことを仮に削減とすると、その分だけ住民の皆さんの声が届きにくくなる。そういう心配があります。

現在でも、この本議会、一般質問の状況はこれまでも各議会、約半数の議員の質問に終わっていると、これが状況であります。1期4年で私たちが当局に政策提案を含めて、住民の皆さんの声を届ける機会は、1人で16回あります。仮に、これを2人減らすととなりますと、32回、4人減らしますと64回その機会が失われるということになります。これは、住民の皆さんにとっては大変不幸なことではないかというふうに私は思うところであります。日々の活動を通じて、住民の皆さん方の声をしっかりと行政に届ける。その機会を議員が削減することによって、今申したような状況が果たして住民の皆さんの幸せ、そういったことになるのだろうかというふうに思うところであります。

また、陳情の中でも財政上の問題もうたっておりますが、これは財政上の問題があるのであれば、議員報酬を引き下げても、私は極力議員の数を減らして住民の声を届きにくくする。そういった状況をつくるべきではないというふうに思います。

これまでも一貫して委員会の中でも報酬を引き下げ、そういうことをして定数はしっかりと守っていくというような立場をこれまでも発言をしてまいりました。

仮に、この陳情が採択というふうになりますと、当然削減ということではありますが、私はこれまでも日々の活動、そして議会での活動、委員会や本会議での一般質問を通じて住民の皆さんの声をこれまでも数多く届けてまいりました。そうした立場からしたときに、残されてる任期、あ

と1回ほど議会がありますが、そうした中でもしっかりと住民の皆さんの声を届けていく、そういう立場をしっかりと守っていきたいというふうに思うところであります。

陳情が仮に採択ということになれば、新しく行われるであろう次の選挙に立候補する人も、しない人もその数の中で選挙を戦い、新しく議員活動をされていくわけではありますが、私は今回のこの陳情が出されたことの意味というのは、定数を削減するだけで果たして了とされるものかという、そういう思いがあります。

私、冒頭に申しましたように、私たち議員の職責というのは、日々の活動を通して、住民の皆さんの声をしっかりと行政に届けて、そして、それを実現をさせていく、そういうことが大きな仕事として議員に与えられてるというふうに思います。

そうした立場で、今回この大変申し訳ない気持ちでありますけれども、議員の定数を削減するという陳情に対しては賛同しかねるという立場で討論としたいと思えます。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

○2番（下平晴行君） 賛成という立場で討論をさせていただきます。

これまで他市の議員数については、昨年の12月定例会、それから今年の3月定例会、6月定例会等々で、先ほどもありましたように、志布志市より多い自治体、人口の多い自治体が16か18、先ほど18.8人という報告もありました。

私は、やはり先ほどもありましたように、私たち議員は、監視、評価、いわゆるその予算等についてもチェックする立場であります。そういう財政状況の中で、どういう形で今、市が運営されているのか。そういうことも含めますと、やはり自らが率先して、行財政改革に取り組まなければならない立場であるというふうに思っております。

そういう私たちのいろいろな立場で、住民の代表であると、例えば先ほど一般質問のこともありましたが、一般質問でも住民の代表という立場で質問をしております。そういう我々の立場を含めて、今回、志布志市校区公民館連絡協議会から議員削減を求める陳情が出されたわけではありますが、そういう他自治体等々と比較するというだけじゃなくて、やはり定数については、自治体の財政に応じて人口割が撤廃された。そういうことも含めて志布志市の財政状況を踏まえることや、そういう住民の定数に関するいわゆる市の在り方、そういうことでの陳情も出されたわけですので、私は、この陳情については、重く受け止めて対応すべきであろうというふうに思います。

以上です。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。陳情第1号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員

長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、陳情第1号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第14、発議第5号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第14 発議第5号 志布志市議会議員定数条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第14、発議第5号、志布志市議会議員定数条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました発議第5号、志布志市議会議員定数条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、本市における行財政改革の動向、市政の現状・課題及び将来の予測・展望、議会機能の在り方並びに市民の意見等を総合的に勘案し、本市議会議員の定数を見直し、当該議員の定数を条例で定めるものであります。

内容につきましては、地方自治法第91条第1項の規定により、市議会議員の定数を20人と定めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行をし、施行の日以後、最初にその期日が告示される一般選挙から適用するものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○19番（小園義行君） 反対の立場で討論をしたいと思えます。

先ほどの陳情の中でも申しましたが、今回現在の24名から20名に議員を削減するという提案であります。4名の議員の定数が削減されますと、先ほども申しましたけれども、1期4年間で16回の住民の声を行政に届ける。そのことが64回少なくなるということでもあります。

これまで、私も二十数年議員活動をさせていただきまして、この間、2回ほど一般質問をする機会がありませんでした。旧志布志町議会の中で首長の不祥事によって時の議会で一般質問を通告はしてございましたけれども、できないという状況が発生しまして1回目です。2回目は、大変残念なことにおやじの死と重なりまして、そういう問題ができないという状況が発生しまして、

誠に議員として住民の皆様方に大変申し訳ない。私事を優先してしまったという反省が多くあります。1回の質問でそれぞれの項目は議員の皆さん違いますけれども、64回にしますと、大変項目もこれの何十倍というふうに、私はなるのではないかというふうに思います。そうした住民の皆さんの声が届きにくくなる。現実には削減ということになりますと、そういうことであります。

二十数年議員をさせていただきまして、一般質問等で頑張ってきました。ただ、日々の活動はどうだったかといいますと、私自身も足りないところも多々あったと、これは確かに、先ほどの陳情がありました住民の声の中にも、私を含めて大いなものがあるのではないかというふうに、このことは真摯に受け止めをしております。

これからも、きちんとその与えられている職責を果たすためには、しっかりやっていきたいと思いますが、今、述べましたような、住民の皆さんの声を届けることができる機会を少なくしてしまうということについては、反対という立場でありまして、この20名の提案については、述べました意見の中で、反対という立場で議員の皆さんの賛同といっても、先ほど陳情は可決になりました。私自身は、そういった思いで残されている任期、来年の2月までですけれども、全力を挙げてやっていきたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

○23番（福重彰史君） 賛成の立場で討論をいたします。

議員定数は今般の社会情勢の一般的な流れとなっておるところでございます。

県内の市町村におきましても、そのことは明白でございまして、本市におきましても市民からそのような声は随所で聞かれておりまして、その市民の声を、地域の声を代表されて、地区公民館連絡協議会から定数削減の陳情書が提出されたものだというふうに理解をいたすところでございます。

私ども議会は、また議員は、その声を真摯に受け止めまして、市民、有権者が理解、納得される定数を選択する責務が求められているというふうに思うところでございます。定数が多いことは、多様な市民の声や地域の実情を幅広く市政に反映させられることや、また批判、監視機能の充実等利点があることは理解はできるところでございますけれども、一方、市民、有権者の皆さん方が少数精鋭という間違いのない選択をされることによって、削減の不安は解消されるというふうに信じておるところでございます。

そういう意味からも今回の4名削減は妥当な定数であるというふうに思うところでございます。よって、賛成でございます。

どうか、同僚議員の皆様方の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、発議第5号は、原案のとおり、可決されました。



日程第15 陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

○議長（上村 環君） 日程第15、陳情第3号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっております陳情第3号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員7名出席の下、執行部から、耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によりますと、昨年度から鹿児島県は、県内の木材生産を今後10年間で倍増する計画を立てている。そのような中で、本市は森林の整備、植樹祭、林道整備などにおいて、課題を抱えている。

概略、以上のような意見を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、平成24年10月に石油石炭税の特例が設けられたとあるが、この税は国に入っているというふうに理解していいのかとただしたところ、そのように理解しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、陳情第3号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、全会一致をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

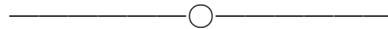
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第3号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第16 陳情第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書について

○議長（上村 環君） 日程第16、陳情第4号、川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第4号、川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、各委員に、当陳情に対する意見を求めた後、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

新安全基準では、炉心溶融や放射性物質の大量放出といった過酷事故への対策や地震・津波対策の強化を行っている。しかし、福島第一原子力発電所は、放射線量が高濃度で近づけない場所での被害、格納容器の破損箇所、炉心の溶融状態など、再発防止に欠かせない重要部分の実態把握ができていない。このため、新安全基準では、安全確保が不十分であるため、再稼働には反対である。

また、使用済み核燃料の最終処分問題も未解決のままであるため、再稼働に反対し、廃炉を求める。よって、採択すべきある。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第4号、川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書については、全会一致をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第4号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

日程第17 陳情第5号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書について

○議長（上村 環君） 日程第17、陳情第5号、川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第5号、川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、各委員に当陳情に対する意見を求め、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

福島第一原発では、放射線量が高濃度で近づけない場所の被害、格納容器の破損箇所、炉心の溶融状態など、再発防止に欠かせない重要部分の実態把握ができていない。

なお、使用済み核燃料の最終処分問題も未解決のままであるため、3号機増設白紙撤回は当然である。よって、採択すべきある。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第5号、川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書は、全会一致をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

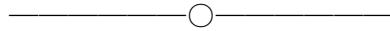
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第5号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第18 陳情第6号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に
転換を求める陳情書について

○議長（上村 環君） 日程第18、陳情第6号、原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第6号、原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、各委員に当陳情に対する意見を求め、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

現在の電力は、水力発電、火力発電等により、十分電気は足りている状況である。

また、太陽光発電やメガソーラーの電力を国が買い取る固定価格買い取り制度により、原子力発電推進から脱却し、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換すべきである。よって、採択すべきである。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第6号、原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書については、全会一致をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

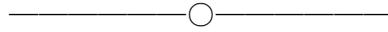
これから採決します。

お諮りします。陳情第6号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は、所管委員長の報告の

とおり採択されました。



日程第19 陳情第7号 「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族支援」に関する陳情書について

○議長（上村 環君） 日程第19、陳情第7号、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族支援」に関する陳情書についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました陳情第7号、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族支援」に関する陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員7名出席の下、施行部から福祉課長、保健課長ほか、担当職員の出席を求め、当陳情に対する審査を行いました。

委員からの意見として、「にこにこはうす」の親の会からの陳情である。10年に開所され15年経過した。担当課から意見を聞き、質疑をした中で、現状で十分なもの、今後検討が必要なもの、すぐには解決には至らないもの、様々であった。それと併せて、今回子ども・子育て会議を設置し、本市の子育て支援に対する課題は大きくなっていくと思う。そういった現状から見ても陳情書が求めていることに対して、まだ十分とは言えない状況にあると思う。

今後を期待する意味も込めて採択し、「にこにこはうす」で療育を受けている子供たちと、その家族に対する力になればいいと思う。という意見が出された。

以上で、審査の結果、陳情第7号、「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族支援」に関する陳情書については、全会一致をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

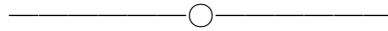
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第7号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第20 陳情第8号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について

○議長（上村 環君） 日程第20、陳情第8号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第8号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、各委員に当陳情に対する意見を求め、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

円安などによって、食料品やガソリンなどの値上げで、多くの国民は景気回復を実感していない。このようなことから、もし消費税増税をするとしたら一般国民の生活は、より大変な状況になると思う。よって、当陳情は採択すべきである。

以上で討論を終え、採決の結果、陳情第8号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書については、全会一致をもって、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

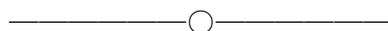
これで討論を終わります。

これから採決します。

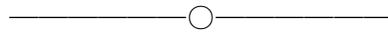
お諮りします。陳情第8号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



○議長（上村 環君） 日程第21、発議第6号から、日程第24、発議第9号まで以上4件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。



日程第21 発議第6号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第21、発議第6号、「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました発議第6号、「地方税財源の充実確保」を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由としましては、地方財政は、社会保障関係費の増嵩など、財政需要の増加や地方税収の低迷等により厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。よって、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 新藤義孝、内閣官房長官 菅義偉、内閣府特命担当大臣 甘利明でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。

御賛同方よろしくお願いをいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

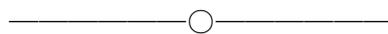
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

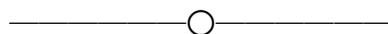
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。



○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



日程第22 発議第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第22、発議第7号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となりました発議第7号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第3号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書採択に関する陳情については、産業建設常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、産業建設常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、自然災害の脅威から国民の生命・財産を守るための森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として、最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油・石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 新藤義孝でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。

御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は、原案のとおり決定されました。



日程第23 発議第8号 消費税増税中止を求める意見書の提出について

○議長（上村 環君） 日程第23、発議第8号、消費税増税中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました発議第8号、消費税増税中止を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第8号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める陳情書については、総務常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定をいたしました。それを受け、総務常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、食料品やガソリン等の値上げで多くの国民は景気回復を実感していない。この不況下で税率を引き上げれば、国民の消費はさらに落ち込み、自治体内の地域経済は大きな打撃を受ける。住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な影響を与える消費税増税を中止することを強く求める。よって、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。

御賛同方よろしく願いいたします。

たします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は、原案のとおり決定されました。

日程第24 発議第9号 交通事故防止に関する決議について

○議長（上村 環君） 日程第24、発議第9号、交通事故防止に関する決議についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○17番（岩根賢二君） ただいま議題となりました発議第9号、交通事故防止に関する決議について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会議員、本田孝志議員、同じく、金子光博議員であります。

提出の理由は、本県の交通事故発生状況について、前年同時期より16件多く、死亡者では6人多い49人の尊い命が奪われ、依然として交通事故発生件数及び負傷者数ともに増加する危機的な状況にあります。

また、高齢者が犠牲となる交通死亡事故が増加しており、本年これまで志布志市内で発生した死亡事故5人中4人が高齢者であります。市民の安心・安全な暮らしを守る立場から、警察や関係機関団体と連携し、交通事故抑制に対する姿勢を示し、すべての市民が事故を起こさない、遭わないための交通事故防止策を積極的推進することを決意するものであります。

以下、案分を朗読して説明に代えさせていただきます。

交通事故防止に関する決議案。本県の交通事故発生状況について、平成25年7月末で前年同時期より16件多い5,301件、死亡者では6人多い49人の尊い命が奪われ、依然として交通事故発生件数及び負傷者数ともに増加する危機的な状況にある。志布志警察署管内での事故発生件数は、141件で交通事故死亡者5人がすべて志布志市での発生となっており、極めて憂慮すべき状況である。

また、高齢者が犠牲となる交通死亡事故が増加しており、本年これまで志布志市内で発生した死亡事故5人中4人が高齢者である。県内の状況も平成15年から10年連続して、全交通事故死亡者の半数以上を高齢者が占め、平成25年7月末現在、全死亡者49人中、約半数の25人が高齢者となっている。

一瞬にして大切な命を奪い、家族や知人、友人等を深い悲しみに陥らせる交通死亡事故を防止し、市民と一体となって交通安全の取り組みを行うことが重要であり、安心・安全な暮らしのできる地域社会を実現することは市民の付託を受けた我々の重大な責務である。

よって、本市議会は、市民の安心・安全な暮らしを守る立場から、警察や関係機関団体と連携し、交通事故抑制に対する姿勢を示し、すべての市民が事故を起こさない、遭わないための交通事故防止策を積極的に推進することを決意するものである。

以上、決議する。

平成25年9月26日、鹿児島県志布志市議会。

以上であります。御賛同方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は、原案のとおり決定されました。



○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第6号から発議第8号まで、以上3件についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。



日程第25 報告第2号 平成24年度志布志市健全化判断比率について

○議長（上村 環君） 日程第25、報告第2号、平成24年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第2号、平成24年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度志布志市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、すべての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率につきましては、本市の早期健全化基準が25.0%に対しまして、9.5%、将来負担比率につきましては、本市の健全化基準が350.0%に対しまして、77.5%で、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な比率となっております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成24年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



日程第26 報告第3号 平成24年度志布志市資金不足比率について

○議長（上村 環君） 日程第26、報告第3号、平成24年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第3号、平成24年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度志布志市資金不足比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計及び国民宿舎特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成24年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



日程第27 認定第1号 平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第27、認定第1号、平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

平成24年度の決算につきましては、第1次志布志市振興計画及び過疎地域自立促進計画の実現に向けて鋭意努力するとともに、事務事業評価を踏まえ、事務事業の必要性及び優先順位を決定し、経常的な事務事業の抑制を図りました。

決算額は、歳入総額190億8,816万4,751円、歳出総額186億2,160万7,322円、差引残額4億6,655万7,429円となり、翌年度へ繰り越すべき財源、1,983万1,000円を差し引いた実質収支額は、4億4,672万6,429円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入のうち、市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額51億6,002万6,000円、構成比27.0%。平成23年度と比較しますと2億3,566万3,000円の減額となっておりますが、市税及び繰越金が減額となったこと等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額139億2,813万8,000円、構成比73.0%。平成23年度と比較しますと36億9,782万8,000円の減額となっておりますが、平成23年度に地域情報通信基盤整備推進事業の事故繰り越しに係る国庫支出金があったこと等によるものであります。

続きまして、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は、95億4,925万5,000円、構成比51.3%。平成23年度と比較しますと1億9,389万3,000円の増額となっておりますが、人件費が定員適正化計画による職員数の削減等により減額となったものの扶助費が保育所運営費及び自立支援給付費支給事業の増等により、増額となったものであります。

普通建設事業費及び災害復旧事業費の投資的経費は、29億4,360万1,000円、構成費15.8%、平成23年度と比較しますと36億5,925万2,000円の減額となっておりますが、平成23年度に地域情報通信基盤整備推進事業の事故繰り越し事業分があったことによるものであります。

物件費、補助費等その他の経費は、61億2,871万1,000円、構成比32.9%。平成23年度と比較しますと4億1,673万9,000円の減額となっておりますが、財政調整基金等の年度末剰余金の積立金が減額となったことによるものであります。

次に、決算の主な財政指標について御説明申し上げます。

経常収支比率は88.1%で、平成23年度と比較しますと2.6ポイント増加しております。これは、歳出の経常一般財源の抑制に努めたものの、市税及び普通交付税が減額となったことから増加したものであります。また、平成24年度地方債残高につきましては、240億5,666万7,000円で、平成23年度と比較しますと、4億8,213万5,000円、2.0%の減額となっております。市民一人当たりで換算しますと、71万9,000円の残高となります。

なお、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますのでお目通しをお願いいたします。

本市の主な決算財政指数を見たときに、財政状況はおおむね健全であると考えております。

しかしながら、地方を取り巻く財政状況は、平成24年度末で地方債残高が200兆円を超えるなど、厳しい状況が今後も続くものと予測しております。

したがって、平成28年度以降の合併算定替え特例措置終了に伴う地方交付税減額を考慮しながら、引き続き自主財源確保に努めるとともに、行政評価による事業の選択及び重点化を実施することで、持続可能な行財政基盤の確立を図り、健全な財政運営を推進してまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、9人の委員で構成する平成24年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する平成24年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成24年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、平野栄作君、西江園明君、玉垣大二郎君、藤後昇一君、毛野了君、立平利男君、本田孝志君、小野広嗣君、長岡耕二君の9人を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成24年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成24年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩します。



午後1時25分 休憩

午後1時34分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に平野栄作君、副委員長に小野広嗣君がそれぞれ互選されました。



日程第28 認定第2号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 認定第3号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第30 認定第4号 平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第31 認定第5号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第32 認定第6号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

日程第33 認定第7号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第34 認定第8号 平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第28、認定第2号から日程第34、認定第8号まで、以上7件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 一括議題となりました認定第2号から認定第8号まで、提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額47億7,463万42円、歳出総額44億7,467万7,631円、実質収支額は2億9,995万2,411円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、平成25年3月31日現在で、7,507万1,441円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が7億9,878万12円、構成比16.7%、国庫支出金が14億2,866万4,862円、構成比29.9%、前期高齢者交付金が7億5,437万3,633円、構成費15.8%、共同事業交付金が6億160万8,522円、構成比12.6%となっております。

また、国民健康保険税の徴収率は現年課税分で93.2%となり、徴収額が7億4,962万9,675円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が28億7,407万1,365円、構成比64.2%、後期高齢者支援金等が5億2,934万9,209円、構成費11.8%、共同事業拠出金が6億5,289万7,000円、構成比14.6%となっております。

平成24年度につきましては、見込まれる財源不足を補うため、国民健康保険基金から2,550万円を取り崩し、一般会計から法定外繰入金を5,000万円繰り入れることで財政運営をしてまいりました。結果的には、インフルエンザ等の流行もなく、被保険者一人当たりの医療費の伸び率が対前年度比1.0%増と予想を下回ったものの、実質単年度収支は7,069万1,776円の赤字となっております。

国民健康保険は、他の医療保険と比較して、高齢者を多く抱え、それに伴う疾病予防、疾病構造の変化、医療技術の高度化等により、被保険者一人当たりの医療費は、平成19年度まで5%以上の伸び率となっておりますが、平成22年年度がマイナス0.8%、平成23年度が5.5%、平成24年が1.0%の伸び率となっております。

しかしながら、持ち直しつつあるものの依然として厳しい経済情勢下で、市民所得の低迷によ

る国民健康保険税収入の落ち込みなど、引き続き厳しい財政運営となっております。

収納率向上等財源の確保、特定健康診査の受診率の向上及び特定保健指導の利用率の向上に取り組みながら、さらに被保険者の健康増進のための事業を積極的に展開し、医療費適正化及び国民健康保険事業の健全運営に努めてまいります。

次に、認定第3号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億5,271万2,748円、歳出総額3億5,077万8,330円、実質収支額は193万4,418円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億8,650万5,931円、構成比52.9%、繰入金が1億5,993万6,488円、構成比45.4%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が3億3,987万2,454円、構成比96.8%、保健事業費が565万2,474円、構成費1.6%、諸支出金が269万5,807円、構成費0.8%となっております。

後期高齢者医療制度につきましては、その運営主体である鹿児島県後期高齢者医療広域連合とともに、被保険者への制度周知に努め、また資格等の手続き、被保険者証の発行等、日々の業務のほか、健康保持増進事業として、長寿健診等を実施してまいりました。

今後も高齢化が進むことに伴い、高齢者の医療費が増加することが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額37億6,124万9,078円、歳出総額36億1,503万5,523円、実質収支額は1億4,621万3,555円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が5億7,648万5,353円、構成比15.3%、国庫支出金が10億2,746万4,199円、構成比27.3%、支払基金交付金が10億4,369万7,212円、構成比27.8%、県支出金が5億8,909万4,245円、構成比15.7%、繰入金4億7,697万8,309円、構成比12.7%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が35億2,800万2,610円、構成比97.6%、諸支出金が2,690万1,960円、構成比0.7%、地域支援事業費が4,390万1,544円、構成比1.2%となっております。

今後も市の介護保険事業計画に基づき事業を実施し、介護予防及び高齢者福祉を推進するとと

もに、地域社会の課題を把握しながら高齢者を支える仕組みづくりに努めてまいります。

次に、認定第5号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億2,384万9,934円、歳出総額3億1,661万8,103円、実質収支額は723万1,827円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が6,552万9,484円、構成比20.2%、一般会計繰入金が1億7,437万6,000円、構成比53.9%、市債が7,700万円、構成比23.8%となっております。

歳出は、職員の人件費のほか市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費等、総務費が8,466万396円、構成比26.7%、公債費が2億3,195万7,707円、構成比73.3%となっております。

今後も加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額283万7,797円、歳出総額252万7,912円で、実質収支額は30万9,885円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が252万5,000円、構成比89.0%、繰越金が31万2,732円、構成比11.0%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比99.9%となっております。

次に、認定第7号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億1,251万8,020円、歳出総額1億63万186円、実質収支額は188万7,834円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が2,000万円、構成比17.8%、一般会計繰入金8,904万円、構成比79.1%となっております。

歳出は、管理費が789万6,512円、構成比7.1%、公債費が1億273万3,674円、構成比92.9%となっております。

次に、認定第8号、平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げ

げます。

本案は、平成24年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億5,357万2,411円、総費用が5億3,081万4,814円となり、2,275万7,597円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億4,679万7,962円、構成比98.8%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億9,519万6,986円、構成比93.2%、営業外費用が3,554万7,828円、構成比6.7%となっております。

建設事業の結果といたしまして、田之浦第一水源地電気計装工事及び機械設備工事、森山水源地濾過器設置工事及び濾過器設置地盤改良工事、大迫水源地送水ポンプ取替工事、上苑地区配水管布設替工事、上小西地区配水管布設替工事等を実施しました。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第8号まで説明申し上げましたが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいま議題となっております認定第2号から認定第8号まで、以上7件については、9人の委員で構成する平成24年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第8号まで、以上7件については、9人の委員で構成する平成24年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま設置されました平成24年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、下平晴行君、丸山一君、鶴迫京子君、立山静幸君、金子光博君、岩根賢二君、東宏二君、小園義行君、福重彰史君の9人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成24年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成24年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。
その間、しばらく休憩します。

午後1時54分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に福重彰史君、副委員長に東宏二君がそれぞれ互選されました。

日程第35 閉会中の継続審査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第35、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第36 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第36、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成25年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後2時27分 閉会